ライフル射撃競技
規　則　集

（第２巻）
（１９７６年改訂）
（１９７９年改訂）
（１９８２年改訂）
（１９８４年改訂）
（１９８６年改訂）
（１９９０年改訂）
（１９９４年改訂・第２刷）
（１９９７年改訂）
（１９９９年改訂）
（２００２年改訂）
（２００３年改訂）
（２００５年改訂）
（２００９年改訂）
（２０１１年改訂）
（２０１３年改訂）

社団法人　日本ライフル射撃協会

序　　文

社団法人日本ライフル射撃協会は、従来からISSF（国際射撃スポーツ連盟）の定めた規則を基本として、国内適用規定を補完することで日本国内における各種競技会の運営を行ってきております。

この度ISSFにおいてルールが変更されましたので、当協会においてもライフル射撃競技の規則改訂を行い、２０１３年４月１日から施行することとなりました。

今回のルール改訂では、ライフル種目、ピストル種目共に競技時間の短縮とファイナルの実施方法が大きく変更されています。

選手ならびに競技役員はルールを熟知するとともに、危害予防と安全規定の遵守になお一層の注意を払われることを切望いたします。

最後に、編集の任にあたられた関係諸氏に感謝すると共に、競技に参加される選手諸士の健闘を祈ります。

平成２５年２月２３日

社団法人　日本ライフル射撃協会
競技運営委員長　袴田登喜造

目　　次

第１章　ISSF　CONSTITUTION　略

第２章　ISSF　TERMS　OF　REFERENCE　略

第３章　ISSF　GENERAL REGULATIONS　略

第４章　ISSF 競技者資格・ISSF 商業上権利
ならびにスポンサーシップ／広告ルール　・・・・・・　5

第５章　ISSF アンチドーピングルール　・・・・・・・・・・　15

第６章　ゼネラル　テクニカル　ルール（GTR）　・・・・・・　56
ゼネラル　テクニカル　ルール（GTR）国内適用規定　・　141

第７章　ライフル　ルール（RR）　・・・・・・・・・・・・・　181
ライフル　ルール（RR）国内適用規定　・・・・・・・・・　206

第８章　ピストル　ルール（PR）　・・・・・・・・・・・・・　211
ピストル　ルール（PR）国内適用規定　・・・・・・・・・　237

第９章　前装銃規則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　240

第 10 章　ＩＳＳＦドレスコード　・・・・・・・・・・・・・・・　250

第 11 章　ガイドライン　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　254
ドレスコード国内適用規定　・・・・・・・・・・・・・・　255
役員の公式ユニフォームについて　・・・・・・・・・・・　256
国内競技会での所持許可証他のガイドライン　・・・・・　257

用語の統一について

競技会における「予選」や「本選」などの名称については、従来から何通りかの呼び方がされておりましたが、このルールにおいては、下記に統一しています。

１．　予選　　――　　本選　　――　ファイナル
　（Elimination Events）　(Events)　　(Finals)

２．試射　　――　　本射
　(Sighting Shots)　　(Competition Shots)

競技時間という用語の定義について

今までは試射込みの競技時間であったが、試射が準備時間に移行したので新ルールの説明では混乱しないようにあえて本射時間(ISSFルールでは、「MATCH」と記載)と表記した。今後は得点に関わる“START（スタート）”から“STOP(ストップ)”までの本射時間を競技時間とし、“PREPARATION　AND　SIGHTING　TIME（準備と試射時間）”と区別することにした。

第４章

ＩＳＳＦ競技者資格
ＩＳＳＦ商業上権利
ならびに
スポンサーシップ／広告
ルール

目　次

4.1　　選手の資格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

4.2　　ＩＳＳＦ商業上権利　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

4.3　　スポンサーシップおよび宣伝広告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

4.4　　選手の用具、衣服、付帯物品、履物へのコマーシャルマークの掲示　・・・9

4.5　　メーカー識別表示のルール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

4.6　　スポンサーマークのルール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

4.7　　管理と処罰　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

4.8　　認可　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

注：特定の情報を含む図や表は通番のルールに等しい効力を持つものとする。
　　※については国内適用規定も参照のこと。

重要注意：オリンピック大会においてはＩＯＣルール５０条（広告、デモおよび宣伝）が適用されます。

4.1　**選手の資格**

4.1.1　ＩＳＳＦ競技者資格ルールは、ＩＳＳＦ選手権大会に参加する選手の資格について詳細を記すものである（ＩＳＳＦ ＧＲ 参照)。当ルールはＩＳＳＦ選手権大会で厳格に適用されなければならない。

4.1.2　ＩＳＳＦはオリンピック憲章４０条（参加資格コード)、４１条（競技者の国籍)、５０条（広告、デモおよび宣伝）およびそれらの条文の附則をＩＳＳＦ競技者資格ルールの基本条文として認識する。

4.1.3　ＩＳＳＦ選手権大会に参加するためには、選手は、ＩＳＳＦ ＧＲ 3.6 に従い、自身の所属するＩＳＳＦの正会員である各国競技団体を通して申し込まなければならない。オリンピック大会や大陸大会へは選手の所属する各ＮＯＣを通して申し込む。

4.1.3.1　各国競技団体から申し込まれた選手は、選手の所属する各国競技団体の定めた手続きによって選考された者でなければならない。ただし、オリンピック大会に参加する選手については「オリンピック大会の射撃競技種目参加の特別規定：Special Regulations for the Participation in the Shooting Sport Events of the Olympic Games」についても適用を受ける（ＩＳＳＦ ＧＲ　附則Ｑ)。

4.1.3.2　各国競技団体から申し込まれた選手は、オリンピック憲章ならびにＩＳＳＦ ＧＲに従い、代表する国の国民でなければならない。

4.1.3.3　各国競技団体から申し込まれた選手は、不道徳なもしくはスポーツマンらしくない行動、特にドーピング、暴力行為、人種差別、違法な賭博行為の違反を犯している者であってはならない。

4.1.3.4　各国競技団体から申し込まれた選手は、当ルールに規定されるスポンサーや広告のためのＩＳＳＦルールに違反している者であってはならない。

4.1.4　ＩＳＳＦ選手権大会で競技する選手は、直接、間接を問わず、金銭または物品を、賞品としてまたは大会参加に対して受け取ることができる。ただし、オリンピック大会参加選手はいかなる財政的な支援も受けられない（オリンピック憲章　参加資格コード)。

4.1.5　ＩＳＳＦにより否認されている競技会に、その事実を知りながら参加した選手に対しては、ＩＳＳＦ理事会において決定された期間、ＩＳＳＦ選手権大会に参加できなくなる場合がある。

4.1.6　ＩＳＳＦ選手権大会でＩＳＳＦアンチドーピングルールまたはその他のＩＳＳＦルールにより除外された選手を送り込んだ各国競技団体は、次期総会への出席の権利を除く全ての権利を失うものとする。

4.2　**ＩＳＳＦ商業上権利**

4.2.1　**商業上権利の所有権と利用**

ＩＳＳＦ ＧＲに従い、ＩＳＳＦは、オリンピック大会を除き、ＩＳＳＦ選手権大会およびその他、これから生み出されるものを含めて、ＩＳＳＦ公式行事（総会、会議など）に関係する放送権、認可権、マーケティング権、商品化権、用品権およびその他の権利を保有する唯一の団体である。

ＩＳＳＦは、オリンピック大会を除く、ＩＳＳＦ選手権大会における放送権、認可権、マー

ケティング権、商品化権、用品権を売る権利を持つ。
ＩＳＳＦは、これらのガイドラインを根拠に、有償、無償に関わらず、ＩＳＳＦ選手権大会の組織委員会にこれらの権利の一部を与える決定ができる。そのような場合には大会組織委員会とＩＳＳＦは契約を交わし条件の同意をする。

4.2.2 **ＩＳＳＦロゴ**

ＩＳＳＦロゴはＩＳＳＦの独占所有物である。その使用に関しては、ＩＳＳＦの事前承認を得る必要がある。ＩＳＳＦロゴの正式な形、色、フォントおよびその使用に関しては、ＩＳＳＦ本部にある、“ISSF Corporate identity and Design”のガイドラインに記載してある。

4.2.3 **放送権およびその他のメディアに対する権利**

放送権とは、映像（それに関連した音声とともに）を、従来型の国内または家庭用テレビや映像を放送、配布するような新しく開発された装置へ、放送（ライブ、録画、ハイライトなど)することを含むがこれらのみに限定されるものではない。またそのようなメディアには、移動できる装置に記録やニュースを配信したり、それらの情報にアクセできるようにするラジオ、ハイライト番組、オンライン、インターネットを含むがこれらのみに限定されるものではない。
ＩＳＳＦは自身のウェブサイトを持ち、それや今後開発されうる電子装置を通じて商業上や通信の機会を利用していく。

4.2.4 **マーケティング権と広告ルール**

当ルールはＩＳＳＦ選手権大会のすべての公式行事（練習、競技、開会式、閉会式、表彰式）に適用される。
マーケティング権には、現存する、または、今後スポーツ競技会において開発されうる、すべての販売、認可、商品化の権利を含む。これらの権利の販売は広告やその他適正な利益を含むものである。
看板、旗、ポスターまたは他の物品に表示されている商標等については、当ルールに従っている場合、ＩＳＳＦ選手権大会において、選手の衣服や用具、射場内、射場設備に掲示することができる。
オリンピック大会の期間中は、ＩＯＣルール、特にオリンピック憲章の広告、デモンストレーション、広告コードによって認められた広告以外の看板、旗、ポスター等による広告は許されない。オリンピック大会では商標等は許可されないので、取りはずすかまたは覆い隠されなければならない。覆い隠す場合、ＩＳＳＦルールの厚さと固さに違反しないようにし、できれば同じ色の同じ素材で覆い隠すこと。

4.2.5 **射場内広告**

ＩＳＳＦ選手権大会の射場内での広告では選手の照準を妨げるような方法での標的設置領域への広告設置はできない。
ＩＳＳＦはＩＳＳＦ選手権大会の行われる射場の主要な出入り口、公式スコアボード、および、公式採点モニター、標的枠、ビブ番号へのスポンサー表示を管理する権利を保有する。
上記の広告スペースの場所の計画や大きさについてはＩＳＳＦの事前承認を必要とする。
利用できるスペースのすべてまたは一部を１社の広告代理店と一括で契約することはでき

る。代理店が決定した場合には、ＩＳＳＦ選手権大会または公認試合の３ヶ月前までに、事務局長あてに、代理店の名前と開催国の競技団体との契約の詳細を送付しなければならない。その他のすべての利用できる広告スペースによる利益は組織委員会のものとなる。

4.3 **スポンサーシップおよび広告**

4.3.1 スポンサーシップとは金銭、物品、サービスの形で選手に提供される選手本人あるいは所属団体への契約に基づく支援のことである。

4.3.2 当ルールはＩＳＳＦ選手権大会のすべての公式行事（練習、競技、開会式、閉会式、表彰式）に適用される。

4.3.3 各国競技団体は会社や商業組織とスポンサーシップ、用品提供、広告に関する契約を結ぶことができる。

4.3.4 個々の選手は個別のスポンサーシップ契約を会社や商業組織と結ぶことができる。

4.3.4.1 これらの契約は各国競技団体およびＩＳＳＦのルールを尊重しなければならない。

4.3.5 スポンサーシップ契約では、選手の写真、名前、競技の様子を契約会社の広告媒体への掲載を許可することができる。

4.3.6 このような契約に基づく個々の選手への金銭の支払いは選手本人または各国競技団体に行うことができる。

4.4 **選手の用具、衣服、アクセサリー、履物のマークの掲示**

4.4.1 **商標（トレードマーク）**

商標（トレードマーク）とは、他社の物と区別するために、会社、製品、サービスに付けられた法的な検証としての固有の名称、シンボル、モットー、またはデザインのことである。

4.4.2 **コマーシャルマーク**

コマーシャルマークとは、競技中に使用される用具、付帯物品、衣服、履物に付けられた商標や商業表示などの目で見ることのできるもの全てのことである。コマーシャルマークは次の２種に区分される。

4.4.3 **メーカー識別表示**

メーカー識別表示とは、メーカー(商標主)がその製品の認証、製造者を明らかにする目的で、製品上に表示するメーカー名や商標のことである。

4.4.4 **スポンサーマーク**

スポンサーマークとは、製品上のメーカー識別表示以外の全ての商業的表示のことである。

4.5 **メーカー識別表示のルール**

4.5.1 **ＩＳＳＦ選手権大会における追加制限**

用具、衣服、付帯物品では１つにつき１個のメーカー識別表示が許される。銃の部品についてはそれぞれが用具と見なされる。

リアサイトに取り付けるタイプのブラインダーおよび帽子、射撃メガネ、ヘッドバンドに取り付けるタイプのフロントおよびサイドブラインダーへのメーカー識別表示は許されない。

オリンピック大会についてはＩＯＣが特別ルールを施行している。詳細はオリンピック憲章５１条およびその附則に記載してある。

4.5.2 **メーカー識別表示の計測**

メーカー識別表示は次のように分類することができる。

・メーカー名。

・メーカーロゴ。

・メーカー名とメーカーロゴの組合せ。

メーカー識別表示は次のようにして計測される。

規則的な形状　メーカー識別表示が長方形または正方形の場合、数学的に表面積を計算する。

不規則な形状　メーカー識別表示が不規則な形状の場合、そのメーカー識別表示全体を覆うことのできる長方形の面積をもってその大きさとする。

組合せの形状　メーカー識別表示がメーカー名とメーカーロゴを組み合わせたものの場合、そのメーカー識別表示全体を覆うことのできる長方形の面積をもってその大きさとする。

4.6 スポンサーマークのルール

4.6.1 スポンサーマークの全般ルール

ナショナルチームに提供される用具や物品のメーカー識別表示に関しては、当ルールの明細に従わなければならない。

素肌の上に直接スポンサーマークを付けることは認められない。

練習中並びに競技中はスポンサーマークを見せるためだけの物品や競技で使用しない物品はすべて許されない。

練習中並びに競技中に会場内では、当ルールの明細に違反するようなコマーシャルマークの付いた服を着た選手の写真等は宣伝広告に使うことはできない。

選手の使用する用品へのスポンサーマークの表示とそのサイズについては**表１**に定められている。

4.6.2 Ｂｉｂ（スタート）番号

選手の使用するＢｉｂ(スタート)番号にはＩＳＳＦ選手権大会のスポンサーの広告を全てに同様に入れることができる。スポンサーのためにＢｉｂ(スタート)番号の内１５０ｃｍ^{2}を超えないかまたは全体の２５%以内の部分を割り当てることができる。Ｂｉｂ(スタート)番号には選手の苗字、名前のイニシャルおよび国名が表示されていなければならない。国名はＩＯＣの略称を用いなければならない。文字の大きさは少なくとも高さ２０ｍｍ以上で可能な限り大きいものを使用すべきである。

ショットガン種目では選手の着用する上着の背面、肩の部分に選手の国名のＩＯＣ略号、苗字、名前のイニシャルを表示しなければならない。

4.7 管理と処罰

各国競技団体はＩＳＳＦとともにＩＳＳＦ競技者資格ならびにスポンサーシップルールを遵守させる責任を負う。

競技ジュリーは、競技会場および練習会場において、選手の用具や衣服の広告表示に関するＩＳＳＦルールを遵守させる責任を負う。

違反のある場合、ジュリーは口頭警告または文書による警告を出さなければならない。このルールに同意しない選手は競技の開始や継続を許されない。

このルールの違反に関する競技ジュリーによる裁定に対しては上訴することができる。上訴

ジュリーによる裁定は最終のものである。

選手の承諾または了解を得ず、商品の広告、推薦、販売に関して、選手の名前、タイトル、個人写真を使用された場合、当該選手は“委任状”を所属国競技団体またはＩＳＳＦに提出し、必要な場合、競技団体やＩＳＳＦが疑義のある広告主に対し法的手段が執れるようにすることもできる。もし選手がそのような措置を執らない場合、ＩＳＳＦは選手が広告主に対し全面的な許可を与えているものとして判断する。

4.8 **認可**

この競技者資格ルールは２００８年４月７日の北京（中国）および２０１２年１１月１２日のアカプルコ（メキシコ）におけるＩＳＳＦ理事会に於いて、修正、承認されたものである。当ルールはＩＳＳＦ競技者資格ルールの以前の版に替わり、２０１３年１月１日より有効となる。

次のルールはこれらＩＳＳＦ競技者資格ルールの一部であり、ＩＯＣのウェブサイトで見ることができる。

オリンピック憲章規則４０－参加資格規程－規則４０付属細則

オリンピック憲章規則４１－競技者の国籍－規則４１付属細則

オリンピック憲章規則５０－広告、デモンストレーション、宣伝－規則５０付属細則

表１：スポンサーマークの特別ルール

分類／用品		
用具	**適用ルール**	
銃	銃にはスポンサーマークを２個までつけることができる。同じ大きさ、同じ種類のマークを銃の両側に表示することができる。	
その他の用具	ライフルスリング、ニーリングロール、ライフルスタンド、スコープスタンド、監的スコープ、銃ケース、射撃バッグ、スーツケース、衣装鞄などについては、制限はない。	
競技用の服装	**適用ルール**	**その他の制限**
射撃用の上着 （射撃ジャケット、射撃ベスト、シャツ、スウェットトップなど）	前面：肩および中央領域（胴体の上部１／３および中央部１／３）、５個まで（３スポンサー、１ＩＳＳＦエンブレム、１所属国競技団体エンブレム）。	左側の上部１個はＩＳＳＦエンブレムが予約（左利き選手の場合は右側）。左側の中央部１個は各国競技団体のエンブレム、旗
	背面：肩の領域（胴体の上部１／３）、スポンサーマークはつけられない。	選手の名前と国籍のＩＯＣ略号またはＢｉｂ番号を表示。国旗を使う場合はＩＯＣ略号の左側（向かって左）に付ける。
	背面：胴中央領域（胴体の中部１／３）、スポンサーマークはつけられない。	Ｂｉｂ番号のみを表示。
	前面：尻の領域（胴体の下部１／３）、２個まで。	なし。
	背面：尻の領域（胴体の下部１／３）、３個まで。	なし。
	そで：１個まで。	メーカー識別表示は同じものが両そでに提示できる。
射撃ズボン、ズボン、半ズボン、スウェットパンツなど	ズボンの脚部：１個まで	メーカー識別表示は同じものが両脚に提示できる。
スカート	１個	なし。
正装ユニフォーム	**適用ルール**	
ドレスユニフォーム	公式ドレスユニフォームには各国競技団体が規定したスポンサー名または商標を５個までつけることができる。	ドレスユニフォームとは、大会の全ての公式行事で選手やチームメンバーが着用する各国競技団体の名前や略号およびエンブレムのついた全ての衣服のことである。ドレスユニフォームにつけられた１個のメ

		ーカー識別表示はスポンサーマークとしては数えない。
カジュアルな衣服	**適用ルール**	
カジュアルな衣服	制限なし。	選手が大会会場内で着用する、競技中の服装およびドレスユニフォームを除く、全ての衣服を含む。
付帯物品	**適用ルール**	**その他の制限**
ベルト、タオル、ソックス、水筒、グローブ、眼鏡、射撃用眼鏡、サイドブラインダー、イヤーマフ、靴	制限なし。	なし。
ヘッドギア	前と後は国、各国競技団体、ＩＳＳＦまたは大会組織委員会のエンブレムのみつけることができる。	なし。
ブラインダー	スポンサーマークは禁止。	

スポンサーマーク（全種目）　①

上着正面（右利き選手用）

大きさの制限はない

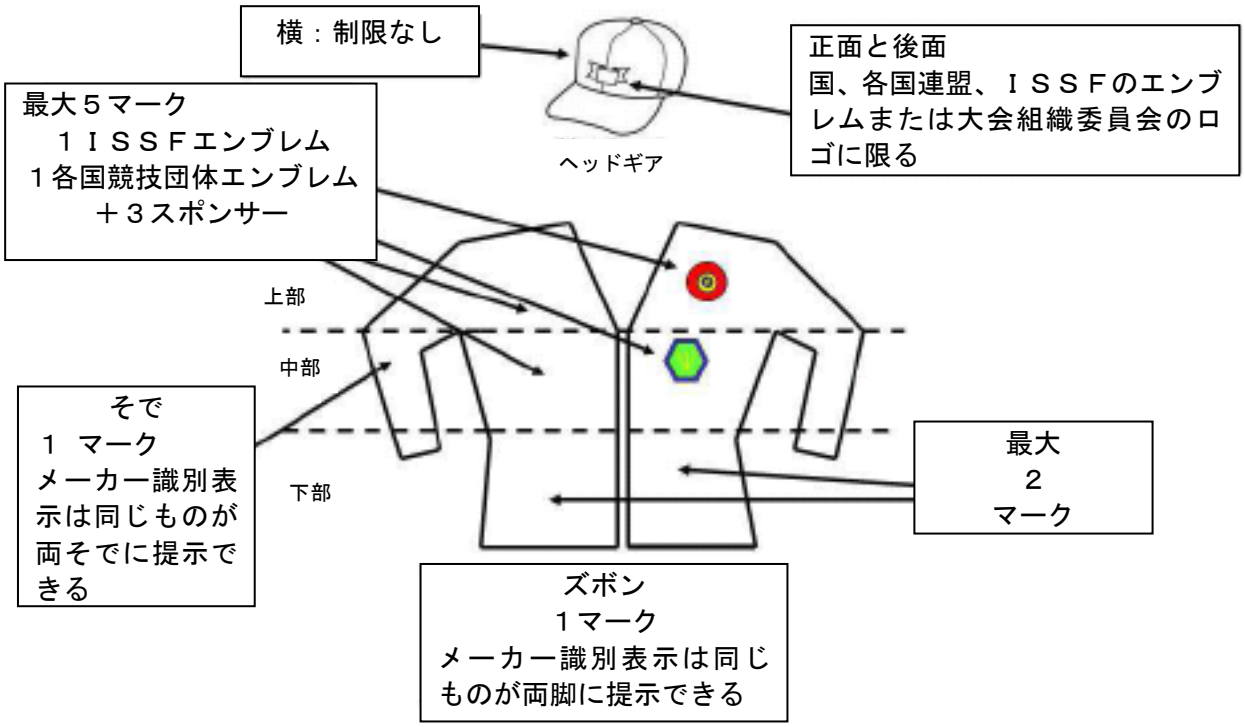

スポンサーマーク（クレー種目以外）　②

上着背面（右利き選手用）

大きさの制限はない

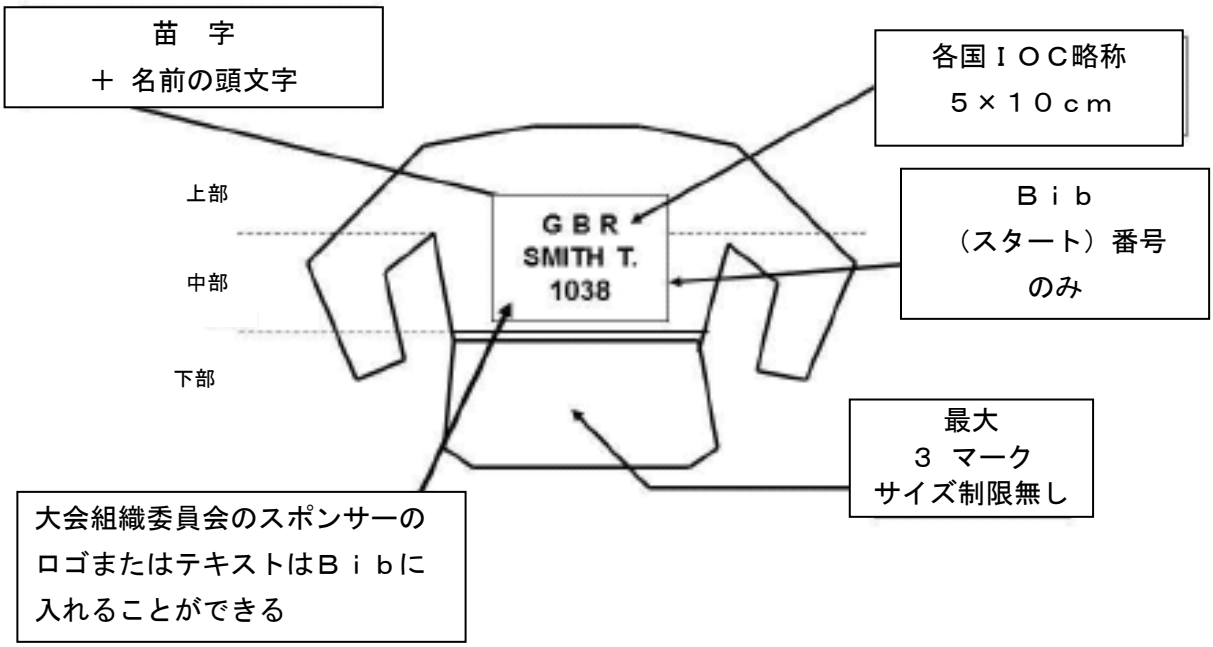

第５章

ＩＳＳＦアンチドーピング
レギュレーション

目　次

序　　論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
第１条　　ドーピングの定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
第２条　　ドーピング防止規則違反　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
第３条　　ドーピングの証明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
第４条　　禁止表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
第５条　　検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
第６条　　検体の分析　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
第７条　　結果の管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
第８条　　公正な聴聞会に参加する権利　・・・・・・・・・・・・・・・・・30
第９条　　個人成績の自動的失効　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
第１０条　個人に対する制裁措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
第１１条　チームに対する措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
第１２条　ＩＳＳＦ加盟競技団体に対する制裁措置と課金　・・・・・・・・・39
第１３条　不服申し立て　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
第１４条　ＩＳＳＦの検討する権利　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
第１５条　報告と承認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
第１６条　相互承認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
第１７条　時効　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
第１８条　ＷＡＤＡに対するＩＳＳＦの遵守報告　・・・・・・・・・・・・・46
第１９条　アンチドーピングルールの改正と解釈　・・・・・・・・・・・・・46
第２０条　選手またはその他の人の追加的な役割および責務　・・・・・・・・47
付属文書１　定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

※については国内適用規定も参照のこと。

序　論

序文

ドーピング防止規則は、競技会の規則と同様、スポーツを行う上での条件を取り決める規則である。選手またはその他の人はこれらＩＳＳＦアンチドーピングルールを参加要件として承諾し、それに拘束されることとなる。ドーピング防止規則を世界的な、調和の取れた方法で実施することを目的とするこれらのスポーツ特有の規則および手続きは、刑事手続きおよび雇用に関する事項に適用のある国内の要件および法的基準とは性質上区別され、それゆえ、それらに従うものではなく、これらにより制約されるものでもない。これらのアンチドーピングルールは、公正なスポーツを目指す世界中の幅広い関係者からの賛同を得ていることを反映している。

最初のＩＳＳＦアンチドーピングルールは１９８２年１０月３０日にベネゼイラのカラカスで行われたＵＩＴ（ＩＳＳＦ）の通常総会において承認され、そのとき以来、必要と要求により改正され管理理事会での承認を得てきた。ＩＳＳＦアンチドーピングルール（“ルール”）は世界ドーピング防止規程（“コード”）に基づくＩＳＳＦの責務に沿って、また射撃競技におけるドーピングを根絶しようとするＩＳＳＦの継続的な努力を促進するために採用され、実施される。

コードは世界アンチドーピング機構（ＷＡＤＡ）のウェブサイト（ｗｗｗ．ｗａｄａ－ａｍａ．ｏｒｇ．）からダウンロードできる。

ＩＳＳＦアンチドーピングルールの基本原理

ドーピング防止プログラムの目標は、スポーツ固有の価値を保護することである。これは、スポーツ精神と呼ばれ、オリンピック精神の真髄でもある。スポーツ精神は、人間の魂、身体および心を祝福するものであり、次に掲げる価値によって特徴づけられる。

・倫理観、フェアプレーと誠意
・健康
・優れた競技能力
・人格と教育
・楽しみと喜び
・チームワーク
・献身と真摯な取組
・規則・法律を尊重する姿勢
・自分自身とその他の参加者を尊重する姿勢
・勇気
・共同体意識と連帯意識

ドーピングは、スポーツ精神に根本的に反するものである。

範囲

これらアンチドーピングルールは、ＩＳＳＦ、ＩＳＳＦの各加盟競技団体および各参加者に、ＩＳＳＦやその加盟競技団体の活動の中で、ＩＳＳＦやその加盟競技団体またはそれらの活動または競技会への参加者の会員登録、認定、参加という力をもって、適用されることとなる。

・ＩＳＳＦ憲章のアネックスＡ規制される全ての国際、地域、国内射撃大会（以下、まとめてＩＳＳＦ大会

とする）では、このルールの中で特に規定しているもの以外は、コードの実質的な原理によって直接的に管理される。加盟競技団体、その登録選手や射撃競技に関わる人々は競技会の参加要件としてこのアンチドーピングルールを承認し、このルールの適用を受けることとなる。

・これらのアンチドーピングルールは、検査権限を持つＩＳＳＦおよびその加盟競技団体の行うすべてのドーピングコントロールに適用されることとなる。そういうものとして、ＩＳＳＦの大会に登録または参加するすべての選手およびその他の人は、ドーピングコントロールを受けることおよびこのルールに従って大会中や練習中および競技会外に行われる、医学的、臨床的、生物学的検査を受けることを容認する。低年者の参加者からの同様の書類には法的な保護者による許諾がなければならない。

・ＩＳＳＦとその加盟競技団体は故意であるか無いかに関わらず射撃競技における禁止薬物および方法の使用の防止に専念し、ＷＡＤＡと互いに協力して、すべてのレベルでドーピングのないスポーツへの情報と教育プログラムを計画し、実施し、評価し、監視していく。

第１条　**ドーピングの定義**

ドーピングとは、後述されるこのアンチドーピングルールの 2.1 から 2.8 に記載されるアンチドーピングルール違反の１つ以上が生じることをいう。

第２条　**アンチドーピングルール違反**

選手およびその他の人は、アンチドーピングルール違反の構成要件、禁止表に掲げられた物質および方法を知る責任を負わなければならない。

次に揚げるものがアンチドーピングルール違反となる。

2.1　**選手の検体に禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーが存在すること。**

2.1.1　禁止物質が体内に入らないようにすることは、各選手が自ら取り組まなければならない責務である。自己の検体に禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーの存在が検出された場合、選手はその責任を負う。ゆえに、2.1 に基づくアンチドーピングルール違反を証明するためには、選手に使用に関しての意図、過誤、過失または使用を知っていたことが示される必要はない。

2.1.2　2.1 におけるアンチドーピングルール違反の十分な証明は次の事項のいずれかが証明されることである。選手の検体Ａから禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーの存在が検出され、選手が検体Ｂの分析を放棄し、検体Ｂが分析されなかった場合、または選手の検体Ｂが分析され、その中に検体Ａで見つかった禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーの存在が確かめられた場合。

2.1.3　禁止表に量的報告閾値が明記されている物質を除き、選手の検体に禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーの存在が検出された場合、その量の多少にかかわらずアンチドーピングルール違反が成立する。

2.1.4　2.1 の例外として、内因的にも生成されうる禁止物質に対する評価に関する特別の基準を禁止表または国際基準において定めることができる。

2.2　**選手による禁止物質もしくは禁止方法の使用またはその使用を企てること。**

2.2.1　禁止物質が体内に入らないようにすることは、各選手が自ら取り組まなければならない責務

である。ゆえに、禁止物質もしくは禁止方法の使用によるアンチドーピングルール違反を証明するためには、選手に使用に関しての意図、過誤、過失または使用を知っていたことが示される必要はない。

2.2.2 禁止物質または禁止方法の使用または使用の企てが成功したか否かは重要ではない。アンチドーピングルール違反は、禁止物質または禁止方法を使用したこと、またはその使用を企てたことにより成立する。

2.3 **このアンチドーピングルールによって認められた通知を受けた後に、検体の採取を拒否し、もしくはやむを得ない理由によることなく検体の提出を行わず、またはその他の手段で検体の採取を回避すること。**

2.4 **検査の国際基準を満たすルールに基づき宣告された、要求される居場所情報を提出しないことおよび検査を受けないことを含む、競技会外検査への選手の参加に関する要請に違反すること。**

2.4.1 検査を受けないこともしくは要件が満たされないことまたはその両方が、選手の管轄権を持つアンチドーピング機構によって決められた１８ヶ月間に３回起きた場合、アンチドーピングルール違反となる。

2.5 **ドーピングコントロールの一部に不当な改変を施し、または不当な改変を企てること。**

2.6 **禁止物質または禁止方法を保有すること。**

2.6.1 競技会検査における禁止物質または禁止方法を競技会に参加した選手が保有することまたは競技会外の検査における禁止物質または禁止方法を競技会外で選手が保有すること。ただし、当該保有が 4.4（治療目的使用）に従って付与された治療目的使用に係る除外措置（ＴＵＥ）またはその他の正当な理由に従っているものであることを選手が証明した場合は、この限りではない。

2.6.2 選手、競技会または練習に関係して、競技会検査における禁止物質または禁止方法を競技会に参加した選手支援要員が保有することまたは競技会外の検査における禁止物質または禁止方法を競技会外で選手支援要員が保有すること。ただし、当該保有が 4.4（治療目的使用）に従って選手に付与されたＴＵＥまたはその他の正当な理由に基づくものであることを選手支援要員が証明した場合は、この限りではない。

2.7 **禁止物質または禁止方法の不正取引を行う、または不正取引を企てること。**

2.8 **競技会検査における禁止物質または禁止方法を競技会に参加した選手に行うことまたは行おうと企てること、および競技会外の検査における禁止物質または禁止方法を競技会外で選手に行うことまたは行うことを企てること、およびアンチドーピングルールに違反もしくは違反の企てに関係する支援、奨励、示唆、隠蔽、その他の共同行為を行うこと。**

第３条 ドーピングの証明

3.1 挙証責任および証明の程度

アンチドーピングルール違反が発生したことを証明する責任は、ＩＳＳＦおよびその加盟競技団体が負うものとする。証明の程度は、聴聞機関がＩＳＳＦやその加盟競技団体の主張が真摯に行われているという心証を持ち、納得できる程度にその違反をＩＳＳＦやその加盟競

技団体が証明できたか否かとする。当該証明の程度は、全ての事例について、単なる証拠の優越の程度は超えるべきであるが、合理的疑いの余地がないほどまで証明する必要はない。アンチドーピングルールに違反したとされた選手またはその他の人が推定事項に反論または特定の事実や事情を証明するための挙証責任を当ルールによっておわされる場合、証明の程度は、選手により高い挙証責任を満たさなければならない 10.4 や 10.6 に規定されているものを除き、証拠の優越とする。

3.2 **事実および推定事項の証明方法**

アンチドーピングルール違反に関する事実は、自白を含む信頼性のおける手段により証明される。ドーピング事例においては、次の証明原則が適用される。

3.2.1 ＷＡＤＡ認定の検査施設では、検査施設に関する国際基準に基づいて検体の分析および管理手続きを実施しているものと推定される。選手またはその他の人は、違反が疑われる分析結果の合理的な原因となる検査施設に関する国際基準からの乖離を証明することにより、その推定に反論できる。選手またはその他の人が、違反が疑われる分析結果の合理的な原因となる検査施設に関する国際基準からの乖離を提示することによって、その推定に反論しようとする場合、ＩＳＳＦやその加盟競技団体は、その乖離が、違反が疑われる分析結果の原因ではないことを証明する責任を負う。

3.2.2 国際基準や他のアンチドーピングルールや方針からの乖離が、違反が疑われる分析結果またはその他のアンチドーピングルール違反の原因となるものではない場合、これらの結果等は無効にはならない。選手またはその他の人が別の国際基準や他のアンチドーピングルールや方針からの乖離が違反が疑われる分析結果の原因となっていると合理的に証明した場合、ＩＳＳＦやその加盟競技団体は、その乖離が、違反が疑われる分析結果の原因ではないことまたはアンチドーピングルール違反の事実的根拠の原因ではないことを証明する責任を負う。

3.2.3 適格な管轄権を持つ裁判所や専門の懲罰機関が下し、不服申立てされていない裁定によって証明された事実は、これらの事実に関する裁定を受けた選手やその他の人にとって反駁できない証拠となる。ただし、選手やその他の人がその裁定が正義の原則に違反している事を証明した場合はこの限りでない。

3.2.4 アンチドーピングルール違反に関する聴聞の中で聴聞会は、聴聞に先んじて設けられた適当な時間の後に、アンチドーピング違反を犯したとされる選手やその他の人による聴聞会への出席（聴聞会の用意した電話でもよい）し、聴聞会やアンチドーピングルール違反を主張するアンチドーピング組織からの質問に答えることを拒否した場合、このことに基づき、選手やその他の人に不利益となる推測をしてもよい。

第４条 禁止表

4.1 **禁止表の適用および公表**

本アンチドーピングルールでは、コードの 4.1 に記述されているようにＷＡＤＡが改定し、公表する禁止表が適用される。ＩＳＳＦは最新の禁止表が加盟競技団体に利用可能になるようにする。また、加盟競技団体は最新の禁止表がその会員や構成員に利用できるように保証するようになる。

予見可能性を確保するため、変更の有無に関わらず、新しい禁止表は毎年公表される。現在有効な禁止表はＷＡＤＡのウェブサイト www.wada-ama.org に用意されている。

4.2 **禁止表において特定される禁止物質および禁止方法**

4.2.1 禁止物質および禁止方法

禁止表または改定において別段の定めがない限り、禁止表およびその改定は、ＷＡＤＡにより公表された３ヵ月後に、ＩＳＳＦやその加盟競技団体による何らの手続きを要することなく、このアンチドーピングルールのもとで有効となる。ベータ遮断薬は射撃競技において競技会内および競技会外の両方で常に禁止され、採取された検体は常にベータ遮断薬の分析が行われるようになる。

4.2.2 特定物質

第 10 条（個人に対する制裁措置）の適用にあたり、すべての禁止物質は「特定物質」とされるが、(a)蛋白同化薬とホルモンおよび(b)ホルモン拮抗薬と調節薬および禁止表に明示された興奮薬については除かれる。禁止方法は特定物質とはされない。

4.3 **禁止表に物質および方法を掲げる際の判断基準**

4.3.1 コードの 4.3.3 にあるように、禁止表にあげられる禁止物質と禁止方法および禁止表におけるそれらの分類のＷＡＤＡの裁定は最終のものであり、選手やその他の人によって、その物質や方法が隠蔽薬でないとか、能力を高める可能性や健康に対する危険性やスポーツの精神に違反する事はないといった論争を基にした異議を述べる余地はないものとする。

4.3.2 アルコールは射撃競技の禁止表に含まれていないし、血中アルコール濃度も検査施設の分析結果の中で報告されない。しかしながら、アルコールは選手の健康にとって危険であり、もっと重要なことは、その誤用により射撃場内の安全が重大な危機にさらされることにある。アルコールやその他の薬品の中毒症状を起こしている選手は即座に射場から退場させるべきである。酒気検知器や精神運動検査をこの問題における判断を容易にするために用いることはできる。

4.4 **治療目的使用**

4.4.1 禁止物質や禁止方法の使用が必要とされる症状となった選手は、まず最初にＴＵＥを手に入れなければならない。禁止物質またはその代謝物質またはそのマーカーの存在（2.1）、または禁止物質や禁止方法の使用または使用の企み（2.2）、または禁止物質や禁止方法の保有（2.6）、または禁止物質の投与や禁止方法の実施（2.8）がＴＵＥの国際基準に従って付与された適切なＴＵＥに関する条項と一致するならば、アンチドーピングルール違反とはみなされない。

4.4.2 ＩＳＳＦの検査対象者登録リストに含まれる選手およびＩＳＳＦが認定した国際大会および国際競技会に参加する国際レベルの選手はＩＳＳＦよりＴＵＥを手に入れなければならない。ＴＵＥの申し込みはできるだけ早く（検査対象者登録リストに登録されている選手の場合、その選手がリストに登録されたことを最初に知った時となる）しなければならない。また、どのような大会でも、大会への参加申し込みの３０日以上前（緊急事態の場合を除く）にしなければならない。ＩＳＳＦのＴＵＥの付与は、ＡＤＡＭＳを通じ、その選手の所属する加盟競技団体およびＷＡＤＡに通知される。

4.4.3　ＩＳＳＦの検査対象者登録リストに含まれない選手およびＩＳＳＦが認定した国際大会および国際競技会に参加しない選手は国内アンチドーピング機構または加盟競技団体によって指名されたその他の団体より、国内アンチドーピング機構または加盟競技団体の取り決めたルールに従い、ＴＵＥを手に入れなければならない。ＴＵＥの申し込みはできるだけ早く（検査対象者登録リストに登録されている選手の場合、その選手がリストに登録されたことを最初に知った時となる）しなければならない。また、どのような大会でも、大会への参加申し込みの３０日以上前（緊急事態の場合を除く）にしなければならない。加盟競技団体は、そのようなＴＵＥを付与したことを、速やかにＩＳＳＦおよびＷＡＤＡに通知することになる。国際大会に参加しようと思っている選手に対する国内レベルのＴＵＥについて、ＩＳＳＦはその効力を認める場合もあるが、認めない場合もある。

4.4.4　ＩＳＳＦの大会に参加しようと思っている国内レベルの選手はＩＳＳＦよりＴＵＥを手に入れなければならない（その選手がすでに国内レベルのＴＵＥを持っている、いないに関わらず）。ＩＳＳＦは、ＴＵＥの国際基準に従い、適切な書類による申し込みを評価したうえで、その選手に対する同じ物質の国際レベルのＴＵＥの追加を保証する。

4.4.5　ＩＳＳＦは、国際レベルで争うまたは争うつもりの選手のベータ遮断薬使用のＴＵＥを付与したり、その特別な状況を認めたりすることはない。

4.4.6　ＩＳＳＦは、ＴＵＥを求める要請を検討するために、ＴＵＥの国際基準に従って委員会（ＴＵＥパネル）を任命する。このＴＵＥパネルの委員は、ＴＵＥの国際基準に従い、速やかに申請を評価し、この申請に対する裁定を行う。この裁定はＩＳＳＦにおける最終のものとなる。ＴＵＥに対する裁定は、第１３条にあるように、不服申立てすることができる。

4.4.7　国際水準の選手または国際大会に参加する選手または国内アンチドーピング機構や加盟競技団体の検査対象者登録リストに登録されている国内レベルの選手に対してＴＵＥが付与された場合、ＷＡＤＡは、随時、職権により当該付与を審査することができる。さらに、ＴＵＥの申請が却下されたそのような選手から要請があった場合、ＷＡＤＡは当該却下についても審査することができる。ＷＡＤＡは、このようなＴＵＥの付与または却下がＴＵＥの国際基準に合致していないと判断した場合、その裁定を覆すことができる。ＴＵＥに対する裁定は、第１３条にあるように、不服申立てすることができる。

第５条　検査

5.1　検査の権威

加盟競技団体が管轄するすべての選手は、参加した競技会や大会に於いて検査をする責任を負ったＩＳＳＦおよび選手の所属する加盟競技団体やその他のアンチドーピング機構の行う検査を受けることになる。加盟競技団体の管轄するすべての選手は、資格停止期間中の者や暫定的資格停止の者も含めて、いつでもどこでも、事前通告があるなし、競技会内、競技会外にかかわらず、ＩＳＳＦおよびＷＡＤＡまたは選手の所属する加盟競技団体および選手の居合わせる国または選手の国籍、住居、資格、所属するスポーツ団体のある国の国内アンチドーピング機構やオリンピック大会に関連してＩＯＣ、パラリンピック大会に関連してＩＰＣ、選手の参加した大会や競技会で検査をする責任のあるアンチドーピング機構による検査を受けることになる。すべての選手は検査を管轄するアンチドーピング機構による検査の

要請には従わなければならない。

5.2 **検査分配計画**

同一の選手を対象として検査を実施する他のアンチドーピング機構との間で調整し、また、検査の国際基準に適合させながら、ＩＳＳＦと加盟競技団体は次のことをすることになる。

5.2.1 年間検査分配計画を公表し実行する。

5.2.2 各検査対象者登録リストに含まれる選手に限らず、検査権限を有する競技者に対し、実効性のある回数の競技会内および競技会外の検査を実施する。

5.2.3 例外的状況下にある場合を除き、競技会外の検査は事前通告無しとする。

5.2.4 特定対象検査を優先的に実施する。

5.2.5 資格停止期間にある選手や暫定的資格停止期間にある選手に対する検査を実施する。

5.3 **検査基準**

ＩＳＳＦやその加盟競技団体によって実施される検査は、ＩＳＳＦ年間検査分配計画にそって、検査時点で有効な検査の国際基準に十分適合したものとなる。

5.4 **検査の調整**

5.4.1 大会時の検査

ドーピングコントロール用の検体採取は、国際大会および国内大会の双方で行うこととなる。ただし、以下において別に定める場合を除き、大会期間中に検査を主管する団体は１団体に限るものとする。国際大会において、ドーピングコントロール用の検体採取は、当該大会の決定機関である国際機関（例：オリンピック大会はＩＯＣ、世界選手権大会はＩＳＳＦ、パンアメリカン大会はパンアメリカンスポーツ機構）が主管するものとする。国内大会において、ドーピングコントロール用の検体採取は、その国のアンチドーピング機構または加盟競技団体が主管するものとする。

5.4.1.1 ＩＳＳＦやその加盟競技団体が、検査を主管しない大会においてその大会期間中に、その大会に参加している選手に対して追加検査の実施を望む場合、ＩＳＳＦやその加盟競技団体は、まず、追加検査の実施の許可を取得し、かつ、調整するために、大会の決定機関と協議しなければならない。ＩＳＳＦやその加盟競技団体が大会の決定機関の回答に満足しない場合、ＩＳＳＦやその加盟競技団体は、ＷＡＤＡに対し追加検査の実施を許可し、その追加検査をいかに調整すべきかについて決定するように求めることができる。

5.4.2 競技会外検査

競技会外の検査は国際および国内機関の双方が主管するものとする。競技会外検査を主管できるのは、（ａ）ＷＡＤＡ、（ｂ）オリンピック大会またはパラリンピック大会の場合、ＩＯＣまたはＩＰＣ、（ｃ）ＩＳＳＦまたはその加盟競技団体、または、（ｄ）5.1（検査の権威）に定められている選手に対する検査の管轄を有するその他のアンチドーピング機構とする。競技会外検査については、合理的に実行可能な場合には、ＡＤＡＭＳを通じて調整を行うものとし、検査活動全体の実効性を最大限に発揮させるとともに、各選手に対する不要な重複検査を回避する。

5.4.3 報告

ＩＳＳＦおよび加盟競技団体は検査完了の報告を、15.5 に従い、検査の不要な重複を避け

るために、ＷＡＤＡ情報交換センターに速やかに行うことになる。

5.5 **選手の居場所情報の要求**

5.5.1 **国際レベル検査対象者登録リスト**

国際レベル検査対象者登録リスト（ＲＴＰ）は、それぞれの国際大会ごとに毎月更新されるＩＳＳＦの公式世界ランクリストの上位の選手によって構成され、ＩＳＳＦのインターネットウェブサイト上で発表される。毎年１月１日時点でのＩＳＳＦ公式世界ランクリストの上位５名の選手によって国際レベルＲＴＰは作られる。その年のうちにＩＳＳＦ公式世界ランクリストの５位までに入った選手は自動的にその年の国際レベルＲＴＰに登録されることになる。

5.5.2 **検査対象者登録リスト掲載者への要求**

居場所情報の提供に係る最終的な責任は、選手が居場所情報の提出を助ける代理人を指定していたとしても、各選手個人にある。検査の国際基準に従い、ＲＴＰに載っている個々の選手は、他の要求をこなす中で、ＡＤＭＡＳを通じてまたはその他適切な方法で、最新の居場所情報をＩＳＳＦ本部に送らなければならない。

5.5.3 **居場所情報未提出**

選手が居場所情報をＩＳＳＦに通知することを失敗することにより、検査の国際基準の 11.3.5 の状況となった場合、2.4 の意図するところの、居場所情報未提出とみなされることとなる。

5.5.4 **検査未了**

選手が申告した居場所での検査に現れることに失敗することにより、検査の国際基準の 11.4.3 の状況となった場合、2.4 の意図するところの、検査未了とみなされることになる。

5.5.5 **国内レベル検査対象者登録リスト**

各加盟競技団体は国内上位選手の国内レベル検査対象者登録リストの作成に関して各国アンチドーピング機構を支援することになる。登録された選手には検査の国際基準の居場所情報の要求を課される。ＩＳＳＦ検査対象者登録リスト掲載選手の居場所情報については、ＩＳＳＦと各国アンチドーピング機構（要求があればＷＡＤＡの協力も得て）は、5.5.6 に従って、選手から受け取った居場所情報に責任を持ち、その情報を互いに（その他のアンチドーピング機構とも）共有することに同意する。

5.5.6 5.5.2 および 5.5.5 に従って提供された居場所情報は、厳格な条件を含む検査の国際基準の 11.7.1(d)および 11.7.3(d)に従って、ドーピングコントロールの目的のみに使用するため、ＷＡＤＡや選手の検査の管轄権を持つその他のアンチドーピング機構と共有される。

5.6 **競技会からの引退と復帰**

5.6.1 ＩＳＳＦ検査対象者登録リストに掲載されているとしてＩＳＳＦに認識されている選手は、検査の国際基準にある居場所情報の要求に応じる義務を含め、このアンチドーピングルールの拘束を受け続けるが、選手が引退したことをＩＳＳＦに文書で通知するか、ＩＳＳＦ検査対象者登録リストに掲載される基準を満たせなくなったことがＩＳＳＦによって知らされた場合はその限りでない。

5.6.2 ＩＳＳＦに引退を通告した選手が競技に復帰する際には、復帰しようとする６ヶ月以上前に

ＩＳＳＦに通知し、この期間に検査の国際基準による居場所情報の提供（要求された場合）への同意を含む、無通知の競技会外検査にいつでも応じるものとする。

5.6.3　加盟競技団体は国内検査対象者登録リストに載っている選手の競技会からの引退と復帰についての上記と同様の必要要件を定めることができる。

5.7　**検査対象選手の選定**

5.7.1　国際大会において、ＩＳＳＦは、年間検査配分計画に従って、検査を受ける選手を決定する。その中には次の者が含まれる。

・メダル受賞者。
・世界記録を更新、または世界タイ記録を樹立した選手。
・クオータプレイスを獲得する資格のある選手。
・世界記録を更新、または世界タイ記録を樹立したチームのうちランダムに選ばれた選手。
・ＩＳＳＦアンチドーピング委員会またはその大会におけるＩＳＳＦアンチドーピング委員会代表者によりランダムに選ばれた選手および特定の選手。

5.7.2　国内大会では、各加盟競技団体が各競技会における検査対象となる選手の数とその選定方法を決めることになる。

5.7.3　上記 5.7.1 および 5.7.2 に示されている選定手順に加えて、国際大会においてのＩＳＳＦまたは国内大会においての加盟競技団体は特定対象検査のための選手またはチームを選ぶこともできる。特定対象検査は正当なドーピングコントロールの目的以外の目的では行われない。

5.7.4　競技会外検査を受ける選手は、そのときに有効な検査の国際基準に従った手順に沿って、ＩＳＳＦや加盟競技団体が選ぶことになる。

5.8　ＩＳＳＦやＩＳＳＦ大会の組織委員会は、独立オブザーバープログラムに従って、大会の独立オブザーバーとなる資格を提供することになる。加盟競技団体や国内大会の組織委員会も同様である。

5.9　ＩＳＳＦやその加盟競技団体の通常会員でない選手が大会に参加するには、大会開始までに、ＩＳＳＦまたは加盟競技団体の検査対象者登録リストの掲載者同様に、検体採取や正確で更新される居場所情報の提供ができるとならなければ大会参加は認められない。

第６条　**検体の分析**

このアンチドーピングルールのもとで集められたドーピングコントロール検体は次の原則に基づいて分析されることになる。

6.1　**認定分析施設の使用**

2.1（禁止物質またはその代謝物またはマーカーの存在）について、ＩＳＳＦや加盟競技団体は、分析のために、検体をＷＡＤＡ認定分析施設またはＷＡＤＡにより認定されたその他の分析施設にのみ送ることになる。検体分析のために使われるＷＡＤＡ認定分析施設（またはＷＡＤＡにより認定されたその他の分析施設または方法）の選択は、ＩＳＳＦまたはその加盟競技団体が独自に行うことになる。

6.2　**検体の採取および分析の目的**

検体の分析は、禁止表において特定されている禁止物質および禁止方法の検出、およびコードの 4.5 に記載されている監視プログラムに従ってＷＡＤＡが定めるその他の物質の検出、または、ＩＳＳＦやその加盟競技団体が、選手の尿、血液もしくはその他の基質に含まれる関係するパラメータについて、アンチドーピングの目的としてＤＮＡ検査およびゲノム解析を含む検査をすることの支援を目的として行われるものとする。

6.3 **検体の研究**

選手の書面による同意がない限り、6.2 に記載された目的以外に検体を使用することはできない。6.2 に記載された目的以外の目的で使用された（選手の同意を得て）検体は、そこから特定の選手にたどり着くことができないように、個人を特定する手段がすべて取り除かれなければならない。

6.4 **検体の分析および報告の基準**

分析施設は、分析施設の国際基準に基づいてドーピングコントロール検体を分析し、その結果を報告することになる。

6.5 **検体の再検査**

検体は、6.2 に記載された目的のため、検体を採取したアンチドーピング機構やＷＡＤＡの独占的な指示により、いつでも再検査できる。検体の再検査の状況と条件は、分析施設の国際基準の要件を満たさなければならない。

第７条 **結果の管理**

7.1 ＩＳＳＦによって開始される検査結果の管理

ＩＳＳＦによって開始される検査結果（ＩＳＳＦとの協定によりＷＡＤＡが行った検査を含む）の管理は以下に記述されるように進められることになる。

7.1.1 すべての分析の結果は、暗号化された、分析施設の正式代表者の署名の入った報告書の形でＩＳＳＦに送られなければならない。すべての連絡は、ＷＡＤＡによって開発されたデータベース管理装置のＡＤＡＭＳに従い、機密性を持って行われなければならない。ＡＤＡＭＳは、ＷＡＤＡやそれを利用するその他の組織が適用しているデータプライバシーの規則および基準に合致している。

7.1.2 Ａ検体に関して違反が疑われる分析報告を受け取った場合、ＩＳＳＦのアンチドーピング委員会は次のことについて最初の検討を実施することになる。

ａ）適切なＴＵＥが付与されているか、またはＴＵＥの国際基準により、ＴＵＥが付与されうるか。

ｂ）違反が疑われる分析報告の原因となる、検査の国際基準または分析施設の国際基準からの明らかな逸脱があるか。

7.1.3 7.1.2 に基づき違反が疑われる分析報告の最初の検討で、適切なＴＵＥの付与、またはＴＵＥの国際基準に定められたＴＵＥの資格が示されず、違反が疑われる分析結果の原因となるような逸脱も示されなかった場合、ＩＳＳＦは、第１５条に定められた方法により、選手および選手の属する加盟競技団体に、速やかに次のことを通告することになる。

ａ）違反が疑われる分析報告。

ｂ）違反となるアンチドーピングルール。

ｃ）選手はＢ検体の分析を速やかに要求できる権利を有すること。この要求を行わなかった場合、Ｂ検体の分析を要求する権利を放棄したとみなされること。

ｄ）選手またはＩＳＳＦがＢ検体の分析を要求した場合、Ｂ検体の分析が行われる日時および場所。

ｅ）Ｂ検体の分析が要求された場合、選手または選手の同伴者は、分析施設の国際基準において規定された期間内に行われるＢ検体の開封と分析に立会う機会を有すること。

ｆ）選手は、分析施設の国際基準により、要求される情報を含むＡ検体およびＢ検体の分析施設の書類一式のコピーを要求する権利を有すること。ＩＳＳＦが、違反が疑われる分析報告をアンチドーピングルール違反として扱わないことを裁定した場合は、ＷＡＤＡにその裁定を通告することになる。

7.1.4　選手またはＩＳＳＦによる要求があった場合、分析施設の国際基準に明記してある期間中にＢ検体の分析を実施する手配がなされる。選手は、Ｂ検体の分析の要求を放棄することによって、Ａ検体の分析結果を受け入れることになる。そうであっても、ＩＳＳＦはＢ検体の分析を選択することができる。

7.1.5　選手またはその同伴者またはその両者は、分析施設の国際基準に明記してある期間中に行われるＢ検体の分析に立ち会うことが許されることとなる。その選手の所属する加盟競技団体の代表者も、ＩＳＳＦの代表者同様に立ち会うことが許されることとなる。

7.1.6　Ｂ検体が陰性であった場合、（ＩＳＳＦがこの件を 2.2 に基づくアンチドーピングルール違反に変更しない限りは）すべての分析は陰性であるとみなすことになり、ＩＳＳＦはそう知らされることとなる。ＩＳＳＦは、選手とその所属加盟競技団体およびＷＡＤＡに同様の通知を速やかに提供する。

7.1.7　禁止物質または禁止方法の使用が確認された場合、その分析結果はＩＳＳＦおよびＷＡＤＡに報告されることになる。ＩＳＳＦは、選手とその所属加盟競技団体に同様の通知を速やかに提供する。

7.1.8　ＩＳＳＦは、7.1.1 から 7.1.7 までの規定の適用がおよばないアンチドーピングルール違反の可能性がある場合、引き続きの調査を実施することになる。ＩＳＳＦはアンチドーピングルール違反が発生したと確信を持った場合、制裁の対象となる選手またはその他の人に対して、第１５条に規定された方法により、違反したアンチドーピングルールおよび違反の根拠についての通知を速やかに与えることとなる。

7.2　**非定型報告の検討**

7.2.1　国際基準に規定されてるように、ある状況下においては、分析施設は、内生的にも生成されうる禁止物質の存在を、更なる調査を条件として、非定型報告として報告するように指示される。

7.2.2　Ａ検体の非定型報告を受け取った場合、ＩＳＳＦは次のことを確認するための最初の検討を実施することになる。

ａ）適切なＴＵＥが付与されているかどうか。

ｂ）非定型報告の原因となるような、検査の国際基準または分析施設の国際基準からの

明らかな逸脱があるかどうか。

7.2.3　7.2.2による非定型報告の最初の検討で、適切なＴＵＥや非定型報告の原因となる検査の国際基準または分析施設の国際基準からの逸脱が示された場合、すべての検査は陰性であると判断され、該当選手とその所属する加盟競技団体およびＷＡＤＡにはそのように伝えられることとなる。

7.2.4　その非定型報告の最初の検討で、適切なＴＵＥや非定型報告の原因となる検査の国際基準または分析施設の国際基準からの逸脱が示されなかった場合、ＩＳＳＦは要求される調査を実施することになる。調査が完了した後、選手とその所属する加盟競技団体およびＷＡＤＡはその非定型報告が違反が疑われる分析報告とされるべきかどうかについての通知を受けることになる。選手は7.1.3に示された方法で通知を受けることとなる。

7.2.5　ＩＳＳＦは、調査が完了し、非定型報告を違反が疑われる分析報告とするかどうかが決められるまでは、次にあげるいずれかの事情の場合を除き、非定型報告に関する通知を行わない。

ａ）ＩＳＳＦが、更なる調査の結果に先立って、Ｂ検体を分析すべきであると考えた場合、ＩＳＳＦは非定型報告や 7.1.3(b)から(f)に記載された情報に関する記述を含む通知を選手に行った後に、Ｂ検体の分析を実施することとなる。

ｂ）ＩＳＳＦが、国際大会の直前に主要大会組織委員会または国際大会や国際競技会の切迫した締め切りに直面したスポーツ団体から、主要競技大会組織委員会またはスポーツ団体より提出された名簿に掲載された選手に審議中の非定型報告があるか否かの開示の請求を受け取った場合、ＩＳＳＦは、まず当該選手に対して非定型報告の通知を行い、その後に請求を行った団体に対し該当選手を特定することとなる。

7.3　**他の国際大会中に開始される検査結果の管理**

国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、主要国際大会組織委員会による検査による検査の結果の管理と聴聞会の実施は、大会での失格やその大会での記録の抹消を超える制裁が関係する限り、ＩＳＳＦによって運営されることとなる。

7.4　**加盟競技団体によって開始される検査結果の管理**

7.4.1　加盟競技団体によって実施される結果の管理は、この第７条に規定される詳細を基にして、効果的で公正な結果管理の一般原則に一致させるように行われることとなる。違反が疑われる分析報告、非定型報告およびその他断定されたアンチドーピングルール違反は、第７条の原則の概略に従って、加盟競技団体により、当該選手の国のアンチドーピング機構、ＩＳＳＦおよびＷＡＤＡに、加盟競技団体の結果管理の手順の完了から遅れることなく、報告されることになる。

7.4.2　自国の選手による明らかなアンチドーピングルール違反については、その加盟競技団体やその国のアンチドーピング機構のルールおよびその国の法に従って設置された適切な聴聞会パネルに迅速に委託しなければならない。他国の選手による明らかなアンチドーピングルール違反についてはその選手の属する加盟競技団体の聴聞会に委ねることとなる。

7.4.3　加盟競技団体が適切な結果管理ができなかったり、妥当な時期に手続きできなかった場合、ＩＳＳＦは、第７条および第８条に従ってその事例そのものやその手続きを没収することがある。この手続きに関する費用は関係する加盟競技団体が負担する。

7.5 **居場所情報に関する違反の結果管理**

7.5.1 ＩＳＳＦ検査対象者登録リスト掲載の選手による明らかな提出不履行に関しての結果管理は、検査の国際基準の 11.6.2 に従って、ＩＳＳＦによって実施されることになる（5.5.4 に従い、加盟競技団体または各国アンチドーピング機構がその責任を負うことに同意した場合を除く）。

7.5.2 ＩＳＳＦ検査対象者登録リスト掲載の選手による、ＩＳＳＦまたはその代行者による選手に対する検査の試みの結果としての明らかな検査回避に関しての結果管理は、検査の国際基準の 11.6.3 に従ってＩＳＳＦによって実施されることになる。そのような選手による、その他のアンチドーピング機構またはその代行者による選手に対する検査の試みの結果としての明らかな検査回避に関しての結果管理は、検査の国際基準の 11.7.6(c)に従って、その他のアンチドーピング機構によって実施されることになる。

7.5.3 １８ヶ月間に、ＩＳＳＦアンチドーピングルールまたは他のアンチドーピング機構のルールによる、３回の提出不履行または３回の検査回避またはその両者の合計が３回以上となったＩＳＳＦ検査対象者登録リスト掲載の選手については、ＩＳＳＦは明らかなアンチドーピングルール違反として取り扱うことになる。

7.6 **暫定的資格停止**

7.6.1 Ａ検体の分析結果が特定物質以外の禁止薬物の違反が疑われる分析報告であり、7.1.2 に従った検討で適切なＴＵＥも違反が疑われる分析報告の原因となるような検査の国際基準および分析施設の国際基準からの逸脱も示せなかった場合、7.1 に記載されている検討と通告の後、速やかに暫定的資格停止を科すこととなる。

7.6.2 7.6.1 が適用できない事例であっても、ＩＳＳＦがその事例を明らかなアンチドーピングルール違反として第７条の先述の規定に従うように裁定した場合、7.1 に記載されている検討と通告の後、選手のＢ検体の分析または第８条に記載されている最終聴聞会に先立って、速やかに暫定的資格停止を科すことができる。

7.6.3 7.6.1 または 7.6.2 に従って、暫定的資格停止が科される場合、選手には（ａ）暫定的資格停止が科される前、もしくは科された後、適切な時期に暫定的聴聞会の機会が与えられる、または（ｂ）暫定的資格停止を科された後、適切な時期に第８条（公正な聴聞会に参加する権利）に従った簡易聴聞会の機会が与えられる。加盟競技団体は、7.6 に規定された原則に従って、暫定的資格停止を科すことになる。

7.6.4 Ａ検体の違反が疑われる分析報告に基づき暫定的資格停止が科されたが、それに続くＢ検体の分析（選手またはアンチドーピング機構の要求による）がＡ検体の分析結果を追認しない場合、選手はコードの 2.1（禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーが存在すること）の違反を理由としてそれ以上の暫定的資格停止は科されることにはならない。選手（またはこのアンチドーピングルールが規定する、その選手の属するチーム）が、コードの 2.1 の違反により競技会の出場資格を失ったが、続くＢ検体の分析結果がＡ検体の分析結果を追認しないという状況において、その時点でその大会にその他の影響を与えることなく、その選手またはチームが大会に出場することが可能な場合、その選手またはチームはその大会の競技に出場できる。

7.7　結果管理手順の進行中に選手またはその他の人が引退する場合、結果管理手順を実施してきたＩＳＳＦまたはその加盟競技団体はその結果管理手順を完了させる権限を保有し続ける。選手またはその他の人が結果管理手順が開始される前に引退した場合は、選手またはその他の人がアンチドーピングルール違反を犯した時点でその選手またはその他の人についての結果の管理をする権限を持つＩＳＳＦまたはその加盟競技団体がその結果の管理を実施する権利および適切な罰則を科す権利を有する。

第８条　**公正な聴聞会に参加する権利**

8.1　**ＩＳＳＦの検査またはＩＳＳＦ大会での検査に関わる聴聞会**

8.1.1　ＩＳＳＦの検査またはＩＳＳＦ大会での検査に関して、第７条に記載されている結果管理の手順を実施していく際に、このアンチドーピングルールに対する違反が明らかになったときには、ＩＳＳＦアンチドーピング調査委員会（調査委員会）が開設されることになる。

8.1.2　ドーピングの違反の性質、情況および重大性を判断する目的のために、調査委員会は、選手またはその他の人が提出した文書による証拠を基に、文書による聴聞会を開催する。しかし選手やその他の人が、自身の見解を口頭で提示したり、口頭による聴聞会を要求することもできる。

8.1.3　こうして、その件に関する証拠、陳述、書類を入手したら、調査委員会は次の事項を満たさなければならない。

8.1.3.1　アンチドーピングルール違反の認定と処分の基となる検査の国際基準、ＴＵＥの国際基準や分析施設の国際基準からの逸脱がないこと。そして、

8.1.3.2　執行委員会が合理的な判断をすることができるように、その件に関するすべての状況について十分な情報を報告すること。

8.1.4　上記の基準を満たすことのできない大会では、調査委員会はその件における更なる証拠、専門家の意見を求めるか、またはアンチドーピング違反とする違反が疑われる分析報告を先に進めない決断をする。

8.1.5　こうして調査委員会は手続き上の不備やルールからの逸脱がないということを満足させ、確信の持てる、その件に関する全ての事実を受け取り、調査委員会はその所見と結論を執行委員会での審議と郵便投票のために引渡す。投票に続き、執行委員会は、提出された証拠に基づき最終の裁定を行い、適切な時期に文書による措置の説明をした裁定をすることになる。

8.1.6　選手が、自身の負担で、口頭聴聞による方法をはっきりと選んだ場合、調査委員会はその件を、執行委員会から任命された三人聴聞委員会に引き渡す。少なくとも１名の弁護士、１名の医者を含むこの聴聞委員会はその件を聴聞し、ＩＳＳＦ執行委員会の承認を受け、執行委員会を代表して文書による措置の説明をした裁定を行う。

8.1.7　選手やその他の人は聴聞に先立って、明白となったアンチドーピングルール違反の承認や第７条の結果を受け入れることができる。聴聞会に参加する権利は、明示的に、もしくは選手またはその他の人がアンチドーピングルール違反を起こしたというＩＳＳＦの主張に対して、通告を受け取ってから１０日間以内に異議を申し立てなかったことにより放棄される。聴聞会が開かれない場合、調査委員会は、執行委員会の承認を受け、執行委員会を代表して、

文書による措置の説明をした裁定を行うこととなる。

8.1.8　すべての事案で、執行委員会による裁定はその選手またはその他の人、関係国の連盟およびＷＡＤＡに通達されなければならない。

8.1.9　この条文に基づいて下された裁定は、第１３条にあるように、ＣＡＳに提訴することができる。

8.2　**加盟競技団体の結果の管理に続く聴聞会**

8.2.1　第７条に従って行われた結果管理の手順により、アンチドーピングルール違反が明らかになった時、国内レベルの選手またはその他の人を含めて、その選手またはその他の人の所属する加盟競技団体または国内アンチドーピング機構の懲罰委員会が、加盟競技団体または国内アンチドーピング機構のルールに従って、開かれる前に、このルールに対する違反が起こったかどうか、また、そうであるなら、アンチドーピングルールに従って、どのような制裁を科するかどうかを裁定する聴聞会が行われる。

8.2.2　8.2 に従った聴聞会は、すべての事例で第７条に記述された結果の管理の手順の完了から３ヶ月間以内に迅速に完了することになる。大会に関連しての聴聞会の開催は迅速な手順によって実施することができる。選手が 7.6 の暫定的資格停止の科されている場合、その選手は、迅速に実施される聴聞会を要求する権利を持つ。

8.2.3　聴聞会の完了が３ヶ月間を超えて遅れた場合、ＩＳＳＦは、その件を直接ＩＳＳＦ調査委員会および執行委員会が 8.1 に従って取扱うように付託する権限が与えられている。そうなった場合、経費はその加盟競技団体が負担する。

8.2.4　加盟競技団体は未裁定の件の進行具合とすべての聴聞会の結果を、ＩＳＳＦおよびＷＡＤＡに通告し続けることになる。

8.2.5　ＩＳＳＦとＷＡＤＡはオブザーバーとして聴聞会に参加する権利をもつ。

8.2.6　選手やその他の人は聴聞に先立って、このアンチドーピングルールの違反の承認や、第９条および第１０条に沿った加盟競技団体の提案する結果を受け入れることができる。聴聞会に参加する権利は、明示的に、もしくは選手またはその他の人がアンチドーピングルール違反を起こしたという加盟競技団体の主張に対して、１０日間以内に、異議を申し立てなかったことにより放棄される。聴聞会が開かれない場合、加盟競技団体は、その人に対し、13.2.3 にあるように、その裁定が採られた説明を含む裁定理由書を提示することになる。

8.2.7　加盟競技団体または国内アンチドーピング機構による裁定は、聴聞会の結果や選手またはその他の人の結果を受け入れがあろうがあるいまいが、第１３条に示されるように不服申立てできる。

8.2.8　国内レベルの聴聞会で提案された裁定は、このルールの第１４条に従い、ＩＳＳＦ調査委員会およびＩＳＳＦ執行委員会により、再検討される。

8.2.9　加盟競技団体は自身の規則の中に、ドーピングの件に関するＩＳＳＦ加盟競技団体の採った裁定に対して、ＩＳＳＦやＷＡＤＡが、このルールの第１３条に従い、不服申し立てできる条件を含めることとする。

8.3　**公正な聴聞会の原則**

8.1 および 8.2 に従ったすべての聴聞会は、次の原則を尊重することとなる。

・適切な時期における聴聞会。
・公正かつ公平な聴聞委員会。
・自費で代理人を立てる権利。
・主張されたアンチドーピングルール違反を公正にかつ適切な時期に知らされる権利。
・主張されたアンチドーピングルール違反およびその結果に対して意見を述べる権利。
・各当事者の、証人を呼び、質問する権利を含め、証拠を提出する権利。
・その人が聴聞会に通訳を入れる権利。聴聞委員会は通訳者の身元を確認し、その費用の負担について判断する。
・適切な時期における、書面による、資格停止期間の理由の説明を含む理由を付した決定。

第９条　**個人成績の自動的失効**

個人競技の競技会検査におけるアンチドーピングルール違反により、その競技会における成績は、その結果として獲得したメダル、ポイントおよび賞の剥奪を含め、自動的に失効する。

第１０条　**個人に対する制裁措置**

10.1　大会または競技会の期間中にアンチドーピングルール違反が起きた場合、その大会または競技会の成績は失効する。

大会期間中やその大会に関連してアンチドーピングルール違反が発生した場合、その大会の決定機関による決定により、その大会において得られたすべての個人成績は、獲得したすべてのメダル、ポイントおよび賞の剥奪を含め、失効する。ただし、10.1.1 にあるものは除かれる。

10.1.1　選手がその違反に対して過誤や過失がないことを証明した場合、アンチドーピングルール違反を起こした競技会以外の競技会におけるその選手の個人成績は失効しないものとするが、アンチドーピングルール違反が発生した競技会以外の競技会におけるその選手の成績が、そのアンチドーピングルール違反による影響を受けていると考えられる場合はその限りでない。

10.2　**禁止物質および禁止方法の存在、使用もしくは使用の企てまたは保有による資格停止**

2.1（禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーが存在すること）、2.2（禁止物質または禁止方法を使用またはその使用を企てること）または 2.6（禁止物質または禁止方法を保有すること）の違反に対して科される資格停止期間は、次のとおりとなる。ただし、10.4 および 10.5 に定められている資格停止期間の取消し、または短縮の要件に該当する場合、または 10.6 に定められている資格停止期間の延長の要件に該当する場合はこの限りではない。

最初の違反：２年間の資格停止

10.3　**その他のアンチドーピングルール違反に関する資格停止**

10.2 に定められた以外のこのアンチドーピングルール違反に関する資格停止期間は次のとおりとなる。

10.3.1　2.3（検体採取の拒否または回避）または 2.5（ドーピングコントロールの不当な改変）の違反の場合、資格停止期間は２年間とする。ただし、10.5 または 10.6 に定められた要件に

該当する場合はこの限りではない。

10.3.2 2.7（不正取引）または 2.8（禁止物質または禁止方法の投与または投与を企てること）の違反の場合、資格停止期間は、最短４年間で生涯資格停止もある。ただし、10.5 に定められた要件に該当する場合はこの限りではない。未成年者を巻き込むアンチドーピングルール違反は、特に重大な違反であると考えられ、選手支援要員による違反が、4.2.2 に記述されている特定物質に関する違反以外のものであった場合、その選手支援要員は生涯資格停止となる。さらに、2.7 または 2.8 に対する重大な違反がスポーツとは関係のない法令の違反になる場合、権限のある行政機関、専門機関または司法機関に対して報告がなされる。

10.3.3 2.4（居場所情報未提出または検査未了）の違反の場合、資格停止期間は、その選手の過誤の程度に基づき、最短１年間、最長２年間とする。

10.4 **特別な事情の下での特定物質の利用に関する資格停止期間の取消しまたは短縮**

選手またはその他の人が、自己の体内に特定物質がどのようにして入り、またはどのようにして保有しているのかを証明でき、かつ、そのような特定物質が選手の競技力の向上や競技力を向上させる物質の使用を隠すものではないと証明できる場合、10.2 による資格停止期間は次のように置き換えられる。

最初の違反：将来の大会における資格停止期間を伴わない譴責処分を最低限とし、２年間の資格停止期間を最高とする措置。

資格停止期間の取消しまたは短縮を正当化するため、選手またはその他の人は自己の証言に加え、競技力を向上させる目的または競技力を向上させる物質の使用を隠蔽する目的がなかったことを聴聞委員会に納得させる補強証拠を提出しなければならない。選手またはその他の人の過誤の程度は、資格停止期間の短縮を算定する上で考慮する基準となる。

10.5 **例外的事情を理由とする資格停止期間の取消しまたは短縮**

10.5.1 過誤または過失のない場合

個別事例において、選手が過誤または過失がないことを証明した場合、その証明がなければ適用された資格停止期間は取り消される。2.1（禁止物質の存在）に違反して、選手の検体に禁止物質またはそのマーカーもしくはその代謝物が検出された場合、選手は、資格停止期間を取り消すためには、自己の体内にどのようにして禁止物質が入ったかを証明しなければならない。この条項が適用され、この証明がなければ適用された資格停止期間が取り消された場合、このアンチドーピングルール違反は、10.7 に定められている複数回の違反に対する資格停止期間を判定する場合に限り、違反とは判断されない。

10.5.2 重大な過誤または過失のない場合

個別事例において、選手が重大な過誤または過失がないことを証明した場合、その証明がなければ適用された資格停止期間は短縮することができる。ただし、短縮された後の資格停止期間は、その証明がなければ適用されていた資格停止期間の半分を下回ることはできない。その証明がなければ適用されていた資格停止期間が生涯となっている場合、この条項に基づき短縮された資格停止期間は８年間を下回ることはできない。2.1（禁止物質の存在）に違反して、選手の検体に禁止物質またはそのマーカーもしくはその代謝物が検出された場合、選手は、資格停止期間を短縮するためには、自己の体内にどのようにして禁止物質が入った

かを証明しなければならない。

10.5.3　アンチドーピングルール違反を発見または証明する際の実質的な支援

ＩＳＳＦまたは加盟競技団体は、第１３条に基づく最終の不服申し立てに対する裁定、または不服申し立て期間の満了に先立ち、選手またはその他の人がアンチドーピング機構、刑事司法機関または懲戒のための専門機関に対して、実質的な支援を提供し、その結果、アンチドーピング機構が他の人によるアンチドーピングルール違反を発見もしくは証明し、または刑事司法機関もしくは懲戒のための専門機関が他の人により犯された刑事犯罪もしくは専門的な規定に対する違反を発見しもしくは証明するに至った場合、その事例において科される資格停止期間の一部を中断ることができる。第１３条による最終的な不服申し立てに対する裁定または不服申し立ての期間満了の後は、加盟競技団体はＩＳＳＦおよびＷＡＤＡの承認を得た場合にのみ、適用された資格停止期間の一部を中断ることができる。このことがなければ適用された資格停止期間の中断られる程度は、その選手またはその他の人により犯されたアンチドーピングルール違反の深刻性およびその選手またはその他の人により提供されたスポーツにおけるドーピングの根絶のための実質的な支援の重要性に基づくものとする。このことがなければ適用された資格停止期間の４分の３を超えて中断られることはない。このことがなければ適用された資格停止期間が生涯の場合、この条項に基づいても、中断とならない期間が８年間を下回ることはない。ＩＳＳＦまたは加盟競技団体が、この条項に従い、資格停止期間の一部中断を行う場合、ＩＳＳＦまたは加盟競技団体は、その裁定に対し不服申し立てをする権利を有する各アンチドーピング機構に対して、速やかにその裁定を正当化する理由書を提出することとなる。ＩＳＳＦまたは加盟競技団体が、選手またはその他の人が想定された実質的な支援を提供しなかったことを理由に、中断た資格停止期間の一部を元に戻した場合、選手またはその他の人は、13.2 に従い、その回復に対し不服申し立てをすることができる。

10.5.4　その他の証拠がない場合におけるアンチドーピングルール違反の自白

アンチドーピングルール違反を証明しうる検体の採取の通知を受け取る前（または、2.1 以外のアンチドーピングルール違反事例において、第７条に従って自白された違反に関する最初の通知を受け取る前）に、選手またはその他の人が任意にアンチドーピングルール違反を自白し、その自白が、自白の時点でその違反に関する唯一信頼できる証拠である場合、その資格停止期間は短縮できる。しかし、短縮された後の資格停止期間は、このことがなければ適用された資格停止期間の半分を下回ることはない。

10.5.5　選手またはその他の人が、この条項における一つ以上の規定に基づき、制裁措置の短縮の権利を証明した場合

このことがなければ適用された資格停止期間は、10.5.2、10.5.3 または 10.5.4 に基づいて短縮または中断が適用される前に、10.2、10.3、10.4、および 10.6 に従って裁定されることとなる。選手またはその他の人が資格停止期間の短縮または中断の権利を、10.5.2、10.5.3 または 10.5.4 のうちの２つ以上に基づき証明した場合、資格停止期間は短縮または中断となる。ただし、その短縮または中断となった後の資格停止期間は、このことがなければ適用された資格停止期間の４分の１を下回ることはない。

10.6　**資格停止期間を延長させる加重事情**

ＩＳＳＦまたは加盟競技団体が、2.7（不正取引または不正取引の企て）および 2.8（投与または投与の企て）の違反以外のアンチドーピングルール違反の個別の事例において、通常の制裁措置よりも重い資格停止期間を科することを正当化する加重事情を証明した場合、選手またはその他の人が、自身がアンチドーピングルール違反であると知りながら犯したものではないことを、聴聞会で納得できる程度に証明しない限り、このことがなければ適用された資格停止期間は、４年間を最長として、延長される。選手またはその他の人は、ＩＳＳＦまたは加盟競技団体によりアンチドーピングルール違反に問われた後、速やかにそのアンチドーピングルール違反を認めることにより、この条項の適用を避けることができる。

10.7　**複数の違反**

10.7.1　２回目のアンチドーピングルール違反

選手またはその他の人の１回目のアンチドーピングルール違反に対する資格停止期間(10.4 および 10.5 に基づき、取消、短縮または中断され、10.6 に基づき延長される）は 10.2 および 10.3 に規定されている。２回目のアンチドーピングルール違反に対する資格停止期間は下記の表に規定された範囲内とする。

2回目の違反 / 1回目の違反	ＲＳ	ＦＦＭＴ	ＮＳＦ	Ｓｔ	ＡＳ	ＴＲＡ
ＲＳ	１－４	２－４	２－４	４－６	８－１０	１０－生涯
ＦＦＭＴ	１－４	４－８	４－８	６－８	１０－生涯	生涯
ＮＳＦ	１－４	４－８	４－８	６－８	１０－生涯	生涯
Ｓｔ	２－４	６－８	６－８	８－生涯	生涯	生涯
ＡＳ	４－５	１０－生涯	１０－生涯	生涯	生涯	生涯
ＴＲＡ	８－生涯	生涯	生涯	生涯	生涯	生涯

２回目のアンチドーピングルール違反の表のための定義

ＲＳ（Reduced Sanction：10.4 に基づく特定物質による短縮された制裁措置）：特定物質を含み、かつ、10.4 に定められた他の要件を満たすため、10.4 により制裁措置が短縮された、または短縮されるべきアンチドーピングルール違反。

ＦＦＭＴ（Filing Failures and/or Missing Tests：居場所情報未提出および検査未了）：10.3.3（居場所情報未提出および検査未了）に基づいて制裁措置がなされた、または、なされるべきアンチドーピングルール違反。

ＮＳＦ（No Significant Fault：重大な過誤または過失がないことにより短縮された制裁措置）：選手により 10.5.2 の重大な過誤または過失がないことが証明されたため、10.5.2 に基づいて短縮された制裁措置が科された、または、科されるべきアンチドーピングルール違反。

Ｓｔ（Standard sanction:10.2 または 10.3.1 に基づく通常の制裁措置):10.2 または 10.3.1 に基づき通常の２年間の制裁措置が科された、または、科されるべきアンチドーピングルール違反。

ＡＳ（Aggravated Sanction：加重制裁措置）：アンチドーピング機構により 10.6 に規定さ

れた要件が証明されたため、10.6 に基づき加重制裁が科された、または、科されるべきアンチドーピングルール違反。

ＴＲＡ（Trafficking or Attempted Trafficking and Administration or Attempted Administration：不正取引または不正取引の企ておよび投与または投与の企て）：10.3.2 に基づく制裁措置を受けた、または受けるべきアンチドーピングルール違反。

10.7.2　10.5.3 および 10.5.4 の２回目の違反に対する適用

２回目のアンチドーピングルール違反を犯した選手またはその他の人が 10.5.3 または 10.5.4 に基づく資格停止期間の一部中断または短縮の権利を有することを証明した場合、聴聞委員会では、まず、10.7.1 の表に定められている範囲で、このことがなければ適用された資格停止期間を裁定し、その後、適切な資格停止期間の中断または短縮を適用する。10.5.3 および 10.5.4 に基づく中断や短縮が適用された後の残存する資格停止期間は、少なくとも、このことがなければ適用された資格停止期間の４分の１以上でなければならない。

10.7.3　３回目のアンチドーピングルール違反

３回目のアンチドーピングルール違反は常に生涯資格停止となる。ただし、その３回目の違反が、10.4 に基づく資格停止期間の取消しまたは短縮の要件を満たす場合、または、2.4（居場所情報未提出および検査未了）の違反である場合はこの限りでない。このような場合、資格停止期間は８年から生涯とする。

10.7.4　潜在的複数違反に対する追加的規則

・10.7 に基づいて制裁措置を科すことにおいて、選手またはその他の人が１回目のアンチドーピングルール違反の第７条（結果の管理）に基づく通知を受け取った後、または、ＩＳＳＦ（または加盟競技団体）がその違反の通知をするために合理的な努力を行った後に、その選手またはその他の人が２回目のアンチドーピングルール違反を犯したことをＩＳＳＦ（または加盟競技団体）が証明できた場合のみに、この２回目のアンチドーピングルール違反に対する制裁の適用が考慮される。ＩＳＳＦ（または加盟競技団体）がそのことを証明できない場合、全体としてひとつの１回目の違反として判断され、その２回の違反それぞれに対する制裁措置のうち、より厳しい制裁措置のほうだけが科されることになる。しかしながら、複数の違反があったという事は、制裁の加重事情（10.6）の有無の判断の際、考慮することができる。

・１回目のアンチドーピングルール違反が解決された後、ＩＳＳＦ（または加盟競技団体）が、１回目の違反に関する通知以前に起きていた、その選手またはその他の人によるアンチドーピングルール違反を発見した場合、ＩＳＳＦ（または加盟競技団体）は、もし２つの違反が同時に裁定されていたならば科されたであろう制裁措置に基づいて、追加の制裁措置を科すことになる。より早い時期に起こったアンチドーピングルール違反まで遡って、それ以降の競技会における全ての成績は 10.8 に規定されるとおり失効する。以前に行われた違反が後で発覚することによる加重事情（10.6）を避けるためには、選手またはその他の人は自身が初めて違反の通知を受けた時期に、それ以前に犯したアンチドーピングルール違反を自発的に認めなければならない。このルールはＩＳＳＦ（または加盟競技団体）が、２回目のアンチドーピングルール違反が解決した後に、それ以前の別の違反の事実を

発見した場合にも適用される。

10.7.5　８年間での複数のアンチドーピングルール違反

10.7 の適用において、各アンチドーピングルール違反を複数回の違反とみなすためには、その違反が８年以内に起きていなければならない。

10.8　**検体採取後またはアンチドーピングルール違反後の競技会における成績の失効**

第９条（個人成績の自動的失効）に基づく、検体が陽性となった競技会における成績の自動的失効に加えて、陽性検体が採取された日（競技会検査または競技会外検査のどちらでも）またはその他のアンチドーピングルール違反の発生の日から、暫定的資格停止または資格停止期間の開始日までに記録されたすべての競技成績は、公正性の観点から別段の措置を要する場合を除き、失効する。その結果として、それらの競技会で獲得したメダル、ポイントおよび賞の剥奪を含む措置が科される。

10.8.1　アンチドーピングルール違反を犯したことが発覚した後の資格回復の要件として、選手はこの条項により没収されるすべての賞金をまず返還しなければならない。

10.9　**資格停止期間の開始**

以下に定める場合を除き、資格停止期間は、聴聞会が資格停止を裁定した日、または聴聞会に参加する権利が放棄された場合は、資格停止を受け入れた日もしくは別途資格停止措置が科された日を起算日として開始される。暫定的資格停止（科せられたものまたは自発的に受け入れたもののどちらでも）に服した期間は、科された資格停止期間に算入される。

10.9.1　選手またはその他の人の責任によらない遅延

聴聞手続きまたはドーピングコントロールの各局面において、選手またはその他の人の責任によらない大幅な遅延が生じた場合、ＩＳＳＦ、加盟競技団体またはアンチドーピング機構は資格停止期間の開始日を、検体採取の日または直近の別のアンチドーピングルール違反の起きた日まで遡らせることができる。

10.9.2　適切な時期での自白

選手が、ＩＳＳＦまたは加盟競技団体によりアンチドーピングルール違反に問われた後、速やかに（その選手の参加する次の大会の前を意味する）そのアンチドーピングルール違反を自白した場合、資格停止期間の開始日を、検体採取の日または直近の別のアンチドーピングルール違反の起きた日まで遡らせることができる。しかしながらこの条項が適用される事例では、選手またはその他の人は少なくとも資格停止期間の半分を、選手またはその他に人が制裁措置を科されることを受け入れた日または聴聞会が制裁措置を科すると裁定した日または制裁措置が別の方法で科された日から受けることになる。

10.9.3　選手に暫定的資格停止が科され、選手がそれを遵守した場合、その選手は最終的に科される資格停止期間からこの暫定的資格停止期間の控除を受けることとなる。

10.9.4　選手が書面によるＩＳＳＦまたは加盟競技団体からの暫定的資格停止を自発的に受け入れ、競技への参加を慎んだ場合、その選手最終的に科される資格停止期間からこの自発的な暫定的資格停止期間の控除を受けることになる。選手の暫定的資格停止の自発的受け入れに関する書類のコピーは、14.1 に従って速やかに、潜在的なアンチドーピングルール違反の通知を受ける資格のある各当事者に提出されることとなる。

10.9.5　資格停止期間に対する控除は、選手が競技に参加しないことを選んだのか、または所属するチームから停止されていたかに関わらず、暫定的資格停止または自発的な暫定的資格停止の発効日以前の期間に対しては与えられない。

10.10　**資格停止期間中の地位**

10.10.1　資格停止期間中の参加の禁止

資格停止が科されている選手またはその他の人は、その資格停止期間中、ＩＳＳＦやその加盟競技団体およびクラブまたはＩＳＳＦやその加盟競技団体の他の加盟組織が認定し運営する大会もしくは活動（ただし、アンチドーピング関連の教育プログラムもしくはリハビリテーションプログラムは除く）、またはプロリーグや国際または国内大会組織委員会が運営する競技会には、いかなる資格においても参加できない。

科された資格停止期間が４年間より長い選手またはその他の人は、その資格停止期間の４年間が経過した後、その選手またはその他の人がＩＳＳＦやその加盟競技団体が管轄権を持つ射撃競技（選手またはその他の人がアンチドーピングルール違反を犯したスポーツ競技）以外のスポーツの地方大会に参加することができる。ただし、その大会は、その選手やその他の人が資格停止期間でなければ参加できる国内選手権や国際大会に出場するための、直接または間接の予選（または出場に向けてのポイントの累積ができる大会）としてのレベルにあるような大会であってはならない。

資格停止期間が科されている選手またはその他の人は引き続き検査の対象となるものとする。

10.10.2　資格停止期間中の参加の禁止の違反

資格停止が科されている選手またはその他の人が、資格停止期間中に、10.10.1 に示された参加の禁止に違反した場合、その参加による結果は失効し、当初科せられた資格停止期間は、その違反があった日を起算日として再び開始されることとなる。選手またはその他の人が参加の禁止の違反に関して、重大な過誤や過失がなかったことを証明した場合、新たな資格停止期間は 10.5.2 によって短縮することができる。選手またはその他の人が、参加の禁止に違反したかどうか、および 10.5.2 による短縮が妥当であるかは、ＩＳＳＦまたはその加盟競技団体によって裁定されることとなる。

10.10.3　資格停止期間中の資金援助の停止

加えて、10.4 に示された特定物質による短縮された制裁措置以外のアンチドーピングルール違反については、その選手が受けていたスポーツ関係の経済的援助またはその他のスポーツ関係の優遇の一部または全部はＩＳＳＦおよび加盟競技団体によって停止される。

10.11　**資格回復検査**

資格停止期間の終了時に資格を回復する要件として、選手は、暫定的資格停止または資格停止期間中に、検査権限を有するＩＳＳＦ、加盟競技団体、その他のアンチドーピング機構の競技会外検査を受け、要求をされた場合、正確で最新の居場所情報を提供しなければならない。資格停止期間中に引退し、競技会外検査対象者登録リストから除外された選手が後に資格回復を求めた場合、選手はＩＳＳＦおよび検査権限を有する加盟競技団体に通知をし、その選手が引退した時点で残っていた資格停止期間と等しい期間、競技会外検査を受け続ける

まで、資格は回復されないものとする。その資格停止の残存期間中に、選手に対しては、各検査の間隔が少なくとも３ヶ月以上の、２回以上の検査が実施されなければならない。加盟競技団体は必要な検査を実施する責任を負うが、その要求を満たすために、他のアンチドーピング機構による検査を使用してもよい。それらの検査の結果はＩＳＳＦに報告されることになる。それに加えて、選手は、資格停止期間の終了直前に、ＩＳＳＦまたはその加盟競技団体による、競技会外検査で禁止されている禁止物質および禁止方法に関する検査を受けなければならない。資格停止期間が終了し、かつ、その選手が資格回復の要件を満たしていれば、選手は自動的に資格は回復され、選手や選手の所属する加盟競技団体による申請は必要としない。

10.12 **金銭的な制裁措置の賦課**

ＩＳＳＦ執行委員会は、ＩＳＳＦ定款および憲章に従って、金銭的な制裁措置を賦課することができる。

第１１条 **チームに対する措置**

11.1 **チームに対する検査**

団体戦のチームメンバーの一人に、大会や競技会に関連して、第７条に基づいたアンチドーピングルール違反の通知を受けた場合、その大会の決定機関は、その大会期間中に、そのチームの全員に適切な特定対象者検査を実施することになる。

11.2 **チームに対する措置**

11.2.1 団体戦のチームメンバーが、競技会検査に関連して、犯したアンチドーピングルール違反は、そのチームによるその競技会での成績の失効、またその成績に伴いそのチームやそのメンバーに与えられた成績も、メダル、ポイント、賞の没収を含め、すべて失効することを自動的に引き起こす。

11.2.2 競技会または大会に関連してまたはその期間中に起きた、団体戦のチームメンバーによって犯されたアンチドーピングルール違反は、その競技会または大会で、そのチームが出したすべての成績の失効、またその成績に伴いそのチームやそのメンバーに与えられた成績も、メダル、ポイント、賞の没収を含め、すべて失効することを、11.2.3 に記述されている場合を除き、引き起こすこともある。

11.2.3 競技会または大会に関連してまたはその期間中に起きたアンチドーピングルール違反を犯した選手が、その違反に対し過誤や過失がないことを証明した場合には、他の競技会におけるそのチームの成績は失効しないものとするが、他の競技会におけるそのチームの成績が、その選手のアンチドーピングルール違反による影響を受けていると考えられる場合はその限りでない。

第１２条 **加盟競技団体に対する制裁措置と課金**

12.1 ＩＳＳＦ執行委員会は、このアンチドーピングルールに従わない加盟競技団体に対し、財政的支援やその他の財務支援のすべてまたは一部を中断る権限を有する。

12.2 加盟競技団体は、所属する選手またはその他の人によって犯されたアンチドーピングルール

違反に関する費用（検査費用、聴聞会経費や交通費のみに限られることなく）のすべてをＩＳＳＦに弁済する義務を負うこととなる。

12.3　検査、結果の管理およびこのルール、コード、国際基準によって概説されるその他すべての手続き上の必要物に関して、加盟競技団体のＩＳＳＦに対する協力不足は、ＩＳＳＦ憲章の1.3.15に従い、加盟競技団体のＩＳＳＦ会員資格の停止をもたらす。この資格停止により、その加盟競技団体は国際大会への参加権を失う。

12.4　ＩＳＳＦ執行委員会は加盟競技団体に対して、承認、国際大会に参加するチーム役員および選手の参加資格、罰金に関して追加の懲戒措置を採ることを選ぶことができる。

第１３条　不服申し立て

13.1　不服申し立ての対象となる裁定

このアンチドーピングルールに基づいて下された裁定については、13.2から13.4までの規定またはこのアンチドーピングルールのその他の規定に従い、不服申し立てをすることができる。ただし、その裁定は、不服申し立て機関が別の命令を出さない限り、不服申し立て期間中でも、その効力は保たれるものとなる。不服申し立て手続きが開始される前には、このルールまたは第８条に従って聴聞会の手順を実施したアンチドーピング機構のルールに規定される事後的検討が尽くされなければならない（13.1.1に規定される内容を除く）。

13.1.1　ＷＡＤＡは内部的救済を尽くすことを要求されない

第１３条に基づいてＷＡＤＡは不服申し立てを行う権利を有し、ＩＳＳＦおよびその加盟競技団体の手順において、その他の当事者が最終的な裁定に対し不服申し立てをしない場合、ＷＡＤＡはその裁定に対し、ＩＳＳＦやその加盟競技団体の手順における他の救済策を尽くすことなく、ＣＡＳに対し直接不服申し立てすることができる。

13.2　アンチドーピングルール違反、結果および暫定的資格停止に関する裁定に対する不服申し立て

アンチドーピングルールに違反したという裁定、アンチドーピングルール違反の結果を科した裁定、アンチドーピングルールに違反していなかったという裁定、アンチドーピングルールに対する違反の手続きが手続き上の理由（例えば、時効を含む）により進めることができないという裁定、10.10.2（資格停止期間中の参加の禁止）に基づく裁定、アンチドーピングルールに違反したという主張またはその結果に対して判断を下したＩＳＳＦまたはその加盟競技団体にそれを行う管轄権がなかったという裁定、違反が疑われる分析報告または非定型報告をアンチドーピングルール違反として主張しないこととするアンチドーピング機構の裁定、7.1.8に基づく調査の後にアンチドーピングルール違反に関する手続きを進めないこととする裁定、暫定聴聞会の結果としてまたは7.5の規定に違反して暫定的資格停止を科した裁定については、この13.2に定めてあることに基づいてのみ不服申し立てできる。

13.2.1　国際レベルの選手が関与する不服申立て

国際大会の競技で生じた事例または国際レベルの選手が関与する事例に対する裁定については、ＣＡＳ（スポーツ仲裁裁判所）の適用ある関連規定に従って、ＣＡＳにのみ不服申し立てをすることができる。

13.2.2　国内レベルの選手が関与する不服申立て

国内レベルの選手が関与する事例に対する裁定については、ＣＡＳ（スポーツ仲裁裁判所）の適用ある関連規定に従って、ＣＡＳにのみ不服申し立てをすることができる。

13.2.3　不服申立てをする権利を有する人

13.2.1 に基づく事例では、以下に挙げる当事者がＣＡＳに不服申し立てできる権利を持つ。

ａ）不服申し立てをする裁定を受けた選手またはその他の人。

ｂ）その裁定が下された事例の他の当事者。

ｃ）ＩＳＳＦ。

ｄ）当該人の居住地国または当該人が国民もしくは資格保持者である国の国内アンチドーピング機構。

ｅ）オリンピック大会またはパラリンピック大会の参加に影響ある裁定を含め、オリンピック大会またはパラリンピック大会に関して効力のある裁定を下した国際オリンピック委員会または国際パラリンピック委員会。

ｆ）ＷＡＤＡ

13.2.2 に基づく事例では、国内水準の審査機関に不服申し立てをする権利を有する当事者は、国内アンチドーピング機構のルールに定められた者とされるが、最低限、次の者を含むこととなる。

ａ）不服申し立てをする裁定を受けた選手またはその他の人。

ｂ）その裁定が下された事例の他の当事者。

ｃ）ＩＳＳＦ。

ｄ）当該人の居住地国の国内アンチドーピング機構

ｅ）ＷＡＤＡ

13.2.2 に基づく事例では、ＷＡＤＡおよびＩＳＳＦは、国内レベルの審査機関の決定に関して、ＣＡＳにも不服申立てをする権利を有するものとする。不服申立てをする当事者は、不服申立ての対象となる裁定を下したアンチドーピング機構からすべての関係情報を取得するためにＣＡＳからの支援を受けることとなり、また、ＣＡＳが命じた場合にはその情報は提供されることとなる。

このルールの他の規定に関わらず、暫定的資格停止について不服申立てのできる人は、当該暫定資格停止が科された選手またはその他の人に限られる。

13.3　**ＩＳＳＦおよびその加盟競技団体による適切な時期に遅れた裁定**

ＩＳＳＦやその加盟競技団体が、アンチドーピングルールの違反があったかどうかに関しての裁定をＷＡＤＡが定めた適切な期限までに出すことができないという特殊な事例では、ＷＡＤＡは、ＩＳＳＦやその加盟競技団体がアンチドーピングルール違反がなかったという裁定を下したとみなして、ＣＡＳに直接不服申し立てすることを選ぶことができる。ＣＡＳの聴聞委員会が、アンチドーピングルール違反があり、ＷＡＤＡがＣＡＳへ直接不服申し立てを選んだことは妥当であったと裁定した場合、この不服申し立てによりＷＡＤＡに生じた費用と代理人の料金は、ＩＳＳＦまたは加盟競技団体がＷＡＤＡに弁済するものとする。

13.4　**ＴＵＥを付与または不承認とする裁定に対する不服申し立て**

ＴＵＥの付与または不承認がＷＡＤＡの裁定により覆された場合、選手または裁定を覆されたアンチドーピング機構は、ＣＡＳに対してのみ不服申し立てをすることができる。ＴＵＥの不承認の裁定がＷＡＤＡ以外のアンチドーピング機構によって下され、ＷＡＤＡによっても覆らなかった場合、国際レベルの選手はＣＡＳに、それ以外の選手は、13.2.2 に定める国内レベルの審査機関に不服を申し立てることができる。国内レベルの審査機関がＴＵＥの不承認を覆した場合、ＷＡＤＡはＣＡＳに、その裁定に対する不服申し立てができる。

ＩＳＳＦ、国内アンチドーピング機構または加盟競技団体が承認した他の団体が適切に提出されたＴＵＥ申請について合理的な期間内に対応しなかった場合、その裁定の遅れは、この項に規定された不服申し立てをする権利を行使する際の、ＴＵＥ申請の拒絶とみなすことができる。

13.5 **第１２条および第１４条に従って下された裁定に対する不服申し立て**

第１２条および第１４条に従ってＩＳＳＦが下した裁定は、選手または加盟競技団体によって、ＣＡＳのみに不服申し立てすることができる。

13.6 **不服申し立ての提出期間**

ＣＡＳに不服申し立てできる期間は、不服申立てする当事者が裁定を受け取った日から２１日間となる。上記にかかわらず、不服申立てをする決断につながる処分をまだ受けていない当事者が不服申立ての権利を持つ当事者となって提出する不服申立てに関しては次の事項が適用されることになる。

ａ）裁定を受けた当事者は、裁定の通知から１０日以内の間、裁定を下す団体にその事案のコピーを請求する権利を持つことになる。

ｂ）そのような要求が１０日以内になされた場合、そのような要求を行った当事者は事案の受け取りから２１日以内にＣＡＳに不服申立てを提出することになる。

ｃ）上記にかかわらず、ＷＡＤＡにより提出された不服申し立てまたは調停に対する提出期限は次のうちの遅い方までとなる。

・この事例の当事者全員が不服申し立て可能となった日から２１日間。

・ＷＡＤＡがその決定に関する完全な書類を受け取った後の２１日間。

第１４条　ＩＳＳＦの再調査

14.1 ＩＳＳＦ執行委員会の、加盟競技団体のコードの遵守に明らかに違反する裁定を、再調査する権利は、尊重され厳密に実行されなければならないコードおよびこのアンチドーピングルールの原則が要求するものと一致するものである。

14.2 ＩＳＳＦ加盟競技団体が管轄するアンチドーピングルール違反の事例において、次に示す場合、ＩＳＳＦ理事会は、調査委員会の調査が完了した上で、制裁措置の再調査と、このルールに従って変更した制裁措置の提案および科すことの権限を与えられる。

ａ）ＩＳＳＦ加盟競技団体がそのようにしなかった場合。

ｂ）加盟競技団体の行った制裁措置が明らかにコードを遵守していない場合。

14.3 ＩＳＳＦの調査員会が加盟競技団体の懲罰委員会の裁定を再調査した場合、間違った裁定の不服申立てに先立って、またはその代わりに、加盟競技団体の最初の裁定に対する勧告と、

加盟競技団体の懲罰委員会にこのアンチドーピングルールおよびコードの条項の適切な行使に基づいた裁定に修正する機会を与えることができる。それゆえに加盟競技団体の裁定の修正に対する拒絶は、ＩＳＳＦまたはＷＡＤＡがＣＡＳに不服申し立ての権利を行使する結果を招くことになる。その不服申立てが認められた場合、第１３条に従い、その費用は加盟競技団体が負うことになる。

14.4 加盟競技団体が適切、適時の結果の管理の手順を行えなかった場合、ＩＳＳＦ執行委員会は、ドーピングコントロールの手順が正確に行われ、第８条に従って、関連する選手が聴取される権利をもつことにＩＳＳＦ懲罰委員会が納得できるならば、違反が疑われる分析報告がなされた検体の提供者である国内レベルの選手に制裁措置を科すかどうか、および、どの程度の制裁措置を科すかを裁定することになる。疑義のある選手は、文書による聴聞会の開催前で制裁措置が科される前は、暫定的資格停止となることもある。

第１５条 報告と承認

15.1 通知、守秘義務および報告

15.1.1 選手およびその他の人への通知

選手またはその他の人への通知は、第７条に基づいて、行われることとなる。国内競技団体の会員の選手またはその他の人への通知は国内競技団体から送られることとなる。

15.1.2 国内アンチドーピング機構、ＩＳＳＦおよびＷＡＤＡへの通知

国内アンチドーピング機構、ＩＳＳＦおよびＷＡＤＡへの通知は、第７条に基づいて、行われることとなる。

15.1.3 通知の内容

第７条に従い、選手の所属する国内アンチドーピング機構、ＩＳＳＦおよびＷＡＤＡへの通知には、選手の氏名、出身国、競技および種目、選手の競技レベル、競技会検査または競技会外検査の別、検体採取日、分析施設からの分析結果報告が含まれることになる。

15.1.4 最終裁定報告

ＩＳＳＦ加盟競技団体は、選手またはその他の人が犯したアンチドーピングルール違反と選手に科したそのことに関連した資格停止期間の長さに関する裁定ついて、ＩＳＳＦ事務総長およびＷＡＤＡに通知しなければならない。この通知には、最新のドーピングコントロール文書、分析施設の認証、書面によるの理由つき裁定を含む完全な書類のコピーを添付しなければならない。この通知はＩＳＳＦ加盟競技団体が最終裁定を下した後すぐにＩＳＳＦに送付されなければならない。

15.1.5 状況の報告

上記の人やアンチドーピング機構は、第７条（結果の管理）、第８条（公正な聴聞会に参加する権利）または第１３条（不服申立て）に基づき検討または手続きが実施される場合、その状況と結果に関する最新情報が定期的に提供され、書面による理由つき説明文書または事案の解決について説明をする決定が速やかに提供されるものとなる。

15.1.6 守秘義務

結果の管理に責任を有するアンチドーピング機構が、下記の 15.2 に基づき、必要とされる

一般開示を行い、または行わないこととするまでは、情報を受領した組織は、当該情報を知る必要のある人（国内オリンピック委員会、加盟競技団体、チーム競技におけるチームなどの適切な人員を含む）以外にこの情報を開示しないものとする。

15.2 **一般開示**

15.2.1 ＩＳＳＦまたはその加盟競技団体からアンチドーピングルール違反を犯したと主張されている選手またはその他の人の身元は、7.1、7.2 および 7.4 に基づきその選手またはその他の人に、および 15.1.2 に基づき該当するアンチドーピング機構にそれぞれ通知がなされた後にのみ、ＩＳＳＦおよびその加盟競技団体によって、一般に開示することができる。

15.2.2 第８条に従った聴聞会においてアンチドーピングルール違反が起こったと決定されたか、または聴聞会に参加する権利が放棄されたか、アンチドーピングルール違反の主張に対し適切な時期に異議が唱えられなかった場合、２０日以内に、ＩＳＳＦおよびその加盟競技団体は、競技、違反したアンチドーピングルール、違反した選手またはその他の人の氏名、関係した禁止物質または禁止方法および科せられた結果を含む当該アンチドーピング事例に関する処理について公開報告しなければならない。ＩＳＳＦまたはその加盟競技団体は、２０日以内に、アンチドーピングルール違反に関する不服申立ての決定についても公開報告しなければならない。ＩＳＳＦまたはその加盟競技団体は、公開期間中、すべての聴聞会および不服申立ての決定をＷＡＤＡに送付することになる。

15.2.3 聴聞会または不服申し立ての後、選手またはその他の人がアンチドーピングルール違反を犯していないことが裁定された場合、その裁定はその裁定の対象となった選手またはその他の人の同意のある場合のみに公開することができる。ＩＳＳＦやその加盟競技団体はその同意を得るために妥当と思われる努力をし、もし同意が得られたならば、その裁定を、完全な形または選手やその他の人が認める範囲で編集した形で一般に開示することになる。

15.2.4 ＩＳＳＦやその加盟競技団体またはその役員は、その選手やその他の人またはそれらの代理人に起因する公のコメントに対応する場合を除き、審議中の事例における特定の事実について（手続きや科学的な一般的説明とは異なり）公に見解を述べるべきではない。

15.3 **選手の居場所情報**

検査の国際基準でさらに記述されているように、ＩＳＳＦまたはその加盟競技団体によって検査対象者登録リストに含まれる指定を受けた選手は、正確な現在の居場所情報を提供することになる。ＩＳＳＦおよび国内アンチドーピング機構は選手の身元情報の調整および現在の所在地に関する情報の収集を行い、それらの情報をＷＡＤＡに提出することとなる。それらの情報は、合理的に実行可能なＡＤＡＭＳを通じ、その選手の検査権限を持つ他のアンチドーピング機構が入手できるようになる。この情報は常に機密として扱われ、その用途は検査の企画、調整および実施のみに限られ、これらの目的に関連して不要となった時点で破棄されることとなる。

15.4 **統計数値の報告**

ＩＳＳＦまたはその加盟競技団体は、少なくとも年１回、ドーピングコントロール活動の全体的な統計数値の報告書を公表し、その写しをＷＡＤＡに提供することとなる。ＩＳＳＦまたはその加盟競技団体は各検査において検査を受けた各選手の氏名、日付およびその結果に

関する報告書についても公表する。

15.5 **ドーピングコントロール情報に関する情報交換センター**

ＷＡＤＡは、国際レベルの選手および検査対象者登録リストに含まれる国内レベルの選手についてのドーピング検査のデータおよび結果に関する中央情報交換センターとして活動することになる。複数のアンチドーピング機構による検査配分計画の調整を促進するとともに、不必要な検査の重複を避けるために、ＩＳＳＦまたはその加盟競技団体は、そのような選手に対するすべての競技会検査および競技会外検査について、検査実施後、できるだけ早期に、ＷＡＤＡ情報交換センターに報告をすることになる。この情報は、選手、選手の所属する加盟競技団体、各国オリンピック委員会または各国パラリンピック委員会、各国アンチドーピング機構、ＩＳＳＦおよび国際オリンピック委員会および国際パラリンピック委員会が入手できるようにする。ドーピングコントロール検査データの情報交換センターとして機能できるように、ＷＡＤＡは、新たなデータプライバシーの原則を反映したデータベース管理ツールであるＡＤＡＭＳを開発した。選手、選手支援要員またはアンチドーピング活動に関わるその他の人に関係する個人情報は、カナダのプライバシーに関する当局の監督を受け、プライバシー保護の国際基準に従って、機密情報として、ＷＡＤＡによって、保持されることになる。

15.6 **情報プライバシー**

このルールに基づく義務を履行するにあたり、ＩＳＳＦまたはその加盟競技団体は、選手および第三者に関する個人情報を収集し、保管し、加工し、公開することができる。選手および選手以外の者が十分に情報提供され、また必要な場合には、コードおよびこのアンチドーピングルールに基づいて行われるアンチドーピング活動に関連して個人情報を取り扱うことの同意を確実なものとするために、ＷＡＤＡがプライバシー保護の国際基準を採択したのと同様に、ＩＳＳＦまたはその加盟競技団体は、そのような情報の取り扱いに関して適用されるデータ保護およびプライバシーに関する法律に確実に従うものとする。

第１６条 相互承認

16.1 ＩＳＳＦとその加盟競技団体は、第１３条に規定される不服申し立ての権利を条件に、コードに矛盾せず、加盟競技団体または署名当事者の権限において行われた、検査、ＴＵＥ、聴聞会の結果や加盟競技団体または署名当事者の最終裁定を承認し尊重することとなる。

16.2 ＩＳＳＦとその加盟競技団体は、コードの承認はしていないがコードと同じ主旨の別の規則を持つ他の団体による同様の行動を承認することとする。

16.3 ＩＳＳＦやその加盟競技団体がアンチドーピングルール違反であるとした裁定は、第１３条に規定される不服申し立ての権利を条件に、そのような裁定に対して必要な行動をとるすべての加盟競技団体によって承認されることとなる。

第１７条 時効

このアンチドーピングルールに定められたアンチドーピングルール違反をした選手またはその他の人に対して、このアンチドーピングルールに従った措置が、その違反が発生した日

から８年間に渡り開始されなかった場合、その後そういった措置を行うことはできない。

第１８条　**ＷＡＤＡに対するＩＳＳＦの遵守報告**

ＩＳＳＦは、２年ごとにＷＡＤＡに対して、ＩＳＳＦのコードの遵守状況を報告し、遵守できていない場合にはその理由を説明することとなる。

第１９条　**アンチドーピングルールの改正と解釈**

19.1　このアンチドーピングルールは、時に応じて、ＩＳＳＦによって、改正される。

19.2　このアンチドーピングルールは、独立した文書として解釈されるものとし、既存の法令を基準として解釈されないものとする。

19.3　このアンチドーピングルールの条文の様々な部分で使われる見出しについては便宜的なものとしてのみ扱い、このアンチドーピングルールの内容や参照する条項の言葉にいかなる影響も与えないと考えるものとする。

19.4　ＷＡＤＡによって発行された序論、定義および国際基準はこのアンチドーピングルールの不可分の一部であると考えるものとする。

19.5　このアンチドーピングルールはコードの適用できる条項を採用し、その解釈と一致した解釈をするものとする。

19.6　コードにおける、このアンチドーピングルールの条項と対応する、様々な条項における注釈は、このアンチドーピングルールでも同様に使用することになるだろう。

19.7　このＩＳＳＦアンチドーピングルールにおける“大会”や“競技会”の用語の使用はコードにおける強制的な定義に従っている。しかしながら、その他のＩＳＳＦ規定文書での扱いは、“大会”と“競技会”は同じものとする。したがって、必然的に“大会”と“競技会”の単語は、このアンチドーピングルールでは、他のＩＳＳＦルールのように同じものの意味とはならないことになる。

19.8　男性語が不注意に使用されている場合、その条文は男女両性の選手に適用される。

19.9　このアンチドーピングルールは２０１３年１月１日（“効力発生日”）より全面的に有効となる。効力発生日以前から審理中の事例に対しては、遡及して適用されることはないが、次のことを規定する。

19.9.1　効力発生日において審理中のアンチドーピングルール違反の事例および効力発生日以前に発生したアンチドーピングルール違反に基づくアンチドーピングルール違反の事例に関しては、その事例の聴聞会が“寛大な法（lex mitior)”の原則の適用を採用しない限り、そのアンチドーピングルール違反が発生した時点で有効であった、前のアンチドーピングルールによって裁定がなされることとなる。

19.9.2　効力発生日以前のルールによりＩＳＳＦによって、2.4の居場所情報違反（未提出および未検査）とされたもので、効力発生日までに終了していないもの、または、検査の国際基準の第１１条に基づいた居場所情報違反とされているものは、検査の国際基準に従って、繰り越されることとなり、終了まで引き継がれる。

19.9.3　効力発生日以前にアンチドーピングルール違反とする最終裁定を受け、効力発生日にはまだその選手またはその他の人が資格停止期間中である事例に関し、その選手またはその他の人

は、そのアンチドーピングルール違反の結果の管理に責任を負うアンチドーピング機構に対し、このアンチドーピングルールに照らして、資格停止期間の短縮を申請することができる。そのような申請は、資格停止期間が終了するまでに行われなければならない。下された制定には、13.2 に従い、不服申立てすることができる。アンチドーピングルール違反として最終裁定を受けたアンチドーピングルール違反でその資格停止期間が満了してしまった事例においては、このアンチドーピングルールによる申請はすることはできない。

19.9.4 10.7.5 を前提として、効力発生日以前に有効であったルールに基づき犯されたアンチドーピングルール違反は、10.7 に基づく制裁措置の裁定に対する、以前の違反として考慮される。効力発生日以前のアンチドーピングルール違反のうち、10.7.1 の適用に関し、このアンチドーピングルールにおいて特定物質とされる物質を含む違反で、資格停止期間が２年間未満であるものについては、制裁措置の軽減が検討される。

第２０条 選手およびその他の人の追加的な役割と責務

20.1 選手の役割と責務

20.1.1 このアンチドーピングルールを理解し、遵守すること。

20.1.2 検体採取に応じること。

20.1.3 アンチドーピングという観点から、自己の摂取物および使用物に対して責任を負うこと。

20.1.4 医療関係者に対して、自らが禁止物質および禁止方法を使用してはならないという義務を負っていることを伝達するとともに、自らが受ける医療処置についても、このアンチドーピングルールに違反しないようにすること。

20.1.5 このアンチドーピングルールおよびコードの違反に由来する結果を理解し受け入れること。

20.2 選手支援要員の役割と責務

20.2.1 このアンチドーピングルールを理解し、遵守すること。

20.2.2 選手の検査プログラムに協力すること。

20.2.3 選手の価値観および行動に対して、自らの影響力を行使して、アンチドーピングの態度を醸成すること。

20.2.4 このアンチドーピングルールおよびコードの違反に由来する結果を理解し受け入れること。

付属文書１－定義　　注：索引は日本語において編集されている。

ＡＤＡＭＳ（The Anti-Doping Administration and Management System）
アンチドーピング管理運営システムとは、情報保護に関する法とあいまって、関係者およびＷＡＤＡのアンチドーピング活動を支援するように設計された、データを入力し、保存し、報告するためのウェブ上のデータベースによる管理手段をいう。

ＣＡＳ（The Court of Arbitration for Sport）
スポーツ仲裁裁判所

ＴＵＥ
4.4 に定義してある。

ＴＵＥ委員会
4.4.6 に定義してある。

ＷＡＤＡ（The World Anti-Doping Agency）
世界アンチドーピング機構

アンチドーピング機構
ドーピングコントロールの手順に関するルールを採択し、ドーピングコントロールの手順の開始、実施、または執行に責任を負う署名当事者のこと。例えば、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の主要大会において検査を実施する大会組織委員会、ＩＳＳＦ、ＷＡＤＡ、国際競技連盟、国内アンチドーピング機構などが含まれる。

アンチドーピングルール違反の結果
選手またはその他の人がアンチドーピングルール違反を犯した場合､次の事項のうちの１つ以上の措置が講じられること。
（ａ）**失効**：特定の競技会または大会における選手の成績が取り消されること。その結果として、獲得されたメダル、ポイントや賞の剥奪を含む措置が科される。
（ｂ）**資格停止**：一定期間にわたって、選手またはその他の人に対し、10.10 に規定されているとおり、競技会や大会またはその他の活動への参加や資金支援が停止されること。
（ｃ）**暫定的資格停止**：第８条（公正な聴聞会に参加する権利）に基づき開催される聴聞会において最終的な判断が下されるまで、選手またはその他の人の競技会または大会への参加が暫定的に禁止されること。

違反が疑われる分析報告
分析施設または分析施設の国際基準およびこれに関連する技術上の文書に整合するＷＡＤＡ認定の検査施設からの報告で、禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーの存在（内因性物質の量的増加を含む）、ま

たは禁止方法の使用の証拠が検体において確認されたもの。

過誤または過失がないこと

選手が禁止薬物もしくは禁止方法の使用または投与を受けたことについて、自身が知らずまたは推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知ることも推測もできなかったことを、その選手が証明していること。

加盟競技団体（Member Federation）

ＩＳＳＦによって認定され、ＩＳＳＦに加盟している、国または地域の中でＩＳＳＦスポーツを統括している国または地域の団体。

競技会（Competition）

個人による競争、対戦競技、団体競技または単独のアスレチックコンテストのことで、例えば、バスケットボールの試合やオリンピックにおける１００ｍ走の決勝などが挙げられる。このアンチドーピングルールにおいては、競技会とはＩＳＳＦ大会の中のそれぞれの個人種目の試合のことをさす。例えば、ＩＳＳＦワールドカップ大会で行われているような、５０ｍライフル男子伏射、５０ｍライフル女子三姿勢、スキート男子、２５ｍピストル女子や団体種目にあたる。

要注意：このアンチドーピングルール以外の射撃スポーツにおける文書では、“Competition（競技会、大会）”は１つの実施団体のもとで行われる、個々の種目の連なったものを意味する。例えば、オリンピック大会、ＩＳＳＦ世界選手権大会、パンアメリカン大会、ワールドカップや大陸選手権大会などが挙げられる。

競技会外

競技会におけるドーピングコントロール以外のドーピングコントロール。

競技会内

その選手が参加する予定の競技会の開始１２時間前から、その競技会の終了後、その競技会に関係する検体採取が終わるまでの期間。

禁止表

禁止物質および禁止方法を特定した表

禁止物質

禁止表にあげられる物質

禁止方法

禁止表にあげられる方法

企て

アンチドーピングルール違反に加担する可能性がある、または結果として加担していたこととなる行為の過程において実質的な段階を構成する行動に意図的に携わること。ただし、企てに関与していない第三者によって察知される前に、その人がその企てを放棄した場合、違反を犯そうとしたその企てのみを根拠としてアンチドーピングルール違反があったことにはならない。

検査対象者登録リスト

国際レベル検査対象者登録リスト（ＲＴＰ）は、それぞれの国際大会ごとに毎月更新されるＩＳＳＦの公式世界ランクリストの上位の選手によって構成され、ＩＳＳＦのインターネットウェブサイト上で発表される。毎年１月１日時点でのＩＳＳＦ公式世界ランクリストの上位５名の選手によって国際レベルＲＴＰは作られる。その年のうちにＩＳＳＦ公式世界ランクリストの５位までに入った選手は自動的にその年の国際レベルＲＴＰに登録されることになる。

検査

ドーピングコントロールの手順のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取り扱いならびに分析施設への検体の輸送を含む部分。

検体／試料

ドーピングコントロールにおいて採取された生体物質。

コード

世界アンチドーピングコード。

国際基準

コードを補完する目的でＷＡＤＡによって採用された基準。国際基準（他に採りうる基準、慣行、手続きとは対立するものとして）の遵守とは、国際基準にある手続きを適切に実施していると判断されることである。国際基準には国際基準に基づき公表された技術上の文書を含む。

国際大会

国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要大会組織委員会またはその他の国際的スポーツ機関が実施団体となり、その大会に技術役員を指名してる大会。射撃スポーツでは、ＩＳＳＦ公認大会が含まれる。

要注意：このアンチドーピングルール以外の射撃スポーツにおける文書では、“international competition”が、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要大会組織委員会またはその他の国際的スポーツ機関が実施団体となり、その大会に技術役員を指名してる大会を意味する。

国際レベルの選手

国際競技連盟の検査対象者登録リストにあげられる者として、１つ以上の国際競技連盟により指定された選手。

国内アンチドーピング機構

各国内においてアンチドーピングルールの採択および実施、検体採取、検査結果の管理ならびに聴聞会の監督に関して第１位の権限を有し、責任を負うものとして各国で指定を受けた団体。この中には複数の国により、その複数の国のために地域アンチドーピング機構として指定を受けた団体も含まれる。関連当局によってその指定が行われなかった場合、その国の国内オリンピック委員会またはその指定を受けたものがその機関となる。

国内オリンピック委員会

国際オリンピック委員会に公認された組織のこと。国内競技連合が国内オリンピック委員会のアンチドーピングの分野における代表的な責任を負うような国においては、その国内競技連合も国内オリンピック委員会に含まれることになる。

国内大会

国際レベルまたは国内レベルの選手が参加する大会で、国際大会に該当しないもの。

個人スポーツ

チームスポーツでないスポーツ。

参加者

選手または選手支援要員。

暫定聴聞会

7.6 との関係において、第８条（公正な聴聞会に参加する権利）に基づく聴聞会に先立って開催される略式の聴聞会。選手に対し通知をし、選手に書面または口頭による意見を聴取する機会を与えるもの。

暫定的資格停止

アンチドーピングルール違反の結果の項目参照。

資格停止

アンチドーピングルール違反の結果の項目参照。

事前通告なし

ドーピングコントロールのうち、選手に予告なしに行われ、通告の瞬間から検体提出までの間、その選手に継続的に付添人がつくもの。

失効

アンチドーピングルール違反の結果の項目参照。

実質的支援

10.5.3 との関係において、実質的支援を提供しようとする人は、（１）自身の保有するアンチドーピングルール違反に関係するすべての情報を、署名入りの文書にて、完全に開示し、（２）アンチドーピング機構または聴聞委員会から要求がある場合、聴聞会で証言をするなど、その情報に関する調査および裁定に十分協力しなければならない。さらに、提供された情報は、信頼できるものであり、かつ、手続きが開始された事例の重大な部分を含むものでなければならず、仮に手続きが開始されていない場合には、手続きの開始に十分な根拠を与えるものでなければならない。

重大な過誤または過失がないこと

事情を総合的に勘案し、過誤または過失がないことの基準を考慮した場合、アンチドーピングルール違反との関連において、選手の過誤または過失の度合いが重大なものではなかったことを、その選手が証明していること。

主要大会組織委員会

国内オリンピック委員会の大陸的連合およびその他の複数スポーツを主管する国際的な組織であって、地域内またはその他の国際大会の実施団体として機能する組織。

使用

禁止物質を、方法によらず、利用、塗布、服用、注入もしくは摂取すること、または禁止方法によってこれらを行うこと。

情報開示または**公開報告**

第１５条に従い早期に通知を受けられる人の範囲を超えて、一般社会または一般の人に対して情報を広めまたは配布すること。

署名当事者

コードに署名し、コードを遵守することに同意した団体。国際オリンピック委員会、国際競技連盟、国際パラリンピック委員会、国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会、主要大会組織委員会、国内アンチドーピング機構、および、ＷＡＤＡを含む。

選手

国際的なまたは国内的な（定義については各国内アンチドーピング機構が定めるものとし、その検査対象者登録リストに記載された人を含むが、これに限らない）レベルの射撃スポーツに参加するすべての人およびコードを受諾している署名当事者もしくはその他のスポーツ機関の管轄に服するその他の競技参加者をいう。検査およびＴＵＥなどを含むコードのすべての条項は、国際的および国内的レベルの競技者に適用される。国内アンチドーピング機構は、現在もしくは将来において国内的なレベルの競技者とはならないレクリエーションレベルまたはマスターズレベルの競技者に検査を行い、アンチドーピングルールを適用すること

を選択することができる。しかしながら、国内アンチドーピング機構は、そのような人に対し、コードやこのアンチドーピングルールのすべての条項を適用することを要求されているわけではない。コードとの齟齬がなければ、国際的または国内的レベルではない競技者のドーピングコントロールのために国内ルールを定めることができる。ゆえに、国はレクリエーションレベルの競技者に対して検査を実施することはできるが、ＴＵＥまたは居場所情報を要求することはできない。同様に、マスターズレベルの競技者のみを対象とする大会を開催する主要大会組織委員会も競技者に対して検査を実施することを選択することができるが、事前のＴＵＥ申請や居場所情報を要求することはできない。2.8（投与または投与の企て）およびアンチドーピング情報や教育との関係では、コードを受諾している署名当事者、政府、その他のスポーツ団体の傘下においてスポーツに参加する人は競技者にあたる。

選手支援要員

スポーツ大会に参加、または参加するために準備を行う選手と共に行動し、治療を行い、または支援を行う、コーチ（指導者）、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ、チーム役員、チームドクター、チーム医療従事者、親およびその他の人。

大会（Event）

１つの実施団体のもとで開催される一連の個別競技会のこと（例えばオリンピック大会、ＦＩＮＡ世界選手権大会、パンアメリカン大会、射撃のワールドカップなど）。

要注意：このルール以外の射撃スポーツにおける文書では、“Event（種目）”はファイナルやシュートオフを含む、または含まないそれぞれの競技種目を意味する。

大会期間

大会の最初の競技会の開始から最後の競技会の修了までの期間で、競技会に関係した検体採取の手順を含む。

代謝物

生体内変化の過程により生成された物質。

チームスポーツ

競技会中に、選手交代が認められるスポーツ。

治療目的使用（ＴＵＥ）

4.4 に定義してある。

ドーピングコントロール

居場所情報の提供、検体の採取および取り扱い、分析機関における分析、ＴＵＥ、分析結果の管理ならびに聴聞会を含む、検査配分計画の立案から不服申し立ての最終的な解決までのすべての段階および過程。

特定対象検査

特定選手または選手グループを一定期間に検査対象として選択的に抽出して行う検査。

特定物質

4.2.2 に定義してある。

独立オブザーバープログラム

オブザーバーチームが、ＷＡＤＡの監督下で、特定の大会におけるドーピングコントロールの過程を監視し、ドーピングコントロールの過程について助言し、監視事項について報告を行うこと。

非定型報告

違反の疑われる分析報告の裁定に先立ってなされる、分析施設の国際基準またはこれに関連する技術に関する文書に規定された更なる調査を要求する、分析施設またはその他のＷＡＤＡに承認された団体からの報告。

人

個人または組織または他の団体。

不正取引

アンチドーピング機構の管轄にある選手、選手支援要員またはその他の人が、第三者に対し、禁止物質または禁止方法を販売、供与、輸送、送付、配送または配達（物理的方法、電子的方法、その他方法は問わない）すること。しかしながら、純粋かつ合法的な治療の目的またはその他の正当な理由がある善良な医師による禁止物質を含む行為はこの定義に含まれず、また、禁止物質が、純粋かつ合法的な治療の目的によるものではないことが全体として証明された場合を除き、競技会外の検査において禁止されていない禁止物質を含む行為はこの定義には含まれない。

不当な改変

不適切な目的または不適切な方法で変更すること、不適切な影響を生じさせること、不適切な形で介入すること、結果の変更、もしくは通常の手続きを踏むことの回避を目的として妨害し、誤導し、もしくは詐欺的行為に携わること、または不実の情報をアンチドーピング機構に提供すること。

保有

実際に物理的に保有している状態または擬制保有（これに該当するものは、禁止物質もしくは禁止方法に対し、または禁止物質もしくは禁止方法がある場所に対し、人が独占的に管理をしている場合に限られる）のこと。しかしながら、禁止物質もしくは禁止方法に対し、または禁止物質もしくは禁止方法がある場所に対し、人が独占的に管理をしていなくても、その人が禁止物質もしくは禁止方法があることを承知しており、かつ、これに対して独占的に管理を及ぼす意図があった場合は、擬制保有とされなければならない。ただし、人がアンチドーピングルール違反の通知（種類は問わない）を受ける前に、アンチドーピング機構に対し、保有の意思がなく、そして保有を放棄したことを証明する具体的な行動をして、明確に示した場合、保有のみを根拠として、アンチドーピングルール違反があったことにはならない。これに対し、この定義における

異なる記載にかかわらず、禁止物質もしくは禁止方法の購入（電子的またはその他の方法を含む）は、購入した人による、禁止物質もしくは禁止方法の保有となる。

マーカー

化合物、化合物の集合体または生物学的パラメーターで、禁止物質や禁止方法の使用を示すもの。

未成年

居住国で適用される法に定められている成人年齢に達していない個人。

ユネスコ国際規約

２００５年１０月１９日のユネスコ第３３回総会において採択されたスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約ならびに同規約の締結国および締結国会議において採択されたそのすべての改定。

第６章

ゼネラル　テクニカル　ルール
（ＧＴＲ）

６章

6.1　　通則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
6.2　　安全　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
6.3　　標的および標的基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
6.4　　射場とその他設備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
6.5　　ゲージと測定器具　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
6.6　　選手権大会の運営管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
6.7　　競技用衣服および装備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
6.8　　競技ジュリーの任務と職務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
6.9　　組織委員会の任命する競技役員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
6.10　 競技会におけるＥＳＴ操作　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94
6.11　 競技会手順　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
6.12　 選手およびチーム役員の行動ルール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・102
6.13　 故障　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
6.14　 採点と成績手順　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
6.15　 同点の順位決定（タイブレーク）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・108
6.16　 抗議（プロテスト）と上訴（アピール）　・・・・・・・・・・・・・・・・・109
6.17　 オリンピックのライフルおよびピストル種目のファイナル　・・・・・・・・・111
6.18　 書類様式　・(国内規定に準備)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128
6.19　 索引　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・129

ルール番号

すべてのＩＳＳＦルールはルール番号手順により４段階の番号（例：6.10.3.5）を限度に番号付けられている。

サブレベルのルールの追加が容易になるように中黒点で表記したルールも使用している。中黒点のルールを参照する場合はルール番号の後に中黒点ルールの順番を示すアルファベットを付けてある（例：6.10.3.5ｄ ルール 6.10.3.5 の４番目の中黒点ルールという意味)。

※については国内適用規定も参照のこと。

追は、国内適用のために追加した項目であり、国内適用規定を参照のこと。

定義と略号

以下はＩＳＳＦゼネラルテクニカルルールとＩＳＳＦライフル、ピストルルールに使われている特殊単語と略号の定義である。

単語	定義
選手（Athletes）	スポーツ競技会の競技者または参加者。射撃スポーツにおける競技者は時には選手と呼ばれる。
選手権大会（Championship）	複数の種目がプログラムされた１つの射撃競技大会。ＩＳＳＦルールの適用、テクニカルデレゲートとジュリーの派遣、アンチドーピング検査の実施によってＩＳＳＦからの認定と監督を受けた大会は特に大文字のＣを使って表す。
競技会（Competition）	複数種目の選手権大会を含むスポーツ競技会または単独種目による大会。
射撃コース（Course of Fire）	種目の中の競技ステージの種類の一つ。各シリーズやステージにおける発射弾数、撃発のしかたや制限時間によって特徴づけられる。
ＣＲＯ	Chief Range Officer：射場長
種目（Discipline）	種目（Event）の共通的な特徴で分けたグループ。射撃は４種類（ライフル、ピストル、ショットガン、ランニングターゲット）の種目（Discipline）から構成される。
ＥＳＴ	Electronic Scoring Targets：電子標的
種目（Event）	個別の進行方法とルールにより行われる特定の射撃種目。射撃は１５種のオリンピック種目がある。ＩＳＳＦでは他にも個人・団体、少年などの年齢別を含め多くの種目を公認している。
ＦＯＰ	Field Of Play：競技場　射撃において、ＦＯＰとは射撃線の後の競技中の選手への接近が制限される射座と競技役員が勤務をするエリアおよび射撃線から前の標的やバックストップまでの射場がそれに相当する。
本射（MATCH Shots）	採点され記録される射撃弾。　選手の得点として数えられる射撃弾。
Ｍｉｎ.	分（Minute、Minuts）
ラウンド（Round）	射撃種目における競技場面。射撃種目は予選ラウンド、本選ラウンド、ファイナルに場面分けされる。
Ｓｅｃ.	秒（Second、Seconds）
シリーズ（Series）	射撃ステージや射撃コースの中での射撃順序。多くの射撃種目は１０発シリーズで構成される。２５ｍピストル種目では５発シリーズで構成される。
試射（Sighting Shots）	射撃種目において、本射に先立って撃たれる練習またはウォームアップのための射撃弾
スポーツ（Sport）	共通の要素と一つの団体が統括するということで区別される競技のこと。射撃は選手が銃で標的を撃ち、その得点で順位を競うという“スポーツ”である。ＩＯＣは射撃を夏季オリンピック大会における２８の実施スポーツの１つとして認めている。
ステージ（Stage）	射撃コースの中の一場面または一部分。ライフルの三姿勢種目はそれぞれの射撃姿勢の３つのステージから構成され、２５ｍピストルでは精密射撃と速射の

	２つのステージから構成される。
開始時刻（Start Time）	開始時刻は各射撃種目において本射の開始を告げる号令がかけられる時刻。

※6.1　**通則**

6.1.1　**ＩＳＳＦルールの目標と目的**

ＩＳＳＦはＩＳＳＦの認可を受けて行われる射撃競技を監督統括する目的でテクニカルルールを制定している(ＧＲ3.3)。ＩＳＳＦテクニカルルールは全世界における射撃競技の運営の統一を確立することにより、射撃スポーツの発展を促進することを目的とする。

・射場基準、標的規格、採点手順、標準的な競技手順やファイナルのルールを含むＩＳＳＦゼネラルテクニカルルール（ＧＴＲ）はすべての射撃種目に適用される。種目別ルール（ＤＲ）はライフル、ピストル、ショットガン、ランニングターゲットの４つの射撃種目でそれぞれに適用される。

※　・ＧＴＲおよびＤＲはＩＳＳＦ憲章に従って運営理事会により認可される。

・ＧＴＲおよびＤＲよりＩＳＳＦ憲章およびＧＲが優先される。

・ＧＴＲおよびＤＲはオリンピック競技大会の翌年の１月１日より４年間有効となるように認可される。特別な場合を除いては、ＩＳＳＦルールはこの４年間は変更されない。

6.1.2　**ＧＴＲおよびＤＲの適用**

・ＩＳＳＦ選手権大会とは、オリンピック、世界選手権、ワールドカップ、ワールドカップファイナル、大陸選手権、大陸大会でＩＳＳＦ　ＧR3.2.1 とこれらのルールに従い、ＩＳＳＦの監督下で行われる、射撃スポーツ競技会のことである。

・すべてのＩＳＳＦ選手権大会にはＩＳＳＦ　ＧＴＲとＤＲが適用されなければならない。

・ＩＳＳＦは、ＩＳＳＦ選手権大会ではない地域、国内、その他の競技会であっても、ＩＳＳＦの種目が含まれている場合、ＩＳＳＦルールを適用することを推奨する。

・すべての競技役員、選手、コーチおよびチームリーダーはＩＳＳＦルールを熟知し、ルールの効力を保証しなければならない。

・ルールに従うのは各選手の責任である。

・右利き選手に適用されるルールは、左利き選手の場合、その逆が適用される。

・男子種目または女子種目に特に適用されるルールの他は、双方に同等に適用されなければならない。

・図表内に示される数値等は通番のルールに等しい効力を持つものとする。

6.1.3　**ＴＲの範囲**

ＴＲに含まれるものは:

・ＩＳＳＦ選手権大会の準備と組織に関するルール

・射場の建設および設備計画に関するルール

・すべての射撃種目あるいは２つ以上の種目に適用されるルール

※6.1.4　**ＩＳＳＦ選手権大会の組織と監督**

※6.1.4.1　**ＩＳＳＦによる監督**　ＩＳＳＦ理事会は、ＩＳＳＦ憲章1.8.2.6およびＧR3.4に従い、各ＩＳＳＦ選手権大会にＩＳＳＦテクニカルデリゲート、ジュリー、技術役員を任命する。任命されるのは：

・テクニカルデリゲート

・競技ジュリー

・上訴ジュリー

・公式記録作成員：エントリー、選手の成績、競技進行、成績表の提出、成績表の保管に必要な電子技術を提供し、操作する責任を持つ。

6.1.4.2 **組織委員会**　ＧR3.4.1に従って、各ＩＳＳＦ選手権大会では組織委員会が設置されなければならない。組織委員会は射撃競技会の準備、運営、管理に責任を持つ。組織委員会は次の役員を任命しなければならない。

・射場長、射場役員：射撃種目の実際の運営、管理に責任をもつ。

・審査長、審査補助員：エントリー、認定、選手権大会期間中の採点と成績作成に責任を持つ。

・用具検査長、用具検査役員：用具検査の実施に責任を持つ。

・ＩＳＳＦ選手権大会の組織委員会として責任を果たすために必要なその他すべてのスタッフ。

6.2 **安全**

安全は最重要課題である。

6.2.1 **安全通則**

※6.2.1.1 ＩＳＳＦルールはすべてのＩＳＳＦ選手権大会に適用されなければならない特別な安全要件を定めたものである。ＩＳＳＦジュリーと組織委員会は安全に対する責任を負う。

6.2.1.2 射撃場に必要かつ要求される安全性はそれぞれの国で異なっているので、さらなる安全規定を組織委員会は定めることができる。ジュリー、射場役員、チーム役員および選手は競技会中の特別の安全について助言しなければならない。

※6.2.1.3 選手、射場役員および観衆に対する安全を期するために射場内での銃器の運搬、行動等には常時細心の注意を払わなければならない。これには全員の自己規律を必要とする。この自己規律が不十分である場合は、ただちに正すように促すことは射場役員の義務である。また選手やチーム役員も射場役員による注意を実施することを補佐する義務を負う。

6.2.1.4 ＩＳＳＦは、射場内の他の人たちの安全に対して重大な恐れを起こすような選手に関する情報を適格な機関から得た場合、その選手の競技会への参加受け入れを拒否できる。

6.2.1.5 安全確保のためにはジュリーまたは射場役員はいつでも射撃を中止させることができる。選手やチーム役員は、危険な行為や事故につながる事態を発見した場合はただちに射場役員またはジュリー報告しなければならない。

※6.2.1.6 用具検査係、射場役員またはジュリーは選手の用具(銃器を含む)を本人の許可なく本人の立会と認識のもとに手に取ることができる。しかしながら、安全の問題がかかわる時には、その行動は即座に取られなければならない。

6.2.2 **銃器取り扱い規則**

6.2.2.1 安全確保のため、すべての銃器はいついかなる時でも最大限の注意をもって取り扱われなければならない。競技中および練習中は射場役員の許可なしに銃器を射線から動かしてはならない。

※6.2.2.2 射座で空撃ちまたは射撃を認められているとき以外は、すべてのライフル、ピストルには常にセフティフラッグが挿入されていなければならない。セフティフラッグの目的は、銃の機関部が開放され弾が装填されていないことを、視覚的に明示することである。エアライフルやエア・ピストルに弾が装填されていないことを明示するためには、セフティフラッグは銃

身長よりも長くなければならない。

・このルールで要求されているにもかかわらずセフティフラッグを使用していなければ、ジュリーは銃器にセフティフラッグを挿入するように指導し、警告を与えなければならない。

・もしジュリーが警告を受けた後もルールにより要求されるセフティフラッグの使用を拒否している選手を確認した場合、その選手は失格とされなければならない。

6.2.2.3 射座において銃器は常に安全な方向に向けられていなければならない。機関部やブリーチは銃器が標的エリアの安全な方向に向けられるまで閉じられてはならない。

6.2.2.4 選手は銃を置いて射座を離れるときまたは射撃が完了したときには、銃の機関部（ボルトまたは閉鎖機構）を開放して抜弾し、セフティフラッグを挿入しなければならない。射座を離れる前に選手はそれを確認し、また射場役員は銃の薬室、銃身または弾倉内に残弾のないこととセフティフラッグが挿入されていることを確認しなければならない。

6.2.2.5 射場役員のチェックを受けずに、銃器を格納したり射座から持ち出した場合、その選手は失格となる場合がある。

6.2.2.6 競技中、銃器を手から離して置くときは、抜弾し、弾倉を取りはずし、機関部を開けてからのみ置くことができる。エアガンにあっては、安全のため蓄気レバーまたは装填口を開けたままにしなければならない。

6.2.2.7 射撃線の前方に作業員がいるときは銃器の取り扱いは許されずセフティフラッグが挿入されていなければならない。

6.2.2.8 射座以外の射場内では、射場役員の指示による場合を除き、銃器は銃ケースに入れておかなければならない。

6.2.3 **射場内での号令**

6.2.3.1 射場長または他の適切な射場役員は“ＬＯＡＤ”、“ＳＴＡＲＴ”、“ＳＴＯＰ”、“ＵＮＬＯＡＤ”や他の必要な号令を出す責任がある。射場役員は選手が号令に従っているか、銃器を安全に取り扱っているかを確認しなければならない。

6.2.3.2 銃器や弾倉には、射座において“ＳＴＡＲＴ”または“ＬＯＡＤ”の号令の後にのみ装填できる。これ以外のときには銃器や弾倉は抜弾されていなければならない。

6.2.3.3 弾倉付きのライフルや５０ｍピストルであっても、装填は一発しかできない。５連発エア・ピストルを１０ｍエア・ピストル種目に使用する場合も、装填は一発ずつ行うこと。

6.2.3.4 選手が“ＬＯＡＤ”または“ＳＴＡＲＴ”の号令の前、“ＳＴＯＰ”または“ＵＮＬＯＡＤ”の号令の後に弾を発射した場合、その安全性が問われるならば、その選手は失格になる場合がある。

6.2.3.5 “ＳＴＯＰ”の号令か信号があった場合、選手はただちに射撃を中止しなければならない。“ＵＮＬＯＡＤ”の号令があった場合、全選手は弾を抜き、安全な状態にしなければならない(エアガンを抜弾するときは、射場役員の許可を得ること)。“ＳＴＡＲＴ”の号令が再び出されたときのみ射撃は再開できる。

6.2.4 **安全性の追加要求**

6.2.4.1 “空撃ち”とは弾が装填されてない銃器の引金機構を解き放つこと、または空撃ち機構が付いているエアガンで空気などを出すことなく撃発動作をすることを意味する。空撃ち、照準

練習は射撃線または指定された場所でのみ次のルールに従って許可される。

6.2.4.2　エアまたはCO_2シリンダーが保証期間内であることは選手の責任である。このことは用具検査でチェックされなければならない。

6.2.5　**耳の保護**

すべての選手、射場役員ならびに２５ｍ、５０ｍ、３００ｍ射場の射線直後に位置する人々は耳栓、イヤーマフまたは類似の聴力保護用具の使用を強く要請する。射場敷地内では、警告が明示され、すべての人々が聴力保護用具を使用できなければならない。選手はいかなるタイプの受信装置を組み込んだイヤープロテクターも使用できない。

6.2.6　**目の保護**

すべての選手に対して、射撃中は、強化ガラスなどの射撃眼鏡または類似の目に対する保護用具の使用を強く要請する。

6.3　**標的および標的基準**

6.3.1　**標的の全般的必要条件**

6.3.1.1　ＩＳＳＦ選手権大会のライフルおよびピストル種目で用いられる標的は電子標的（ＥＳＴ）または紙標的である。

6.3.1.2　すべての標的はこのルールによって与えられる各得点圏の幅、標的の大きさ、その他規定された値が守られていなければならない。

6.3.2　**電子標的の必要条件**

※6.3.2.1　電子標的はＩＳＳＦによってテストされ、公認されたものだけが使用できる。

6.3.2.2　ＥＳＴにおける精度は弾着の採点において少なくとも小数点得点圏の半分の精度が要求される。紙標的における得点圏の大きさに関する許容範囲はＥＳＴには適用されない。

6.3.2.3　すべてのＥＳＴ標的装置は、それぞれの競技に使用される標的の黒圏の大きさ（6.3.4）に相当する黒色の照準エリアおよびその照準エリアを取り囲む無反射の白または黄色がかった白色のエリアが表示されていなければならない。

6.3.2.4　ＥＳＴによって記録された得点は競技用標的（6.3.4）の得点圏の大きさに従って決定されなければならない。

6.3.2.5　ＥＳＴに当たった弾ごとに、その弾の結果としてその位置と得点が射座のモニター上に提示されなければならない。

6.3.2.6　１０ｍＥＳＴでは、発射された弾が標的に当たったかどうかの決定ができるように紙ロールまたは証拠となる他の素材のストリップが使われていなければならない。

6.3.2.7　ＥＳＴシステムのメインコンピューター（バックアップメモリー）以外のメモリーからの各選手の結果のプリントアウトは競技中および競技後すぐに利用できなければならない。

6.3.2.8　ＥＳＴを使用するとき、標的装置は、各ＩＳＳＦ選手権大会に先立ってテクニカルデレゲートの監督のもと、通常の使用条件で正確な採点をしていることを確認するためのチェックを受けなければならない。

6.3.3　**紙標的の必要条件**

※6.3.3.1　ＩＳＳＦ選手権大会に用いる紙標的は大会の行われる少なくとも６ヶ月前にそれぞれの見本５部をＩＳＳＦ事務総長に送付してＩＳＳＦ規格に適合するか否かの認定を受けなければならない。

6.3.3.2　すべての標的は、各ＩＳＳＦ選手権大会の開始前に、テクニカルデレゲートによりその紙質と規格寸法の再検査を受ける。認定されたものと同じ標的のみ、使用することができる。

6.3.3.3　標的は 6.3.5 の規格に適合した採点ゲージによって採点されるかまたはＩＳＳＦの公認した電子標的採点システムによって採点される。

6.3.3.4　標的紙は無反射性の色と紙質のものとし、規定の距離における通常の光線条件の下で黒点圏がはっきりと視認できるものでなければならない。紙質や印刷された得点圏はどのような気象条件下においても、その寸法を保持するものでなければならない。紙質は過大な破断やゆがみを生じることなしに、弾痕をとどめるものでなければならない。

6.3.3.5　各得点圏の寸法は、各圏線の外側の縁より測定される。

※6.3.3.6　ＩＳＳＦ選手権大会では標的紙に１つだけ黒点圏のあるものが認められる。

6.3.3.7　標的は各圏線により各得点圏に分けられる。

6.3.4　**標的および標的基準**

標的はこのルールにある得点圏の大きさ、許容範囲、仕様を守らなければならない。

・ライフルとピストルの標的は整数値で採点できるかまたはＥＳＴを使用する場合は小数値で採点できなければならない。小数値の得点圏は整数値の得点圏を１０等分したもので、その得点は０（例：10.0、9.0 など）から始まり９（例：10.9、9.9 など）で終わるものである。

※　・ライフルとピストルの予選ラウンドおよび本選ラウンドでは、１０ｍエアライフルと５０ｍライフル伏射の種目の予選ラウンドおよび本選ラウンドを小数値で採点する仮措置の場合を除き、整数値で採点される。　注：理事会では本選を小数値で行う試合を検証し、これをルールに採用するかの決定を２０１３年の終わりに下す。

・ライフルとピストルのファイナルは、ヒットーミススコアが使用される２５ｍピストル種目のファイナルを除き、小数値で採点される。

※6.3.4.1　　**３００ｍライフル標的**

１０点圏	１００ｍｍ	（±０．５ｍｍ）	５点圏	６００ｍｍ	（±３．０ｍｍ）
９点圏	２００ｍｍ	（±１．０ｍｍ）	４点圏	７００ｍｍ	（±３．０ｍｍ）
８点圏	３００ｍｍ	（±１．０ｍｍ）	３点圏	８００ｍｍ	（±３．０ｍｍ）
７点圏	４００ｍｍ	（±３．０ｍｍ）	２点圏	９００ｍｍ	（±３．０ｍｍ）
６点圏	５００ｍｍ	（±３．０ｍｍ）	１点圏	１０００ｍｍ	（±３．０ｍｍ）

Ｘ圏：５０ｍｍ（±０．５ｍｍ）

黒点圏（５～１０点圏）：６００ｍｍ（±３．０ｍｍ）

圏線の幅：０．５ｍｍ ～ １．０ｍｍ

標的紙の大きさ：最小１３００ｍｍ×１３００ｍｍ

（標的紙と同色の的枠を使用する場合は１０２０ｍｍ×１０２０ｍｍ）

１点～９点の得点はそれぞれの得点圏の中にそれぞれが斜めの対角線をなす位置に印刷される。１０点圏には数字の印刷はない。

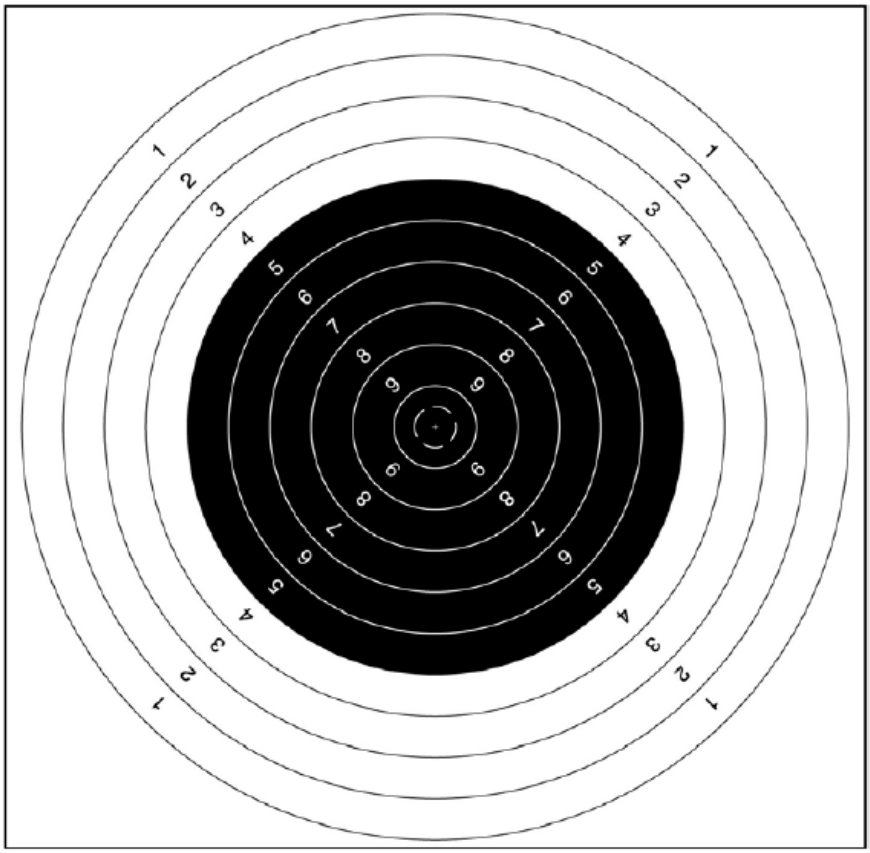

３００ｍライフル標的

※6.3.4.2　　**５０ｍライフル標的**

１０点圏	１０．４ｍｍ	（±０．１ｍｍ）	５点圏	９０．４ｍｍ	（±０．５ｍｍ）
９点圏	２６．４ｍｍ	（±０．１ｍｍ）	４点圏	１０６．４ｍｍ	（±０．５ｍｍ）
８点圏	４２．４ｍｍ	（±０．２ｍｍ）	３点圏	１２２．４ｍｍ	（±０．５ｍｍ）
７点圏	５８．４ｍｍ	（±０．５ｍｍ）	２点圏	１３８．４ｍｍ	（±０．５ｍｍ）
６点圏	７４．４ｍｍ	（±０．５ｍｍ）	１点圏	１５４．４ｍｍ	（±０．５ｍｍ）

Ｘ圏：５ｍｍ（±０．１ｍｍ）

黒点圏（３点の一部～１０点圏）：１１２．４ｍｍ（±０．５ｍｍ）

圏線の幅：０．２ｍｍ ～ ０．３ｍｍ

標的紙の大きさ：最小２５０ｍｍ×２５０ｍｍ

１点～８点の得点はそれぞれの得点圏の中にそれぞれが垂直･水平をなす位置に印刷される。１０点圏、９点圏には数字の印刷はない。

インサート標的（２００ｍｍ×２００ｍｍ）は使用できる。

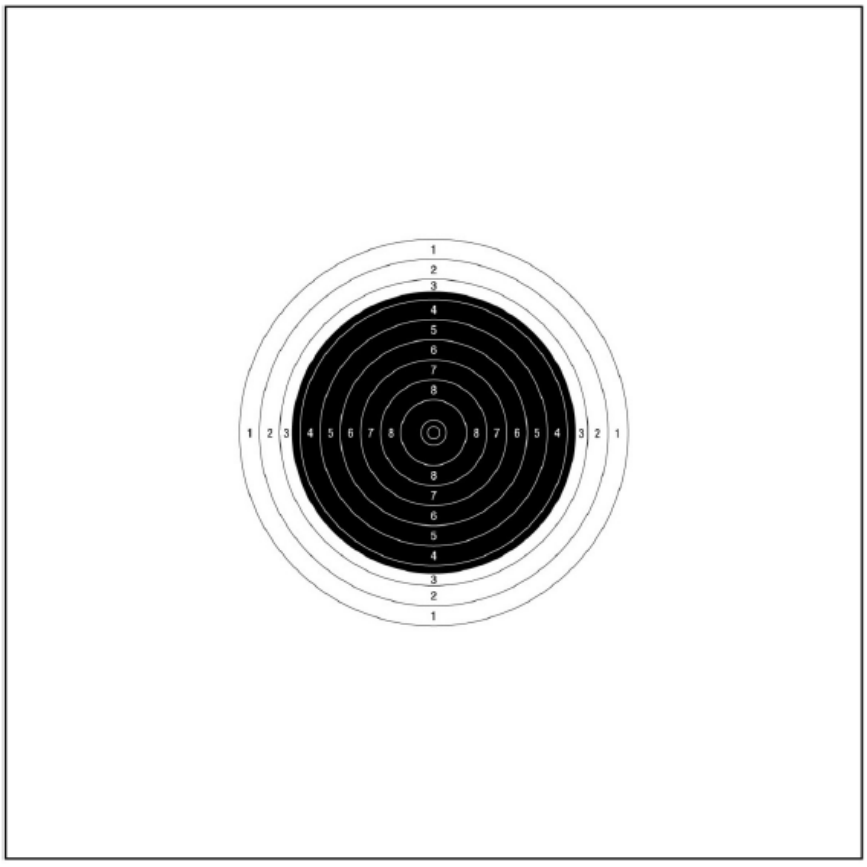

５０ｍライフル標的

※6.3.4.3　　**１０ｍエアライフル標的**

１０点圏	０．５mm	（±０．１mm）	５点圏	２５．５mm	（±０．１mm）
９点圏	５．５mm	（±０．１mm）	４点圏	３０．５mm	（±０．１mm）
８点圏	１０．５mm	（±０．１mm）	３点圏	３５．５mm	（±０．１mm）
７点圏	１５．５mm	（±０．１mm）	２点圏	４０．５mm	（±０．１mm）
６点圏	２０．５mm	（±０．１mm）	１点圏	４５．５mm	（±０．１mm）

Ｘ圏:１０点圏を完全に撃ちぬいた時､エア･ピストル外線ゲージを用いて決定する。
黒点圏（４～９点圏）：３０．５mm（±０．１mm）
白点で表示される１０点圏：０．５mm（±０．１mm）
圏線の幅：０．１mm ～ ０．２mm
標的紙の大きさ：最小８０mm×８０mm
１点～８点の得点はそれぞれの得点圏の中にそれぞれが垂直･水平をなす位置に印刷される。９点圏には数字の印刷はない。１０点は白点である。
標的を見やすくするために、標的の後ろに使う１７０mm×１７０mmの大きさで、標的の紙質や色に類似した台紙が提供されるべきである。

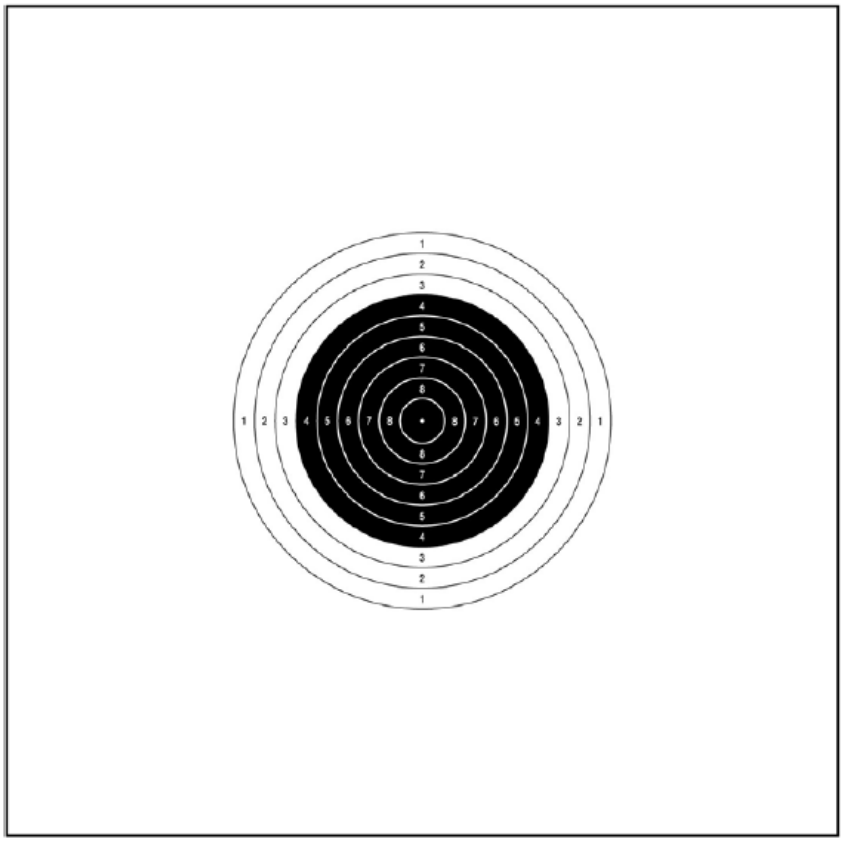

１０ｍエアライフル標的

※6.3.4.4　**２５ｍラピッドファイアピストル標的**

（２５ｍラピッドファイアピストル、２５ｍセンターファイアピストルと２５ｍピストルの速射ステージ用）

１０点圏	１００ｍｍ	（±０．４ｍｍ）	７点圏	３４０ｍｍ	（±１．０ｍｍ）
９点圏	１８０ｍｍ	（±０．６ｍｍ）	６点圏	４２０ｍｍ	（±２．０ｍｍ）
８点圏	２６０ｍｍ	（±１．０ｍｍ）	５点圏	５００ｍｍ	（±２．０ｍｍ）

Ｘ圏：５０ｍｍ（±０．２ｍｍ）

黒点圏（５～１０点圏）：５００ｍｍ（±２．０ｍｍ）

圏線の幅：０．５ｍｍ ～ １．０ｍｍ

標的紙の大きさ：最小　幅５５０ｍｍ　高さ５２０ｍｍ ～ ５５０ｍｍ

５点～９点の得点はそれぞれの得点圏の中に垂直をなす位置のみに印刷される。１０点圏には数字の印刷はない。数字の縦の長さは約５ｍｍ、太さは約０．５ｍｍでなければならない。黒点圏の左右の方向には数字に代わって白色の水平照準ラインがある。このラインは長さ１２５ｍｍ、幅５ｍｍとする。

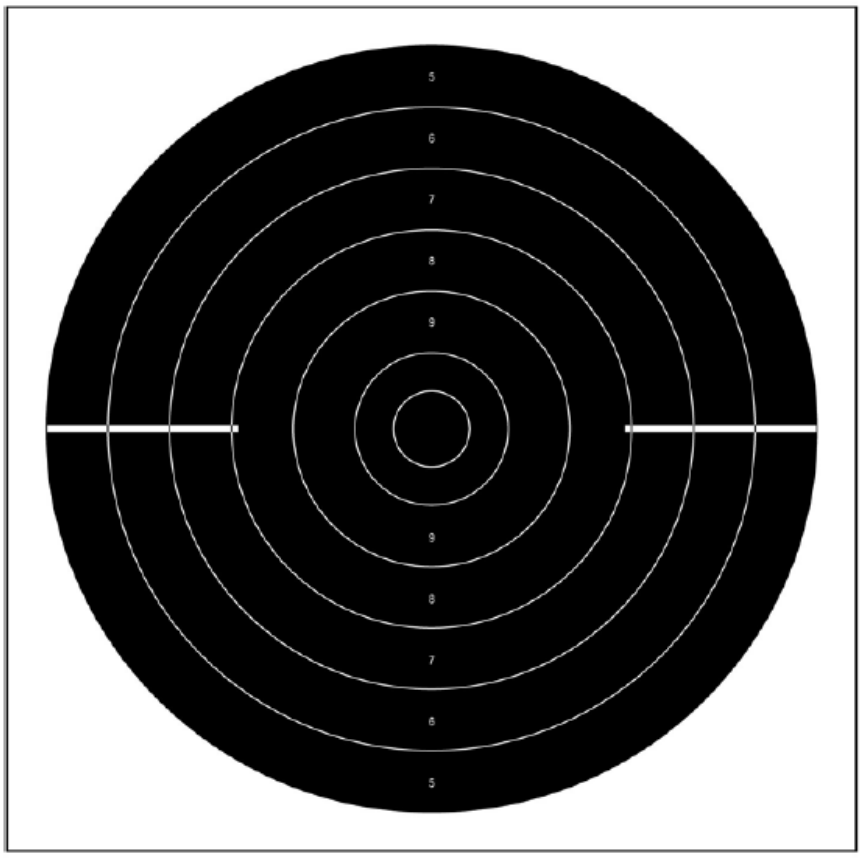

２５ｍラビッドファイアビストル標的

※6.3.4.5　　**２５ｍ精密／５０ｍピストル標的**

（５０ｍピストル、２５ｍスタンダードピストル、２５ｍセンターファイアピストルと２５ｍピストルの精密射撃ステージ用）

１０点圏	５０ｍｍ	（±０．２ｍｍ）	５点圏	３００ｍｍ	（±１．０ｍｍ）
９点圏	１００ｍｍ	（±０．４ｍｍ）	４点圏	３５０ｍｍ	（±１．０ｍｍ）
８点圏	１５０ｍｍ	（±０．５ｍｍ）	３点圏	４００ｍｍ	（±２．０ｍｍ）
７点圏	２００ｍｍ	（±１．０ｍｍ）	２点圏	４５０ｍｍ	（±２．０ｍｍ）
６点圏	２５０ｍｍ	（±１．０ｍｍ）	１点圏	５００ｍｍ	（±２．０ｍｍ）

Ｘ圏：２５ｍｍ（±０．２ｍｍ）

黒点圏（７～１０点圏）：２００ｍｍ（±１．０ｍｍ）

圏線の幅：０．２ｍｍ ～ ０．５ｍｍ

標的紙の大きさ：最小　幅５５０ｍｍ　高さ５２０ｍｍ～５５０ｍｍ

１点～９点の得点はそれぞれの得点圏の中のそれぞれが垂直・水平をなす位置に印刷される。１０点圏には数字の印刷はない。数字の縦の長さは約１０ｍｍ、太さは約１ｍｍで、規定の距離から通常の監的スコープで容易に読み取れるものでなければなら

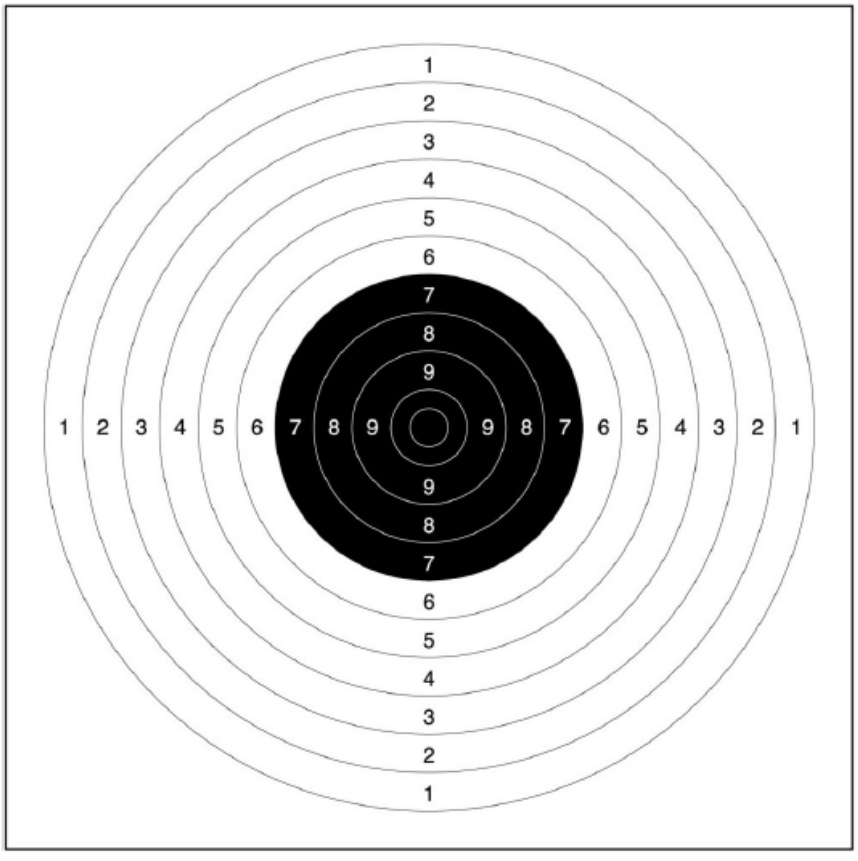

２５ｍ精密／５０ｍピストル標的

※6.3.4.6　**１０ｍエア・ピストル標的**

１０点圏	１１．５ｍｍ	（±０．１ｍｍ）	５点圏	９１．５ｍｍ	（±０．５ｍｍ）
９点圏	２７．５ｍｍ	（±０．１ｍｍ）	４点圏	１０７．５ｍｍ	（±０．５ｍｍ）
８点圏	４３．５ｍｍ	（±０．２ｍｍ）	３点圏	１２３．５ｍｍ	（±０．５ｍｍ）
７点圏	５９．５ｍｍ	（±０．５ｍｍ）	２点圏	１３９．５ｍｍ	（±０．５ｍｍ）
６点圏	７５．５ｍｍ	（±０．５ｍｍ）	１点圏	１５５．５ｍｍ	（±０．５ｍｍ）

Ｘ圏：５．０ｍｍ（±０．１ｍｍ）

黒点圏（７～１０点圏）：５９．５ｍｍ（±０．５ｍｍ）

圏線の幅：０．１ｍｍ ～ ０．２ｍｍ

標的紙の大きさ：最小１７０ｍｍ × １７０ｍｍ

１点～８点の得点はそれぞれの得点圏の中のそれぞれが垂直･水平をなす位置に印刷される。９点圏、１０点圏には数字の印刷はない。数字の縦の長さは２ｍｍ以内でなければならない。

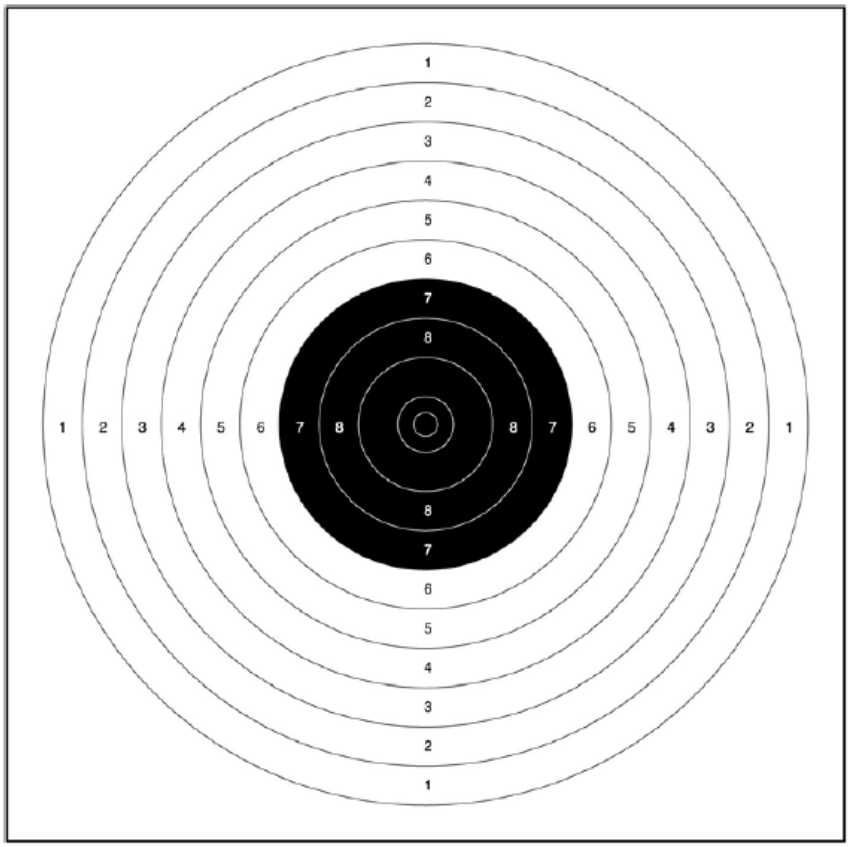

１０ｍエア・ピストル標的

追 6.3.4.7　**１５０ｍライフル標的**

追 6.3.4.8　**１００ｍライフル標的**

追 6.3.4.9　**その他ビッグボアライフル標的**

追 6.3.4.10　　**１０ｍビームライフル標的**

追 6.3.4.11　**１０ｍビームピストル（デジタル）標的**

追 6.3.4.11-2　**１０ｍビームピストル（ビーム）標的**

6.3.5　**採点ゲージとその使用法**

紙標的を使用するときは、得点の疑わしい弾痕の採点には採点ゲージが使用されなければならない。採点ゲージは以下の必要条件を守らなければならない。

6.3.5.1　**２５ｍセンターファイアピストル**

つばの直径	９．６５ｍｍ（＋０．０５ ～ －０．００ｍｍ）
つばの厚さ	約０．５０ｍｍ
心棒の直径	それぞれの弾径に合った太さ
心棒の長さ	１０ｍｍ ～ １５ｍｍ
使用される種目	センターファイアピストル種目

※6.3.5.2　**３００ｍライフル**

つばの直径	８．００ｍｍ（＋０．０５ ～ －０．００ｍｍ）
つばの厚さ	約０．５０ｍｍ
心棒の直径	それぞれの弾径に合った太さ
心棒の長さ	１０ｍｍ ～ １５ｍｍ
使用される種目	３００ｍライフル種目

6.3.5.3　**スモールボアライフル＆ピストル５．６ｍｍ（２２口径）**

つばの直径	５．６０ｍｍ（＋０．０５ ～ －０．００ｍｍ）
つばの厚さ	約０．５０ｍｍ
心棒の直径	５．００ｍｍ （＋０．０５ｍｍ）
心棒の長さ	１０ｍｍ ～ １５ｍｍ
使用される種目	５．６ｍｍ弾を使用するすべての種目

6.3.5.4　**４．５ｍｍ内線ゲージ**

つばの直径	４．５０ｍｍ（＋０．０５ ～ －０．００ｍｍ）
つばの厚さ	約０．５０ｍｍ
心棒の直径	つばの直径マイナス０．０２ｍｍ（４．４８ｍｍ）
心棒の長さ	１０ｍｍ ～ １５ｍｍ
使用される種目	エアライフル種目の１点および２点圏の判定 エア・ピストル種目の１点圏の判定

6.3.5.5　**エア・ピストル外線ゲージによるエアライフルのＸ圏の判定**

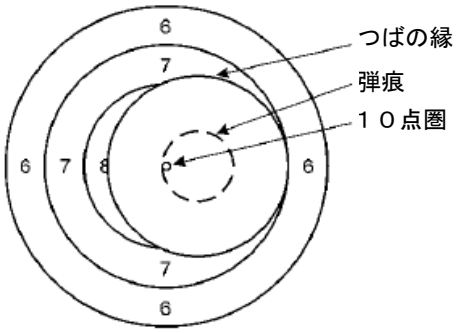	エア・ピストル外線ゲージのつばの外縁がエアライフル標的の７点圏の外側に出ていなければ、X圏（インナーテン）となる。

6.3.5.6　**エア・ピストルＸ圏外線ゲージによるエア・ピストルのＸ圏の判定**

つばの直径	１８．０mm（＋０．００ ～ －０．０５mm）
つばの厚さ	約０．５０mm
心棒の直径	４．６０mm（＋０．０５mm）
心棒の長さ	１０mm ～ １５mm
使用される種目	エア・ピストル種目のＸ圏の判定
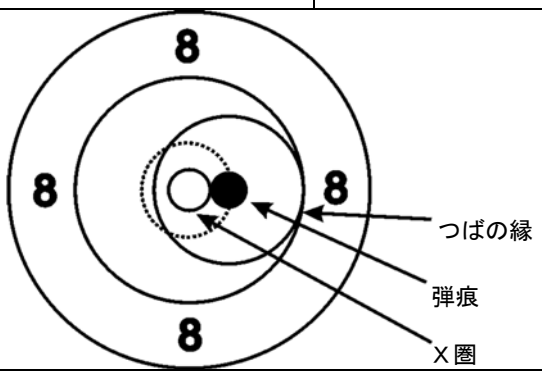	エア・ピストルＸ圏外線ゲージのつばの外縁がエア・ピストル標的の９点圏の外側に出ていなければ、Ｘ圏（インナーテン）となる。

6.3.5.7　**１０mエアライフル用４．５mm外線ゲージ**

つばの直径	５．５０mm（＋０．００ ～ －０．０５mm）
つばの厚さ	約０．５０mm
心棒の直径	４．６０mm（＋０．０５mm）
心棒の長さ	１０mm ～ １５mm
使用される種目	１０mエアライフル種目の３～１０点圏の判定

6.3.5.8　**エアライフル外線ゲージの使用法**

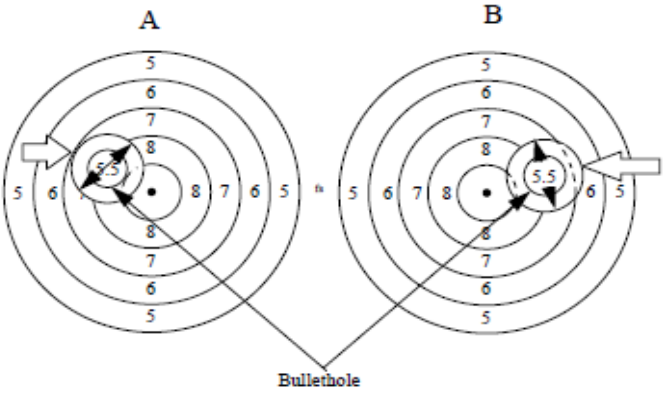

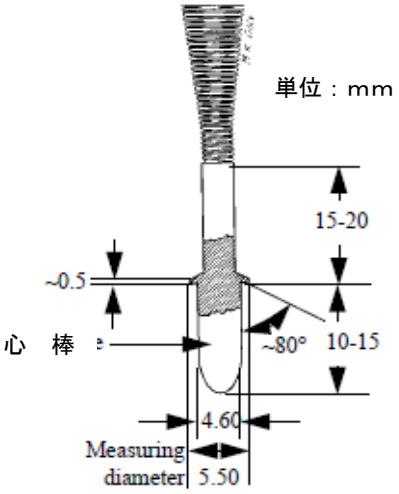

測定直径

弾　痕

Ａ：つばの外側の縁が７点圏の内側にあるので、得点は９点となる。

Ｂ：つばの外側の縁が７点圏を超えて６点圏にあるので、得点は８点となる。

6.3.5.9　**１０ｍエア・ピストル用４．５ｍｍ外線ゲージ**

つばの直径	１１．５０ｍｍ（＋０．００ ～ －０．０５ｍｍ）
つばの厚さ	約０．５０ｍｍ
心棒の直径	４．６０ｍｍ（＋０．０５ｍｍ）
心棒の長さ	１０ｍｍ ～ １５ｍｍ
使用される種目	１０ｍエア・ピストル種目の２～１０点圏の判定

6.3.5.10　**エア・ピストル外線ゲージの使用法**

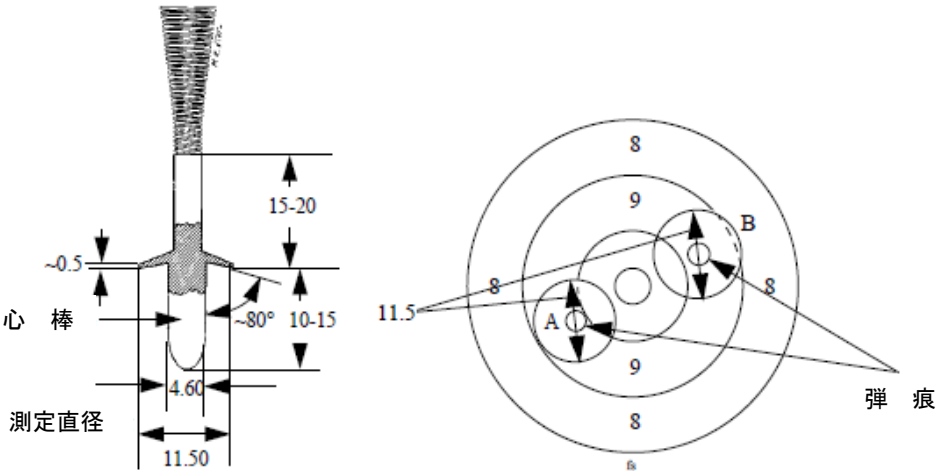

Ａ：つばの外側の縁が９点圏の内側にあるので、得点は１０点となる。

Ｂ：つばの外側の縁が９点圏を超えて８点圏にあるので、得点は９点となる。

6.3.5.11　**スキッドゲージ**

スキッドゲージとは透明なプラスチック板の片面に２本の平行線が刻印された物をいう。

・２５ｍセンターファイアピストル（９．６５ｍｍ口径）では１１．００ｍｍ（＋０．０５ｍ ～ －０．００ｍｍ）間隔の２本の平行線の内縁の間で測定する。

・スモール・ボア種目（５．６ｍｍ口径）では７．００ｍｍ（＋０．０５ｍｍ ～ －０．００ｍｍ）間隔の２本の平行線の内縁の間で測定する。（２５ｍ５．６ｍｍ口径のピストル種目に使用される。）

6.3.6　**標的コントロールシステム**

ライフルおよびピストル種目では、競技会運営の助けとして標的採点およびコントロールシステムを使用しなければならない。

6.3.6.1　**紙製の試射的**

試射的には右上隅に明瞭な黒い斜線を入れなければならない。その斜線は通常の光条件下で規定の距離から肉眼ではっきりと見えるものでなければならない（２５ｍラピッドファイアピストル用を除く）。

※6.3.6.2　**ＥＳＴ標的コントロールシステム**

ＥＳＴ用のコントロールシステムとして、バッキングターゲット（副的）、バッキングカード、コントロールシートが使われる（図参照）。

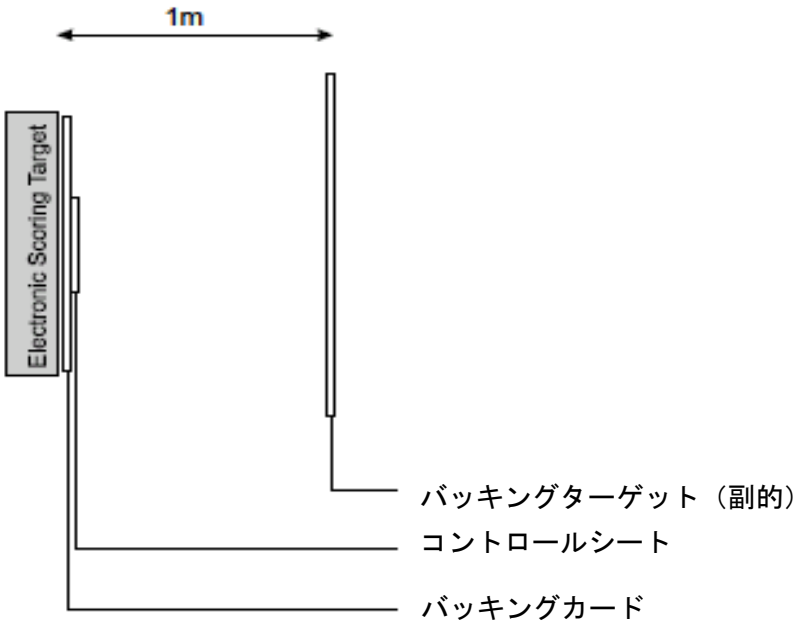

6.3.6.3　**５０ｍおよび３００ｍＥＳＴのバッキングターゲット（副的）**

誤射の位置判定のため、標的の後方できれば 0.5m～１ｍの位置に設置されたバッキングターゲットを使用しなければならない。標的とバッキングターゲットとの距離は正確に測定され、記録されなければならない。この距離は可能な限り全標的で同じでなければならない。

6.3.6.4　**２５ｍＥＳＴのバッキングターゲット（副的）**

・すべての２５ｍピストル種目において、標的を外した弾痕の特定を助けるためにバッキングターゲットが使用されなければならない。

・バッキングターゲットの大きさは、最小限、２５ｍピストル標的枠（５的分）の巾と高さをカバーするものでなければならない。バッキングターゲットは同様に標的の１ｍ後方に設置されるべきである。バッキングターゲットは標的と標的の間に撃ち込まれた弾を認識するために、横に連続しているか、あるいは枠と枠の間にすき間のないものでなければならない。

・２５ｍＥＳＴ用のバッキングターゲットは標的の白い部分と似た色の非反射紙で作られていなければならない。

・２５m種目では選手ごと、ステージごとに新しいバッキングターゲットが提供されなければならない。

6.3.6.5　**２５ｍＥＳＴのコントロールシート**

ＥＳＴの直後の範囲はコントロールシートによって覆われていなければならない。新しいコントロールシートが選手ごと、ステージごと供給されなければならない。もしコントロールシートの外に弾痕があった場合、コントロールシートが取り外される前にコントロールシートとバッキングカードの弾痕の位置関係を記録しておかなければならない。

6.3.6.6 **５０ｍおよび３００ｍＥＳＴのバッキングカードとコントロールシート**

すべての５０ｍおよび３００ｍＥＳＴの背面にはバッキングカードが装着されていなければならない。小形の交換可能なコントロールシートがバッキングカードに取り付けられているべきである。コントロールシートまたはバッキングカードは各射群ごとに交換され、回収されなければならない。もしコントロールシートの外に弾痕があった場合、コントロールシートが取り外される前にコントロールシートとバッキングカードの弾痕の位置関係を記録しておかなければならない。

※6.4 **射場とその他設備**

6.4.1 **全般的必要条件**

6.4.1.1 ＩＳＳ選手権大会における射場設置の最小必要条件はＧＲ3.5.1に示すとおりである。それらの条件は最小限のものであり、ライフル／ピストルの大規模なワールドカップ大会においては、１０ｍ射場、５０ｍ射場ともに８０射座を推奨する。

6.4.1.2 世界選手権大会やオリンピックでは独立したライフル／ピストル種目のファイナル射場が要求される。ＩＳＳＦとしてはワールドカップにおいても独立したファイナル射場が利用できることを推奨する。

6.4.1.3 大陸連合は大陸選手権大会における最小限の射場必要条件を決めておかなければならない。

6.4.1.4 トラップ射場とスキート射場は合体させることができる。独立したダブルトラップ射場が提供できない場合はトラップ射場をダブルトラップ射場に転用しなければならない。できるならば、トラップ、ダブルトラップ、スキートのファイナルは同じ射場で行われるべきである。

6.4.1.5 ライフルおよびピストル射場で選手、役員、観客が使用する場所は日光、風、雨を防ぐ物で覆われていなければならない。これらの覆いは特定の射座や射場の一部に明らかに有利となるものであってはならない。

6.4.1.6 １０ｍ射場は屋内に設置されなければならない。

6.4.1.7 ＩＳＳＦは、新設射場においては障害者にも利用可能なものとすることを推奨する。既存の射場においては障害者が利用可能となるように改修すべきである。

6.4.1.8 世界選手権大会やオリンピック大会に使用される射撃場は少なくとも１年前に完成していることが望ましい。

6.4.1.9 オリンピック大会、ＩＳＳＦ世界選手権大会、ＩＳＳＦワールドカップ大会のライフルおよびピストル種目の予選、本選、ファイナルではＩＳＳＦによって公認された電子標的（ＥＳＴ）が使用されなければならない。

6.4.1.10 テクニカルデレゲートは射場およびその他の設備がＩＳＳＦルールに合致していることを確認する検査に責任を負い、選手権大会実施の準備を行う。テクニカルデレゲートは編成、射場、設備の検査に“テクニカルデレゲート用チェックリスト”（ＩＳＳＦ本部に用意してある）を利用すべきである。

6.4.1.11 テクニカルデレゲートは、射距離と標的の規格を除き、ＩＳＳＦの主旨と精神に反するも

のでなければ若干の規格変更を承認してもよい。

6.4.2 **全般および運営上の設備**

次の設備が設置されているかまたは射撃場の近くになければならない。

・選手がリラックスでき、着替えをするのに十分な広さを持った選手控室。
・本選射場およびファイナル射場の近くにある選手のための更衣室。
・ＩＳＳＦ役員、委員、ジュリーの利用するミーティングルーム。
・採点および成績表の作成のための部屋および標的やその関連物品の倉庫。
・公式記録や告知を掲示するためのメインスコアボード１面および速報を掲示するための射場スコアボードを射場ごとに１面。さらに選手控室の近くにもスコアボードがあるべきである。
・安全な銃器保管庫。
・更衣室を備えた用具検査室。
・適切な作業台とバイスを備えた銃器修理店舗。
・銃器や用具メーカーが製品サービスを行うための無料仮店舗。
・商品展示用のスペース。出店料金を課することができる。
・休息のとれる食堂または食料提供施設。
・十分な数のトイレ。
・無線インターネットサービス。可能であるならば、競技会進行（成績提供、ＩＳＳＦ－ＴＶ、管理運営）に関するものと一般用は別々の回線とすべきである。
・表彰会場。
・メディア、ラジオ、テレビ取材者のための設備。
・適切な規模の医務室とトイレを備えたアンチドーピングコントロール施設。
・駐車場

6.4.3 **３００m、５０m、２５m、１０mのライフルおよびピストル射場の全般基準**

6.4.3.1 新しく屋外射場を建設する場合は、できる限り競技の間、選手の背後に太陽が位置するように設計されるべきである。標的上に影が入らないように配慮しなければならない。

6.4.3.2 射場には標的線と射撃線が設置され、それらは平行でなければならない。

6.4.3.3 射場のデザインと建設は次の特徴を持っているとよい。

・危害防止の見地から、必要ならば、射場の周囲に壁をめぐらせてもよい。
・暴発等による射撃場からの流れ弾に対する安全策として、射撃線と標的線との間に、射場を横断するバッフルを設置することもできる。
・５０m、２５m射場については屋外設置であるべきであるが、法的な要請、気候による必要性がある場合には例外的に屋内または閉鎖された環境下に設置できる。
・３００m射場では少なくとも２９０mの距離を屋外とする。
・５０m射場では少なくとも４５mの距離を屋外とする。
・２５m射場では少なくとも１２.５mの距離を屋外とする。
・ファイナル射場はインドア射場でもアウトドア射場でもよい。

6.4.3.4 射座の後方に射場役員およびジュリーが活動するために十分な空間を設けなければならない。観客のための空間も設けなければならない。この空間は少なくとも射撃線の後方５m以

上の位置に設置された適当な柵などによって選手や役員の活動する空間とは区別されなければならない。

※6.4.3.5　各射場の両端に選手や役員がはっきりと時刻を見ることができる大型の時計を備えなければならない。ファイナル射場として区分された場所にも時計がなければならない。射場の時計は成績用コンピューターによって同じ時刻が示されるように同調されていなければならない。ライフルとピストルのファイナル射場には残り時間を示すカウントダウン時計もなければならない。

6.4.3.6　標的枠または標的装置には正対する射座と同じ（左から始まる）番号が付けられていなければならない。それらの番号は通常の射撃条件で規定の距離から容易に確認できる大きさでなければならない。それらの番号は対照的な色で交互に塗られ、競技中は標的が現れている時もいない時も明瞭に見えるものでなければならない（３００m射場はそうでなければならない）。２５m射場の５的の標的グループは左から順に“Ａ”から始まる文字がつけられなければならない。２５m射場の各標的は、ＡとＢグループの標的には１１から２０を、ＣとＤグループの標的には２１から３０というように番号が付けられなければならない。

6.4.4　**３００mライフル、５０m射場の風旗**

6.4.4.1　射場の空気の動きを示すために綿布製またはポリエステル製で重量約１５０ｇ／m^2の長方形の風旗が設置されているべきである。風旗の高さは弾の飛行や選手が標的を見る際の妨げになることなく弾道線の中心域に対応しなければならない。風旗の色は背景に対し目立つ色でなければならない。２色を使用したものや縞模様の風旗の設置は許されるし、推奨されるものである。

6.4.4.2　**風旗の大きさと設置場所**

射　　場	設　置　距　離	風 旗 の 大 き さ
５０m射場	１０mおよび３０m	５０mm×４００mm
３００m射場	５０m	５０mm×４００mm
	１００mおよび２００m	２００mm×７５０mm

※6.4.4.3　５０m射場では、風旗は射撃線から規定の距離の位置に各射座を分ける射撃線より標的線までの仮想線上に設置される。風旗はバッフルの選手側の位置に設置されなければならない。

※6.4.4.4　５０m射場を屋内１０m射場として使用する場合は、風旗が風を提示できるように１０m地点の風旗は射屋から十分離れた遠くに設置されなければならない。

6.4.4.5　３００m射場では、風旗は射撃線から上記の距離の位置に４射座ごとに次の射座との境界線となる射撃線より標的線までの仮想線上に設置される。風旗はバッフルの選手側の位置に設置されなければならない。

6.4.4.6　選手は、準備試射時間の始まる前に、風旗が標的を見えにくくしているかを確認しなければならない。風旗の位置は射場役員またはジュリーのみが変更できる。

6.4.4.7　個人の用意した風向計等の使用および選手による風旗の位置の変更は禁止される。

6.4.5　**射距離**

6.4.5.1　射距離は射撃線から標的面までの距離を測定したものでなければならない。

※6.4.5.2　射距離は以下の許容差を条件として、できる限り正確でなければならない。

３００m射場	±１．００m
５０m射場	±０．２０m
２５m射場	±０．１０m
１０m射場	±０．０５m

6.4.5.3　５０mのライフル、ピストル、ランニングターゲット兼用射場の許容差　　略

※6.4.5.4　射撃線は明瞭に示されていなければならない。射距離は標的線から射撃線の選手側の端までの距離が計測されなければならない。選手の足または伏射姿勢での選手の肘を射撃線上に置いたり、射撃線を越えて標的側に置くことはできない。

6.4.6　**標的中心位置**

標的中心位置とは標的の１０点圏の中心の位置を計測したものでなければならない。

※6.4.6.1　**標的中心の高さ**

標的の中心は射座の床面の高さから測って次の表の通りでなければならない。

射　　場	基準の高さ	許　容　差
３００m射場	３．００m	±４．００m
５０m射場	０．７５m	±０．５０m
２５m射場	１．４０m	＋０．１０m／－０．２０m
１０m射場	１．４０m	±０．０５m

標的群または射場内のすべての標的の中心の高さは同じでなければならない（±１ｃｍ）。

※6.4.6.2　**３００m、５０m、１０mライフル、ピストル射場における標的中心位置の水平方向での許容差**

３００m、５０m、１０mでの標的の中心は、正対する射座の中心におかれていなければならない。射座の中心の射撃線から直角方向での標的の中心線との水平方向の許容差は

射　　場	中心から両方向への最大許容差
３００m射場	６．００m
５０m射場	０．７５m
１０m射場	０．２５m

6.4.6.3　**２５mピストル射場における射座の位置の水平方向での許容差**

射座の中心は次の位置になければならない。

・ラピッドファイヤ射場では５つの標的群の中心。

・射座の中心は、正対する標的の中心に置かれていなければならない。標的の中心線から直角方向での射座の中心線との水平方向の許容差は

射　　場	両方向への最大許容差
２５m射場	０．７５m

※6.4.7　**ライフルおよびピストル射場の射座の全般基準**

射座は振動したり動いたりしない安定した、堅い、頑丈な構造のものでなければならない。射撃線から後方約１．２０mまでの部分は全方向に対し水平でなければならない。それより後方の部分は水平または後方に向かって数ｃｍの勾配をつけたもののどちらかでなければ

ならない。

6.4.7.1　射撃テーブル上から射撃を行う場合、そのテーブルは長さ約２．２０ｍで幅０．８０ｍから１．００ｍ、頑丈で安定したもので、移動ができるものでなければならない。射撃テーブルは後方へ最大１０ｃｍ傾斜していてもよい。

6.4.7.2　**射座の備品**　射座には次のものが備えられていなければならない。

・高さ０．７０ｍ～１．００ｍの机または台１脚。

※　・伏射、膝射用のマット１枚。マットの前部分約５０ｃｍ×８０ｃｍの部分は５０ｍｍ以内の厚さで圧縮性のある材質のもので、なおかつ服装検査用の測定器で測ったとき１０ｍｍ以上の厚さのものでなければならない。マットの他の部分は最大で５０ｍｍ最低でも２ｍｍの厚さでなければならない。マット全体は最小でも８０ｃｍ×２００ｃｍの大きさがなければならない。別の方法として、薄いマットと厚いマットの２種類を用意してもよいが、本規則に合致するものでなくてはならない。私物のマットの使用は禁止される。

・本選ラウンドにおける選手用の椅子または腰掛け１脚；ファイナル射場においては射座の中または近くに選手用の椅子または腰掛けを置いてはならない。

・新設の射場では射撃線前方に位置する防風スクリーンの設置は推奨されない。しかし風の条件ができるだけ射場全体で均一になるようにする必要性があるときは、防風スクリーンを使用してもよい。

・紙標的が使用される場合、記点係用の机と椅子各１脚と監的用スコープ１台が用意されなければならない。

・紙標的が使用される場合、記点手が観客に選手の得点を仮発表するための約５０ｃｍ×５０ｃｍのスコアボード１枚。スコアボードは、観客が選手を見るのに邪魔にならないところで、観客が容易に見ることができる位置にあるべきである。

・３００ｍ射場の射撃線で仕切りスクリーンを設置する必要がある場合、そのスクリーンは軽いフレームに向こう側が透けて見える材質で作られるべきである。スクリーンは射撃線の前方へ少なくとも５０ｃｍは突出し、約２．００ｍの高さがあるべきである。

※6.4.8　**３００ｍ射場の射座基準**

射座は幅１．６０ｍ以上、長さ２．５０ｍ以上でなければならない。射座幅については縮小してもよいが、仕切りスクリーンを設置する場合、伏射姿勢をとった選手の左足が隣の射座に入るのを妨げるような設置のしかたをしてはいけない。

6.4.9　**５０ｍ射場の射座基準**

・射座は幅１．２５ｍ以上、長さ２．５０ｍ以上でなければならない。

・射座は、３００ｍ射撃と兼用されるならば、幅１．６ｍ以上でなければならない。

6.4.10　**１０ｍ射場の射座基準**

※　・射座の幅は１．００ｍ以上なければならない。

・机または台の選手に近い側の端は、１０ｍ射撃線の１０ｃｍ以上前方に位置しなければならない。

※　・電子標的が設置されていない１０ｍ射場では電動標的キャリアー、電動標的交換装置が設置されていなければならない。

6.4.11　**２５ｍピストル射場の射場および射座基準**

6.4.11.1　２５ｍ射場には風、雨、日光や薬莢の射出から選手を十分に防護するための屋根とスクリーンが設置されなければならない。

6.4.11.2　射座には床面から最低２．２０ｍの高さの屋根または覆いをかけなければならない。

6.4.11.3　２５ｍ種目においては、ラピッドファイアピストル種目では５的を１グループとし、２５ｍピストル、２５ｍセンターファイアピストルおよび２５ｍスタンダードピストルの各種目では４的または３的または例外的に５的を１グループとして標的を配置しなければならない。

6.4.11.4　２５ｍ射場は５的からなる標的グループ（１ベイ）２つで構成されるセクションに分けられていなければならない。

6.4.11.5　２５ｍ射場は間に仕切りのない構造または防護通路で分割されている構造のどちらも許される。仕切りのない構造の射場では標的役員は射撃線側から標的の位置までその都度移動する。防護通路は、使用する場合、射場関係者の標的線への安全な往復が保障されなければならない。防護通路使用時には、確実な安全コントロールシステムが提供されなければならない。

6.4.11.6　各セクションは全セクションの集中制御も各セクションの独立運用もできるようになっているべきである。

6.4.11.7　射座の広さは次の通りでなければならない。

種　目	幅（左右）	奥行（前後）
２５ｍラピッドファイアピストル	１．５０ｍ	１．５０ｍ
２５ｍピストル、２５ｍセンターファイアピストルおよび２５ｍスタンダードピストル	１．００ｍ	１．５０ｍ

6.4.11.8　射座は排出された薬莢から選手を保護するため、また射場役員が監視できるように透き通ったスクリーンで仕切られていなければならない。そのスクリーンは射座間に置かれるか吊り下げられ、排出された薬莢が他の選手に当たるのを防げるほど十分な大きさがなければならない。スクリーンは役員や観客から選手を見えにくくしてはならない。

注：以前のルールで要求されていた大きなスクリーンを設置している射場では、そのスクリーンは２０１４年中までは使用を継続できる。

6.4.11.9　４５°参照線は射座の両側の射場の壁またはセクションの分割壁に設置されるべきである。

6.4.11.10　各射座には次の備品が備えられていなければならない。

- 移動または調整可能な大きさ０．５０ｍ×０．６０ｍで高さ０．７０ｍ～１．００ｍの机または台１脚。
- 本選ラウンドにおける選手用の椅子または腰掛け１脚；ファイナル射場においては射座の中または近くに選手用の椅子または腰掛けを置いてはならない。
- 紙標的が使用される場合、記点手用の机と椅子各１脚。
- 紙標的が使用される場合、記点手が観客に選手の得点を仮発表するための約５０ｃｍ×５０ｃｍのスコアボード１枚。スコアボードは、観客が選手を見るのに邪魔にならないところで、観客が容易に見ることができる位置にあるべきである。

6.4.11.11　**機能確認射場**　選手が銃器の機能テストを行えるように、標的の貼られていない特別に指定され監督された機能確認射場が用意されなければならない。

6.4.12　**２５ｍ標的回転装置の設置基準**

２５ｍラピッドファイアピストル種目の標的枠は５的を１グループとして、すべての標的が＋１ｃｍ以内の同じ高さで、同調して機能することおよびグループの真中の標的を中央とする射座に正対するように設置されなければならない。５的１グループ中の各標的の中央間（軸から軸）は７５ｃｍ（＋１ｃｍ）でなければならない。

6.4.12.1　射場には垂直軸を中心として９０°（±１０°）の角度で回転する標的回転装置が設置されなければならない。２５ｍピストル種目の精密射撃では固定標的枠を使用してもよい。

※　・回転時間は０．３秒以内でなければならない。

・標的が回転し終わったとき、選手を惑わすような目に見える振動があってはならない。

・上から見て、標的は時計回りに回転し正面向きとなり、反時計回りに回転して側面向きとならなければならない。

標的回転装置の回転方向

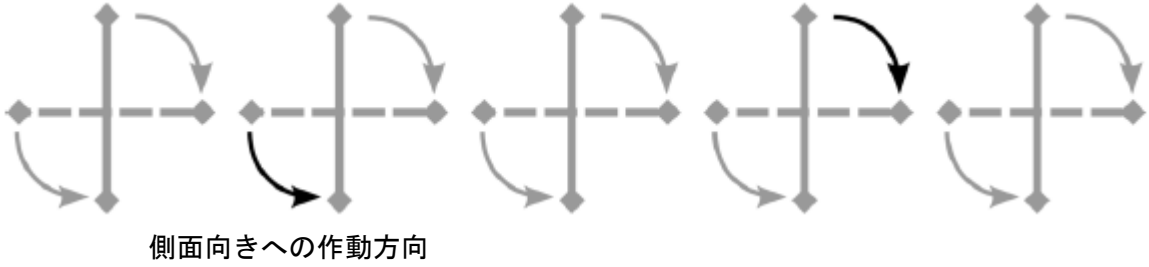

・各セクション内の全標的は同時に回転しなければならない。同時回転は、効率的な操作と正確な時間を提供できる機械装置によって行われなければならない。

6.4.12.2　自動回転制御装置は、規定時間正面向きの位置を維持し、規定時間（＋０．２秒～０．０秒）が経過すると側面向きの位置に標的を戻すという動作と時間を正確に変動なく作動することを保証するものでなければならない。

・規定時間は標的が正面向きに回転する瞬間に始まり、側面向きに回転する瞬間に終わるものとしなければならない。

・もし計測した時間が規定時間に足りないかまたは０．２秒より長いときは、射場役員は自分自身またはジュリーの指示により計時装置の調節のため射撃を中断しなければならない。そのような場合、ジュリーは射撃の開始または再開を遅らせることができる。

6.4.12.3　**２５ｍピストル種目の本選の標的正面静止時間は、**

・２５ｍラピッドファイアピストル：８秒、６秒、４秒

・２５ｍスタンダードピストル：１５０秒、２０秒、１０秒

・２５ｍピストルと２５ｍセンターファイアピストルの速射ステージ：１発ごとに３秒間正面を向き、次の７秒間（±１秒）側面を向く。

・正面静止時間の許容差は＋０．２秒～０．０秒である。

6.4.12.4　固い材質のバッキングボードが使用される場合、採点を容易にするために、標的の８点圏より内側にあたる部分は切り取られるかまたは段ボールで作られていなければならない。

6.4.13　**２５ｍ電子標的システムの基準**

電子標的を使用する場合、計時装置には各標的出現時間に合計０．３秒が加えられるように

時間設定されなければならない。この加えられた０．３秒は回転標的における回転時間の許容範囲である＋０．１秒と“追加時間”の＋０．２秒を合計したものである。追加時間は紙標的を用いた回転標的装置でにおいて“スキッドショット”として認められるものを電子標的においても有効弾として採点することを保証するものである。

※6.4.14　**屋内射場の要求照度（ルクス）**

屋内射場	全　体		標 的 面	
	最　少	推奨（最少）	最　少	推奨（最少）
１０ｍ	３００	５００	１５００	１８００
２５ｍ	３００	５００	１５００	２５００
５０ｍ	３００	５００	１５００	３０００

ファイナル射場は全体の最少照度が５００ルクスで射座の最少照度が１０００ルクスでなければならない。新設射場では射座の照度は１５００ルクス付近を推奨する。

※6.4.14.1　すべての屋内射場では標的や射座に影などが生じないような十分でまぶしくない光度の人工照明が設置されなければならない。標的の後方は反射のない中間色の背景にしなければならない。

6.4.14.2　標的面の照度は、測定器で測定し、標的の高さで射座に向いた位置で測らなければならない（Ａ）。

6.4.14.3　射場全体の照度の測定は、測定器で測定し、射座（B_1）と射座と標的線の中間点（B_2）で測定器を天井の照明に向けて測定しなければならない。

屋内射場の照度測定

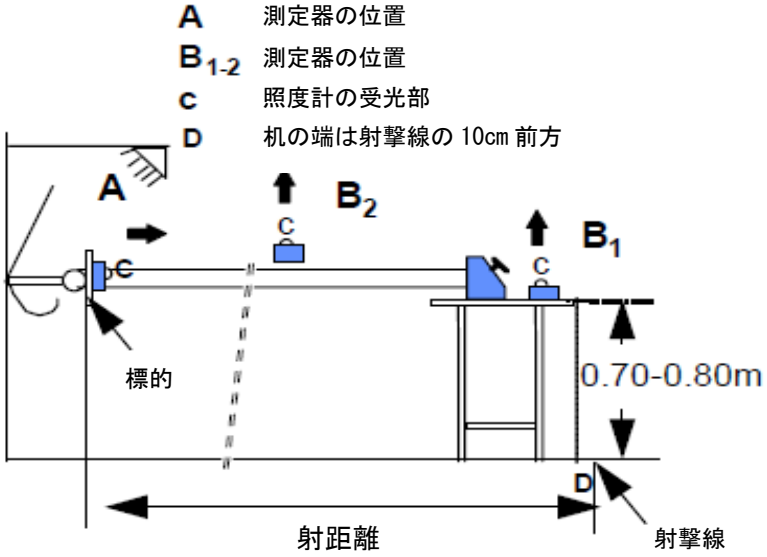

※6.5　**ゲージと測定器具**

・各組織委員会はＩＳＳＦ選手権大会の開催期間中、用具検査に使用するゲージや測定器具など道具一式を用意しなければならない。

・用具検査を実施する上で必要な用具検査器具の詳しいリストとそれらの器具の仕様と性

能の表はＩＳＳＦ本部に用意してある。

・ＩＳＳＦテクニカルデレゲートまたは主任用具検査ジュリーは競技会に先立ってすべてのゲージおよび測定器具を検査し承認しなければならない。

・弾速検査用具を使用するための検査を行う用具検査器具はＩＳＳＦ本部に用意してある。

・選手の衣服等の厚さ、固さ、柔軟性の検査に用いる測定器具はこのルール（下記 6.5.1）に従って製造されていなければならず、なおかつＩＳＳＦ技術委員会によって承認されていなければならない。

6.5.1 **厚さ測定器具**

服装、靴の厚さを測定する装置は１/１０mm（０．１mm）まで測定可能なものでなければならない。測定は５．０ｋｇの重さをかけた状態で行われなければならない。測定装置には直径３０mmの平らな円盤が２枚向かい合わせに装着されていなければならない。

6.5.2 **固さ測定装置**

服装の固さを測定する装置は１/１０mm（０．１mm）まで測定可能なものでなければならず、以下の寸法を満たさなければならない。

A	測定シリンダー	直径６０mm
B	測定おもり	１ｋｇ（取っ手、測定円板Ｃを含む）
C	測定円板	直径２０mm
D	デジタルディスプレー	０．１mm単位で表示
E	測定円板（Ｃ）と測定シリンダー（Ａ）の大きさは規定値より半径で０．５mmを超えてはならない。	

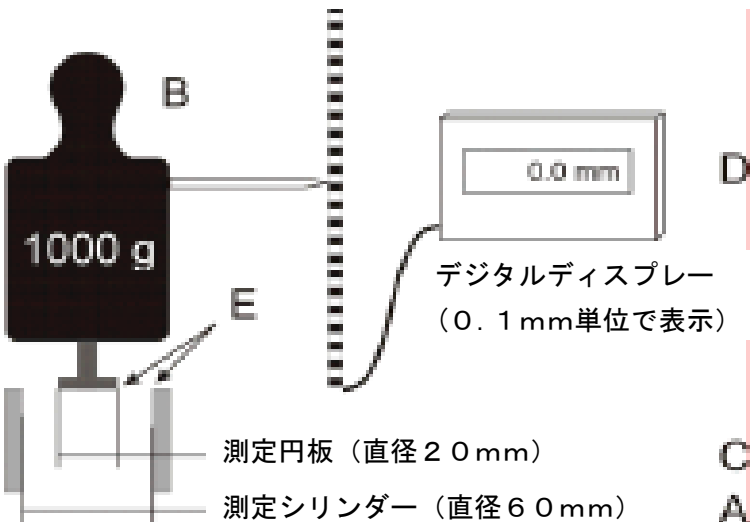

・固さの測定は、測定シリンダー“Ａ”の上に引っ張ったりすることなく生地/素材を水平に置かなければならない。
・その上から測定円板“Ｃ”で測定おもり“Ｂ”の重量をかける。

6.5.3 **靴底の柔軟性測定装置**

靴底の柔軟性測定に用いる装置は、靴底に上方への精値な圧力（１５Ｎｍ）を加えた場合の柔軟性を、靴底のなす角度として正確な測定が可能でなければならない。

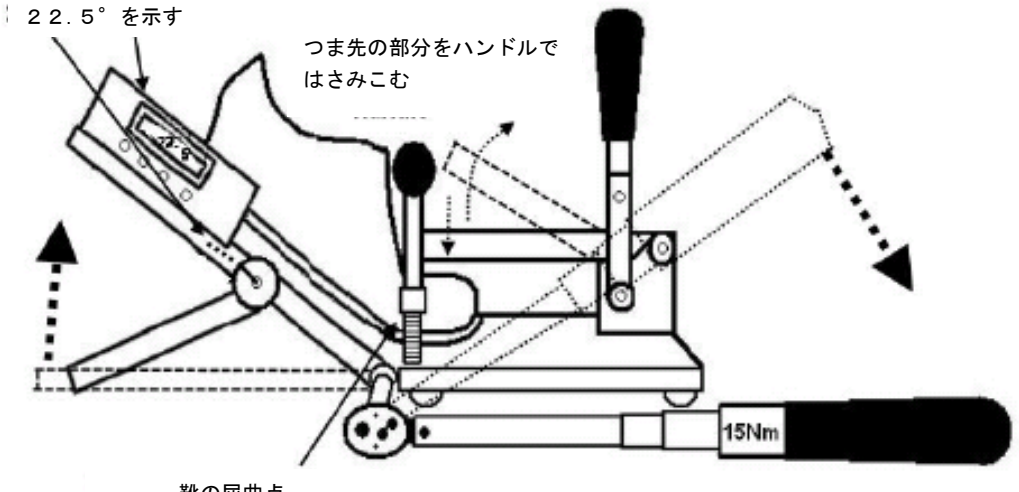

トルクハンドルを下方向に押すことにより靴を載せたプラットフォームが持ち上げられる。１５Ｎｍの力をトルクレンチでを加え、トルクレンチがカチッと音を発する前に示されていた角度を読みとる。

6.6 **選手権大会の運営管理**

6.6.1 **選手権大会のプログラムとスケジュール**

6.6.1.1 組織委員会は選手権大会への参加要請、スケジュール、公式シンボルおよびロゴ、参加申込書の様式などを含む選手権大会のプログラムを準備し、そのプログラムに対する検閲と承認を得るためＩＳＳＦの事務局長にプログラムを送付しなければならない(ＧＲ3.7.2)。世界選手権大会のプログラムは開催の１５ヶ月前に送付されなければならない。ワールドカップ大会のプログラムは、そのワールドカップ大会の開催される前年の１１月１日までにＩＳＳＦの事務局長に送付されなければならない。

6.6.1.2 組織委員会とテクニカルデレゲートは各選手権大会の実施種目の詳細なスケジュールを準備しなければならない（ＧＲ3.7.2.1.1)。選手権大会のスケジュールは、公式到着日、１

日以上の公式練習、競技実施の必要日数と公式出発日含まれているべきである。世界選手権大会の練習日、開閉会式を含めたスケジュールは１６日間を超えないようにすべきである。組織委員会の選択として、公式練習日以前に追加の練習日として射場を開けることはできる。

6.6.1.3　組織委員会とテクニカルデレゲートは、ＭＱＳのみの参加を認めるのか、射撃に使える時間数、射群の設定数、使用する射座数などの決定を通して決められた各種目ごとの最大参加数（射座数）をプログラムの中で提示しなければならない。

6.6.1.4　ＩＳＳＦ事務局長が認可した公式プログラムは組織委員会によって発行され、世界選手権大会の開催１２ヶ月前、ワールドカップ大会の開催５ヶ月前にすべてのＩＳＳＦの会員連盟に送付されなければならない。

6.6.1.5　公式練習、競技前練習、予選、本選、ファイナルの正確な日時の入った最終スケジュールは最終参加締切りの後できるだけ早く準備されなければならない。最終スケジュールはテクニカルデレゲートによって承認されなければならない。

※6.6.2　**練習**

6.6.2.1　**公式練習**　ワールドカップ大会では公式到着日の翌日に１日間の公式練習日を設定しなければならない。オリンピック大会や世界選手権大会では追加の公式練習日を設定することができる。

6.6.2.2　**競技前練習（ＰＥＴ）**　競技前練習は各種目の競技実施前日に行われなければならない。ライフル、ピストル種目については、各選手が自分の競技する射座で１射群あたり４０分以上（ラピッドファイアピストルにおいては１射群あたり３０分以上）の練習がその種目の競技実施前日にできなければならない。この練習時間は公式練習に追加されるものである。

6.5.7.3　**非公式練習**　公式練習および競技前練習に加えて、もし射場や十分なスタッフが整うならば、選手に追加の練習の機会を与えることができる。

6.6.3　**参加と参加確認**

各国連盟は公式到着日の３０日前の最終参加締切りまでにＩＳＳＦエントリーシステムに参加申込書を送付しなければならない（ＧＲ3.7.3.4）。

- **提出の遅れた参加申込書**は、追加の罰金の支払いと空き射座があれば、公式到着日の３日前まで提出することができる（ＧＲ3.7.3.4）。
- 組織委員会に対する**参加確認**と参加料の支払いは到着までにチームリーダーが完了しておかなければならない（ＧＲ3.7.4）。
- 参加者の変更はＧＲ3.7.3 に従ってのみ行うことができる。参加者の変更は変更の生じる種目の競技前練習（ＰＥＴ）の行われる１２時間前までに完了しなければならない。

6.6.4　**代表者会議（テクニカルミーティング）**

競技会ディレクターとテクニカルデレゲートによって進行される代表者会議は、競技の詳細やスケジュールの変更をチームリーダーに知らせるために、競技開始日の前日に実施する予定がされていなければならない。

6.6.5　**射座割表**

- 射座割表は各種目の競技前練習の行われる１６時間前には発表され、配布されていなければならない。

・**選手交代**　　団体種目に限り、該当種目の予定開始時刻の遅くとも３０分前までなら、すでに登録してある選手を別の選手に交代することができる。このルールは競技が何回かに分けて行われたり、数日に渡って行われる場合でも適用される。

6.6.6　**射座割の基本原則**

・射座と射群の抽選は、テクニカルデレゲートの監督のもと、くじ引きかこの目的に合ったコンピュータプログラムで実施されなければならない。
・射座割の決定にくじを用いることに際しては、テクニカルデレゲートは射場の制約条件を考慮することを承認しなければならない。
・選手個人や各チーム（国）はできる限り平等に近い条件のもとで射撃ができるようにすべきである。
・同じチーム（国）の選手が隣接する射座に割り当てられるべきではない。
・各チーム（国）の選手はできる限り平等に各射群に割り振られるべきである。
・エアライフルまたはエア・ピストル種目において選手の数が射座数を超える場合、射座割は抽選によって２またはそれ以上の射群に振り分けられなければならない。
・団体戦が複数の射群で行われるときは各チームの構成メンバーの選手を各射群に平等に割り当てなければならない。
・ライフル種目の競技が２日以上に渡って行われる場合、それぞれの日に同じ姿勢、同じ弾数をすべての選手が撃たなければならない。
・ピストル種目の競技が２つのパートまたは日に分けて実施される場合、後半または２日目が始まる前にすべての選手が前半または１日目を終えていなければならない。すべての選手はそれぞれの日に同じ弾数／シリーズを撃たなければならない。

6.6.6.1　**屋外射場における予選**

選手の数が使用可能な射座数を超える場合、予選が行われなければならない。

※　・予選はその種目の全コースを実施しなければならない。
・予選通過者は各射群の上位者から、各射群の実参加者数と同比率で、選出されなければならない。予選通過者はできるだけ早く発表されなければならない。
・**計算式**:使用可能な射座数÷実参加者総数×射群の実参加者数＝予選通過者数
（例）６０射座で１０１人参加の場合
第１射群：５４名→３２.０８（６０÷１０１×５４）＝３２名予選通過
第２射群：４７名→２７.９２（６０÷１０１×４７）＝２８名予選通過
・予選で団体戦を行う必要がある場合、各チームの選手は予選の各射群に同数ずつ振り分けられなければならない。団体戦の得点は予選の得点によるものとする。
・第１射群に各チームの２名を第２射群に残りの１名を配分するには射座が不足してしまう場合、予選は各射群に１名ずつを配置する３つの射群により実施される。
・予選を通過できなかった選手は本選に出場することは許されない。
・予選通過者の最下位における同点の場合の順位決定は、同点の順位決定規則による。

6.6.6.2　**射座割－２５ｍラピッドファイアピストル**

・後半の３０発のステージは、すべての選手が前半の３０発のステージを完了した後、開始されなければならない。参加者数がすべての射群の射座を満杯にするには足りない場合、

最終射群の射座を空けて調整されるべきである。

・後半のステージの射群割は、次のように変更されなければならない。前半のステージにセクションの左側の射座で射撃した選手は､後半のステージでは同じセクションの右側の射座で射撃しなければならない（逆もまた同様)。

・１日で種目が終了する場合、前半のステージで各射群に分かれて撃った選手は、後半のステージでも、セクション内の左右は逆になるが、同じ射群、同じセクションで射撃を行う。例：

ステージ	射群	セクション１		セクション２		セクション３		セクション４	
	射座	A	B	C	D	E	F	G	H
1	1	1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	9	１０	１１	１２	１３	１４	１５	１６
1	3	１７	１８	１９	２０	２１	２２	２３	２４
1	4	２５	２６	２７	２８	２９	３０	３１	３２
2	1	2	1	4	3	6	5	8	7
2	2	１０	9	１２	１１	１４	１３	１６	１５
2	3	１８	１７	２０	１９	２２	２１	２４	２３
2	4	２６	２５	２８	２７	３０	２９	３２	３１

競技が２日間にわたる場合、後半のステージの第１射群には、前半のステージの中間にあった射群が入らなければならない。射群の数が偶数の場合、前半の中間の直後の射群が、後半の第１射群とならなければならい。例：

ステージ	射群	セクション１		セクション２		セクション３		セクション４	
	射座	A	B	C	D	E	F	G	H
1	1	1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	9	１０	１１	１２	１３	１４	１５	１６
1	3	１７	１８	１９	２０	２１	２２	２３	２４
1	4	２５	２６	２７	２８	２９	３０	３１	３２
2	1	１８	１７	２０	１９	２２	２１	２４	２３
2	2	２６	２５	２８	２７	３０	２９	３２	３１
2	3	2	1	4	3	6	5	8	7
2	4	１０	9	１２	１１	１４	１３	１６	１５

6.7 競技用服装および用具

6.7.1 ＩＳＳＦは競技用の服装および用具に関して明確なる基準を制定した。これらの基準は、ＩＳＳＦ選手権大会において、選手が守らなければならないものでありまた用具検査においてその実施の状態をチェックする。これらの基準は他の選手よりも不正に有利となる選手のいない公正で平等な競技会の原則を守るためのものである。

6.7.2 選手はＩＳＳＦルールに合った用具と服装のみを使用しなければならない。他の選手よりも不当な有利を選手に与えるような銃、装置、用具、付属品またはその他の物およびそのような物でルールに言及されてない物またはＩＳＳＦルールの精神に反する物の使用は禁止さ

れる。

6.7.3　用具検査証は検査済み用具とともに保管しておかなければならない。検査済みの用具や衣服であっても、改造をしたものは再検査されなければならない。

※6.7.4　ライフルの用具はＩＳＳＦ世界選手権大会またはワールドカップで１回のみの検査（One Time Only 検査）を受ければよい。

6.7.5　**競技用衣服および用具**

6.7.5.1　特定の種目の中で使用されるルールに規定された用具については、種目ごとのルールを参照すること。

6.7.5.2　選手には使用に先立ちすべての用具と服装を公式の検査と承認を得るために用具検査に提出する責任がある。

6.7.5.3　選手の両脚、胴、または腕の動きを過度に制限したり固定したりする、運動用もしくは医療用または同様のテープの使用を含む、特別な装置、方法、衣服の使用がライフルおよびピストルの選手に禁止されるのは、選手の技術を人工的に向上させないためである。

6.7.5.4　減音装置（聴覚保護）のみ使用できる。ラジオ、ｉＰｏｄｓ、または似たようなタイプの音響発生または通信装置の使用は、競技役員を除き、競技中および練習中も禁止される。

※6.7.6　**ＩＳＳＦドレスコード**

公式スポーツ行事に適したマナーに則った服装で射場に現れることは選手、コーチおよび役員の責任である。選手と役員の服装はＩＳＳＦドレスコード（ＩＳＳＦ本部に用意してある）を遵守しなければならない。

6.7.6.1　半スボンをはいて競技をする場合、その半スボンは膝（中心）上１５ｃｍより長くなければならない。

6.7.6.2　表彰式またはその他の式典では、選手は公式ユニフォームまたは公式トレーニングウエアに運動靴を着用してくることを要求される。

6.7.6.3　ジュリーはＩＳＳＦドレスコードの実施に責任を負う。

※6.7.7　**用具検査**

競技開始前に、すべての選手の競技会で使用される銃や用具はそれがＩＳＳＦルールに合致してることを確認するために用具検査係によって検査されなければならない。各選手は、競技会での使用前に、公式の検査と承認を得るために、銃と用具を持参する責任を負う。すべての選手の銃と用具は競技後の検査を受けさせることができる。

6.7.7.1　**用具検査手順**

・組織委員会はチーム役員および選手に、競技開始前に十分な時間をもって、用具検査がいつ、どこで行われるかを通知しておかなければならない。

・用具検査係は用具検査ジュリーの支援と監督を受ける。

※　・用具検査係は用具検査で承認を受けたそれぞれの銃の選手の名前、メーカー、銃番号および口径を用具検査票（コントロールカード）に記録しなければならない。

・エアまたはCO_2シリンダーが保証期間（最大１０年）内であり安全であると保証することは選手の責任である。このことは用具検査がチェックすることができ、推奨される措置を忠告することができる。

・用具検査で承認を受けたすべての用具類にはシールかステッカーで印がつけられなければ

ならない。そして用具検査票にも承認の記録がされなければならない。

※　・用具検査票のコピーが１枚選手に渡される。選手は用具とともにその検査票を常に持っていなければならない。もし選手が用具検査票をなくした場合、その再発行には１０．００ユーロの料金がかかる。

※　・もしライフル用の服装を同じ選手権大会の期間中に２度目もしくは再検査のために再提出するならば、再検査費用として２０．００ユーロが課せられる。

・用具類が承認された後には、競技開始前、競技中のいかなるときも、ＩＳＳＦルールに反するいかなる方法による改変も加えてはならない。

・改変に対して疑義が生じたならば、その用具は承認を得るための再検査を受けるため、用具検査係に戻されなければならない。

・用具類の承認は、“One Time Only 検査”で検査されたライフルの服装を除き、その検査が行われた競技会のみに有効である。

※6.7.8　**Ｂｉｂ（スタート）番号および選手の着用物**

6.7.8.1　すべての選手は競技中は常にＢｉｂ（スタート）番号を着用している上着の腰よりも上の背中の部分につけていなければならない。Ｂｉｂ（ゼッケン）には選手に与えられたその選手権大会での番号、姓、名の頭文字、所属国名（ＩＯＣ国名略称のみ）が示されていなければならない。国旗を使用する場合は、ＩＯＣ国名略称の左側に配置されなければならない。名前に使われる文字の大きさは高さ２０mm以上で、できる限り大きなものが使用されるべきである。

6.7.8.2　**Ｂｉｂ番号**は競技前練習中や競技中を通して常に選手の上着の腰より上の背部に付けられていなければならない。もしＢｉｂ番号を持っていて付けていない場合、選手は競技することはできない。

6.7.8.3　すべての選手は**ＩＳＳＦ競技者資格、ＩＳＳＦ商権ならびにＩＳＳＦスポンサーシップ/広告ルール**を守らなければならない。このルールは服装の上に付けられた標章、スポンサー、広告、トレードマーク等に関する制限と制裁について規定している。

6.7.8.4　帽子、キャップ、眼鏡枠またはヘッドバンドに取り付ける**サイドブラインダー**(片側または両側)は高さ４０mmを超えないものの使用が許される(Ａ)。サイドブラインダーの前端は、横から見たときに、額の中心から伸ばされる直線を超えて前方に延びてはならない。
照準に使用しない眼を覆う**フロントブラインダー**は幅３０mmを超えないものの使用が許される（Ｂ)。

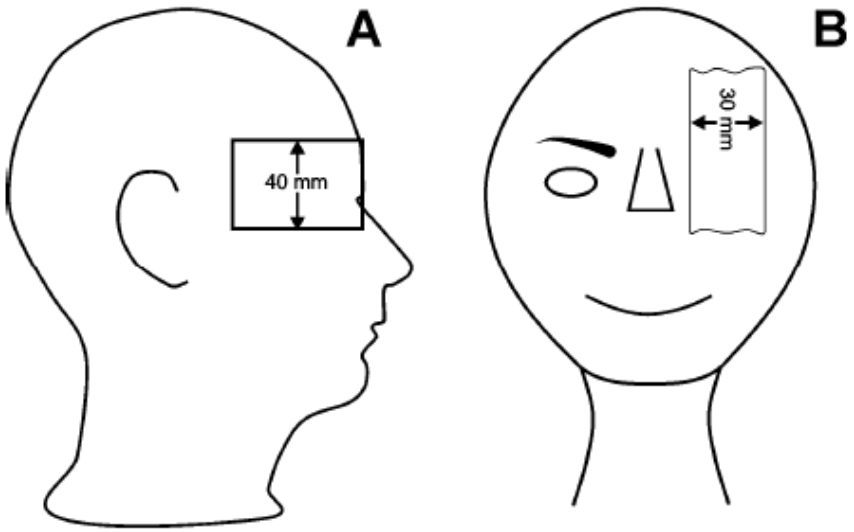

6.7.9　**競技後検査**

※6.7.9.1　フォローアップ検査は予選および本選ラウンドの後に行われなければならない。１０ｍ、５０ｍのライフルおよびピストル種目でのフォローアップ検査は、各射群ごとにファイナリストを含む３名以上の選手をランダムおよび指名選出し、実施しなければならない。２５ｍピストル種目のフォローアップ検査はＰＲ8.4.2.3に従って行われなければならない。用具検査ジュリーはすべての競技後検査の運営を監督する責任を負う。ライフルの競技後検査は射撃用の服装、下着、テーピングおよびライフル（必要なら引き金検査）の検査を含まなければならない。ピストルの競技後検査は靴、テーピング、引き金の重さおよび２５ｍラピッドファイアピストルでは弾速と弾頭重量の検査を含まなければならない。服装とテーピングの検査は選手と同性の審判が担当しなければならない。

6.7.9.2　ライフルの服装検査は対象選手が射撃を終了した直後に行われる。服装が検査に合格しない場合、再検査が実施される。いずれかの服装が２回目の検査でも合格しなかった場合、その選手は失格とされなければならない。フォローアップ検査前および検査中に、服装に加熱または他の方法による一時的または恒久的改変を加えてはならない。

6.7.9.3　競技後検査に通らなかった選手が出た場合、主任用具検査ジュリーまたは主任用具検査ジュリーに担当を指示されていたジュリーは検査が正確に行われていたことを確認し、選手を失格にしなければならない。この失格に対する上訴は上訴ジュリーに提出することができる。上訴ジュリーは、検査が正確に行われていたのであれば、再検査はできないことを決定しなければならない。

6.7.9.4　選手が銃、服装または用具に変更または変更を試みたという確かな証拠をジュリーが手に入れた場合、その選手を指名選択検査（特定の選手を選ぶ）することができる。

※6.8　**競技ジュリーの任務と職務**

ジュリーは組織委員会の任命した競技役員を助言し、援助し、監督する責任を負う。

・競技ジュリーは各種目（ライフル、ピストル、ショットガン、ランニングターゲット）の競技運営を監督する。
・審査ジュリーは採点および成績発表を監督する。
・用具検査ジュリーは選手の服装および用具の検査を監督する。

6.8.1　組織委員会に任命された射場役員は、ジュリーによる助言、監督を受けながら、競技会の実質運営に責任を負う。射場役員とジュリーは互いに、ＩＳＳＦルールに則り、練習および競技を進行していくことに責任を負い、競技会の開催中、公正で公平なルールの実施を確保しなければならない。

6.8.2　すべてのジュリーは、勤務中には、公式ＩＳＳＦジュリーベスト（赤色）を着用しなければならない。ジュリーベストはＩＳＳＦ本部から購入しなければならない。すべての射場役員は、勤務中には、見分けのつくベスト（緑色が望ましい）を着用するかまたは見分けのつく方法をとることを推奨する。すべての標的役員または射線前方での作業のある係員は蛍光色

のベストまたは目立つ腕章を着用することを推奨する。

6.8.3　競技の開始前に競技ジュリーはＩＳＳＦ規則に適合しているかを確かめるため、それぞれの担当の射場を検査し、射場係員などの組織構成と配置を点検しなければならない。ジュリーの点検は従前に行われたテクニカルデレゲートによる点検と連携して行われるべきである。

6.8.4　ジュリーはたえず選手の射撃姿勢や用具を観察しなければならない。

6.8.5　ジュリーは、練習および競技中いつでも、選手の銃、用具、姿勢などを検査する権利を持つ。

6.8.6　競技中では、ジュリーは選手が撃発しようとするときや速射種目のシリーズ中の接近は避けるべきである。しかしながら、危害予防に関する場合は即座の行動を取らなければならない。

6.8.7　ジュリーの過半数は競技中、常に射場にいて、必要とあらばジュリー会議を開き、即座に裁定を下すことができなければならない。

6.8.8　ジュリーは競技中、独自の裁定を下す権利を持つが、少しでも疑問のある場合は他のジュリーや射場役員に相談すべきである。チーム役員または選手が一人のジュリーの裁定に同意できない場合、書面の抗議を行う事によって、ジュリーの多数決による裁定を求めることができる。

6.8.9　ジュリーは、選手の持つ国籍、人種、宗教、民族、文化にかかわらず、完全に公平な裁定を下さなければならない。

6.8.10　ジュリーは、ＩＳＳＦルールに従って、提出されたどんな抗議も扱わなければならない。ジュリーは射場役員や直接の関係者との協議後にその抗議に対する裁定を下すものとする。

6.8.11　ジュリーはＩＳＳＦルールに規定されてないあらゆる問題に対して裁定を下さなければならない。そのような裁定は、各選手権大会後にテクニカルデレゲートに提出される主任ジュリーの報告書の中に含まれていなければならない。

※6.8.12　選手およびチーム役員はジュリーになることはできない。ジュリーは競技中いかなる時もＩＳＳＦルールの範囲を超えて選手に助言、指導、補助をしてはならない。

6.8.13　主任ジュリーはジュリーのスケジュール管理とすべての公式および競技前練習を含むすべての時間に十分な人数のジュリーを確保することに責任を負う。

6.8.14　主任ジュリーは、選手権大会後できるだけ早くテクニカルデレゲートを通してＩＳＳＦ事務局長に提出される、ジュリーの裁定と行動に関する報告書を準備することになっている。

6.8.15　**ジュリーの任務－紙標的－２５ｍ種目のみ**

・紙標的を使用する２５ｍ種目では、審査ジュリーまたはピストルジュリーのなかから、各セクションまたは５～１０射座ごとに１名の標的線ジュリーが任命されなければならない(すなわち１名の標的役員に対して１名のジュリーが任命される)。標的線ジュリーは標的役員と標的線にて行動を共にしなければならない。

・標的線ジュリーは採点をはじめる前に、標的上の正確な弾痕数、得点圏線付近などを観察し標的を調べ、チェックしなければならない。疑わしい状態は採点を始める前に解決されていなければならない。

・疑わしい状態の裁定は、２人のジュリーおよび標的役員が同時に行わなければならない。この場合、ジュリーの一人が主任を務め、ゲージの挿入が必要な場合はその任にあたる。

・標的線ジュリーは標的線において第二記点係が記録したすべての結果が正確であることと、ジュリーの裁定が採点票に正しく記録されていることを確認しなければならない。

・標的線ジュリーは、疑わしき状態が解決され、得点が第二記点係によって正確に記録されるまでは、弾痕を治痕せず、また着色円板で弾痕の表示をさせてはならない。

※6.9 **組織委員会の任命する競技役員**

6.9.1 **射場長（ＣＲＯ）の任務と職務**

6.9.1.1 射場長(ＣＲＯ)は射場ごとに任命されなければならない。射場長はすべての射場役員と射場勤務員の統括者であり、競技種目の適切な運営に責任を負う。射場長はすべての射場内の号令の発令に責任を負い、すべての射場勤務員がジュリーに対して協力することを保証する責任をも負う。

6.9.1.2 射場長は射場設備の故障に対し早急な措置を行う責任を負い、射場を運営するために必要な専門家や資材を確保する責任を負う。補修、修理は常に射場長の迅速処理事項である。補修、修理の能力を超えるような事態が生じた場合、次の手立てを講じなければならない。

6.9.2 **射場役員（ＲＯ）の任務と職務**

射場役員(ＲＯ)は標的グループの各セクションまたは５～１０射座ごとに任命されなければならない。

・射場役員は担当する射座区域において射場長の指示を実行させる責任を負わなければならない。
・射場役員は射座で選手の点呼を行わなければならない。
・射場役員は選手の名前とＢｉｂ番号をチェックして、射座割表と一致していることを確認しなければならない。
・射場役員は選手の銃、用具および装備が検査、承認されていることを確認しなければならない。
・射場役員は選手の射撃姿勢をチェックし、不審があればジュリーに報告しなければならない。
・射場役員は射場長の号令が伝わっているか確認しなければならない。
・射場役員は競技中に生じる故障、抗議、妨害または他のさまざまな問題について必要な行動をとらなければならない。
・射場役員は、紙標的を使用するとき、記点係に正確な記録を行わせる責任を負わなければならない。
・射場役員は標的の正確な操作を監督しなければならない。
・射場役員は抗議を受理し、ジュリーに引き継がなければならない。
・射場役員はすべての不測の事態、妨害、罰則、銃器故障、誤射、許可された追加時間、再射などを事故報告書、標的上またはプリンター用紙に適切に記録する責任を負わなければならない。
・競技中、得点や試合の残り時間に関しては、選手と会話したり、コメントすることは控えなければならない。

6.9.3 **審査長（ＣＣＯ）の任務と職務**

審査長は選手権大会ごとに任命されなければならない。審査長はすべての審査役員および成績発表に関する係員の統括者である。審査長は選手権大会におけるすべての採点および成績発表手順の正確な進行に責任を負う。

6.9.4 **記点係の任務と職務 — 紙標的**

紙標的が使用される場合、記点係を各射座ごとに任命してもよい。

・記点係は得点票と速報板に関連する情報（選手の名前、Ｂｉｂ番号、射座番号など）を記入するか、または記入してあるものを確認しなければならない。

・遠隔操作される標的交換機を使用している場合、記点係には監的スコープが用意されなければならない。記点係が標的交換を行う場合、選手に弾着確認の時間を与えるため、標的交換の合図を送る前に数秒待たなければならない。

・記点係は得点票に仮得点を記入し、その得点を観客のために机の上方または側方に備えられた速報板に記入しなければならない。

・射撃線まで標的が戻ってくる装置のある射場においては、記点係は撃ち終わった標的を１０発の１シリーズごとにすみやかにまとめて回収し、標的運搬係が審査室に標的を運ぶための鍵のかかる容器に収納しなければならない。

6.9.5 **ランニングターゲット記点係の任務と職務 — 紙標的**

6.9.6 **ランニングターゲット射撃線役員の任務と職務 — 紙標的**

6.9.7 **標的役員および監的役員の任務と職務 — 紙標的**

監的役員の数は射場役員の数と同数にすべきである。監的での作業において、監的役員は割り当てられた射場セクションや標的群の標的を、選手の次弾の発射のために、素早く交換、採点、示点、再掲示することを確実に行うことに責任を負う。

・監的役員は標的の白い部分に弾痕がないことを確認するとともに、標的枠上のどのような弾痕についても明確に印が付けられていることを確認しなければならない。

・標的上に弾痕が無かった場合、監的役員は近接の標的への弾痕の有無を決定することと、ジュリーおよび射場役員と協議して、事態を解決する責任を負わなければならない。

・自動標的交換機が使用される場合、監的役員は交換機に正しい標的を装填するとともに撃ち終わった標的を取り出し審査室に運ぶ準備をする責任を負わなければならない。

・標的上に生じるあらゆる不測の事態について印を付け記録する責任を負わなければならない。

6.9.8 **ランニングターゲット監的役員の任務と職務 — 紙標的**

6.9.9 **２５ｍ標的役員 ー 紙標的**

標的役員は標的グループの各セクションまたは５～１０射座ごと任命されなければならない。標的役員と射場役員は同数でなければならない。

・割り当てられた標的グループに対して責任を負わなければならない。

・得点の紛らわしい弾痕についてジュリーに注意を促さなければならない。採点がなされた後、標的役員は発射弾の位置および点数を示点しなければならない。

・標的を速やかに、正確に、能率的に採点し、治痕し、ルールに従って標的交換を行わなければならない。

・射場役員およびジュリーと協力しＩＳＳＦルールに従って疑わしい事態の解決を補助しなければならない。

6.9.10 **２５ｍ第二記点係 ー 紙標的**

２５ｍ種目のすべてのステージの公式採点は射場にて行われる。第二記点係は標的線におい

て、標的役員が呼び上げた点数を記録用紙に記入しなければならない。記点係に記録された得点と第二記点係のそれとが異なり、解決できない場合は、第二記点係のものが有効となる。

6.9.11 **２５ｍ標的治痕係ー 紙標的**

採点が完了後、標的治痕係は、標的、コントロールシートおよびバッキングターゲット上の弾痕を治痕し、指示に従って、標的やコントロールシートの交換を行なう。

6.10 **競技会におけるＥＳＴ操作**

6.10.1 **ＥＳＴ技術役員**

・ＥＳＴ技術役員は電子標的装置の操作、保守に責任を負う。
・ＥＳＴ技術役員は射場役員やジュリーに助言することはできるが、ＩＳＳＦルールの適用に関していかなる裁定も下してはならない。
・ＥＳＴ技術役員は通常、公式成績プロバイダーによって指名されるが、ＥＳＴと競技会運営システムの取り扱いに関する研修を終了した者でなければならない。

6.10.2 **標的役員**

標的役員はＥＳＴの操作と保守を補助するために組織委員会によって任命される。

・各種目の各射群に先立って、標的役員は標的の白い部分に弾痕がないこと、標的枠上のすべての弾痕が明示してあることを確認しなければならない。
・競技会中、標的役員はバッキングターゲットとバッキングカードを治痕し、コントロールシートを交換する。
・**バッキングターゲット、バッキングカード、コントロールシート**の治痕および交換は採点が完了するまで行ってはならない。

6.10.3 **ジュリーの任務 ― ＥＳＴ**

6.10.3.1 審査ジュリーは審査手順の監督をし、採点に関するあらゆる事態の解決を助けるため射場にいることになる。競技ジュリーは、審査ジュリーが２名以下しかいない状態で行動や裁定が必要となった場合、補助をしなければならない。

6.10.3.2 種目の各射群の前にジュリーは以下の項目について確認するためにＥＳＴを点検しなければならない。

・標的の白い部分に弾痕がないこと。
・標的枠上の弾痕が明確に示されていること。
・コントロールシートが交換されていること。
・バッキングカードとバッキングターゲットに、コントロールシートに覆われている中心部分以外に、弾痕がないこと。

6.10.4 **ＥＳＴでの射撃**

・選手は練習期間中にモニター画面の標的表示の切り替え(ズーム機能)および試射、本射の切り替えボタンの取り扱いに慣れておかなければならない。
・１０ｍ、２５ｍおよび５０ｍ種目では試射から本射への切り替えは、５０ｍライフルの三姿勢種目における姿勢切り替えに伴う選手の責任において行われる本射-試射-本射の切り替えを除いては、射場係員の操作によって行われる。操作や手順が心配な選手は射場役員に手助けを頼まなければならない。
・選手のモニター画面はそのどの部分についても覆い隠すことは許されない。画面全体が

ジュリーおよび射場勤務員に見えなければならない。

・選手ならびに射場役員は、ジュリーの承諾のある場合を除き、その射群またはその種目が終了する前にプリンタコントロールパネルおよびプリンター用紙に触れてはならない。

・選手は射場を離れる前に得点を確認し署名をプリンター用紙(合計の次)にすべきである。

・選手がプリンター用紙に署名しなかった場合、それを審査室に送ることを許可するためにジュリーまたは射場役員はそのプリンター用紙に頭文字で署名すべきである。

6.10.5 **試射中の得点表示に関する不満**

選手が、試射の間に、電子標的の示す弾着や採点に不満を持った場合、ジュリーはその選手に対し射座の変更を提案することができる。

・選手には適切な延長時間が与えられる。

・ジュリーは可能な限り迅速に選手が不満を訴えた射座で行われた試射を**ＥＳＴの検査手順**に従って検査を行う。

・この一連の検査で選手が不満を訴えた射座の電子標的が正しい結果を提示していたことが確認された場合、その選手には第一シリーズの最も低い得点に２点の減点が科せられる。

6.10.6 **ロール紙やゴムバンドの動きの異状**

選手の不満の原因がロール紙やゴムバンドの動きの異状にあると、ジュリーが確認した場合、

・選手は予備射座に移動する。

・選手にはその種目の残り時間に認められた追加時間を加えた時間が与えられ、この中で弾数無制限の試射が許される。

・選手はジュリーによって決められた数の本射弾を再射し、加えてその種目を完射するに必要な数の本射弾を撃つ。

・その射群が終了した後、審査ジュリーがそれぞれの標的で採点された得点のうちどれを採用するかを決定する。

・最初の射座のモニターに正しく表示されたすべての本射弾の得点と２番目の射座の標的に発射した、その種目を完了させるために必要な数の本射弾のすべての得点を加えたものが選手の得点として計算される。

6.10.7 **得点に関する抗議**

得点が表示され記録されたにもかかわらず、選手が表示された得点に関して 6.16.6.2 に従い抗議した場合。

・射群終了後、次の射群のために標的のデータがリセットされる前に、技術役員または射場役員によって、不満や抗議のあった標的とその両隣の標的の詳細なプリンタリザルト（ログプリント）が出力されなければならない。

・射群完了後、**ＥＳＴの検査手順**が実施される。

・表示されないまたは間違った表示の弾痕は審査ジュリーによって採点されなければならない。

・審査ジュリーが抗議にかかる弾痕は正しく採点されていたと確認した場合、２点の減点が科せられる（6.16.6.2)。

6.10.8 **得点に関する抗議または不満に対する電子標的（ＥＳＴ）の検査手順**

得点に関する抗議、不満または得点の不表示などがあった場合、ジュリーは次の物を回収しなければならない（それぞれの物に射座番号およびカード、シート、標的の方向と射群、シリーズ、回収時刻が記入されていなければならない）。

・コントロールシート（２５m/５０m）。コントロールシートの外に弾痕がある場合、コントロールシートを取り外す前に、コントロールシートとバッキングカードにある弾痕の位置関係を記録しておかなければならない。
・バッキングカード（２５m／５０m／３００m）。
・バッキングターゲット（２５m）。
・黒色ロール紙（１０m）。
・黒色ラバーバンド（５０m）。
・射場事故報告書。
・ログプリント。
・電子標的のコンピュータに記録されたデータ（必要に応じて）。

6.10.8.1 ジュリーはＥＳＴの表面、的枠を調べ、黒点の外にあるどのような弾痕の位置も記録しなければならない。

6.10.8.2 審査ジュリーの許可が出る前にログの消去を行ってはならない。

6.10.8.3 弾痕の数はそれらの位置関係も考慮に入れて数えられなければならない。

6.10.8.4 ジュリーは上記の物を調べ、正式なジュリー裁定が下される前に、独自の査定をしなければならない。

6.10.8.5 ジュリーは制御コンピュータの示す成績に手動で修正をする(例えば、ペナルティや故障後の修正された成績の記入など)際には監督をしなければならない。

6.10.9 **ＥＳＴの故障**

これらのルールは１０m、５０mおよび３００mのＥＳＴに適用される。２５mＥＳＴの故障に関してのルールはピストルルール 8.10 を参照。

6.10.9.1 **射場のすべての標的が故障した場合**

・故障の起きた時刻とその時の射撃経過時間は射場長とジュリーによって記録されなければならない。
・各選手の撃ち終わった本射弾数は数えられ、記録されなければならない。射場が停電になった場合、標的装置が発射弾痕を記録できるようになるまで電力供給が回復するのを待てばよい。この場合、射座のモニターの正常作動は要求されない。
・故障が回復し、全標的が機能するようになれば、競技の残り時間には５分間が加えられる。競技の再開される時刻は、拡声器を通じて、少なくとも５分前までに通知される。選手は競技再開の５分前には射座での準備が許されなければならない。弾数無制限の試射が、残り時間の中で本射再開前にのみ、許されなければならない。

6.10.9.2 **１個の標的が故障した場合**

・電子標的が５分間以内に修理できない場合、選手は予備射座に移動しなければならない。
・射撃の準備が整った時点で、５分間が残り競技時間に追加される。
・選手には本射再開前に弾数無制限の試射が許される。

6.10.9.3 **モニターに弾痕の位置表示や得点記録がなかった場合**

選手はただちに異状を最寄りの射場役員に知らせなければならない。射場役員は不満の受付時刻を記録しなければならない。１名以上のジュリーがその射座に出向かなければならない。選手はその電子標的に対し、もう１発、照準をつけた射撃を行うように指示される。

ａ）このエキストラショットの得点および位置がモニター上に記録され表示された場合

・選手はこのまま競技を継続するように指示されなければならない。

・このエキストラショットの得点と位置および発射時刻は記録されなければならない。このエキストラショットが何発目か(不明の弾痕を含む)、得点、位置および射座番号は、書面でジュリーに報告され、個票と射場事故報告書に記録されなければならない。

・その射群の競技終了後、**ＥＳＴの検査手順**が行われる。この情報とエキストラショットの発射時刻およびその位置を利用し、審査ジュリーはエキストラショットを含むすべての弾痕がコンピュータに記録されている得点データのどれに相当するかを特定する。

・すべての弾痕が正しく記録されていた場合、疑問のあった発射弾（表示、記録のなった弾）の得点はその選手の得点として計算される。エキストラショットとして疑問の示された直後に発射された弾についてはこれを得点に含め、最終弾（規定弾数を超えたもの）が取り消される。

・疑問のあった発射弾の弾痕が、**ＥＳＴの検査手順**によっても、どこにも見つからなかった場合、エキストラショットの得点が採用され、最終弾（規定弾数を超えたもの）までがその選手の得点として計算される。

・疑問のあった発射弾のデータがコンピュータメモリに無いにもかかわらず、弾痕が見つかった場合、審査ジュリーがその疑問のあった発射弾の有効性と得点を決定する。

ｂ）指示されたエキストラショットが記録、表示されず、ＥＳＴが５分以内に修理できない場合

・選手は予備射座に移動しなければならない。

・射撃の準備が整った時点で、５分間が残り競技時間に追加される。選手には弾数無制限の試射が許される。

・**１０ｍおよび５０ｍのライフルおよびピストル種目では**、選手は前の射座で記録、表示されなかった２発の本射を再射する。

6.11 競技会手順（6.17 のファイナル競技手順も参照すること）

6.11.1 １０ｍおよび５０ｍライフルとピストル種目のルール

6.11.1.1 準備および試射時間

選手には競技開始前に最終準備と弾数無制限の試射を行うために１５分間が与えられなければならない。

・準備および試射時間の開始１５分前までに試射的は上げられていなければならない。

・選手は射場長が選手を射座に呼び寄せる前に銃や用具の射座への持ち込みをすることはできない。

・射場長は準備および試射時間の開始１５分前までに選手を射座に呼び寄せなければならない。

・複数の射群がある場合、すべての射群で射座への用具の持ち込みのための時間が同じになるようにしなければならない。

・射場長が選手を射座に呼び寄せた後は準備および試射時間前であっても、選手は射撃線において銃を取り扱い、据銃、照準、空撃ちをすることができる。
・ジュリーと射場役員による競技前チェックは準備および試射時間が始まるまでに完了しなければならない。
・準備および試射時間は“ＰＲＥＰＡＲＡＴＩＯＮ ＡＮＤ ＳＩＧＨＴＩＮＧ ＴＩＭＥ ... ＳＴＡＲＴ（プレパレーション　アンド　サイティング　タイム... スタート)”の号令により開始される。
“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令前の発射はできない。
・準備および試射時間の**開始前**に１発以上の弾を発射してしまった選手には、安全上の問題のある場合は、失格が科せられなければならない。安全上の問題のない場合は、本射の１発目を０点として記録しなれなければならない。
・準備および試射時間の終了時刻は本射の公式開始時刻とならなければならない。

6.11.1.2 **競技の開始**

※ ・準備および試射時間の終了時刻には、射場長の“ＥＮＤ ＯＦ ＰＲＥＰＡＲＡＴＩＯＮ ＡＮＤ ＳＩＧＨＴＩＮＧ... ＳＴＯＰ（エンド　オブ　プレパレーション　アンド　サイティング　... ストップ)“の号令が発せられる。その後、標的役員が本射への切換えをできるように、約３０秒間の休止をとらなければならない。
・すべての標的が本射に切り替えられた後、射場長は“ ＭＡＴＣＨ　ＦＩＲＩＮＧ... ＳＴＡＲＴ(マッチ　ファイアリング... スタート)”の号令をかける。本射は射場長の“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令により開始されたものとみなされる。
・本射開始後のすべての発射弾は本射として記録されなければならない。しかしながら、空撃ちは許される。
・本射開始後は、５０ｍライフル三姿勢種目の姿勢の切り替え時およびルールに基づくジュリーの許可を受けた場合を除いて、試射は許されない。
・このルールに反するすべての試射の発射弾は本射弾とみなされ、０点と記録されなければならない。
・射場長は拡声器により競技時間終了の１０分前および５分前に、残り時間を選手に知らせなければならない。
・射場長やジュリーによって時間延長が認められていない場合、本射時間中に発射できなかった弾は０点として採点されなければならない。
・１０ｍＥＳＴを使用した本射中にジュリーが射座内の選手の位置の移動を指示した場合、選手には本射再開前に２分間の延長時間と追加の試射が与えられなければならない。

6.11.1.3 “ＳＴＯＰ(ストップ)”の号令

競技は“ＳＴＯＰ(ストップ)”の号令または適切な信号を持って中断しなければならない。
・“ＳＴＯＰ”の号令または信号の後に発射された弾は０点と採点されなければならない。
・その弾痕が特定できない場合、その標的の最も高い得点の弾痕から順に取り消され、０点として採点されなければならない。

6.11.2 **１０ｍエアガン種目の特別ルール**

6.11.2.1 選手が準備および試射時間前に発射ガス（空気）を放出した場合、１回目の違反には警告（W

ＡＲＮＩＮＧ）が出されなければならない。それ以降の違反については１回につき２点の減点が本射第１シリーズの最も低い得点にペナルティとして科されなければならない。

6.11.2.2　本射開始後、標的に弾痕を残さない発射ガス（空気）の放出には０点が記録される。ファイナルを除き、発射ガス（空気）の放出を伴わない空撃ちは許される。

6.11.2.3　選手がガスや空気シリンダーの交換または充填をする場合、射場役員の許可を受けた後、射座を離れて行わなければならない。競技時間中のガスや空気シリンダーの交換または充填には時間延長は認められない。

6.11.2.4　銃には１発のみ装填できる。銃に１発以上の弾が故意でなく装填された場合

・選手が状況に気付いているなら、銃を保持していない手を挙げ、問題が生じたことを射場役員に示さなければならない。そして射場役員の監督下で銃の抜弾をしなければならない。この場合、ペナルティは科されない。このことによる延長時間は許されない。

・選手がその事に気づかず同時に２発を発射した場合、このことを射場役員に申告しなければならない。もし２発の弾痕が標的にあった場合、高い得点が採用され、２番目の弾痕は無効とされる。標的に１発しか弾痕のなかった場合は、この得点が採用される。

追 6.11.2-2　**ビームライフル、ビームピストル種目の特別ルール**

6.11.3　**１０ｍエアライフルおよびエア・ピストルの紙標的操作**

・標的交換は射場役員の監督のもと、選手によって行われる。
・選手は正しい標的に射撃する責任を負う。
・選手は１０発の各シリーズが終了したら直ちに１０枚の標的を記点係が受け取りやすい場所に置かなければならない。記点係はその標的を標的運搬係が審査室に標的を運ぶための安全な箱に格納しなければならない。

6.11.4　**５０ｍライフルおよび５０ｍピストルの紙標的操作**

・自動標的回収機または自動標的交換機が使用される場合、選手または記点係によって標的交換を行うことができる。
・いずれの場合でも、選手は正しい標的に射撃する責任を負う。
・もし選手が標的交換が遅すぎると思った場合、選手は射場役員にその旨を申し立てることができる。射場役員またはジュリーはその申し立てが妥当であると判断した場合、事態を改善しなければならない。事態が改善されていないと選手またはチーム役員が思った場合、選手やチーム役員はジュリーに抗議できる。ジュリーは最大１０分間の延長時間を認めることができる。本射の最後の３０分間には、特別の事情がない限り、この申し立てを行うことはできない。

※6.11.5　**１０ｍ種目、５０ｍライフルおよびピストル種目、３００ｍライフル種目における中断**

6.11.5.1　選手は自らの責任によらない理由で**３分間以上**射撃を中断させられ、その中断が自らの銃および弾薬の故障によるものでない場合、中断された時間分の時間延長を要求できる。この中断が数分の残り時間しかないときにあった場合には中断された時間に１分間を加算した時間の延長を要求できる。

6.11.5.2　選手は自らの責任によらない理由で**５分間以上**射撃を中断させられ、その中断が自らの銃お

よび弾薬の故障によるものでない場合**または射座を移動させられた場合**、選手は中断した時間に５分間加算された延長時間を加えた残り時間の初めに弾数無制限の試射をすることができる。

・新しい試射的の挿入ができない自動標的交換機が使用されている場合、その試射は次の未使用の本射的に行われるべきである。その次の本射的に射場役員またはジュリーの指示に基づき２発の本射弾が撃ち込まれるべきである。
・射場役員またはジュリーは個票および射場事故報告書にこのことの完全な説明が記録されていることを確認しなければならない。
・ジュリーまたは射場役員によって許可された**延長時間**については射場事故報告書に理由を添えて記入されなければならない。

6.11.6 **違反行為と罰則ルール**

6.11.6.1 選手が**未承認の銃や用具**を使用して競技を開始した場合、本射第１シリーズの最も低い点数に対して２点の減点がペナルティとして科せられなければならない。その選手は、未承認の銃器や用具が用具検査で承認されるまで、射撃を継続することは許されない。射撃が再開できるのはジュリーによって決められたときだけである。追加の試射や時間延長は許されない。

6.11.6.2 選手が競技開始前または競技中に検査承認済みの銃または用具にルールに反するような改変を施した場合、その選手は失格とされなければならない。

6.11.6.3 銃や用具に施した改変に関して疑義が生じた場合、改変がルールに適合していることを証明するための再検査を受けるために、その銃や用具は用具検査に戻さなれなければならない。

6.11.6.4 選手が競技に**遅刻**した場合、参加はできるが追加時間は与えられない。選手が準備および試射時間の後に到着した場合、追加の試射時間は与えられない。遅刻が不可抗力によるものであると証明された場合、ジュリーは、ファイナルの開始時刻の遅れや全体の射撃日程を崩さない範囲で、準備および試射時間を含めて延長時間を補償しなければならない。この場合、ジュリーはいつ、どの射座で遅刻した選手が競技を開始するのかを決定する。

6.11.6.5 選手の用具が用具検査の承認済みであるにもかかわらず、その種目の開始時に**用具検査用紙を提示**することができない場合、選手は射撃を開始することはできるが、その種目のその射群の公式終了時刻までに、その選手（またはコーチやチーム役員）が競技開始前に用具検査の承認を受けていたという確認を取り付けられない場合、第１シリーズの最も低い得点に２点の減点がペナルティとして科せられる。このために用具検査室に出向くことは選手（またはコーチやチーム役員）の責任である。また、このことによる時間延長は許されない。

6.11.7 **１０m、５０mおよび３００m種目におけるイレギュラーショット（不規則弾痕）**

6.11.7.1 **種目および姿勢における超過弾**

選手がその種目または姿勢の規定弾数より多くの弾を発射した場合、最終標的の超過弾は無効とされなけれならない。超過弾が特定できない場合、最終標的の最高得点から順に無効とされなければならない。また選手には超過弾１発につき２点の減点が第１シリーズの低い点数から順にペナルティとして科せられなければならない。

6.11.7.2 **紙標的上の超過弾**

・選手が種目の規定標的撃ち込み数以上の弾を１枚の本射的に撃ち込んだ場合、最初の２発まではペナルティは科されない。

・その種目での３発目以降は１発につき２点の減点がペナルティとして科せられる。
・２点の減点は３発目以降の超過弾の生じたシリーズに科せられる。選手は超過した分を次に続く標的の中で減らして撃たなければならない。こうして発射弾数が要項で示された数を超えないようにする。
・この場合の採点要領は超過弾の得点を規程弾数に満たない標的に移す方式で行われる。したがって各標的には要項やルールに規定された弾数が撃ち込まれたことになる。
・どの弾痕を移すべきか明確でない場合、最も低い得点の弾痕を次の標的に移すかまたは最も高い得点の弾痕を前の標的に移さなければならない。こうしてこの選手が同点の順位決定での“カウントバック”で有利にならないようにする。
・ライフル三姿勢種目は１種目として考える。

※6.11.8　**誤射（クロスファイア）**

6.11.8.1　本射の誤射は０点として採点されなければならない。

6.11.8.2　選手が試射を別の選手の試射的に打ち込んだ場合、ペナルティは科せられない。

6.11.8.3　選手が試射を別の選手の本射的に撃ち込んだ場合、撃ち込んだ選手は自分の第１シリーズの得点から２点の減点がペナルティとして科せられなければならない。

6.11.8.4　誤射を受けたことが確認され、標的上のどの弾痕がその選手のものか特定できなかった場合、その選手には特定のできなかった弾痕のうち最も高い得点が与えられなければならない。

6.11.8.5　本射的上に規定数以上の弾痕がある場合、それらの弾痕が他の選手から撃ち込まれたものであることが確認できなかったときには、弾数に応じて、高得点の弾痕から順に無効とされなければならない。

6.11.8.6　選手が自分の標的上の弾痕を**「否認したい」**ときには、ただちに射場役員に申告しなければならない。

6.11.8.7　射場役員は問題の弾痕をその選手が撃っていないことを確認した場合、射場事故報告書と個票に必要事項を書き込み、その弾痕を無効としなければならない。

6.11.8.8　射場役員は問題の弾痕をその選手が撃っていないとする妥当な理由を確認できなかった場合、その弾痕をその選手の撃ったものとし、記録しなければならない。

6.11.8.9　次のような事由が弾痕を取り消す正当な理由と考えられなければならない。
・記点係や射場役員がその選手が発射していなかったことを見ていて、そのことを確認した場合。
・ほぼ同時に、隣接の２～３射座の選手、記点係、射場役員から誤射の報告があった場合。
・３００m種目でＥＳＴが使用される場合、誤射を受けた標的ではその誤射は記録されないが、誤射信号はコントロールセンターに表示される。誤射をした選手の弾の当たらなかった標的には誤射をしたことが表示され、０点が記録される。

6.11.9　**妨害**

射撃中に妨害を受けたと判断した選手は、銃口を下げ、ただちに射場役員またはジュリーに申告しなければならない。その際、他の選手を妨害することがないようにしなければならない。申告が正当であると判断された場合、その弾痕は取り消され、選手は再射することができる。申告が正当であると判断されなかった場合、その弾痕は採用されなけらばならない。選手はペナルティを科されることはない。

6.11.10　**競技会の特則**

・射座の床面に不正な有利を得るために物質をまくことは許されない。また、許可なく射座をぬぐうことも許されない。
・床面にはがれないテープを張ったり消せない線を描くことは許されない。
・射場の設備や用具の交換や変更（例：台の大きさ、マットの切断、台の上に銃ケースや箱を重ねることなど）はできない。
・射場内の選手、役員の使うエリアは禁煙とする。同様に射場内の観客席も禁煙とする。
・競技エリア内での選手、コーチおよびチーム役員による携帯電話、トランシーバー、ポケットベルまたは同様の装置の使用は禁止される。すべての携帯電話等の電源は切られているかサイレントモードになっていなければならない。
・フラッシュ撮影は競技が完了するまで禁止される。
・携帯電話をサイレントモードにすること、禁煙であること、ストロボ撮影は競技が完了するまで禁止されていることを観客に知らせるための掲示が表示されていなければならない。

追 6.11.10.1　**ビームライフル、ビームピストル競技会の報道の特則**

6.12　**選手およびチーム役員の行動ルール**

6.12.1　ＩＳＳＦ選手権大会の開催中は、どのような種類のデモまたは政治的、宗教的、民族的宣伝は許可されない。

6.12.2　各チームには、そのチーム内の規律を保つ責任を負うチームリーダーをおかなければならない。選手をチームリーダーとして任命することはできる。チームリーダーは危害予防、競技会の効率的運営、スポーツマンシップの高揚に関し絶えず競技役員に協力しなければならない。

6.12.3　**チームリーダーの責務**

・指定時間内に担当役員に提出できるように必要な登録を正確に完成させる。
・大会要項に精通する。
・チームメンバーを指定時刻に指定射座に承認済みの用具を携えて出頭させ、射撃の準備をさせる。
・得点をチェックし、必要なら、抗議を行う。
・仮および正式の掲示、得点、放送に注意を払う。
・公式発表や公式依頼を受領し、チームメンバーにそれらを通達する。
・すべての公式業務においてチームを代表する。

6.12.4　**選手の責務**

・指定時刻に指定射座に承認済みの用具を携えて出頭し射撃の準備をする。
・指定された射座で隣接の射座の選手の邪魔をしないように射撃姿勢をとる。
・他の選手の動作の邪魔をしたり、不利な影響を与えないようにふるまう。その行為や行動が他の選手の妨げになっているとジュリーが判断した場合、その選手には、状況により、警告、減点、失格が与えられる。

6.12.5　**競技中のコーチング**

6.12.5.1　ライフルとピストル種目において、予選、本選、ファイナルを通して、選手が射撃線にいる間はどのような形のコーチングも禁止される。射撃線では選手はジュリーおよび射場役員とのみ話すことができる。練習中のコーチングは、他の選手の邪魔にならないなら、許される。

6.12.5.2　ショットガン種目では言葉によらないコーチングは許される。

6.12.5.3　選手が予選または本選中にコーチやチーム役員と話したい場合、選手は抜弾して銃の薬室を空けセフティフラッグを挿入して安全な状態にして射撃線に置かなければならない。選手はその旨を射場役員に通告した後でのみ射撃線を、他の選手の妨げにならないようにして、離れることができる。

6.12.5.4　コーチまたはチーム役員が射撃線にいる選手と話したい場合、選手が射撃線にいる間は選手に直接連絡したり話しかけたりしてはならない。チーム役員は射場役員またはジュリーの許可を得た上で選手を射撃線から呼び出してもらわなければならない。

6.12.5.5　チーム役員や選手がコーチングに関するルールに違反した場合、1回目は警告が出されなければならない。違反が繰り返された場合、選手の得点から２点が減点され、チーム役員は射座付近から離れなければならない。

6.12.6　**ルール違反に対する罰則**

6.12.6.1　ＩＳＳＦルールに違反したり、射場役員やジュリーの指示に違反した場合、ジュリー団またはジュリーは次のようなペナルティを選手に科すことができる。

・**警告**：警告はイエロー・カードを提示し、**警告**であることを選手がはっきりと認識できるような方法で行われなければならない。しかしながら、この警告を与える前に何らかのペナルティ（注意など）を与えておく必要はない。警告は射場事故報告書に記録され、個票に記入されなければならない。警告は個人のジュリーが与えることができる。

・**減点**：得点からの減点は、少なくとも２名のジュリーにより、**減点**と書かれたグリーンカードを提示することで行われる。減点は射場事故報告書に記録され、プリンター用紙に印が付けられ、個票に記入されなければならない。減点は個人のジュリーが与えることができる。

・**失格**：選手の失格はジュリーによって**失格**と書かれたレッドカードを提示することで行われる。競技後検査を合格できなかった選手は、その検査結果を一人のジュリーが確認した時点で、失格とされなければならない（6.7.9.3）。

その他の理由による失格はジュリーの多数決によって裁定された場合のみ科すことができる。

・ファイナルでの失格については、選手はそのファイナルの最下位となるが、本選における得点は保証される。

・ペナルティは口頭説明およびイエロー、グリーン、レッドカードの提示によって示される。ペナルティカードの大きさは約７０ｍｍ×１００ｍｍとすべきである。

6.12.7　**ジュリーによる反則の裁定**

・明白なルール違反の場合、最初に、選手が違反を修正する機会を持つことができるように、**警告**が与えられなければならない。可能な限り、警告は練習時か準備および試射時間中に与えるべきである。選手がジュリーの規定した時間内に違反を修正しない場合、得点からの２点の減点が科せられなければならない。なおも選手が違反を修正しなかっ

た場合には、失格が科せられなければならない。
・ルール違反を故意に隠蔽した場合、失格が科せられなければならない。
・事態の説明を求められた選手が故意に偽りの情報を与えた場合、２点の減点が科せられなければならない。悪質な場合、失格を科すこともできる。
・選手が危険な方法で銃を扱うかまたは危険行為により安全規定に違反したとジュリーが確認した場合、その選手は失格とされなければならない。

6.13 **故障**

6.13.1 故障の発生は引き金を引いたときに銃が弾を発射できなかったときである。

6.13.2 故障は**許容できる**かまたは**許容できない**かのどちらかに分けられる。

許容できる故障
・弾の不発。
・銃身内の停弾。
・引金機構が作動したうえでの不発射または誤作動。

許容できない故障
・選手が銃の機構をあけた場合。
・安全装置が解除されてなかった場合。
・弾が装填されていなかった場合。
・選手が引金を引かなかった場合。
・その故障の原因が選手により排除できたと合理的に判断できる場合。

6.13.3 銃または弾薬に故障が生じた場合、選手は修理して射撃を継続することができるが、その故障がピストルの許容できる故障の場合、ジュリーから交換の承認を得た上で、用具検査で承認されたもう一つのピストルで競技を続けることができる。ライフルが作動しなくなり容易に修理できない場合、選手はジュリーから交換の承認を得た上で、用具検査で承認されたもう一つのライフルに交換し競技を続けることができる。

6.13.4 １０ｍ、５０ｍ、３００ｍのライフル、ピストル種目の予選および本選ラウンドにおいて、故障後の銃の修理や交換のための時間延長は認められない。しかしながらジュリーは許容できる故障の場合で銃を交換した後の追加の試射については認めることができる。

6.13.5 ２５ｍピストル種目における故障に関する特則は 8.9.3 である。

追 6.13.5-2 ビームライフル、ビームピストル種目における故障に関する特則

6.13.6 ファイナルにおける故障に関する特則は 6.17.2、6.17.3、6.17.4、6.17.5 である。

6.13.7 射場役員またはジュリーは故障が射場事故報告書に記録され、個票に記入されていることを確認しなければならない。

6.14 **採点と成績手順**

6.14.1 審査室は各種目、各射群、各ステージの終了後、可能な限り速やかに速報を射場の成績発表板に掲示しなければならない。

6.14.2 最終成績は、抗議時間が過ぎた後、メインスコアボードに発表されなければならない。

6.14.3 各選手権大会の公式成績本には次の事項が含まれなければならない。
・目次

・テクニカルデレゲートおよび主任ジュリー全員の署名のある成績保証のページ
・競技役員の一覧
・国別および種目別参加者一覧
・競技日程
・メダリストの氏名一覧
・国別獲得メダル数一覧
・新記録、タイ記録一覧
・ＩＳＳＦ基準の順に並べられた最終成績表（男子種目―ライフル３００m，５０m，１０m、ピストル５０m，２５m，１０m、；女子種目―上記と同じ順；少年男子種目―上記と同じ順；少年女子種目―上記と同じ順）

6.14.3.1 成績表には各選手のＩＳＳＦＩＤ番号を取得した際に使用した氏名(姓は大文字、名は最初の文字のみ大文字)、Ｂｉｂ番号、国名(公式ＩＯＣ略称)が記載されていなければならない。

6.14.3.2 必要に応じ成績表では以下の略号が使用されなければならない。

ＤＮＦ	Did Not Finish　（途中棄権）
ＤＮＳ	Did Not Start　（欠場）
ＤＳＱ	Disqualified　（失格）
ＷＲ	New World Record　（世界新記録）
ＥＷＲ	Equaled World Record　（世界タイ記録）
ＦＷＲ	New Final World Record　（ファイナル世界新記録）
ＥＦＷＲ	Equaled Final World Record　（ファイナル世界タイ記録）
ＷＲＪ	New World Record Junior　（世界ジュニア新記録）
ＥＷＲＪ	Equaled World Record Junior　（世界ジュニアタイ記録）
ＯＲ	New Olympic Record　（オリンピック新記録）
ＥＯＲ	Equaled Olympic Record　（オリンピックタイ記録）
ＦＯＲ	New Final Olympic Record　（ファイナルオリンピック新記録）
ＥＦＯＲ	Equaled Final Olympic Record　（ファイナルオリンピックタイ記録）

6.14.4 各選手権大会後、ＩＳＳＦ本部に送付される公式成績表３部はＩＳＳＦ公式成績作製者により電子化されているのが望ましい。

6.14.5 審査ジュリーは審査室や紙標的が使われるときの２５m標的線で行われる採点およびその他すべての作業について監督しなければならない。それは疑わしい発射弾をどのように採点するかを指揮し、得点を決定し、質問や得点に関する抗議を解決することである。最終的な公式成績表にはその正確性を確認した審査ジュリー団により証明され、サインをされなければならない。

6.14.6 ＥＳＴが使用される場合、多くの採点作業は電子化されるが、審査ジュリーは得点に関するすべての問い合わせや抗議を解決しなければならない。

6.14.7 不規則弾痕、誤射、ペナルティ、標的枠外弾痕（０点）、故障、時間延長、再射、無効弾などは、審査室で慎重に取り扱われるよう、射場役員やジュリーによって、すべて射場事故報告書、個票、プリンター用紙、（紙標的の場合は標的と個票）に明確に印を付け、記録され

なければならない。射場事故報告書（様式ＩＲ）の完全なコピーは審査室に即座に運ばれなければならない。各競技の終了時には、審査ジュリーはすべての故障による再計算と減点が正しく成績に反映されているかを確かめるために成績表を点検しなければならない。

6.14.8 **得点からの減点**は必ず違反が起こったシリーズで行われなければならない。全般的な減点措置は、減点の生じたステージの第１シリーズの最も低い得点から行われなければならない。

6.14.9 ＩＳＳＦ選手権大会において世界記録が生まれた場合、テクニカルデレゲートによって世界記録の確認手順の報告が作成され、ＩＳＳＦ本部に送られなければならない。

6.14.10 **紙標的における採点手順**

次の種目で紙標的を使用する場合、標的は審査室で採点されなければならない。

・１０ｍ、５０ｍおよび３００ｍのライフル種目。
・１０ｍおよび５０ｍのピストル種目
・射場において採点されたこれらの種目やステージの結果はすべて仮発表とみなされる。

6.14.10.1 審査室で採点されるこれらの種目のすべての標的は安全な方法により施錠式容器に入れられて、射撃後速やかに射撃線から審査室まで運ばれなければならない。

6.14.10.2 審査室で採点される種目の本射的は番号が付けられなければならず、採点表と一致していなければならない。審査室は標的番号の正確を期する責任を負っており、各種目の標的が射場長や射場役員に渡される前に、その正確性を確認しなければならない。

6.14.10.3 審査室では、次の採点手順が第二審査役員よってチェックされなければならない。

・各発射弾の得点の確認。
・Ｘ圏（インナーテン）の数の確認。
・得点の集計および減点の計算。
・各シリーズの得点と総合計の計算。
・各審査役員は、標的、記録用紙や成績表に頭文字をつけることによって、自分の仕事であることを認証しなければならない。

6.14.10.4 審査作業とは別個に、審査ジュリーは最終的な成績発表に先立って、個人戦の１０位までと団体戦の 3 位までの成績を点検しなければならない。

6.14.11 **発射弾の得点－紙標的**

6.14.11.1 弾痕はすべて、その弾痕が位置する得点圏または圏線の高位点に接している場合の上位点として採点される。圏線のどの部分かにでも弾痕がふれている場合は、２つの得点圏のうちの高位点が与えられる。このような判定は弾痕またはゲージのつばが圏線の外縁のどこかに触れている場合に下される。

この規則の例外はエアライフル標的のＸ圏の判定に関するものである。

6.14.11.2 問題のある弾痕の得点はゲージやその他の装置によって決定されなければならない。ゲージは常に標的を水平にした状態で弾痕に挿入されなければならない。

6.14.11.3 ２発以上の弾痕が接近したり、穴の破れがひどかったり、重なり合っていてプラグゲージを正確に使うことが難しい場合は、平らで透明な素材に弾痕の正確な大きさが刻印されたゲージを用いて点数が決定されていなければならない。このような採点ゲージは圏線や弾痕の正確な位置を再現する際に助けとなる。

6.14.11.4 ２人の審査役員の点数が一致しない場合、即座にジュリーによる裁定を求めなければならな

い。

6.14.11.5　プラグゲージはどの弾痕においても一度だけ、ジュリーによってのみ挿入される。このため、ゲージを使用した場合には、その標的上に採点役員により採点者の頭文字（イニシャル）と採点結果とともに印が付けられなければならない。

6.14.12　**２５ｍ種目採点手順－紙標的**

ジュリーは採点手順を監督しなければならない。得点票(第二記点係が保持)は標的役員と標的線ジュリーがサインをしなければならない。得点票の原本は付加事項と最終記録を確認するために、安全な方法によって、審査室に送られなければならない。

6.14.12.1　**スキッドショット（斜め弾痕）**

※　・標的の回転中に発射された弾は命中弾として採点されてはならない。ただし水平方向の弾痕の大きさが２５ｍリムファイア５．６ｍｍ（．２２口径）弾では７ｍｍ、２５ｍセンターファイアピストル弾では１１ｍｍを超えないもの（標的面上の鉛または弾頭の痕跡は計測に含めない）については有効弾として採点されなければならない。

※　・標的上の水平方向の弾痕の大きさはスキッドゲージで判定されなければならない。ゲージに刻まれた線の内側が標的の圏線に触れる場合、点数の高い方を得点として採点する。

6.14.12.2　標的役員は射場が安全であるという合図を受け取ったら、すぐに標的を選手のほうに向けなければならない。標的役員は、少なくとも１名のジュリーを伴い、各標的の弾痕の得点を示し、射撃線にいる記点係にその得点を大きな声で伝えなければならない。記点係はその得点を個票と速報板に記録する。第二記点係は標的役員に同行し、標的役員が読み上げる得点を得点票に記録しなければならない。標的上の弾痕の位置と得点は、次の方法によって、選手と観客に表示されなければならない。

※　・２５ｍラピッドファイアピストルの場合、色の付いた弾着表示円板が用いられる。円板の大きさは直径３０ｍｍから５０ｍｍであるべきである。また、片面が赤色でもう一方の面は白色でなければならない。そして直径約５ｍｍ、長さ約３０ｍｍの心棒が両面の中心から出ているものであるべきである。５発シリーズごとに、得点が決定し、発表された後、標的役員によって、この円板が弾痕に差し込まれなければならない。

・１０点は選手に赤色面を向けて示されなければならない。９点以下は選手に白色面を向けて示さなければならない。この様にして弾痕が表示された後、シリーズの合計点は標的線近くの小型の得点板に表示され、第二記点係によって記録されなければならない。シリーズの合計点も読み上げられなければならない。その後で、円板は取り外されなければならない。そして標的は治痕される。

・２５ｍスタンダードピストル、２５ｍピストル、２５ｍセンターファイアピストルの場合得点と弾着の位置は指示棒で表示される。指示棒は約３００ｍｍの長さの柄の一端に直径３０ｍｍから５０ｍｍの円板が取り付けられたもので、その円板は片面が赤色でもう一方の面が白色となっている。標的役員はその弾の得点が１０点なら赤色面を選手に向けて、９点以下なら白色面を選手に向けて円板を弾痕の上に置き、得点を読み上げなければならない。同じ標的に撃ち込まれた１シリーズの弾痕は、１０点のものから読み上げられるべきである。シリーズの合計点は個々の弾痕が表示された後に、読み上げられるべきである。

・試射も表示され、記録されなければならない。

6.14.12.3　標的役員と射場役員は掲示板の結果と標的線で記録したものが同じであることを確認しなければならない。得点に関して意見が分かれた場合は速やかに解決しなければならない。

6.14.12.4　弾痕が表示され、記録されたら、直ちに、

・標的は治痕されて、次のシリーズの準備がなされなければならない(ラピッドファイアピストル種目や速射ステージ)。または、

・次のシリーズのために標的が交換され、バッキングターゲットも治痕されるか、交換されなければならない。または、

・次の選手のため、使用済みの標的とバッキングターゲットは迅速に取り除かれ、新しい標的と新しいバッキングターゲットに交換されなければならない。

6.14.12.5　完成した得点票は、選手が射場から出る前に、合計点の横に選手によってサインされなければならない。

6.15　**同点の順位決定（タイブレーク）**

※6.15.1　**３００ｍ、５０ｍ、２５ｍ、１０ｍ種目の個人競技の同点**

３００ｍ、５０ｍ、２５ｍ、１０ｍ種目における同点は次のルールによってすべて順位決定がなされる。

・Ｘ圏（インナーテン）の数の多い者。

・最終シリーズ１０発の合計点（Ｘ圏の数や小数点得点ではない）の多い者。以下均衡が破れるまでシリーズを逆順にさかのぼる。

・最終弾の得点（Ｘ圏を含む）の高い者。以下均衡が破れるまで１発ずつ逆順にさかのぼる。

※　・それでも同点が残り、ＥＳＴを使用していた場合、最終弾の小数点得点の高い者。以下均衡が破れるまで１発ずつ逆順にさかのぼる。

・以上をもってしても順位が決定しない場合、ファイナル進出者の決定に関わる同点でなければ、当該選手は同順位とし、選手の姓のアルファベット順に記載されなければならない。

・１０ｍエアライフルと５０ｍライフル伏射種目の予選または本選ラウンドで小数点得点を使用した場合、同点の順位決定は小数点得点によるシリーズカウントバック、小数点得点による１発ごとのカウントバックによって決定される。

追 6.15.1-2　**ビームライフル、ビームピストル種目の個人競技の同点に関する特則**

6.15.2　**ファイナルを行わない２５ｍ種目の同点**

・上位３位までで２名以上の選手が同点の場合、順位決定はシュートオフによって決められなければならない（２５ｍ種目のシュートオフルールを参照)。

・複数の順位で同点となった場合、初めに最も下位の順位決定が行われ、続いて順に上位の順位決定が行われる。

6.15.3　**ショットガン種目の同点**（9.15 参照）

6.15.4　**ランニングターゲット種目の同点**（10.12 参照）

6.15.5　**ファイナルのあるオリンピック種目の同点**

本選ラウンドの結果、ファイナル進出の可否が問われる順位の決定は個人種目の同点の順位

決定ルール 6.15.1 によって決定される。

6.15.6　**ファイナルのない２５m種目の同点シュートオフルール**

同点の選手は、ジュリーの抽選によって、本選を行った射場で、新しい射座を割り当てられる。もし使用できる射座数より多くの選手がいるならば、射撃順序も抽選によって決められる。

6.15.6.1　シュートオフにおける準備時間は２分間。

種　　目	試射シリーズ	シュートオフシリーズ
２５mラピッドファイアピストル	４秒射１シリーズ	４秒射１シリーズ
２５mピストル ２５mセンターファイアピストル	速射ステージ ５発１シリーズ	速射ステージ ５発１シリーズ
２５mスタンダードピストル	１５０秒射 ５発１シリーズ	１０秒射１シリーズ

6.15.6.2　１回のシュートオフを行っても順位決定ができなかった場合、２回目の１シリーズのシュートオフを行わなければならない。シュートオフは均衡が破れるまで続けられる。

6.15.7　**団体競技の同点**

団体競技の同点の順位決定はチーム全員の結果を合計して、個人競技の同点の順位決定の手順を適用し決められなければならない。

6.16　**抗議（プロテスト）と上訴（アピール）**

6.16.1　すべての抗議と上訴はＩＳＳＦルールに従って裁定される。

6.16.2　書面抗議および上訴はＩＳＳＦ抗議用紙（様式 6.18 参照）で提出されなければならない。

※6.16.3　**抗議料**には次の金額を支払わなければならない。

・抗議　　５０.００ユーロ
・上訴　　１００.００ユーロ
・抗議料の支払い義務は完成した抗議用紙がジュリーに届けられたときに発生する。抗議料はできるだけ速やかにジュリーまたは組織委員会に支払われなければならない。
・抗議料は抗議または上訴が認められた場合は返却されなければならないが、却下された場合には組織委員会が収納する。

6.16.4　**口頭抗議（バーバル プロテスト）**

6.16.4.1　選手またはチーム役員は、競技会の状況、裁定、行動に関する抗議を射場役員またはジュリーに、即座に口頭で行う権利を持つ。次に示すような事態に抗議することができ、抗議料の支払義務が発生する。

・選手またはチーム役員が競技会の進行がＩＳＳＦルールや大会要項に従ってないと判断した場合。
・選手またはチーム役員が、射場役員またはジュリーの裁定や行動に同意できない場合。
・選手が他の選手、射場役員、観客、報道関係者、その他の人々や原因によって干渉や妨害を受けた場合。
・射場設備の故障、不測の事態の解決、その他の原因により長時間射撃が中断した場合。
・射撃時間が短すぎる等、射撃時間が不規則な場合。

6.16.4.2　射場役員およびジュリーは口頭での抗議については即座に対応しなければならない。抗議を受け取った射場役員およびジュリーは事態解決のため直ちに行動をするか、またはジュリー全員による採決に委ねることができる。そのような場合、射場役員およびジュリーは必要に応じて一時的に射撃を中断することができる。

6.16.5　**書面抗議（リトゥン プロテスト）**

選手またはチーム役員は、**口頭抗議**に対する処置や裁定に**同意できない**場合、ジュリーに書面をもって抗議することができる。選手またはチーム役員には口頭抗議をすることなく**書面抗議**を行う権利も持つ。すべての書面抗議はその問題が起きてから２０分以内に適切なジュリーに提出されなければならない。抗議料の支払義務は発生する。

6.16.6　**得点に関する抗議（スコアリング プロテスト）**

得点や標的上の弾痕の数に関する審査ジュリーの裁定は最終のものであり上訴することはできない。

6.16.6.1　**得点に関する抗議時間**

すべての得点または成績に関する抗議は速報が射場スコアボード（6.4.2）に掲示されてから**１０分以内**提出されなければならない。この抗議締切時刻は、速報掲示時に、射場スコアボード上に示されなければならない。得点に関する抗議の提出場所は公式プログラムに掲載されていなければならない。

6.16.6.2　**電子標的の得点に関する抗議**

選手がＥＳＴに**表示された得点に対して抗議**する場合、その抗議が次弾または次シリーズ（２５ｍ種目）の発射前か、最終弾の場合、その発射後３分以内であれば受理される。この時間制限はロール紙またはゴムバンドの送り不良または標的故障の場合には適用されない。

・得点に関する抗議が行われた場合、選手はその競技の最後にもう１発の追加射撃を要求される。抗議が認められ、抗議に係る弾痕の正しい得点を決めることができなければ、このエキストラショットの点数を得点とすることができる。
・審査ジュリーが抗議に係る弾痕の得点と表示された得点が小数点以下二位まで一致していると判定した場合、抗議は却下されなければならない。
・０点表示または表示なし以外の得点に関する抗議が認められなかった場合、抗議に係る弾痕の得点から２点が減点され、抗議料が支払われなければならない。
・チーム役員や選手は抗議をした弾痕の処理について知る権利を持つ。
・予選または本選ラウンドにおいて、５０ｍＥＳＴで９．５点以上の得点が表示された弾痕の得点については抗議することはできない。
・ファイナルにおいて、得点や発射弾数に関する抗議は許されない(6.17.1.6)。

6.16.6.3　**紙標的の得点に関する抗議**

・紙標的が使用される場合、採点や集計に誤りがあると思った選手またはチーム役員はその得点に関し抗議をすることができるが、その得点がゲージを用いて採点された点数であった場合、それは最終的なものであり、抗議することはできない。得点に関する抗議はそれぞれの弾に対して行うことができる。別の弾に関して抗議する場合にはそれぞれに対して抗議料の支払い義務が生じる。
・得点に関する抗議はゲージが用いられてない採点または公表された順位表や得点表に誤

記があった場合のみ行うことができる。
・抗議料は抗議が行われた時点で支払われなければならない。
・紙標的が使用され審査室で採点されている場合、チーム役員または選手は抗議に係る弾痕を見る権利を持つが、標的に触れることは許されない。

6.16.7 **上訴（アピール）**

ジュリーの裁定に同意できない場合、上訴することのできないファイナル抗議ジュリーの裁定を除いて、上訴ジュリーに上訴できる。上訴はジュリーの裁定が発表されて３０分以内にチームリーダーまたは代表者によって書面で提出されなければならない。**上訴ジュリーの裁定は最終である。**

6.16.8 書面抗議および上訴に関する**すべての裁定のコピー**はテクニカルデレゲートの最終報告書とともに、適切な部門や技術委員会で再検討するため、テクニカルデレゲートによってＩＳＳＦ事務局長に送付されなければならない。

※6.17 **オリンピックのライフルおよびピストル種目のファイナル**

6.17.1 **ファイナル競技の全般手順**

※6.17.1.1 **ファイナルへの進出** ファイナル進出者を決める本選として各オリンピック種目はフルプログラム（3.3.2）で行われなければならない。本選における上位６名が進出する２５ｍラピッドファイアピストル男子を除き、本選における上位８名がファイナルへ進出する。

6.17.1.2 **ファイナルの射座とＢｉｂ番号** ファイナルの射座は本選の順位に従って割り当てられ、新しいＢｉｂ番号（１～８または１～６）が配布される。射座はＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈと表示され、予備的はＲ１、Ｒ２と表示されるべきである。

6.17.1.3 **出頭時刻と開始時刻** ファイナルの開始時刻は、射場長が本射の第一シリーズまたは第一発目の号令をかける時刻とする。選手は、開始時刻の少なくとも３０分前にはファイナルのプレパレーションエリアに出頭しなければならない。遅刻した選手には、２点もしくは２ヒットの減点が本射第一シリーズまたは第一発目に科せられる。その際、選手はファイナルに使用する十分な数の弾薬およびすべての用具、競技用の服装、表彰式用のユニフォームを持参しなければならない。ジュリーは全ファイナリストの出頭確認とその氏名、国籍が正しく集計システムとスコアボードに記入されていることを確認しなければならない。ジュリーは選手が出頭したら、この時間内に可能な限り迅速に用具のチェックを完了させなければならない。

6.17.1.4 **遅刻** 出頭時刻から１０分後までにプレパレーションエリアに出頭していないファイナリストはファイナルに参加することはできず、ＤＮＳが表示されファイナルにおける最初の脱落選手として記録される。その際のファイナルにおける第一エリミネーションは第７位または２５ｍＲＦＰでは第５位の選手の決定から始まる。

6.17.1.5 **採点** 本選の成績はファイナル進出の権利を選手に与えるが、得点の持ち越しはされない。ファイナル得点はルールに従い０点から始まる。減点やペナルティは違反のあった本射シリーズまたは本射弾の得点に科せられなければならない。ただし、その得点は０を下回ることはない［例：３－１（減点）＝２、０－１（減点）＝０］。

6.17.1.6 **１０ｍおよび５０ｍ種目のファイナルにおける故障** 本射１発の間に発生した許容される故障（6.13.2）については、故障の修理または銃の交換のために最大１分間が与えられ、そ

の後選手は再射を命じられる。３発または５発シリーズで許容される故障が発生した場合で、故障の修理や銃の交換が１分以内にできるならば、そのシリーズで発射されている弾による得点は集計され、選手は修理や交換に要した（１分を超えない）時間分だけ延長時間をもらってそのシリーズを継続することが許される。

6.17.1.7　**得点に関する抗議**　ファイナルにおいて、得点や発射弾数に関する抗議は許されない。

6.17.1.8　**電子標的に対する不満**　試射中に、標的が正しく作動していないと不満を表明した選手は、標的に対して１発撃ち込むように命じられる。標的がその弾に対して正しく作動した場合は、ファイナルはそのまま継続される。正しく作動しない、またはロール紙やゴムロールの送り不良による場合ならば、射場長は全ファイナリストに対し“**ＳＴＯＰ... ＵＮＬＯＡＤ**（ストップ　アンロード)”の号令を発し、故障した標的の選手を予備的に移動させるか、または故障した標的を修理または交換しなければならない。その選手に正常な標的が手配され次第すぐに、射場長は全ファイナリストに対し２分間の準備時間を与え、その後準備および試射時間を再開させる。本射の第一シリーズまたは第一発目の“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令の後は標的故障に関する不満は受け付けられない。想定外の０点表示に関する不満の表明があった場合、ジュリーはとるべき適切な行動を決定しなければならない。

※6.17.1.9　**ファイナル射場の備品**　ファイナル射場にはファイナリストが見ることのできるＬＣＤスコアボードシステムとカウントダウン時計および音響システムが設備されてなければならない。ジュリーおよび射場役員、コーチと脱落した選手のために椅子が用意されていなければならない。

6.17.1.10　**ファイナル役員**　ファイナルの進行および監督は以下の役員配置によって行われることとなっている。

- **射場長**　ＩＳＳＦのＡまたはＢライセンスをもった経験豊富な射場長がファイナルを進行しなければならない。
- **競技ジュリー**　競技ジュリーはファイナルの進行の監督を行う。主任ジュリーは自分自身またはジュリーメンバーから一名の担当ジュリーを任命しなければならない。
- **審査ジュリー**　審査ジュリーのうち一名がファイナルにおける成績決定の過程を監督するためにその場にいなければならない。
- **ファイナル抗議ジュリー**　上訴ジュリーの一名と担当ジュリーおよび別の一名の競技ジュリーがファイナル中に生じたあらゆる抗議に対して裁定を下すために、テクニカルデレゲートおよび主任ジュリーから任命される。この裁定に対する上訴は許されない。
- **射場役員（ＲＯ）**　一名の経験豊富な射場役員がファイナル中の銃の安全のチェックと故障の申告の取り扱いについて射場長を補佐する。
- **技術役員**　公式記録提供者はＥＳＴの準備と操作、結果のディスプレイへの表示および技術的トラブルに関してジュリーともに解決を図るために技術役員を任命する。
- **アナウンサー**　ＩＳＳＦまたは実行委員会によって任命された役員が射場長とともに放送を担当し、ファイナリストの紹介、得点の発表、観客への情報の提供に責任を持つ。

6.17.1.11　**ファイナリストの紹介**　試射時間または試射シリーズの後、全ファイナリストは銃を置き、ファイナリストがそのままの姿勢で留まるライフルの三姿勢種目のファイナルを除き、聴衆に向かうように振り向かなければならない。アナウンサーは各ファイナリストをその氏名、

国籍とそれぞれの短い情報によって紹介する。アナウンサーは射場長と担当ジュリーの紹介も行う。

6.17.1.12　**ファイナルの手順とルール**　このルール（6.17）でカバーできない事態には、ＩＳＳＦＧＴＲまたは各種目のルールが適用される。

注）時間進行がガイドラインとしてこのルールの中で示されているが、正確な時間進行についてはＩＳＳＦ本部にある“Ｃｏｍｍａｎｄｓ　ａｎｄ　Ａｎｎｏｕｎｃｅｍｅｎｔｓ　ｆｏｒ　Ｆｉｎａｌｓ”をチェックすること。

6.17.1.13　**メダリストの紹介**　射場長が“**ＲＥＳＵＬＴＳ　ＡＲＥ　ＦＩＮＡＬ**（リザルツ　アー　ファイナル）”と宣言した後、アナウンサーは即座にアナウンスによってメダリストを紹介しなければならない。

「金メダリストは、得点〇〇点、□□代表、△△△△選手です。」

「銀メダリストは、得点〇〇点、□□代表、△△△△選手です。」

「銅メダリストは、得点〇〇点、□□代表、△△△△選手です。」

※6.17.2　**ファイナルー１０ｍエアライフル、エア・ピストル男子、女子および５０ｍピストル男子、ライフル伏射男子**

ファイナルの様式	ファイナルは制限時間１５０秒で行われる３発の本射シリーズ２回（５０ｍライフル伏射の場合は制限時間１００秒）とそれに続く、号令によって進行される制限時間５０秒（５０ｍライフル伏射は３０秒）の１４発の本射によって構成される。最下位ファイナリストの脱落は８発目のあとから開始され、２発の本射が終わるごとに行われ、金および銀メダリストが決まるまで続けられる。ファイナルの本射は合計２０発となる。
採　点	ファイナルにおける採点は０．１点刻みで行われる。ファイナルでの得点は加算されその合計点によりファイナルの成績が決まる。同点の場合はシュートオフの成績に従って決められる。 本射第一発目に前に起こった反則に対する減点は本射第一発目の成績に科せられる。その他の時点での反則に対する減点はその反則の起こった本射弾の得点に科せられる。
用具準備時間 （２０分前）	選手および選手のコーチは、少なくとも開始時刻の２０分前には、銃や用具を射座に持ち込むことを許可されなければならない。銃ケースや用具の収納箱はＦＯＰに置いておくことはできない。
ライフル ウォームアップ時間 （１８分前）	射場長は開始時刻の１８分前に選手を　“ＡＴＨＥＬＥＴＥＳ　ＴＯ　ＴＨＥ　ＬＩＮＥ（アスリート　トゥ　ザ　ライン）”という号令で射座に入らせる。 ２分後、射場長は　“ＥＩＧＨＴ　ＭＩＮＵＴＥＳ　ＰＲＥＰＡＲＡＴＩＯＮ　ＡＮＤ　ＳＩＧＨＴＩＮＧ　ＴＩＭＥ... ＳＴＡＲＴ（エイト　ミニッツ　プレパレーション　アンド　サイティング　タイム　　スタート）”という号令によって準備と試射の一緒になった時間を開始する。この時間には、ファイナリストは制限弾数無しの試射を行える。 準備および試射時間の終了３０秒前に、射場長は“３０　ＳＥＣＯＮＤＳ（サー

	ティ　セカンズ)”と号令する。 ８分後、射場長は“ＳＴＯＰ... ＵＮＬＯＡＤ（ストップ　アンロード)”と号令をかける。 試射中は得点のアナウンスは行わない。“ＳＴＯＰ... ＵＮＬＯＡＤ(ストップ　アンロード)”の号令の後、ファイナリストはライフルを抜弾し、セフティフラッグを挿入し、ライフルを置いて、紹介に備えて観客の方に振り返る。射場役員は銃の薬室が開けられて、セフティフラッグが挿入されていることを確認しなければならない。
ピストル ウォームアップ時間 （１３分前）	射場長は開始時刻の１３分前に選手を “ ＡＴＨＥＬＥＴＥＳ　ＴＯ　ＴＨＥ　ＬＩＮＥ（アスリート　トゥ　ザ　ライン)”という号令で射座に入らせる。 ２分後、射場長は“ ＦＩＶＥ　ＭＩＮＵＴＥＳ　ＰＲＥＰＡＲＡＴＩＯＮ　ＡＮＤ　ＳＩＧＨＴＩＮＧ　ＴＩＭＥ... ＳＴＡＲＴ（ファイブ　ミニッツ　プレパレーション　アンド　サイティング　タイム　　スタート)”という号令によって準備と試射の一緒になった時間を開始する。この時間には、ファイナリストは制限弾数無しの試射を行える。 準備と試射時間の終了３０秒前に、射場長は“３０　ＳＥＣＯＮＤＳ（サーティ　セカンズ)”と号令する。 ５分後、射場長は“ＳＴＯＰ... ＵＮＬＯＡＤ（ストップ　アンロード)”と号令をかける。 試射中は得点のアナウンスは行わない。“ＳＴＯＰ... ＵＮＬＯＡＤ(ストップ　アンロード)”の号令の後、ファイナリストはピストルを抜弾し、セフティフラッグを挿入し、ピストルを置いて、紹介に備えて観客の方に振り返る。射場役員は銃の薬室が開けられて、セフティフラッグが挿入されていることを確認しなければならない。
ファイナリストの 紹介 （５分前）	ファイナリストの銃のチェックの後、アナウンサーは選手、射場長、担当ジュリーをルール 6.17.1.11 に従って紹介する。
最終試射時間 （ライフルのみ）	紹介の直後、射場長は“ＴＡＫＥ　ＹＯＵＲ　ＰＯＳＩＴＩＯＮＳ（テイク　ユア　ポジションズ)”と号令をかける。　　３０秒後、射場長は “ ＦＩＮＡＬ　ＳＩＧＨＴＩＮＧ　ＴＩＭＥ... ＳＴＡＲＴ（ファイナル　サイティング　タイム　スタート)」と号令する。 試射時間終了の３０秒前に射場長は“３０　ＳＥＣＯＮＤＳ（サーティ　セカンズ)”と号令する。 ２分間たったら、射場長は“ＳＴＯＰ（ストップ)”の号令をかける。このとき技術役員は本射に向け、標的の表示をクリアしなければならない。
最終準備時間 （ピストルのみ）	紹介の直後、射場長は“ＴＡＫＥ　ＹＯＵＲ　ＰＯＳＩＴＩＯＮＳ（テイク　ユア　ポジションズ)”と号令をかける。 標的およびスコアボードは本射に向けクリアされてなければならない。

	６０秒後、射場長は本射第一シリーズの号令をかける。
※　第一ステージ ２×３発 制限時間：１５０秒 （伏射は１００秒） 各シリーズ	射場長は“ＦＯＲ ＴＨＥ ＦＩＲＳＴ ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ ＳＥＲＩＥＳ... ＬＯＡＤ（フォー ザ ファースト コンペティション シリーズ ロード)”と号令をかける。５秒後、射場長は“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令をかける。 ファイナリストは１５０秒で３発を撃つ。残り時間を秒単位で表示するカウントダウン時計がファイナリストの標的表示装置に提示されるべきである。もしもカウントダウン時計を射座のファイナリストが見ることができない場合は、射場長はシリーズごとに残り時間を示す“ＴＥＮ（テン)”と“ＦＩＶＥ（ファイブ)”をアナウンスしなければならない。 １５０秒後（伏射は１００秒後）または全ファイナリストが３発を撃ち終えたら、射場長は“ＳＴＯＰ（ストップ)”と号令をかける。 “ＳＴＯＰ（ストップ)”の号令の直後、アナウンサーは１５～２０秒で、現在の選手の順位と特筆すべき成績についてコメントする。個々の得点はアナウンスしない。 アナウンサーのコメントが終了しだい射場長は “ＦＯＲ ＴＨＥ ＮＥＸＴ ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ ＳＥＲＩＥＳ... ＬＯＡＤ(フォー ザ ネクスト コンペティション シリーズ ロード)”と号令をかける。 ５秒後、射場長は“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令をかける。 １５０秒後（伏射は１００秒後）または全ファイナリストが３発を撃ち終えたら、射場長は“ＳＴＯＰ（ストップ)”と号令をかける。 アナウンサーは再び選手とその成績についてコメントをし、この後１発ずつのステージに変わり、２発ごとに最下位のファイナリストが脱落していくことを説明する。
第二ステージ 単発 １４×１発 制限時間：５０秒 （伏射は３０秒） 各１発	アナウンサーのコメントが終了しだい射場長は“ＦＯＲ ＴＨＥ ＮＥＸＴ ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ ＳＨＯＴ... ＬＯＡＤ（フォー ザ ネクスト コンペティション ショット ロード)”と号令をかける。 ５秒後、射場長は“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令をかける。 １発の制限時間は５０秒（伏射は３０秒)。 ５０秒（伏射は３０秒）後、射場長は“ＳＴＯＰ（ストップ)”と号令をかけ、アナウンサーはファイナリストとその得点についてコメントする。 アナウンサーのコメントが終了しだい射場長は“ＦＯＲ ＴＨＥ ＮＥＸＴ ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ ＳＨＯＴ... ＬＯＡＤ（フォー ザ ネクスト コンペティション ショット ロード)”と号令をかける。 ５秒後、射場長は“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令をかける。 この手順を第二十発目（第二ステージ１４発）まで繰り返す。 第二十発目が終了したら、射場長は“ＳＴＯＰ... ＵＮＬＯＡＤ（ストップ アンロード)”と号令をかける。射場役員は銃の薬室が開けられセフティフラッグが挿入されていることを確認しなければならない。

エリミネーション	ファイナリストが第八発目を撃ち終わった後、最下位のファイナリストは脱落させられる（第八位)。以下、次のように最下位のファイナリストが脱落してゆく。 第十発目の後・・・・第七位 第十二発目の後・・・第六位 第十四発目の後・・・第五位 第十六発目の後・・・第四位 第十八発目の後・・・第三位（銅メダリストの決定） 第二十発目の後・・・第二位と第一位（銀、金メダリストの決定） 脱落したファイナリストは、抜弾し、セフティフラッグを挿入した銃をその場に置き、射座から離れなければならない。射場役員は銃が安全な状態になっていることを確認しなければならない。
同点の順位決定	もし脱落すべき最下位の選手が同点であった場合、同点の選手は順位決定ができるまでシュートオフを行う。 同点のシュートオフを行う場合は、射場長は同点の選手の苗字をアナウンスし、通常の手順に従い同点決定のシュートオフの号令をかける。アナウンサーは順位が決まるまではコメントをしない。
ファイナルの終了	残った２名のファイナリストが第二十発目を撃ち終わった後、同点も抗議もなければ、射場長は“ＲＥＳＵＬＴＳ　ＡＲＥ　ＦＩＮＡＬ（リザルツ　アー　ファイナル)”と宣言する。 アナウンサーは即座に金、銀、銅メダリストをアナウンスする（6.17.1.13)。

※6.17.3　　**ファイナルー５０ｍライフル三姿勢男子、女子**

ファイナルの様式	ファイナルは各姿勢（膝射、伏射、立射の順）１５発の号令による本射で構成される。ファイナルは各シリーズ２００秒の膝射５発のシリーズを３回行うことから始まる。姿勢の切換えおよび試射の７分間の後、ファイナリストは各シリーズ１５０秒の伏射５発のシリーズを３回行う。次に姿勢の切換えおよび試射の９分間の後、各シリーズ２５０秒の立射５発のシリーズを２回行う。この２回の立射シリーズを終了した時点で下位２名のファイナリストが脱落する。ファイナルは１発５０秒の立射５発となり、残った選手で１発ごとに最下位の選手が脱落していきながら、残った２名の選手が最終弾を撃ち、金メダリストが決まるまで続けられる。最終的にファイナルでは４５発撃つことになる。
採　点	ファイナルにおける採点は０．１点刻みで行われる。ファイナルでの得点は加算されその合計点によりファイナルの成績が決まる。同点の場合はシュートオフの成績に従って決められる。 本射第一発目に前に起こった反則に対する減点は本射第一発目の成績に科せられる。その他の時点での反則に対する減点はその反則の起こった本射弾の得点に科せられる。
用具準備時間	選手および選手のコーチは、少なくとも開始時刻の２０分前には、ライフルや用

（２０分前）	具を射座に持ち込むことを許可されなければならない。姿勢の変更に伴う銃の付属品や用具は射座内に置いておくことのできる１個の箱（サイズ未定）の中に入れておかなければならない。銃ケースや用具の収納箱はＦＯＰに置いておくことはできない。
準備および試射時間 膝　射 ５分間 （１２分前）	射場長は開始時刻の１２分前に選手を “ＡＴＨＥＬＥＴＥＳ　ＴＯ　ＴＨＥ　ＬＩＮＥ（アスリート　トゥ　ザ　ライン)”という号令で射座に入らせる。 この号令の後、ファイナリストはライフルを扱ったり、膝射姿勢をとったり、据銃、照準練習ができる。ただしセフティフラッグを引き抜いたり、空撃ち練習はできない。 ２分後、射場長は“ＦＩＶＥ　ＭＩＮＵＴＥＳ　ＰＲＥＰＡＲＡＴＩＯＮ　ＡＮＤ　ＳＩＧＨＴＩＮＧ　ＴＩＭＥ... ＳＴＡＲＴ（ファイブ　ミニッツ　プレパレーション　アンド　サイティング　タイム　　スタート)”という号令によって準備と試射の一緒になった時間を開始する。この号令の後、ファイナリストはセフティフラッグを引き抜き、空撃ち練習や制限弾数無しの試射を行える。 準備および試射時間の終了３０秒前に、射場長は“３０　ＳＥＣＯＮＤＳ（サーティ　セカンズ)”と号令する。 ５分後、射場長は“ＳＴＯＰ... ＵＮＬＯＡＤ（ストップ　アンロード)”と号令をかける。 試射中は得点のアナウンスは行わない。“ＳＴＯＰ... ＵＮＬＯＡＤ(ストップ　アンロード)”の号令の後、ファイナリストはライフルを抜弾し、セフティフラッグを挿入し、ファイナリストの紹介に備える。射場役員は銃の薬室が開けられて、セフティフラッグが挿入されていることを確認しなければならない。
ファイナリストの紹介 （２分前）	ファイナリストの銃のチェックの後、アナウンサーは選手、射場長、ジュリーをルール 6.17.1.11 に従って紹介する。選手はファイナリストの紹介の間、膝射姿勢を維持することができるが、観客や選手紹介を撮影しているＴＶカメラに顔を向けたり、手をあげてくれることを期待している。これに加えて、姿勢の切換えと試射の時間にもそれぞれのファイナリストの写真や情報が提示されるべきである。
※　膝　射 ３×５発 制限時間：２００秒 各シリーズ	紹介の直後、射場長は“ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＦＩＲＳＴ　ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ　ＳＥＲＩＥＳ... ＬＯＡＤ（フォー　ザ　ファースト　コンペティション　シリーズ　ロード)”と号令をかける。 ５秒後、射場長は“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令をかける。 ファイナリストは２００秒で５発を撃つ。 残り時間を秒単位で表示するカウントダウン時計がファイナリストの標的表示装置に提示されるべきである。もしもカウントダウン時計を射座のファイナリストが見ることができない場合は、射場長はシリーズごとに残り時間を示す“ＴＥＮ（テン)”と“ＦＩＶＥ（ファイブ)”をアナウンスしなければならない。 ２００秒後または全ファイナリストが５発を撃ち終えたら、射場長は“ＳＴＯＰ

	（ストップ)”と号令をかける。 “ＳＴＯＰ（ストップ)”の号令の直後、アナウンサーは１５～２０秒で、現在の選手の順位と特筆すべき成績についてコメントする。個々の得点はアナウンスしない。 アナウンサーのコメントが終了しだい射場長は“ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＮＥＸＴ　ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ　ＳＥＲＩＥＳ... ＬＯＡＤ（フォー　ザ　ネクスト　コンペティション　シリーズ　ロード)”と号令をかける。 ５秒後、射場長は“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令をかける。 ２００秒後または全ファイナリストが５発を撃ち終えたら、射場長は“ＳＴＯＰ（ストップ)”と号令をかける。 アナウンサーは順位について付け加えのコメントをする。 アナウンサーのコメントが終了しだい射場長は“ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＮＥＸＴ　ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ　ＳＥＲＩＥＳ... ＬＯＡＤ（フォー　ザ　ネクスト　コンペティション　シリーズ　ロード)”と号令をかける。 ５秒後、射場長は“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令をかける。 ２００秒後または全ファイナリストが５発を撃ち終えたら、射場長は“ＳＴＯＰ... ＵＮＬＯＡＤ（ストップ　アンロード)”と号令をかける。 射場役員は銃の薬室が開けられて、セフティフラッグが挿入されていることを確認しなければならない。
姿勢の切換えと試射 伏　射 ７分間	“ＳＴＯＰ... ＵＮＬＯＡＤ（ストップ　アンロード)”の号令の直後、射場長は姿勢切換えと試射の時間を“ＳＥＶＥＮ　ＭＩＮＵＴＥＳ　ＣＨＡＮＧＥＯＶＥＲ　ＡＮＤ　ＳＩＧＨＴＩＮＧ　ＴＩＭＥ...ＳＴＡＲＴ(セブン　ミニッツ　チェンジオーバー　アンド　サイティング　タイム　　スタート)”という号令によって開始しなければならない。この号令の後、ファイナリストは伏射に向けライフルを扱ったり、伏射姿勢をとったり、セフティフラッグを引き抜き、空撃ち練習や制限弾数無しの試射を行える。 姿勢切換えが始まった後、アナウンサーは膝射を終えてのファイナリストの順位や得点についてコメントをする。アナウンサーはこの時間を利用して各ファイナリストの人物紹介も行える。 姿勢切換えと試射の時間の終了３０秒前に、射場長は“３０　ＳＥＣＯＮＤＳ(サーティ　セカンズ)”と号令する。 ７分後、射場長は“ＳＴＯＰ（ストップ)”と号令をかける。 技術役員が標的を本射に切換え、表示装置をクリアにするために、３０秒の中断時間をとる。
※　伏　射 ３×５発 制限時間：１５０秒 各シリーズ	３０秒後、射場長は“ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＮＥＸＴ　ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ　ＳＥＲＩＥＳ... ＬＯＡＤ（フォー　ザ　ネクスト　コンペティション　シリーズ　ロード)”と号令をかける。 ５秒後、射場長は“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令をかける。

	ファイナリストは１５０秒で５発を撃つ。 同様の号令とアナウンスの手順が、全ファイナリストが伏射５発のシリーズを３回終了するまで繰り返される。 第三シリーズ終了後、射場長は“ＳＴＯＰ... ＵＮＬＯＡＤ（ストップ　アンロード)”と号令をかける。 射場役員は銃の薬室が開けられて、セフティフラッグが挿入されていることを確認しなければならない。
姿勢の切換えと試射 立　射 ９分間	“ＳＴＯＰ... ＵＮＬＯＡＤ（ストップ　アンロード)”の号令の直後、射場長は姿勢切換えと試射の時間を“ＮＩＮＥ　ＭＩＮＵＴＥＳ　ＣＨＡＮＧＥＯＶＥＲ　ＡＮＤ　ＳＩＧＨＴＩＮＧ　ＴＩＭＥ... ＳＴＡＲＴ（ナイン　ミニッツ　チェンジオーバー　アンド　サイティング　タイム　　スタート)”という号令によって開始しなければならない。この号令の後、ファイナリストは立射に向けライフルを扱ったり、立射姿勢をとったり、セフティフラッグを引き抜き、空撃ち練習や制限弾数無しの試射を行える。 姿勢切換えが始まった後、アナウンサーは膝射、伏射を終えてのファイナリストの順位や得点についてコメントをする。 姿勢切換えと試射の時間の終了３０秒前に、射場長は“３０　ＳＥＣＯＮＤＳ（サーティ　セカンズ)”と号令する。 ９分後、射場長は“ＳＴＯＰ（ストップ)”と号令をかける。 技術役員が標的を本射に切換え、表示装置をクリアにするために、３０秒の中断時間をとる。
※　立　射 ２×５発 制限時間：２５０秒 各シリーズ ５×１発 制限時間：５０秒 各１発	３０秒後、射場長は“ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＮＥＸＴ　ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ　ＳＥＲＩＥＳ... ＬＯＡＤ（フォー　ザ　ネクスト　コンペティション　シリーズ　ロード)”と号令をかける ５秒後、射場長は“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令をかける。 ファイナリストは２５０秒で５発を撃つ。 同様の号令とアナウンスの手順が、全ファイナリストが立射５発のシリーズを２回終了するまで繰り返される。 射場長の第二シリーズの“ＳＴＯＰ（ストップ)”の号令の後、第八位と第七位のファイナリストが脱落する。アナウンサーは脱落する選手を確認し、この結果についてコメントする。 アナウンサーのコメントが終了しだい射場長は“ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＮＥＸＴ　ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ　ＳＨＯＴ... ＬＯＡＤ（フォー　ザ　ネクスト　コンペティション　ショット　ロード)”と号令をかける。 ５秒後、射場長は“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令をかける。 １発の制限時間は５０秒。制限時間の残り時間については引き続き、各選手が確認し続けられるようにしなければならない。 ５０秒後または全ファイナリストが撃発後、射場長は“ＳＴＯＰ（ストップ)”と

	号令をかける。アナウンサーは脱落する選手を確認し、この結果についてコメントする。 射場長とアナウンサーはこの号令とアナウンスの手順を、金メダリストが決まる最終弾まで繰り返す。
エリミネーション	立射の第二シリーズが終了した後、ファイナリストが下位のファイナリスト２名は脱落させられる（第四十発目　第８位と第７位）。以下、次のように１発終了するごとに最下位のファイナリストが脱落してゆく。 第四十一発目の後・・・第６位 第四十二発目の後・・・第５位 第四十三発目の後・・・第４位 第四十四発目の後・・・第３位（銅メダリストの決定） 第四十五発目の後・・・第２位と第１位（銀、金メダリストの決定） 脱落したファイナリストは、抜弾し、セフティフラッグを挿入したライフルをその場に置き、射座から離れなければならない。射場役員は薬室が開けられセフティフラッグが挿入されていることを確認しなければならない。
同点の順位決定	もし脱落すべき最下位の選手が同点であった場合、同点の選手は順位決定ができるまでシュートオフを行う。 同点のシュートオフを行う場合は、射場長は同点の選手の苗字をアナウンスし、通常の手順に従い同点決定のシュートオフの号令をかける。アナウンサーは順位が決まるまではコメントをしない。
ファイナルの終了	残った２名のファイナリストが最終弾を撃ち終わった後、同点も抗議もなければ、射場長は“ＲＥＳＵＬＴＳ　ＡＲＥ　ＦＩＮＡＬ（リザルツ　アー　ファイナル）”と宣言する。 アナウンサーは即座に金、銀、銅メダリストをアナウンスする（6.17.1.13）。
姿勢の切換え	選手は、射場長が姿勢の切換えおよび試射時間の“ＳＴＡＲＴ（スタート）”の号令をかけるまで、次の姿勢への切換えに入ってはならない。１回目の違反には警告が与えられる。２回目の違反には次のシリーズの第一発目に２点の減点が科せられる。

※6.17.4　　**ファイナルー２５ｍラピッドファイアピストル男子**

※　ファイナルの様式	ラピッドファイアピストル男子のファイナルは４秒射の５発シリーズのヒットオアミススコアによる８シリーズで構成され、４シリーズ目から最下位のファイナリストの脱落が開始され、金および銀メダリストの決まる８シリーズまで続けられる。
標　的	２５ｍＥＳＴの５的グループ３つを使用しなければならない。それぞれの５的グループに２名ずつファイナリストが割り当てられる。射座は本選成績従って、左から順に割り当てられる。各標的グループには１．５０ｍ×１．５０ｍの射撃位置（射座）が設定される。各標的グループに割り当てられた２名のファイナリストは射撃位置の左右の両端で射撃姿勢をとらなければならない。そのとき

	それぞれの選手は、6.4.11.7 に示された射撃位置の左右に描かれた線に少なくとも片足が触れていなければならない。
採　点	ファイナルでの採点はヒットオアミススコアであり、各ヒットは１ヒット、各ミスは０ヒットとして数えられる。ヒットゾーンの大きさは２５ｍラピッドファイアピストル標的の９．７点の範囲となる。 ファイナルにおけるヒット数の合計により順位が決められる。同点の場合はシュートオフの成績によって順位を決定される。
出頭時刻 ３０分前と１５分前	選手は開始時刻の３０分前に用具と競技用の服装を携えて出頭しなければならない。ジュリーは選手が出頭したら可能な限り迅速に用具のチェックを完了させなければならない。選手および選手のコーチは、開始時刻の１５分前には、ファイナルを行うに十分な弾薬を含む用具を射座に持ち込むことを許可されなければならない。選手の用具には故障したピストルに換えて使用する予備銃（セフティフラッグが挿入されていなければならない）も含まれる。銃ケースや用具の収納箱はＦＯＰに置いておくことはできない。
準備時間と試射 １０分前	射場長は開始時刻の１０分前に“ＡＴＨＥＬＥＴＥＳ　ＴＯ　ＴＨＥ　ＬＩＮＥ（アスリート　トゥ　ザ　ライン)”という号令をかける。１分後、射場長は“ＰＲＥＰＡＲＡＴＩＯＮ　ＢＥＧＩＮＳ　ＮＯＷ（プレパレイション　ビギンズ　ナウ)”という号令により２分間の準備時間を開始させる。 ２分後、射場長は“ＥＮＤ　ＯＦ　ＰＲＥＰＡＲＡＴＩＯＮ（エンド　オブ　プレパレーション)”の号令をかける。 試射シリーズは４秒射５発で行われる。準備時間の後直ちに、射場長は“ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＳＩＧＨＴＩＮＧ　ＳＥＲＩＥＳ，ＬＯＡＤ（フォー　ザ　サイティング　シリーズ　ロード)”の号令をかける。この号令の３０秒後、射場長は各標的グループの左側の選手の苗字を読み上げる“(FAMILY NAME OF ATHLETE #1, FAMILY NAME OF ATHLETE #3, FAMILY NAME OF ATHLETE #5)”。選手の苗字が呼ばれた後、その選手たちはピストルに弾倉を入れ、撃つ準備をすることができる。 この選手の苗字の読み上げの１５秒後に、射場長は“ＡＴＴＥＮＴＩＯＮ（アテンション)”の号令をかけ、標的の赤ランプが点灯する。このとき選手はレディポジションをとらなければならない（8.7.2)。７秒後、緑ランプが点灯する。４秒間の射撃時間の後、赤ランプが１０～１４秒間点灯する（標的の復旧時間)。この１０～１４秒間に選手は標的モニターを見ることができる。 技術役員が標的の準備ができたことを知らせてきたら、射場長は各標的グループの右側の選手の苗字を読み上げる“(FAMILY NAME OF ATHLETE #2, FAMILY NAME OF ATHLETE #4, FAMILY NAME OF ATHLETE #6)”。選手の苗字が呼ばれた後、その選手たちはピストルに弾倉を入れ、撃つ準備をすることができる。 この選手の苗字の読み上げの１５秒後に、射場長は“ＡＴＴＥＮＴＩＯＮ（アテンション)”の号令をかけ、４秒射１シリーズが進行する。４秒間の射撃時間

	の後、赤ランプが１０～１４秒間点灯する（標的の復旧時間）。この１０～１４秒間に選手は標的モニターを見ることができる。 試射シリーズでは得点のアナウンスは行われない。全ファイナリストの試射シリーズが完了した後、選手は抜弾したピストルにセフティフラッグを挿入して台に置き、選手紹介のために観客と向かい合わせになるように振り向かなければならない。射場役員は薬室が開放され、銃身や弾倉に弾が残ってないことを確認しなければならない。
ファイナリストの紹介 ５分前	ファイナリストの銃のチェック後、アナウンサーは、6.17.1.11 に従い、選手、射場長、担当ジュリーを紹介する。
号令と射撃の詳細手順	ファイナルのそれぞれの本射シリーズは４秒射５発のシリーズで構成される。それぞれのシリーズは競技に残っている全ての選手が一人ずつ順に撃っていく。射撃は全てのシリーズにおいて左から右の順に行われる。 選手の紹介の直後、射場長は“**ＴＡＫＥ　ＹＯＵＲ　ＰＯＳＩＴＩＯＮＳ**（テイク　ユア　ポジションズ）”の号令をかける。 選手紹介から３０秒後、射場長は“**ＬＯＡＤ**（ロード）”の号令をかける。“**ＬＯＡＤ**（ロード）”の号令後、選手は１分間で２つの弾倉に装填する（8.7.6.2 はファイナルでは適用されない）。本射第１シリーズの開始前に１回だけ“**ＬＯＡＤ**（ロード）”の号令がかけられる。ファイナル全体を通じて、選手は必要に応じて弾倉に装填を行うことができる。 “**ＬＯＡＤ**（ロード）”の号令の後、選手は照準練習、腕の振り上げ、空撃ちを、同じ５的の標的グループについている選手が射撃している間を除いて、行うことができる。射撃をしている選手と同じ５的の標的グループの右射座の選手は、その間、準備のためにピストルを手に取ることはできるが、照準練習と腕の振り上げ、空撃ちはできない。左射座の選手は撃ち終わった後、右射座の選手が射撃している間は、ピストルを置いて射撃位置から下がっているかまたは動かないようにしなければならない。 “**ＬＯＡＤ**（ロード）”の号令の１分後、射場長は“**[選手１の苗字]**”と最初の選手を呼び出す。名前が呼ばれた後、その選手はピストルに弾倉を入れ、射撃の準備をする。 最初の選手の名前を呼んで１５秒後、射場長は“**ＡＴＴＥＮＴＩＯＮ**（アテンション）”の号令をかけ、赤色ランプが点灯する。最初の選手はレディーポジションを取らなければならない。７秒後に緑色ランプが点灯する。４秒射の後、１０～１４秒間（標的の復旧時間）赤色ランプが点灯する。この１０～１４秒間に、射場長はそのシリーズの得点の発表をする（例：**４ヒッツ**など）。 最初の選手の得点が発表された直後、技術役員が標的の準備ができた合図をする。射場長は“**[選手２の苗字]**”と声をかける。１５秒後、“**ＡＴＴＥＮＴＩＯＮ**（アテンション）”の号令がかけられ、そのシリーズの手順が開始される。シリーズ後、射場長が得点を発表する。

	他の選手は、競技に残った全ての選手がそのシリーズを撃ち終わるまで、順に撃ち続ける。 全ての選手が１シリーズを撃ち終わった後、１５～２０秒間の中断がある。この中断時間中に、アナウンサーは選手の最新順位、ベストスコア、敗退する選手などのコメントを行う。 第２シリーズのために、射場長は“**[選手１の苗字]**”と声をかけ、この手順を全ファイナリストが４シリーズを撃ち終えるまで続ける。
※　エリミネーション	全てのファイナリストが第４シリーズを撃ち終わった後、最下位の選手が脱落する（６位)。この後、次のようにシリーズ終了ごとに一人ずつ選手が脱落していく。 ５シリーズ後・・・５位 ６シリーズ後・・・４位 ７シリーズ後・・・３位（銅メダリストの決定） ８シリーズ後・・・２位と１位（銀および金メダリストの決定） 脱落した選手は、立ち去る前に、ピストルを抜弾（弾倉をはずし薬室を開放しセフティフラッグを挿入する）し、ベンチに置かなければならない。射場役員は薬室が開放され、弾倉がはずされ、セフティフラッグが挿入されていることを確認しなければならない。
同点の順位決定	脱落すべき最下位の選手が同点であった場合、その同点の選手は追加のタイブレイキングシリーズ（４秒射）を同点が解消されるまで行う。どのタイブレイキングシリーズも左側の選手から開始される。 タイブレイキングシリーズでは、射場長はすぐに“**[該当選手の苗字]**”の号令をかけて最初の同点の選手の名前を呼び、その後は通常の射撃手順が行われる。アナウンサーは同点が解消されるまでコメントはしない。
※　ファイナルの完了	２名の残ったファイナリストが第８シリーズを撃ち終わった後、同点や抗議がなければ、射場長は““ＲＥＳＵＬＴＳ　ＡＲＥ　ＦＩＮＡＬ（リザルツ　アーファイナル)”と宣言する。 アナウンサーは即座に金、銀、銅メダリストの発表を行う(6.17.1.13)。 ファイナリストやコーチが射撃線からピストルを動かす前に、射場役員は薬室が開放され、セフティフラッグが挿入され、弾倉がはずされ、弾倉からも抜弾されていることを確認するためにピストルをチェックしなければならない。ピストルは射撃線から去る前にケースに収納されていなければならない。
遅　発 (LATE SHOTS)	選手がレイトショットを撃ったり、時間内に全５的を撃ちきれなかった場合、オーバータイムショットまたは未発射弾１発につき１ヒットの減点がそのシリーズのスコアに科せられる。その遅発は“ＯＴ”と表示される。
ＲＥＡＤＹポジション (8.7.2、8.7.3)	ジュリーが選手の腕の振り上げが早すぎるまたは十分に腕が下がってなかったと判断した場合、選手はそのシリーズの得点から２ヒット減点されなければならない（グリーンカード)。ファイナルでは警告は与えられない。これが繰り返

	された場合、選手は失格とされなければならない(レッドカード)。レディーポジション違反の裁定を下す場合は、ペナルティや失格を科す前に、少なくとも２名の競技ジュリーが、選手の腕の振り上げが早すぎたことを示す表示（旗をあげるなど）をしなければならない。
故　障 (8.9)	試射中の故障については申告も再射もできない。本射中に故障が発生した場合、射場役員はその故障が許容できるものか許容できないものかを確かめなければならない。許容できる故障ならば、選手はそのシリーズを再射しなければならず、その再射シリーズの得点が採用される。選手は再射シリーズの準備のために１５秒与えられる。これ以外の故障に対しては再射は許されず、表示されたヒット数が加算される。 もしその故障が許容できないものであったなら、そのシリーズの得点から２ヒットの減点が科せられなければならない。

6.17.5　**ファイナルー２５ｍピストル女子**

ファイナルの様式	２５ｍピストル女子のファイナルは、セミファイナルと２つのメダルマッチの２つのステージで構成される。すべての採点はヒットオアミスによる。セミファイナルは速射５シリーズ（５発×５）により構成される。８名のファイナリスト全員がセミファイナルに参加する。メダルマッチはセミファイナルで１位と２位になった選手が金メダルと銀メダルを争い、３位と４位になった選手が銅メダルを争う。それぞれのメダルマッチはシリーズごとに高いヒット合計数を得た選手が２ポイント、同点の場合はそれぞれに１ポイントずつが与えられるポイント制で行われる。それぞれのメダルマッチで７ポイントを先取したものが勝者となる。
標　的	２５ｍＥＳＴの５的グループ２つを使用しなければならない。セミファイナルではそれぞれの５的グループに４名ずつ、各グループの１、２、４、５的、６、７、９、１０的に、ファイナリストが割り当てられる。 セミファイナル、メダルマッチにおける射座は本選成績従って、左から順に割り当てられる。
採　点	ファイナルは両ステージとも０点から始める。採点はヒットオアミススコアであり、ヒットゾーンにあたった弾、１発につき１ヒットが与えられる。ヒットゾーンの大きさは２５ｍラピッドファイアピストル標的の１０．３点の範囲となる。 セミファイナルにおけるヒット数は加算され、各選手の最終成績は５シリーズのヒット合計数により順位が決められる。同点の場合は同点の順位決定ルールが適用される。 メダルマッチにおいてはシリーズごとのポイント制となる。そのシリーズで高いヒット合計数をあげた選手が２ポイントを獲得し、同点の場合は両選手に１ポイントずつが与えられる。７ポイントを先取したものが勝者となる。両選手が同じシリーズで７ポイントを獲得し同点となった場合、同点が解消されるま

	で追加のシリーズを行う。
出頭時刻 ３０分前と１５分前	選手は開始時刻の３０分前に用具と競技用の服装を携えて出頭しなければならない。ジュリーは各選手が出頭したら可能な限り迅速に用具のチェックを完了させなければならない。選手および選手のコーチは、開始時刻の１５分前には、ファイナルを行うに十分な弾薬を含む用具を射座に持ち込むことを許可されなければならない。選手の用具には故障したピストルに換えて使用する予備銃（セフティフラッグが挿入されていなければならない）も含まれる。銃ケースや用具の収納箱はＦＯＰに置いておくことはできない。
コール 準備時間と試射 １０分前	射場長は開始時刻の１０分前に“ＡＴＨＥＬＥＴＥＳ　ＴＯ　ＴＨＥ　ＬＩＮＥ（アスリート　トゥ　ザ　ライン）”という号令をかける。１分後、射場長は“ＰＲＥＰＡＲＡＴＩＯＮ　ＢＥＧＩＮＳ　ＮＯＷ（プレパレイション　ビギンズ　ナウ）”という号令により２分間の準備時間を開始させる。 ２分後、射場長は“ＥＮＤ　ＯＦ　ＰＲＥＰＡＲＡＴＩＯＮ（エンド　オブ　プレパレーション）”の号令をかける。 試射シリーズは通常の速射５発の手順（8.7.6.4）で行われる。準備時間の後直ちに、射場長は“ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＳＩＧＨＴＩＮＧ　ＳＥＲＩＥＳ，ＬＯＡＤ（フォー　ザ　サイティング　シリーズ　ロード）”の号令をかける。この号令の後、選手は弾倉に弾を入れピストルに装着し、射撃の準備をすることができる。 “ＬＯＡＤ（ロード）”の号令の６０秒後、射場長は“ＡＴＴＥＮＴＩＯＮ（アテンション）”の号令をかけ、標的の赤ランプが点灯する。このとき選手はレディポジションをとらなければならない（8.7.2）。７秒後、シリーズ開始の合図として最初の３秒間緑ランプが点灯する。シリーズ終了後、射場長は“ＳＴＯＰ... ＵＮＬＯＡＤ（ストップ　アンロード）”の号令をかける。 試射シリーズでは得点のアナウンスは行われない。“ＳＴＯＰ... ＵＮＬＯＡＤ（ストップ　アンロード）”の号令後、ファイナリストは抜弾したピストルにセフティフラッグを挿入して台に置き、選手紹介のために観客と向かい合わせになるように振り向かなければならない。射場役員は薬室が開放され、セフティフラッグが挿入されていることを確認しなければならない。
ファイナリストの紹介 ５分前	ファイナリストの銃のチェック後、アナウンサーは、6.17.1.11 に従い、選手、射場長、担当ジュリーを紹介する。
第一競技ステージ セミファイナル	選手の紹介の直後、射場長は“ＴＡＫＥ　ＹＯＵＲ　ＰＯＳＩＴＩＯＮＳ（テイク　ユア　ポジションズ）”の号令をかける。 ３０秒後、最初の本射シリーズが開始される。射場長は”ＬＯＡＤ（ロード）”の号令をかける。選手は１分間で２つの弾倉に装填する（8.7.6.2 はファイナルでは適用されない）。 本射第１シリーズの開始前に１回だけ“ＬＯＡＤ（ロード）”の号令がかけられる。ファイナル全体を通じて、選手は必要に応じて弾倉に装填を行うことがで

	きる。 “ＬＯＡＤ（ロード)”の号令の１分後、射場長は“ＦＩＲＳＴ　ＳＥＲＩＥＳ... ＲＥＡＤＹ（ファースト　シリーズ... レディー)”と号令をかけ、選手はピストルに弾倉を入れ、射撃の準備をする。 “ＲＥＡＤＹ（レディー)”の号令の１５秒後、射場長は“ＡＴＴＥＮＴＩＯＮ（アテンション)”の号令をかけ、赤色ランプが点灯する。選手はレディーポジション(8.7.2)を取らなければならない。７秒後、シリーズ開始の合図として最初の３秒間緑ランプが点灯する。７秒後に緑色ランプが点灯する。シリーズ終了後、射場長は“ＳＴＯＰ（ストップ)”の号令をかける。 “ＳＴＯＰ（ストップ)”の号令後、アナウンサーはファイナリストの順位と成績をコメントする。 アナウンス終了３０秒後に、射場長は“ＮＥＸＴ ＳＥＲＩＥＳ... ＲＥＡＤＹ（ネクスト　シリーズ... レディー)”と号令をかける。 １５秒後、射場長は“ＡＴＴＥＮＴＩＯＮ（アテンション)”の号令をかける。 この手順をファイナリストが５シリーズを撃ち終えるまで続ける。 第５シリーズ終了後そして２位と４位に同点がなければ、射場長は“ＳＴＯＰ... ＵＮＬＯＡＤ（ストップ　アンロード)”の号令をかける。射場役員は薬室が開放され、弾倉がはずされて抜弾されており、セフティフラッグが挿入されていることを確認しなければならない。選手は射座にピストルを置いて射座から下がらなければならない。 技術役員がメダルマッチのための標的を準備するために、約２分間の休止がとられる。 この間にアナウンサーは金メダルマッチおよび銅メダルマッチに進出した４人の選手と脱落した４人の選手を紹介する。
エリミネーション	ファイナリストが第５シリーズを撃ち終わった後、４人の下位選手が脱落する５位から８位までの順位はセミファイナルのヒット数の合計によって決められる。セミファイナルで３位と４位の選手は銅メダルマッチに進出し、１位と２位の選手は金メダルマッチに進出する。
同点の順位決定	セミファイナルを終えて、４位または２位において２名以上の選手が同点（合計ヒット数）あった場合、その同点の選手は追加のタイブレイキングシリーズ（速射５発）を同点が解消されるまで行う。 タイブレイキングシリーズでは、射場長はすぐに該当選手たちの苗字を呼び、タイブレイキングシリーズを通常の手順で撃つように号令をかける。 アナウンサーは同点が解消されるまでコメントはしない。 セミファイナルにおけるその他の順位については、最終シリーズの成績からのシリーズカウントバックによって決められる。それでも同点が解消できない場合は、同点の選手の本選順位に従って最終順位が決められる。
第二競技ステージ	メダルマッチは技術役員が標的の準備が整った合図をしたときに開始される。

メダルマッチ	２名の選手は各標的グループの中央の標的（３的および８的）の射座に入る。射座の決定は本選の順位によって決まり、高順位であった選手が左の射座に入る。 メダルマッチは、射場長の“**ＭＳ［選手の苗字］ＡＮＤ　ＭＳ［選手の苗字]... ＴＡＫＥ　ＹＯＵＲ　ＰＯＳＩＴＩＯＮＳ**（ミズ［選手の苗字］アンド　ミズ［選手の苗字]... テイク　ユア　ポジションズ)”の号令で開始される。 ３０秒後、射場長は“**ＬＯＡＤ**（ロード)”の号令をかける。“**ＬＯＡＤ**（ロード)”の号令後、選手は１分間で２つの弾倉に装填する。 “**ＬＯＡＤ**（ロード)”の号令の１分後、射場長は“**ＦＩＲＳＴ　ＳＥＲＩＥＳ... ＲＥＡＤＹ**（ファースト　シリーズ... レディー)”と号令をかける。その後、選手はピストルに弾倉を入れ、射撃の準備をすることができる。 “**ＲＥＡＤＹ**（レディー)”の号令の１５秒後、射場長は“**ＡＴＴＥＮＴＩＯＮ**（アテンション)”の号令をかけ、赤色ランプが点灯する。選手はレディーポジション(8.7.2)を取らなければならない。７秒後、シリーズ開始の合図として最初の３秒間緑ランプが点灯する。７秒後に緑色ランプが点灯する。シリーズ終了後、射場長は“**ＳＴＯＰ**（ストップ)”の号令をかける。 “**ＳＴＯＰ**（ストップ)”の号令後、アナウンサーは「２対０で〇〇選手がリードしています」のような、得点のアナウンスをする。また、アナウンサーはこのメダルマッチの２名の選手の状況についてコメントすることができる。 アナウンス終了３０秒後に、射場長は“**ＮＥＸＴ　ＳＥＲＩＥＳ... ＲＥＡＤＹ**（ネクスト　シリーズ... レディー)”と号令をかける。 １５秒後、射場長は“**ＡＴＴＥＮＴＩＯＮ**（アテンション)”の号令をかける。 この手順を、どちらかの選手が７ポイント先取またはそれ以上で相手と１ポイント以上の点差ができるまで続ける。勝者が決まったら、射場長は“**ＳＴＯＰ... ＵＮＬＯＡＤ... ＲＥＳＵＬＴＳ　ＡＲＥ　ＦＩＮＡＬ**（ストップ... アンロード... リザルツ　アー　ファイナル)”の号令をかける。射場役員は薬室が開放され、弾倉がはずされて抜弾されており、セフティフラッグが挿入されていることを確認しなければならない。 アナウンサーは銅メダリストを紹介する。 選手や役員が金メダルマッチのための準備をするために、約２分間の休止がとられる。 同様の手順が金メダルマッチで繰り返される。
ファイナルの完了	射場長が“**“ＲＥＳＵＬＴＳ　ＡＲＥ　ＦＩＮＡＬ**（リザルツ　アー　ファイナル)”と、金メダルマッチで宣言した後、アナウンサーは即座に金、銀、銅メダリストの発表を行う。
ＲＥＡＤＹポジション(8.7.2)	競技ジュリーが選手の腕の振り上げが早すぎるまたは十分に腕が下がってなかったと判断した場合、選手はそのシリーズのヒット数から２ヒット減点されなければならない（グリーンカード)。ファイナルでは警告は与えられない。これ

	が繰り返された場合、選手は失格とされなければならない(レッドカード)。レディーポジション違反の裁定を下す場合は、ペナルティや失格を科す前に、少なくとも２名の競技ジュリーが、選手の腕の振り上げが早すぎたことを示す表示（旗をあげるなど）をしなければならない。
故　障 (8.9)	試射中の故障については申告も再射もできない。本射中に故障が発生した場合、射場役員はその故障が許容できるものか許容できないものかを確かめなければならない。許容できる故障ならば、選手はそのシリーズを完射しなければならない。選手はシリーズの完射の準備のために１５秒与えられる。各ファイナルステージにおいて１回のみ許容できる故障によるシリーズの完射が許される。これ以上の故障に対する完射は許されず、表示されたヒット数が加算される。

追 6.17.5-2　**ファイナルー１０ｍビームライフル**

追 6.17.5-3　**ファイナルー１０ｍビームピストル**

追 6.17.5-4　**ファイナルー２５センターファイアピストル**

6.17.6　**ファイナルにおける抗議**

・抗議は選手またはコーチの挙手によって即座に行われなければならない。

・すべての抗議はファイナル抗議ジュリーによって即断されなければならない(3.12.3.7、6.16.7 および 6.17.1.10.d)。ファイナル抗議ジュリーの裁定は最終であり、上訴はできない。

・ファイナルにおける抗議が採用されない場合、２点または２ポイントの減点が科せられる。ファイナルでは抗議料は課せられない。

6.17.7　**表彰式**

6.17.8　金、銀、銅メダリストを讃える表彰式は各ファイナル後できるだけ迅速に、3.5.8 に従って、行われることになる。表彰式の進行のＩＳＳＦ基準は、ＩＳＳＦ本部に用意されている、**ファイナル射場と表彰式の認定ガイドライン**に示されている。

6.17.9　**ファイナル世界記録**

２５ｍピストル女子とショットガン種目を除き、すべてのオリンピック種目のファイナル世界記録を設定する。

※6.18　**書類様式**

ＩＳＳＦ選手権大会を実施するにあたり必要な以下の書類の様式を次ページより掲載する。

・抗議用紙（様式Ｐ）

・上訴用紙（様式ＡＰ）

・射場事故報告書（様式ＩＲ）

・得点抗議処理書（様式ＣＮ）

・２５ｍラピッドファイアピストル男子故障採点票（様式ＲＦＰＭ）

・２５ｍスタンダードピストル男子故障採点票（様式ＳＴＤＰ）

・ドレス/広告コード違反警告書（様式ＤＣ）

6.19　索引　　注：索引は日本語において編集されている。

１０ｍエア・ピストルー紙標的	6.3.4.6
１０ｍエアライフルー紙標的	6.3.4.3
１０ｍ屋内射場	6.4.1.6
１０ｍ射場ー射座基準	6.4.10
１０ｍ射場ー照度測定	6.4.14
１０ｍ射場ー標的装置	6.4.10
１０ｍ種目ーエアライフルおよびエア・ピストル種目の特則	6.11.2
１台の標的の故障	6.10.9.2
２５ｍ／５０ｍ屋内射場	6.4.3.3
２５ｍ／５０ｍ精密ピストルー紙標的	6.3.4.5
２５ｍEST-コントロールシート	6.3.6.2
２５ｍ回転標的の基準	6.4.12
２５ｍ電子標的	6.4.13
２５ｍﾋﾟｽﾄﾙ、ｾﾝﾀｰﾌｧｲｱﾋﾟｽﾄﾙ、ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞﾋﾟｽﾄﾙー使用標的	6.3.4.4
２５ｍﾋﾟｽﾄﾙ、ｾﾝﾀｰﾌｧｲｱﾋﾟｽﾄﾙ、ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞﾋﾟｽﾄﾙー使用標的	6.3.4.5
２５ｍラピッドファイアピストルー紙標的	6.6.4.4
２５ｍラピッドファイアピストルー紙標的	6.3.4.4
２５ｍラピッドファイアピストルー射座割	6.6.6.2
２５ｍラピッドファイアピストル種目ー標的グループ	6.4.11.3
２５ｍ屋外射場ー屋外部分	6.4.3.3
２５ｍ射場ーセクション（グループ）	6.4.11.4
２５ｍ射場ー基準	6.4.11
２５ｍ射場ー射座の広さ	6.4.11.7
２５ｍ射場ー射座の用具	6.4.11.10
２５ｍ射場ー射座間のスクリーン	6.4.11.8
２５ｍ種目ースキッドショット（斜め弾痕）	6.3.5.11
２５ｍ種目ー採点手順（紙標的）	6.14.12
２５ｍ種目ー採点手順ージュリーの監督	6.9.8
２５ｍ種目ー採点手順ー示点	6.9.8
２５ｍ種目ー採点手順ー第２記点係	6.9.9
２５ｍ種目ー採点手順ー得点の提示	6.14.12.2
２５ｍ種目ー射場で公式採点される標的	6.9.10
２５ｍ種目ー得点票	6.8.15
２５ｍ種目ー標的	6.3.4.5
２５ｍ標的ー標的の文字	6.4.3.6
２５ｍ標的ー回転と時間の装置	6.4.12.2
２５ｍ標的ー回転の同時性	6.4.12.1
２５ｍ標的ー回転の方向	6.4.12.1
２５ｍ標的ー回転時間	6.4.12.3

２５ｍ標的－硬いバッキングボード 6.4.12.4
２５ｍ標的－振動 6.4.12.1
２５ｍ標的－正対時間 6.4.12.3
２５ｍ標的－正対時間 6.4.12.2
２５ｍ標的－不正確な正対時間 6.4.12.2
３００ｍライフル－紙標的 6.3.4.1
３００ｍ屋外射場－屋外部分 6.4.3.3
３００ｍ射場－射座基準 6.4.8
３００ｍ電子標的－誤射（クロスファイア） 6.11.8.9
５０ｍ／３００ｍの予選における団体得点 6.6.6.1
５０ｍライフル－紙標的 6.3.4.2
５０ｍ屋外射場－屋外部分 6.4.3.3
５０ｍ射場－射座基準 6.4.9
Ｂｉｂ番号（スタート番号） 6.7.8
ISSF 選手権大会の主催 6.1.4
ＩＳＳＦルールの適用 6.1.2
ＩＳＳＦルールの方針と目標 6.1.1
ＩＳＳＦ選手権大会の運営 6.1.4
ＩＳＳＦ本部による紙標的の認証 6.3.3
ＳＴＯＰ後の射撃の再開 6.2.3.5
X 圏－エア・ピストル：外線ゲージ 6.3.5.5
X 圏－エアーライフル：外線ゲージ 6.3.5.5
安全通則 6.2.1
アンロード/ストップの号令後の発射 6.2.3.4
イレギュラーショット（不規則弾痕）－１０ｍ、５０ｍ、３００ｍ 6.11.7
エキストラショットモニターへの表示 6.10.9.3
エキストラショットモニターへの不表示 6.10.9.3
エキストラショット最終弾の取り消し（競技弾数の超過弾） 6.10.9.3
エキストラショット照準した撃発の指示 6.10.9.3
エントリーー最終エントリー 6.6.3
オリンピック種目のファイナルにおける同点－シュートオフ 6.15.5
カウントバック－標的上の超過弾の得点の移動 6.11.7.2
紙標的-10m種目 6.3.4
紙標的上の超過弾 6.11.7.2
くじ引き-射座割 6.6.6
ゲージ－２２口径 6.3.5.3
ゲージ－２５ｍセンターファイアピストル 6.3.5.1
ゲージ－３００ｍライフル 6.3.5.2
ゲージ－４．５mm外線－１０ｍＡＰ 6.3.5.9

ゲージ－４．５mm外線－１０mＡＲ／ＲＴ 6.3.5.7
ゲージ－４．５mm内線 6.3.5.4
ゲージ－エア・ピストルＸ圏 6.3.5.6
ゲージ－エアピストルゲージによるエアライフルＸ圏の採点 6.3.5.5
ゲージ－テクニカルデレゲートによる検査 6.4.1.10
ゲージの挿入 6.14.11.5
圏線への接触 6.14.11.1
号令-ロード/スタート-アンロード/ストップ 6.2.3.1
コーチング 6.12.5
コントロールシート－２５mＥＳＴ 6.3.6.5
事実に反する情報 6.12.7
試射から本射への切り替え 6.10.4
射座－水平方向の許容差 6.4.6.2
選手の責任－用具 6.7.1
射場成績表 6.4.2
射場における他人への安全 6.2.1.4
銃ケース 6.11.10
ジュリーが射場にいること 6.8.7
ジュリーージュリーによる時間延長 6.8.13
ジュリーージュリーの任命 6.1.4.1
ジュリーによる検査－エキストラショット 6.10.9.3
ジュリーによる検査とチェック 6.7.9.1
ジュリーによる時間延長－５分間以上の中断 6.11.5.2
ジュリーによる時間延長－事故報告書への印付け 6.11.5.2
ジュリーによる時間延長－遅すぎる示点と標的交換 6.11.4
ジュリーによる時間延長－別の射座への移動 6.11.5.2
ジュリーの、ジュリーベストの着用 6.8.2
ジュリーの任務と職務 6.8
ジュリーー服装の再検査の裁定 6.7.9.3
ジュリーールールの知識と実施 6.1.2
ジュリーー過半数 6.8.7
ジュリーー監督－用具、銃器、姿勢の検査 6.8
ジュリーー競技ジュリーー通則 6.8
ジュリーー競技前の検査とチェック 6.8.3
ジュリーー裁定 6.8.8
ジュリーー選手への助言と助力 6.8.4
ジュリーー選手またはチーム役員 6.8.12
ジュリーー助言と監督 6.8
ジュリーー責任 6.8.13

準備時間中の風旗の交換 6.4.4.6
照準練習 6.11.1.1
照準練習エリア 6.2.4.1
すべてのライフル種目と１０ｍ＆５０ｍピストル種目のルール 6.11.1.1
セフティフラグ 6.2.2.2
選手、役員、観客エリア 6.4.1.5
代表者会議 6.6.4
チームリーダー 6.6.4
チームリーダーの責任 6.12.3
中断 6.11.5
テクニカルデレゲート：ゲージの検査 6.4.1.10
テクニカルデレゲート：射座割の監督 6.6.6
テクニカルデレゲート：世界記録／オリンピック記録の報告 6.14.9
テクニカルデレゲートによる電子標的の検査 6.3.2.8
テクニカルデレゲートによる紙標的の検査 6.3.3
テクニカルデレゲートによる射場の検査 6.4.1.10
テクニカルデレゲートー電子標的のチェック 6.3.2.8
手数料-抗議とアピール 6.13.3
電子標的の検査 6.3.2.8
電子標的の故障１０ｍと５０ｍ 6.10.9
特別な規格変更 6.4.1.11
時計-ファイナル射場 6.4.3.5
バッキングカードー50m／300m 6.3.6.2
バッキングターゲット（副的）－２５ｍ 6.3.6.4
バッキングターゲット（副的）－５０ｍ 6.3.6.3
バッキングターゲット、バッキングカード、コントロールシート 6.3.6.6
表彰式-選手の服装 6.7.6.2
表彰式-ジュリーの服装 6.7.6.3
標的運搬の責任 6.9.6
標的及び標的基準 6.3
標的-設置 6.4.1.1
標的線 6.4.5.4
標的の取り扱いー10m紙標的 6.11.3
標的の取り扱いー50m紙標的 6.11.4
ファイナルー10mエアライフルとエア・ピストル種目 6.17.2
ファイナルー1 発の超過発射 6.11.2.4
ファイナルー１個の標的の故障－１０ｍ／５０ｍ種目 6.17.1.8
ファイナルー１個の標的の故障－２５ｍ種目 6.10.9.2
ファイナルー２５ｍピストル女子 6.17.5

ファイナルー25mピストル女子種目 6.17.5
ファイナルー２５mピストル種目 6.17.5
ファイナルー２５mラピットファイアピストル 6.17.4
ファイナルー25mラピットファイアピストル種目 6.17.4
ファイナルー２５mラピットファイアピストル種目 6.17.4
ファイナルー50m伏射と５０mピストル種目 6.17.2
ファイナルー50mライフル 3 姿勢男子と女子の種目 6.17.3
ファイナルーＳＴＡＲＴ前またはＳＴＯＰ後の発射－１０m／５０m 6.11.1.1
ファイナルーアナウンス-10m/50m種目 6.17.2
ファイナルーアナウンス-25mピストル 6.17.5
ファイナルーアナウンス-25mラピットファイアピストル 6.17.4
ファイナルーアナウンス時間-2 点の減点 6.17.1.3
ファイナルーエアガンにおけるガスの放出：２点の減点 6.11.2.1
ファイナルー試射の号令 10m/50m伏射と 50mピストル 6.17.2
ファイナルー試射の号令 25mピストル女子 6.17.5
ファイナルー試射の号令 25mラピットファイアピストル 6.17.4
ファイナルー試射の号令 50 ライフル３姿勢 6.17.3
ファイナルー銃器の故障 10mと 50m 6.17.1.6
ファイナルーすべてのファイナル標的の故障 6.10.9.1
ファイナルーすべてのファイナル標的の故障－１０m／５０m種目 6.10.9
ファイナルーすべてのファイナル標的の故障－２５m種目 6.10.9
ファイナルー電子標的の不満 6.17.1.8
ファイナルーファイナリストの紹介 6.1.1.11
ファイナルーファイナリストの人数－１０m／５０m種目 6.17.1.1
ファイナルーファイナリストの人数－２５m種目 6.17.1.1
ファイナルーファイナルにおける抗議-得点抗議 6.17.1.7
ファイナルーファイナルにおける抗議－裁定 6.17.6
ファイナルーファイナルの遅れ 6.11.6.4
ファイナルーファイナル前の引金検査 6.17.1.3
ファイナルーファイナル前の選手と用具の検チェック 6.17.1.3
ファイナルー開始時刻 6.17.1.3
ファイナルー競技の号令－１０m／５０m種目 6.17.2
ファイナルー競技の号令－５０m３姿勢 6.17.3
ファイナルー競技手順 6.17.1.12
ファイナルー空撃ちの禁止 6.11.2.2
ファイナルー公式プログラムに印刷された出頭時刻 6.6.1.5
ファイナルー公式結果の発表 6.17.1.13
ファイナルー最終公式結果 6.17.1.13
ファイナルー紙標的－１０m／５０m 6.14.10

ファイナルー射座割－１０ｍ／５０ｍ 6.17.1.2
ファイナルー射座割－２５ｍピストル 6.17.1.2
ファイナルー射座割－２５ｍラピッドファイアピストル 6.17.1.2
ファイナルー射場への出頭 6.17.1.3
ファイナルー銃器の故障 25mファイナル(ルール 8.9 と 8.9.2) 6.17.1.6
ファイナルー準備時間－１０ｍ／５０ｍ 6.17.2
ファイナルー準備時間－１０ｍ／５０ｍ 6.17.3
ファイナルー準備時間－25m 6.17.4
ファイナルー準備時間－25m 6.17.5
ファイナルー同点－１０ｍ／５０ｍ伏射、ピストル種目 6.17.2
ファイナルー同点－3 姿勢 6.17.3
ファイナルー得点 6.17.1.5
ファイナルー標的－１０ｍ／５０ｍ 6.17.2
ファイナルー標的の観客への表示－ＥＳＴ１０ｍ／５０ｍ 6.17.2
ファイナルー本選－フルコース 6.17.1.1
フラッシュ撮影－禁止の掲示 6.10.10
プリンター用紙にサインしなかった場合－電子標的 6.10.4
ペナルティカード 6.12.6.1
本射開始後のガスの放出 6.11.2.2
メインスコアボード 6.4.2
モニターー視界 6.10.9.3
ルールの理解 6.1.2
ルール違反と罰則規定 6.12.7
ルール違反と罰則規定－ジュリーの行動／検査 6.12.7
ルール違反の罰則 6.12.6
ルール違反－ペナルティ 6.12.6
ロード/スタートの号令前の発射 6.2.3.4
ロール紙やゴムバンドの異状 6.10.6
安全 6.2
安全－選手、役員、観客 6.2.1.3
安全－射場 6.2.1.2
右利き 6.1.2
雨、日光、風の防御 6.4.1.5
屋内射場の照度測定 6.4.14
屋内射場の要求照度 6.4.14
屋内射場の要求照度 6.4.14
監的役員－紙標的 6.9.7
機能確認射場 6.4.11.11
記点係の装備 6.9.4

記点係－紙標的 6.9.4
技術役員－電子標的 6.10.1
疑問の残る弾痕－コンピュータに記録の残ってない弾痕 6.10.9.3
疑問の残る弾痕－採点 6.10.9.3
許容できない故障 6.13.2
競技エリア 6.11.10
競技ルール 6.11.1
競技会スケジュールージュリーによるチェック 6.8
競技前練習（前日練習） 6.6.2.2
競技中の用具、銃器、姿勢の検査 6.8.5
競技役員 6.9
空気／CO_2シリンダーー交換と再充填 6.11.2.3
空気／CO_2シリンダーー選手の責任 6.7.7.1
空気銃弾－１発のみ装填 6.11.2.4
空撃ち 6.2.4.1
空撃ち－定義 6.2.4.1
携帯電話 6.11.10
携帯電話－禁止の表示 6.11.10
撃ちきれなかった弾 6.11.1.2
結果の独自確認 6.14.10.4
圏線への接触 6.14.11.1
減点 6.12.6.1
減点－ＳＴＡＲＴの号令前の発射 6.11.1.1
減点－得点 6.14.7
減点－虚偽の申告 6.12.7
減点－準備時間での圧縮気体の放出 6.11.2.1
減点－標的上の超過弾 6.11.7.2
減点－用具検査未承認の銃器や用具 6.11.6.1
減点－用具検査用紙（コントロールカード）の不提示 6.11.6.5
故障－許容できる故障、許容できない故障 6.13.2
故障 6.13
故障－選手に落ち度のない場合－時間延長 6.13.4
誤射（クロスファイア） 6.11.8
誤射－３００ｍ電子標的 6.11.8.9
誤射－誤射を受けたことが確認できたときの処置 6.11.8.4
誤射－誤射を受けたことが確認できなかったときの処置 6.11.8.4
誤射－採点 6.11.8.1
誤射－試射を他の選手の試射的に撃った場合 6.11.8.2
誤射－試射を他の選手の本射的に撃った場合 6.11.8.3

誤射－選手が撃ってないことを射場役員が確認できた場合 6.11.8.7
誤射－射場役員が確認できなかった場合 6.11.8.8
誤射－弾痕の取り消し 6.11.8.7
誤射－弾痕の否認 6.11.8.6
交換と充填－ガスおよびエアシリンダー 6.11.2.3
公式行事への適切な服装－服装規定 6.17.1.3
公式練習 6.6.2.1
抗議－ジュリーによる取り扱い 6.8.10
抗議と上訴 6.16
抗議－口頭 6.16.4
抗議時間 6.16.6.1
抗議－書面抗議 6.16.5
抗議－得点の抗議－審査ジュリー 6.16.6
左利き 6.1.2
最終成績 6.14.3
裁定－ジュリー 6.8.8
裁定－ジュリー－ＩＳＳＦルールでカバーできない事項 6.8.11
残り時間 6.11.1.2
紙標的 6.3.4
紙標的－１０m種目：１０発シリーズごとに後方に渡す 6.11.3
紙標的－１０m種目：標的交換 6.11.3
紙標的－５０mライフル／ピストル 6.11.4
紙標的－５０mライフル／ピストル：遅すぎる示点と標的交換 6.11.4
紙標的－５０mライフル／ピストル：標的交換 6.11.4
紙標的－標的操作 10mエアライフルとエア・ピストル 6.11.3
紙標的－標的操作５０mライフル／ピストル 6.11.4
紙標的用ゲージ 6.3.5.4
試射中の不満 6.17.1.8
時計－射場内 6.4.3.5
耳の保護 6.2.5
式典－選手の出席 6.17.1.3
失格 6.12.6.1
失格－ファイナル 6.12.6.1
失格－安全規則違反 6.12.7
射撃の準備－選手 6.12.4
射撃線 6.4.3.2
射撃線－表示と計測 6.4.5.4
射座－一般基準－３００m、５０m、１０m 6.4.7
射座割－１０m種目 6.6.6

射座割－２５ｍラピッドファイアピストル 6.6.6.2
射座割－TD による監督 6.6.6
射座割－屋外射場の予選種目 6.6.6.1
射座割－原則 6.6.6
射座割－射場の制限事項 6.6.6
射座割－団体種目－２射群以上 6.6.6
射座割－同条件 6.6.6
射座－備品 6.4.11.10
射座－物質 6.11.10
選手およびチーム役員の行動ルール 6.12
選手の資格 6.7.8.3
選手の責任－用具 6.11.6.5
選手－射撃準備 6.10.4
射場および標的基準 6.4
射場の通信設備 6.4.2
射場基準 6.4.1
射場共通基準 6.4.3
射場長－義務と役割 6.9.1
射場内全部の標的の故障 6.10.9.2
射場内全部の標的の故障-競技手順 6.10.9.1
射場役員－ＩＳＳＦルールの知識と効力 6.9.2
射場役員の責任－ＬＯＡＤ／ＳＴＡＲＴ-ＵＮＬＯＡＤ／ＳＴＯＰ 6.2.3.1
射場役員－義務と役割 6.9.2
射場役員－責任 9.6.2
種目や姿勢における超過弾 6.11.7.1
銃器／弾薬の故障 6.13
銃器ケース 6.2.2.8
銃器のテスト（機能テスト） 6.4.11.11
銃器の取り扱い－ＳＴＯＰ後 6.2.3.5
銃器の取り扱い－競技中の銃器の移動 6.2.2.1
銃器の取り扱い－自己規律 6.2.2
銃器の修理と交換 6.13.3
銃器の修理と交換－延長時間無、追加試射 6.13.4
銃器や用具の改変 6.11.6.2
銃器や用具の再検査 6.7.9.2
銃器を置く（手から離す） 6.2.2.4
準備時間２５ｍ種目－シュートオフ 6.15.6.1
準備時間－試射的、競技前チェック 6.11.1.2
準備時間－銃器の取り扱い、空撃ち、照準練習 6.11.2.1

照度測定－１０ｍ屋内射場 6.4.14
上訴 6.7.9.3
審査ジュリーによる裁定 6.14.5
審査ジュリーによる裁定 6.10.3.1
審査ジュリーの裁定 6.14.5
審査ジュリー－採点の監督 6.8
審査ジュリー－電子標的 6.10.3
審査室－義務と手順 6.14.5
成績表 6.14.3
成績表－記載事項 6.14.3.1
成績表－略号 6.14.3.2
宣伝 6.12.1
組織委員会 6.1.4.2
装填－２発以上の装填 6.11.2.4
速報（成績の中間発表） 6.14.1
他の選手に対する不当な有利 6.7.2
団体種目における選手の交代 6.6.5
団体種目の同点 6.15.7
弾痕の位置表示や得点記録に対する不満（ＥＳＴ） 6.10.8
弾痕の取り消し 6.11.8.9
弾痕の取り消し－選手は撃っていないことの確認 6.11.8.9
弾痕の取り消し－他の選手からの申告 6.11.8.9
弾痕の表示や記録の故障の記載（ＥＳＴ） 6.10.9.3
弾薬の装填 6.2.3.2
弾薬の装填－弾倉の使用 6.2.3.3
男子種目 6.1.2
遅刻 6.11.6.4
超過弾の得点の移動－カウントバック 6.11.7.1
超過弾の得点の移動－複数弾痕 6.11.7.2
超過弾の得点の移動－標的上の超過弾 6.11.7.2
追加の試射－故障 6.13.4
通則－ＴＲ 6.1
電子標的 6.3.2.1
電子標的（ＥＳＴ） 6.3.2
電子標的－射場役員による本射切り換え 6.10.4
電子標的-選手の責務 6.10.4
電子標的における得点に関する抗議 6.10.7
電子標的の検査手順 6.3.2.8
透明ゲージの使用 6.14.11.3

同点の順位決定－カウントバックルール 6.15.1
同点の順位決定－ファイナルのない２５ｍ種目 6.15.2
同点の順位決定－個人 6.15.1
同点の順位決定－通則 6.15
同点－個人 6.15.1
同点－個人－満射 6.15.1
得点の決定 6.14.10.3
得点圏の寸法（外側の直径） 6.3.3.5
非公式練習 6.6.2.3
標的のナンバリング 6.4.3.6
標的の一般規格 6.3.1
標的の運搬 6.14.10.1
標的の高さ 6.4.6.1
標的紙 6.3.3
標的紙 6.3.3.4
標的治痕係－紙標的－２５ｍ 6.14.12.2
標的上の超過弾－２回 6.11.7.2
標的上の超過弾－３回以上 6.11.7.2
標的上の超過弾－３姿勢－１種目 6.11.7.2
標的－振動しない 6.4.12.1
標的－水平方向の許容差 6.4.6.2
標的線 6.4.3.2
標的線ジュリー－２５ｍ 6.8.15
標的役員－紙標的 6.9.4
標的役員－紙標的－２５ｍ 6.9.9
標的役員－電子標的 6.10.2
標的枠と射座の番号 6.4.3.6
服装規定－適切な服装 6.7.6
別の射座への移動 6.10.9.3
報道との関係 6.4.2
報道との関係：設備－補助－協力 6.4.2
妨害 6.11.9
未承認の銃器や用具 6.11.6.1
迷彩生地 6.7.6
目の保護 6.2.6
目隠し板（ブラインダー） 6.7.8.4
予選の公式 6.6.6.1
予備射座への移動 6.10.9.3
様式 6.18

用具、銃器、姿勢の検査 6.8
用具と弾薬 6.7
用具検査－安全に関する 6.2.1
用具検査－記録 6.7.7.1
用具検査－ジュリーの監督 6.7.7.1
用具検査－用具と銃への認可済み印 6.7.7.1
用具検査－器具、ゲージ 6.5
用具検査－器具-厚さ 6.5.1
用具検査－器具-固さ 6.5.2
用具検査－器具-靴底柔軟性 6.5.3
用具検査後の改変 6.7.7.1
用具検査－再検査 6.7.9.2
用具検査－選手およびチーム役員への通知 6.7.7.1
用具検査－選手の義務 6.7.7.1
用具検査－不当な有利 6.7.1
用具検査－不当な有利 6.7.2
用具検査－有効期間 6.7.7.1
用具検査－用具の使用前の検査 6.7.7
用具検査用紙（コントロールカード）－用具検査用紙の不提示 6.11.6.5
練習－通則 6.6.2

ゼネラル　テクニカル　ルール
（ＧＴＲ）
国内適用規定

注：当規定の条項番号は競技ルール（ＴＲ）の条項番号に対応している。従って当規定の適用に関しては規則の目的を十分把握の上実行されたい。

6.1.付１　障害者の競技参加

障害者が競技会に参加する場合、日本障害者射撃競技規則 2001 年に基づき SH1A クラスの障害者が参加することができる。

6.1.1　競技規則並びに国内適用規定は理事会により改廃される。ＩＳＳＦによる競技規則の変更は即時に自動的に採用される。

6.1.4　競技会運営のガイドラインとする。

6.1.4.1　記録公認規程並びに公認競技会の格付規程にもとづき、ジュリーは選任される。

6.2.1.1　安全に関してはスポーツ射撃の精神の高揚の原点としてとらえる。銃器に対する我が国の環境条件に合致した各種の安全規定には選手のみならず、役員、観客に対してもその目的達成のための努力の継続を要請する。当規定は競技規則の一部として『付則１（社）日本ライフル射撃協会危害予防規則』を定める。

6.2.1.3　安全確保のためには、誰でも射撃を中止させる権利を当規定は保証する。また、その権利を行使した者に対して、いかなる中傷も当規定は認めない。

6.2.1.6　我が国には独自の銃砲刀剣類所持等取締法があり、ゆえに他人の銃器に対する不用意な扱いは厳にこれを慎まなければならない。用具検査、安全に関する限り、規則を尊重する。

6.2.2.2　国内競技会において、ライフルやピストルのセフティフラッグとして ISSF セフティフラッグの他、AHG 社セフティコード、GEHMANN 社セフティフラッグ、CENTRA 社セフティルックまたは同等のものを使用することを認める。

エアライフルやエアピストルのセフティフラッグとして ISSF セフティフラッグ、AHG 社セフティコードまたは同形状のものを使用することを認める。また、薬室に装填する形状のものとして、当面の間 GEHMANN 社セフティフラッグ、CENTRA 社セフティルックまたは同等のものを使用することを認める。

銃口カバーは、安全状態の顕示用具とは認められない。

6.3.2.1　国内競技会においては、当協会が公認したものが使用できる。

6.3.3.1　当協会の公認標的を使用する限り、当手続きを省略して良い。

6.3.3.6　規則で定める標的の使用が運営上不可能な射場では規定に定める方法により１文的を複数同時に使用して良い。

6.3.3.6.1　第 2 シリーズ以降、シリーズの本射に入る前、2 発以内の試射が許されるが、試射的に対してのみ試射を撃てるものとする。また、この場合選手はその意思を射場役員に伝えなければならない。試射弾の超過は 1 発につき 2 点のペナルティが課せられる。

6.3.3.6.2　第 1 シリーズの前の試射の第 1 弾を本射的に撃ち込んだ場合、その弾痕を試射のものとし、ペナルティ 2 点を減点されて試射を継続することができる。当弾痕を本射弾として本射を継続する場合、ペナルティは課さない。

6.3.3.6.3　圏的間誤射で、シリーズにわたるものも、規則を適用する。

6.3.3.6.4　１文的の複数同時使用の試射的の範囲は、当該標的の範囲内に限るものとする。

6.3.3.6.5　本射開始後試射的に誤射をした場合、その発射は有効とされ 0 点が記録される。

6.3.4　国内競技会においては、予選ラウンドおよび本選ラウンドでは、次の種目において小数値

で採点する場合を除き、整数値で採点される。

種目	備考
１０ｍエアライフル伏射	
ビームライフル肘射 〃　自由姿勢	
ビームピストル自由姿勢	デジタル式・ビーム式

6.3.4.1　**３００ｍライフル標的**

寸法規格に合致した５点圏以上が完全に識別できるセンターペーパーを使用しても良いが、センターペーパーを治痕して使用してはならない。当項が指すセンターペーパーとは、当協会が公認した３００ｍセンターペーパーに公認シールを貼付したものである。

6.3.4.2　**５０ｍライフル標的として次を制定する。**

ＳＢ３号標的　：規則に合致した標的

ＳＢ３号Ｇ標的：３号標的を連続して標的交換機で使用できるものを指す。

５０ｍＥＳＴ：電子標的で（社）日本ライフル射撃協会検定済みのもの。

ＳＢファイナル標的：１点圏まで印刷されたセンターペーパーで（社）日本ライフル射撃協会検定済みのもの。

6.3.4.3　**１０ｍエアライフル標的として次を制定する。**

ＡＲ９号Ｇ標的：規則に合致した標的

１０ｍＥＳＴ：電子標的で（社）日本ライフル射撃協会検定済みのもの。

6.3.4.4　**２５ｍラピッドファイアピストル標的として次を制定する。**

ＣＰ２５ｍ３号標的：規則に合致した標的

ＣＰ２５ｍ３号標的に、ファイナルに使用するために次の圏を印刷した標的。

10.3 点圏	34.16mm	（±0.4mm）
9.7 点圏	62.00mm	（±0.6mm）

２５ｍＥＳＴ：電子標的で（社）日本ライフル射撃協会検定済みのもの。

6.3.4.5　**２５／５０ｍ精密ピストル標的として次を制定する。**

ＣＰ２５ｍ１号標的：規則に合致した標的

５０ｍＥＳＴ：電子標的で（社）日本ライフル射撃協会検定済みのもの。

6.3.4.6　**１０ｍエアピストル標的として次を制定する。**

ＡＰ４号標的：規則に合致した標的

１０ｍＥＳＴ：電子標的で（社）日本ライフル射撃協会検定済みのもの。

6.3.4.7　**１５０mライフル標的として次を制定する。**

１５０ｍ１号標的：

１０点圏	４６．０mm	５点圏	２９６．０mm
９点圏	９６．０mm	４点圏	３４６．０mm
８点圏	１４６．０mm	３点圏	３９６．０mm
７点圏	１９６．０mm	２点圏	４４６．０mm
６点圏	２４６．０mm	１点圏	４９６．０mm

黒点圏（５～１０点圏）＝２９６．０mm

Ｘ圏　直径２１．０mm

圏線幅　０．５mm～１mm

８～１０点圏の許容寸法は０．５mm以下

１～７点圏の許容寸法は１．５mm以下

標的の大きさは、概ね縦８０ｃｍ、横６５ｃｍとする。

6.3.4.8　**１００mライフル標的として次を制定する。**

１００ｍ１号標的：

１０点圏	２８．０mm	５点圏	１９４．７mm
９点圏	６１．３mm	４点圏	２２８．０mm
８点圏	９４．７mm	３点圏	２６１．３mm
７点圏	１２８．０mm	２点圏	２９４．７mm
６点圏	１６１．３mm	１点圏	３２８．０mm

黒点圏（５～１０点圏）＝１９４．７mm

Ｘ圏　直径１１．３mm

圏線幅　０．５mm～０．６mm

６～１０点圏の許容寸法は０．２mm以下

１～５点圏の許容寸法は０．３mm以下

標的の大きさは、概ね縦５５ｃｍ、横５５ｃｍとする。

6.3.4.9　**その他ビッグボアライフル競技用標的**

２００m、５０mのビッグボアライフル競技には、それぞれ３００m用標的、５０m用標的を使用する。

6.3.4.10　**ビームライフル標的**

１０点圏	１．０mm	（±０．１mm）	５点圏	２６．０mm	（±０．１mm）
９点圏	６．０mm	（±０．１mm）	４点圏	３１．０mm	（±０．１mm）

８点圏	１１．０mm	（±０．１mm）	３点圏	３６．０mm	（±０．１mm）
７点圏	１６．０mm	（±０．１mm）	２点圏	４１．０mm	（±０．１mm）
６点圏	２１．０mm	（±０．１mm）	１点圏	４６．０mm	（±０．１mm）

黒点圏（４～９点圏）：３１．０mm（±０．１mm）

白点で表示される１０点圏：１．０mm（±０．１mm）

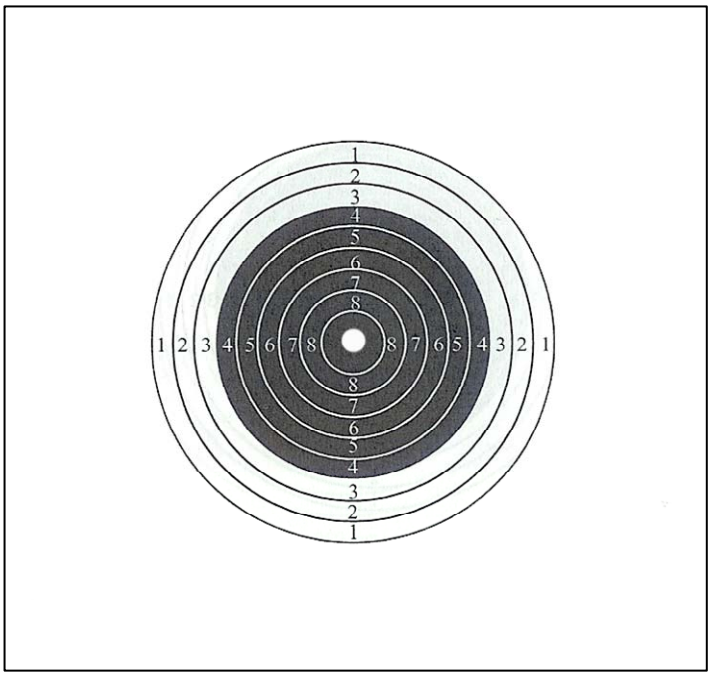

ビームライフル標的

6.3.4.10.1　ビームライフル種目においては、標的装置に表示される数値を得点とし、表示された数値を保存するために印字式または電子式の点数記録装置の配備、あるいは記点係の配置をおこなうものとする。

6.3.4.10.2　点数記録装置の記録と記点係の記録に相違が生じた場合は、点数記録装置の記録を優先するものとする。

6.3.4.11　**ビームピストル（デジタル）標的**

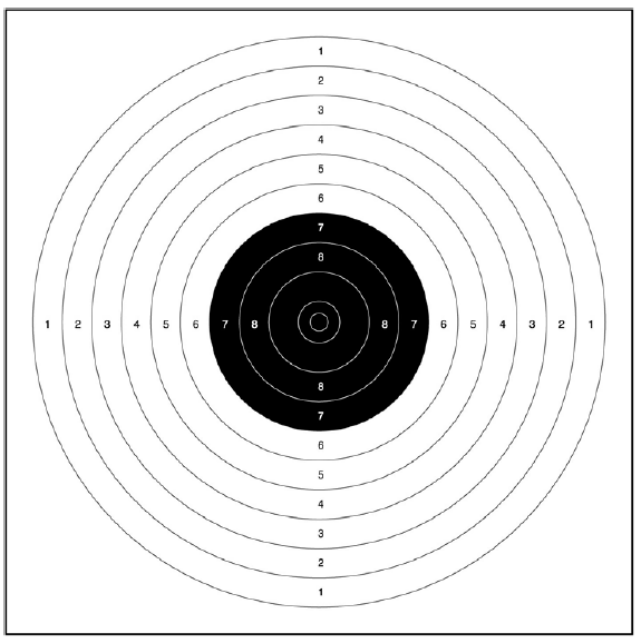

ビームピストル（デジタル）標的

１０点圏	１１．５mm	（±０．１mm）	５点圏	９１．５mm	（±０．５mm）
９点圏	２７．５mm	（±０．２mm）	４点圏	１０７．５mm	（±０．５mm）
８点圏	４３．５mm	（±０．２mm）	３点圏	１２３．５mm	（±０．５mm）
７点圏	５９．５mm	（±０．５mm）	２点圏	１３９．５mm	（±０．５mm）
６点圏	７５．５mm	（±０．５mm）	１点圏	１５５．５mm	（±０．５mm）

黒点圏（７～１０点圏）：５９．５mm（±０．５mm）

Ｘ圏　直径５．００mm（±０．１mm）

圏線の幅：０．１mm ～ ０．２mm

圏線並びに得点は印刷しなくても良い。

6.3.4.11.1　ビームピストル種目においては、標的装置に表示される数値を得点とし、表示された数値を保存するために印字式または電子式の点数記録装置の配備、あるいは記点係の配置をおこなうものとする。

6.3.4.11.2　点数記録装置の記録と記点係の記録に相違が生じた場合は、点数記録装置の記録を優先するものとする。

6.3.4.11-2　**ビームピストル（ビーム）標的**

１０点圏	１１．５mm	（±０．１mm）	７点圏	５９．５mm	（±０．５mm）
９点圏	２７．５mm	（±０．２mm）	６点圏	７５．５mm	（±０．５mm）
８点圏	４３．５mm	（±０．２mm）	５点圏	９１．５mm	（±０．５mm）

黒点圏（７～１０点圏）：５９．５mm（±０．５mm）

圏線の幅：０．１mm ～ ０．２mm

ビームピストル（ビーム）標的

6.3.4.11-2.1　ビームピストル種目においては、標的装置に表示される数値を得点とし、表示された数値を保存するために印字式または電子式の点数記録装置の配備、あるいは記点係の配置をおこなうものとする。

6.3.4.11-2.2　点数記録装置の記録と記点係の記録に相違が生じた場合は、点数記録装置の記録を優先するものとする。

6.3.5.2　大口径ライフルを使用する競技においては、３００ｍライフル用の紙標的用ゲージを使用するものとする。

6.3.6.2　射場規格のガイドラインとするが、設置が望ましい。特に新設射場については設置すべきである。

6.4　射場の設置基準はＩＳＳＦ規則を遵守するが、我が国における詳細は射場公認規定を参照の事。

6.4.1.10　テクニカルデレゲートが派遣されない場合は、記録公認規程に基づき有資格者がその任にあたるものとする。

6.4.3.5　ライフルとピストルのファイナル射場またはファイナル射場として区分された場所には時計並びに残り時間を示すカウントダウン時計を設置することが推奨される。

6.4.4.3　施設の保全等特別の理由がある場合、風旗を２射座間隔で設置しても良い。

6.4.4.4　１０ｍ競技を屋外射場で実施する場合は射撃線より７ｍ、１４ｍの位置に風旗を設置しなければならない。この場合の風旗の材質は規則で定められたもののおおむね１/２の質量のものとする。

6.4.5.2　射距離の許容差

２００ｍ射場	±０．７０ｍ
１５０ｍ射場	±０．５０ｍ
１００ｍ射場	±０．３５ｍ

6.4.5.4　射座の左右の区画線は便宜上のものである。選手は体の大部分を自分の割当て射座の区画内に位置させなければならない。しかしながら隣接の選手の妨害になったり、保安上の問題が生じたりすることがない限り、射座の区画線より体の一部分がはみ出したとしても規則違反ではない。射線の選手側の縁をもって射撃線とする。従って射撃線を踏んで競技を行ってはならない。旧来の施設で射線の選手側の縁をもって射撃線とした場合に射距離が規則の許容範囲を超える場合には、当該射場の特則として射線の標的側の縁をもって射撃線としても良い。このような射場に対しては射線の引き直しを要望する。

6.4.6.1

	基準の高さ	許容差
２００m射場	３．００m	±４．００m
１５０m射場	１．５０m	±２．００m
１００m射場	１．００m	±１．００m
１０m射場　伏射用標的	０．３５m	±０．０５m
１０m射場　膝射用標的	０．６５m	±０．０５m

6.4.6.2

中心から両方向への最大の許容差	
２００mライフル	４．００m
１５０mライフル	２．００m
１００mライフル	１．００m

6.4.7　　２００m、１５０m、１００m射場についても準用する。

6.4.7.2　　２種類のマットが用意されている場合、どちらを上にしても良い。備え付けのマットが不揃いであるような場合、ジュリーは私物のマットが規則に合致している場合に限り、その使用を許可することができる。いずれの場合もマットを折り曲げて使用してはならない。

6.4.8　　５０mの大口径射場の射座については、GTR6.4.8 を準用する。

6.4.10　　３姿勢競技、伏射競技を実施する場合、GTR6.4.8 に合致していなければならない。立射競技の場合、規格通りで良い。

ビームライフル射場の射座は、幅１．００m以上、長さ２．５m以上とする。また、射台後方に２名分の記点係席を設ける場合は、長さ４．０m以上が望ましい。

・公認競技会の格付規程によるグレード１、グレード２、グレード３プラスの競技会において適応する。

・ビームライフル射場では、射台、椅子、表示台を用意しなければならない。

・肘射種目においては、肘射用の射台、肘射用の椅子を用意しなければならない。

ガイドライン参照のこと。

6.4.12.1　　射場規格のガイドラインとする。機械装置の性能の差により、０．３秒以内を設定・維持できない場合、標的の回転速度は、最大限０．８秒以内とする。

6.4.14　　射場規格のガイドラインとするが標的面の最低照度は１０００ルクスとする。

ビームライフル射場の場合は、標的面の照度を４００から１０００ルクスとする。

6.4.14.1　　１０m屋外射場の場合は、可能な限り、屋内射場の条件に近づけること。標的面照度に関しては射場規格のガイドラインとするが、最低照度は１０００ルクスとする。

6.5　　国内において用具検査を実施する上で必要な用具検査器具のリスト参照のこと。

6.6　　競技会運営のガイドラインとする。

6.6.2　　競技会運営のガイドラインとする。

6.6.6.1　運営上やむを得ない場合、次の種目に限り、予選を短縮プログラムで実施できる。

種目	予選短縮プログラム
ライフル３姿勢１２０発	３姿勢６０発
ライフル伏射６０発	伏射４０発
ライフル立射６０発	立射４０発
ピストル６０発	４０発

6.7.4　国内競技会においては、one time only 検査を実施しない。

6.7.6　国内競技会においては、ISSF ドレスコード　国内規定（ガイドライン）を用いる。

6.7.7　競技会に参加する選手は、用具検査において、会員証、銃砲所持許可証、火薬類譲受許可証、選手手帳を持参しなければならない。使用する銃器、弾薬は日ラ検定済みのものとする。用具検査は、コート、パンツほかに関しては選手の体型の変化に関わる要素について行い、材質や形態が可変しないものについては行わない。銃器に関しては、バットプレートの位置、引き金の重さほかの可変部分について行う。

6.7.7.1　・選手は用具検査を受験するに際して、あらかじめ選手の名前、銃のメーカー、銃番号ほかを用具検査票（コントロールカード）に記載しなければならない。
・用具検査票の再発行についての費用は徴収しない。
・ライフル用の服装についての２度目もしくは再検査のための費用については徴収しない。

6.7.8　ガイドラインとする。

6.7.9.1　１０m、５０mのライフルおよびピストル種目でのフォローアップ検査は、各射群ごとに上位得点の８名が含まれるように選手を指名選出し、実施しなければならない。ランダムによる選出は行わない。２５mラピッドファイアピストルの弾速と弾頭重量の検査については実施しない。

6.8　ガイドラインとする。

6.8.12　公認競技会の格付規程に基づき、選手およびチーム役員は、自身が出場しない種目についてジュリーになることが許される。

6.9　競技会運営のガイドラインとする。

6.11.1.2　・準備および試射時間の終了時刻には、射場長の“ＥＮＤ　ＯＦ　ＰＲＥＰＡＲＡＴＩＯＮ　ＡＮＤ　ＳＩＧＨＴＩＮＧ...　ＳＴＯＰ（エンド　オブ　プレパレーション　アンド　サイティング　タイム...　ストップ）“の号令が発せられる。その後、標的役員が本射への切換えをできるように、約３０秒間の休止をとらなければならない。紙標的を使用する競技会においては、この間に試射的を記点係が受け取りやすい場所に置かなければならない。記点係はその試射的を回収しなければならない。

6.11.2-2　**ビームライフル、ビームピストル種目の特別ルール**

6.11.2-2.1　選手が準備時間中に記録装置に反応する不注意発射を行った場合、１回目には警告が発せられなければならない。それ以降の違反については、１回につき２点のペナルティを本射第１シリーズに課せられる。

6.11.2-2.2　危険行為とみなされる号令前発射については、ジュリーの判断において失格になる場合がある。

6.11.2-2.3　選手がファイナル準備時間中に記録装置に反応する不注意発射を行った場合、警告が発せられなければならない。ただし度重なる故意発射には 6.11.2-2.2 が適用される。

6.11.2-2.4　表示・記録装置に表示・記録されない発射については、発射そのものが存在しないものとして処理される。ただし度重なる故意発射には 6.11.2-2.2 が適用される。

6.11.5　中断が繰り返された場合、ジュリーは複数の中断時間を合計して時間延長を許可することができる。

6.11.8　**誤射におけるペナルティー覧**

誤射の種類	減点
試射を他人の本射的に撃ち込んだ場合	申告した場合　２点 無申告　４点
試射を他人の試射的に撃ち込んだ場合	申告した場合　なし 無申告　２点
試射がいずれの標的にも当たらなかった場合	申告した場合　なし 無申告　警告
本射弾が自分の標的に当たらなかった場合、多数圏的使用時の本射中に本射弾を試射的に撃ち込んだ場合（いずれも０点となる）	申告した場合　なし 無申告　２点

6.11.10.1　**ビームライフル、ビームピストル競技会の報道の特則**

ビームライフル、ビームピストル種目においては、競技中、定められた手続きによる許可を得た報道員は、射撃線の標的側にある、定められた地域においてフラッシュを使用しない撮影、照明動画撮影を含む撮影行為を実施できるものとする。但し競技進行中は、射線前方にカメラを置いてもよいが、カメラマンが入ることは禁止する。

6.13.5-2　**ビームライフル、ビームピストル種目における故障に関する特則**

6.13.5-2.1　銃器または標的装置等に故障が生じた場合は、選手は直ちに射場長にその旨を申し出て指示を受けなければならない。射場長は申し出があった場合、直ちに射場ジュリーに報告し、備え付けの銃をテスト用として使用し、当該標的に対し試射を行い、標的装置の故障か、銃の故障かの判別を行う。

6.13.5-2.2　標的装置の故障と判定されたとき、選手は、予備的を使用して競技を続ける。
その場合、申告直前に発射した弾の得点は無効とする。

6.13.5-2.3　予備的は射場長によって指定されたものを使用する。

6.13.5-2.4　申告から予備的による射撃開始までに要した時間を延長することができる。

6.13.5-2.5　射場長は、これらの経緯を射撃終了後、競技会場内に周知しなければならない。

6.13.5-2.6　故障かどうかはっきりしない場合は、ジュリーの裁定により当該発射弾の再射を行うことができる。

6.13.5-2.7　ジュリーの指示によるエキストラショットが正常だった場合、エキストラショットが記録され、直前の発射弾は無効となる。

6.13.5-2.8　パーソナルコンピュータ、標的の電源等の故障等に起因する故障の場合、ジュリーの裁定の下、ログ、点数記録装置により得点が再取得できる場合はその得点を採用の上、残りの射撃を続行する。

6.13.5-2.9　ログ、点数記録装置で得点の再取得が不可能な場合すべての撃発を取り消し再射撃するものとする。

6.13.5-2.10　点数記録装置の故障等の場合は、標的装置に表示された点数を記点係が記録して行う。ただし、点数記録装置に記録されなかった発射弾は無効とする。

6.14.12.1　・「横転弾」の取り扱いについてはジュリー団にて適切に処理すべきである。
・スキッドゲージの代用としてノギスを使用して良い。

6.14.12.2　弾痕表示のための着色円板は省略できる。

6.15.1　国内競技会においてGTR6.15.1の手順をふんだ後に、更に同点の順位決定が必要な場合は以下の方法により順位を決定する。

① 最終弾の弾痕の位置が中心に近い者。以下均衡が破れるまで１発ずつ逆順にさかのぼる。

② 多発撃ちこみ、多数圏的を使用する場合、標的間誤射が発生している場合等は、最終発射弾痕の含まれる標的上のもっとも中心からはなれた弾痕を比較しそれらの弾痕の位置が中心に近いものを上位とする。

6.15.1-2　ビームライフル、ビームピストル種目の個人競技の同点に関する特則

6.15.1-2.1　ビームライフル、ビームピストル種目において、インナーテンを掲示できない標的装置の場合は、GTR6.15.1（Ｘ圏（インナーテン）の数の多い者。）を適用しない。

6.16.3　抗議料

抗議（口頭、書面とも）	￥５，０００
上訴	￥１０，０００

6.16.6.3　書面による抗議を提出した後でのみ、標的を見る権利が与えられる。この際、その弾痕が抗議できないもの（ゲージを用いて採点されたもの）であることが確認された場合、抗議そのも

のが成立しないので、抗議料は返却されなければならない。

6.17　オリンピック種目でない種目でファイナルを行うときにはオリンピック種目の場合と同様に取り扱うべきである。

6.17.1.1　**ファイナルへの進出**　ファイナル進出者を決める本選として各オリンピック種目はフルプログラム（3.3.2）で行われなければならない。本選における上位６名（国内 GTR6.17.4 の場合は４名）が進出する２５ｍラピッドファイアピストル男子を除き、本選における上位８名がファイナルへ進出する。

6.17.1.9　我が国には独自の銃砲刀剣類所持等取締法等があり、ゆえにＬＣＤスコアボードシステム等についても、同法を遵守したうえで、本ルールの趣旨にできるだけ沿うように設置することが望ましい。

6.17.2　**ファイナルー１０ｍエアライフル、エアピストル男子、女子および５０ｍピストル男子、ライフル伏射男子**

第一ステージ ２×３発 制限時間：１５０秒 （伏射は１００秒） 各シリーズ	射場長は“ＦＯＲ ＴＨＥ ＦＩＲＳＴ ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ ＳＥＲＩＥＳ... ＬＯＡＤ（フォー ザ ファースト コンペティション シリーズ ロード)”と号令をかける。５秒後、射場長は“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令をかける。 ファイナリストは１５０秒で３発を撃つ。 残り時間を秒単位で表示するカウントダウン時計がファイナリストの標的表示装置に提示されるべきである。 残り時間を秒単位で表示するカウントダウン時計が提示されていない場合、または射座のファイナリストが見ることができない場合は、射場長はシリーズごとに残り時間を示す“ＴＥＮ（テン)”と“ＦＩＶＥ（ファイブ)”をアナウンスしなければならない。 １５０秒後（伏射は１００秒後）または全ファイナリストが３発を撃ち終えたら、射場長は“ＳＴＯＰ（ストップ)”と号令をかける。 “ＳＴＯＰ（ストップ)”の号令の直後、アナウンサーは１５～２０秒で、現在の選手の順位と特筆すべき成績についてコメントする。個々の得点はアナウンスしない。 アナウンサーのコメントが終了しだい射場長は “ ＦＯＲ ＴＨＥ ＮＥＸＴ ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ ＳＥＲＩＥＳ... ＬＯＡＤ(フォー ザ ネクスト コンペティション シリーズ ロード)”と号令をかける。 ５秒後、射場長は“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令をかける。 １５０秒後（伏射は１００秒後）または全ファイナリストが３発を撃ち終えたら、射場長は“ＳＴＯＰ（ストップ)”と号令をかける。 アナウンサーは再び選手とその成績についてコメントをし、この後１発ずつのステージに変わり、２発ごとに最下位のファイナリストが脱落していくことを説明

	する。

6.17.3　　ファイナルー５０ｍライフル三姿勢男子、女子

膝　射 ３×５発 制限時間：２００秒 各シリーズ	紹介の直後、射場長は“ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＦＩＲＳＴ　ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ　ＳＥＲＩＥＳ... ＬＯＡＤ（フォー　ザ　ファースト　コンペティション　シリーズ　ロード)”と号令をかける。 ５秒後、射場長は“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令をかける。 ファイナリストは２００秒で５発を撃つ。 残り時間を秒単位で表示するカウントダウン時計がファイナリストの標的表示装置に提示されるべきである。 残り時間を秒単位で表示するカウントダウン時計が提示されていない場合、または射座のファイナリストが見ることができない場合は、射場長はシリーズごとに残り時間を示す“ＴＥＮ（テン)”と“ＦＩＶＥ（ファイブ)”をアナウンスしなければならない。 ２００秒後または全ファイナリストが５発を撃ち終えたら、射場長は“ＳＴＯＰ（ストップ)”と号令をかける。 “ＳＴＯＰ（ストップ)”の号令の直後、アナウンサーは１５～２０秒で、現在の選手の順位と特筆すべき成績についてコメントする。個々の得点はアナウンスしない。 アナウンサーのコメントが終了しだい射場長は“ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＮＥＸＴ　ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ　ＳＥＲＩＥＳ... ＬＯＡＤ（フォー　ザ　ネクスト　コンペティション　シリーズ　ロード)”と号令をかける。 ５秒後、射場長は“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令をかける。 ２００秒後または全ファイナリストが５発を撃ち終えたら、射場長は“ＳＴＯＰ（ストップ)”と号令をかける。 アナウンサーは順位について付け加えのコメントをする。 アナウンサーのコメントが終了しだい射場長は“ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＮＥＸＴ　ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ　ＳＥＲＩＥＳ... ＬＯＡＤ（フォー　ザ　ネクスト　コンペティション　シリーズ　ロード)”と号令をかける。 ５秒後、射場長は“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令をかける。 ２００秒後または全ファイナリストが５発を撃ち終えたら、射場長は“ＳＴＯＰ... ＵＮＬＯＡＤ（ストップ　アンロード)”と号令をかける。 射場役員は銃の薬室が開けられて、セフティフラッグが挿入されていることを確認しなければならない。

伏　射 ３×５発 制限時間：１５０秒 各シリーズ	３０秒後、射場長は“ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＮＥＸＴ　ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ　ＳＥＲＩＥＳ... ＬＯＡＤ（フォー　ザ　ネクスト　コンペティション　シリーズ　ロード)”と号令をかける。 ５秒後、射場長は“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令をかける。 ファイナリストは１５０秒で５発を撃つ。残り時間を秒単位で表示するカウントダウン時計がファイナリストの標的表示装置に提示されるべきである。 残り時間を秒単位で表示するカウントダウン時計が提示されていない場合、または射座のファイナリストが見ることができない場合は、射場長はシリーズごとに残り時間を示す“ＴＥＮ（テン)”と“ＦＩＶＥ（ファイブ)”をアナウンスしなければならない。 同様の号令とアナウンスの手順が、全ファイナリストが伏射５発のシリーズを３回終了するまで繰り返される。 第三シリーズ終了後、射場長は“ＳＴＯＰ... ＵＮＬＯＡＤ（ストップ　アンロード)”と号令をかける。 射場役員は銃の薬室が開けられて、セフティフラッグが挿入されていることを確認しなければならない。
立　射 ２×５発 制限時間：２５０秒 各シリーズ ５×１発 制限時間：５０秒 各１発	３０秒後、射場長は“ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＮＥＸＴ　ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ　ＳＥＲＩＥＳ... ＬＯＡＤ（フォー　ザ　ネクスト　コンペティション　シリーズ　ロード)”と号令をかける ５秒後、射場長は“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令をかける。 ファイナリストは２５０秒で５発を撃つ。残り時間を秒単位で表示するカウントダウン時計がファイナリストの標的表示装置に提示されるべきである。 残り時間を秒単位で表示するカウントダウン時計が提示されていない場合、または射座のファイナリストが見ることができない場合は、射場長はシリーズごとに残り時間を示す“ＴＥＮ（テン)”と“ＦＩＶＥ（ファイブ)”をアナウンスしなければならない。 同様の号令とアナウンスの手順が、全ファイナリストが立射５発のシリーズを２回終了するまで繰り返される。 射場長の第二シリーズの“ＳＴＯＰ（ストップ)”の号令の後、第八位と第七位のファイナリストが脱落する。アナウンサーは脱落する選手を確認し、この結果についてコメントする。 アナウンサーのコメントが終了しだい射場長は“ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＮＥＸＴ　ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ　ＳＨＯＴ... ＬＯＡＤ（フォー　ザ　ネクスト　コンペティション　ショット　ロード)”と号令をかける。 ５秒後、射場長は“ＳＴＡＲＴ（スタート)”の号令をかける。 １発の制限時間は５０秒。制限時間の残り時間については引き続き、各選手が確認し続けられるようにしなければならない。

	５０秒後または全ファイナリストが撃発後、射場長は“**ＳＴＯＰ**（ストップ)”と号令をかける。アナウンサーは脱落する選手を確認し、この結果についてコメントする。 射場長とアナウンサーはこの号令とアナウンスの手順を、金メダリストが決まる最終弾まで繰り返す。
同点の順位決定	もし脱落すべき最下位の選手が同点であった場合、同点の選手は順位決定ができるまでシュートオフを行う。 同点のシュートオフを行う場合は、射場長は同点の選手の苗字をアナウンスし、通常の手順に従い同点決定のシュートオフの号令をかける。アナウンサーは順位が決まるまではコメントをしない。 脱落する第７位、第８位の選手が同点であった場合、順位はファイナルの成績によって決定される。ファイナルの成績が同点であった場合は、ファイナルの最終シリーズの成績からのシリーズカウントバックによって決められる。それでも同点が解消できない場合は、同点の選手の本選順位に従って最終順位が決められる。

6.17.4　**ファイナルー２５ｍラピッドファイアピストル男子**

ファイナルの様式	射場設備等のために、４名によるファイナルを実施する場合について。 ファイナルは、５的グループ２つの使用により実施される。（５的グループ１つの使用によるファイナルは実施できない。） ファイナルに進める選手数は、前もって発表されなければならない。 それぞれの５的グループにラピッドファイアピストル男子のファイナルは４秒射の５発シリーズのヒットオアミススコアによる６シリーズで構成され、４シリーズ目から最下位のファイナリストの脱落が開始され、金および銀メダリストの決まる６シリーズまで続けられる。
エリミネーション	４名によるファイナルの実施において、全てのファイナリストが第４シリーズを撃ち終わった後、最下位の選手が脱落する。（４位）この後、次のように各シリーズ終了ごとに一人ずつ選手が脱落していく。 ５シリーズ後・・・３位（銅メダリストの決定） ６シリーズ後・・・２位と１位（銀および金メダリストの決定） 脱落した選手は、立ち去る前に、ピストルを抜弾（弾倉をはずし薬室を開放しセフティフラッグを挿入する）し、ベンチに置かなければならない。射場役員は薬室が開放され、弾倉がはずされ、セフティフラッグが挿入されていることを確認しなければならない。

ファイナルの完了	４名によるファイナルの実施においては、２名の残ったファイナリストが第６シリーズを撃ち終わった後、同点や抗議がなければ、射場長は“**“ＲＥＳＵＬＴＳ　ＡＲＥ　ＦＩＮＡＬ**（リザルツ　アー　ファイナル)”と宣言する。 アナウンサーは即座に金、銀、銅メダリストの発表を行う(6.17.1.13)。 ファイナリストやコーチが射撃線からピストルを動かす前に、射場役員は薬室が開放され、セフティフラッグが挿入され、弾倉がはずされ、弾倉からも抜弾されていることを確認するためにピストルをチェックしなければならない。ピストルは射撃線から去る前にケースに収納されていなければならない。

6.17.5-2　**ファイナルー１０ｍビームライフル**

１０ｍビームライフルのファイナルの実施手順は、１０ｍエアライフルに準ずる。

6.17.5-3　**ファイナルー１０ｍビームピストル**

１０ｍビームピストルのファイナルの実施手順は、１０ｍエアピストルに準ずる。

6.17.5-4　**ファイナルー２５ｍセンターファイアピストル（ファイナル手順の選択の特則）**

25ｍセンターファイアピストルにおいてファイナルを実施する場合、
①２５ｍピストル女子のファイナルに準ずる方法。(GTR6.17.5 参照）又は
②２５ｍセンターファイアピストル 2011 のファイナルの方法（GTR 国内規定添付２）
のいずれかの手順を用いること。なお、いずれの手順を用いるかについては、当該年度の理事会にて承認を受け、かつ当該競技会の開催要項に記載することが必要である。

6.18　**書類様式**

国内競技会を実施するにあたり必要な以下の書類の様式を次ページより掲載する。

・抗議用紙（様式Ｐ）
・上訴用紙（様式ＡＰ）
・射場事故報告書（様式ＩＲ）
・得点抗議処理書（様式ＣＮ）
・２５ｍラピッドファイアピストル男子故障採点票（様式ＲＦＰＭ）
・２５ｍスタンダードピストル男子故障採点票（様式ＳＴＤＰ）
・ドレス/広告コード違反警告書（様式ＤＣ）

抗議用紙様式　１ページ

	抗　議　用　紙	P

抗議用件［選手またはチーム役員が記入］

種　目：
抗議する相手：　　（ジュリーの氏名を記入）
日付：　　時刻：　　の行動または裁定に抗議する。
抗議の対象となる行動または裁定（以下に記載）
抗議の理由（ルール番号を付記）
抗議提出者（氏名―所属）

抗議の受理［受理した役員が記入］
抗議を受け取った　日付：　　時刻：
受領した抗議料：　　受領した者の氏名：
抗議を受理した者の氏名

抗議用紙様式　２ページ

ジュリーの裁定（主任ジュリーが記入）
抗議の検討　日付：　　時刻：
裁定結果　　認める　　／　　却下
裁定の理由
主任ジュリーの氏名
抗議提出者への通知
日　付：
時　刻：
抗議料：　　返却　　／　　収納

上訴用紙様式　１ページ

	上　訴　用　紙	AP

チームリーダーまたは代表者が記入

ジュリーの裁定に同意できない場合は上訴することができる。　抗議に用いた抗議用紙（Ｐ）のコピーを添付すること。

上訴の理由

上訴用件

上訴提出者（氏名－所属）

上訴の受理［受理した役員が記入］	
上訴を受け取った　日付：	時刻：
受領した上訴料：	受領した者の氏名：
上訴を受理した者の氏名	

上訴用紙　２ページ

上訴ジュリーの裁定（主任上訴ジュリーが記入）
上訴の検討　日付：　　時刻：
裁定結果　　認める　　／　　却下
裁定の理由
主任上訴ジュリーの氏名
上訴提出者への通知
日　付：
時　刻：
上訴料：　　返却　　／　　収納
上訴ジュリーの裁定は最終である。

射場事故報告書様式

	射場事故報告書	IR

射場事故報告書シリアル番号 （記点手は記録を残していかなければならない）					
事故の日付		事故の時刻			
種目		射群		射　座	
選手氏名				ステージ	
Bib 番号		所　属		シリーズ	
事故の具体的状況					
適応ルール番号：					
罰則の付加：					
最初に報告した 射場役員の氏名			時刻		
競技ジュリーの氏名			時刻		
審査役員の氏名			時刻		
審査ジュリーの氏名			時刻		
成績表作成役員の氏名			時刻		
得点の変更について		備考			

注：射場役員またはジュリーによって書き込みが完了した用紙は、そのコピーを迅速に
射場ＥＳＴコントロールルーム（審査室）へ送らなければならない。

得点抗議処理書様式

	審査室 スコア通知用紙		CN
種　目		日付	
射　群		予 選 ／ 本 選	
速報を掲示した者の 氏名		時刻	
抗　議　締　切　時　刻		時刻	
抗議はなかった （確認者氏名）		成績は 確定した	
または、			
抗議が受理された （添付の抗議用紙を参照のこと）		抗議を受け取った 時　刻	
成績はまだ確定していない			
審査役員の氏名		時刻	
審査ジュリーの氏名		時刻	
成績表作成役員の氏名		備考	

注：審査役員によって書き込みが完了した用紙は、そのコピーを迅速に射場ＥＳＴコントロールルームへ送らなければならない。

２５ｍラピッドファイアピストル男子故障採点票様式

	25mラピッドファイアピストル男子 故障時採点計算票				RFPM
ステージと射群	/	シリーズ 射撃時間	1st / 2nd 8s / 6s / 4s	故障時刻	
射座番号		選手氏名			
Bib 番号		所　属		日 付	

許容できる故障には「ＡＭ」を許容できない故障には「ＮＡＭ－０」と記入。
発射されなかった弾は「０」と記入（標的外または両シリーズで１発も弾を受けなかった標的のみ）。

ショット / シリーズ	左 モニター		中央 モニター		右 モニター	合計
本　射						
再　射						
最終得点						

（最終得点は各欄の低い方の得点の合計と等しい）

１０発シリーズの後半の場合、前半５発の得点を記入。そうでなければ、空欄とする。	前半５発の得点		正しい10発の得点	

射場役員の氏名			
射場ジュリーの氏名			
審査役員の氏名		審査ジュリーの氏名	
成績表作成コンピューターの得点修正確認		技術役員の氏名	
審査ジュリーの氏名		修正参照番号	

注：射場役員またはジュリーによって書き込みが完了した用紙は、そのコピーを迅速に
　　射場ＥＳＴコントロールルーム（審査室）へ送らなければならない。

２５ｍスタンダードピストル男子故障採点票様式

	２５ｍスタンダードピストル男子 故障時採点計算票						STDP
射　群		シリーズ	1st / 2nd / 3rd / 4th			故障時刻	
		射撃時間	150 / 20 / 10 sec				
射座番号			選手氏名				
Bib 番号			所　属			日 付	

許容できる故障には「ＡＭ」を許容できない故障には「ＮＡＭ－０」と記入。
発射されなかった弾は「０」と記入（標的外または両シリーズで１発も弾を受けなかった場合のみ）。

シリーズ ＼ ショット	1	2	3	4	5	合計
本　射						
再　射						
最終得点						

（最終得点は低い得点５発の合計）

１０発シリーズの後半の場合、前半５発の得点を記入。そうでなければ、空欄とする。	前半５発の得点		正しい１０発の得点	

射場役員の氏名			
射場ジュリーの氏名			
審査役員の氏名		審査ジュリーの氏名	
成績表作成コンピューターの得点修正確認		技術役員の氏名	
審査ジュリーの氏名		修正参照番号	

注：射場役員またはジュリーによって書き込みが完了した用紙は、そのコピーを迅速に射場ＥＳＴコントロールルーム（審査室）へ送らなければならない。

ドレス/広告コード違反警告書（様式ＤＣ）

	ドレスコード／広告表示 **違反警告書**	**DC**

事故報告書番号 （記点手は記録を残していかなければならない）			
違反の日付		違反の時刻	
選手氏名			
Bib 番号		所　属	
ドレスコード／広告表示違反の具体的状況			
是正措置の要請			
ジュリーの氏名			時刻：

重要事項：ドレスコード／広告表示違反警告書を受け取った選手は、違反の是正措置が取られない場合、失格となることがある。

付則１　（社）日本ライフル射撃協会国内危害予防規則

本規則は危害予防上、銃器、弾薬の所持、保管並びに取り扱いについて守らなければならない事項について定める。

射撃にたずさわるものは競技役員を含めて本規則を完全に理解、吸収し、危害予防に立脚した優れた競技人たることを本分とする。

当規則に関する規則違反に対してはＧＴＲならびにＤＲの該当事項を適用する。

2.1　銃器の所持、保管、携行及び使用並びに火薬類の譲り受け、保管にあたっては「銃砲刀剣類所持等取締法」および「火薬類取締法」またはその関係法令に定められた諸条項を確実に遵守しなければならない。

2.2　銃器、弾薬の取り扱い

選手は当項を反復、復習、実行し第二の天性とするまでにならなければならない。

2.2.1　射撃をする場合のほか、銃を手にしたときは必ず「抜弾してあること」を確認すること。

2.2.2　銃はたとえ「抜弾してあること」を確認しても、絶対に人または人のいる方向に銃口を向けてはならない。

2.2.3　弾を装填する場合は標的の方向に向けて行わなければならない。

2.2.4　銃を置く場合は必ず銃を「安全な状態」にしなければならない。

安全な状態とは抜弾され、

①エアガンでは装填ラッチを上げるか、蓄気レバーを開放するか或いは蓄気ボンベを外す。

②ボルト式にあってはボルトを開放する。

③自動式にあってはスライドを後部で固定する。

④弾倉付きの銃の場合は弾倉を外す。

⑤その他の場合は物理的に弾が発射できないことが外観から明瞭に識別できる。

状態とし、併せて弾が発射できないことが第３者によって明瞭に識別できるように、セフティフラッグが挿入されていることと定義する。

2.2.5　銃を人に渡すときは、必ず抜弾してあることを確認し、「安全な状態」にして手渡さなければならない。

2.2.6　許可なく他人の銃に触れてはならない。

2.3　射撃場における遵守事項。

2.3.1　当該射撃場で定める管理規定（使用規定）を遵守すること。

2.3.2　酒気を帯びて射撃場内に入ってはならない。

2.3.3　常に危害予防に細心の注意を払い、射座においては銃口は常に標的の方向に向けておかなければならない。

2.3.4　銃声等で射場長や射場役員の号令が聞こえなかった場合、これを正しく確認してから、次の行動に移るのは選手の義務である。

2.3.5　他の選手の注意をそらし、または射場長の指示、号令の徹底を結果的に妨害する言動を行ってはならない。

2.3.6　銃を置いたまま射座を離れるときは、銃を「安全な状態」にし、、射場役員の許可を得なけ

ればならない。また競技中、競技終了後、射場役員の許可なく銃を射座から持ち出してはならない。

2.3.7　銃の手入れまたは修理は必ず射座或いは定められた場所で行うこと。

2.3.8　整備不良、機能不良の銃または危害予防上疑念のある弾薬を用いて射撃をしてはならない。

2.3.9　監的壕のない射撃場において２名以上の選手が射撃をする場合は必ず射場長を定め、射場長のもとに射撃を行うこと。射場長は射場備え付けの射場長章を着用すること。射撃線より前方に出る場合に際して、射場長は“ＳＴＯＰ”（射撃止め）の号令を発し、全選手はただちに銃を「安全な状態」にして、置かなければならない。射場長はそれを確認したあと“標的交換”等の号令を発し、その後、射撃線の前に出るものは“出ます”と合図をしてから前に出ること。作業終了後の安全が確認された後に、射場長の行う“ＳＴＡＲＴ”（射撃始め）の号令があるまで選手は射撃を再開してはならない。

付表１　各種の略称等

１０ｍＡＲＳ６０ＪＭ

射距離	銃種	姿勢	本射数	ｼﾞｭﾆｱ	性別
３００ｍ	Ｒ		３×４０		Ｍ
５０ｍ	Ｐ		３×２０		Ｗ
２５ｍ	ＲＦＰ	Ｐ	６０		
１０ｍ	ＣＰ	Ｓ	４０		
	ＳＰ	Ｋ			
	ＡＲ				
	ＡＰ				

ＪＲ	日本記録
ＦＪＲ	ファイナル日本記録
ＥＪＲ	日本タイ記録
ＥＦＪＲ	ファイナル日本タイ記録
	国内最高記録
	国内最高タイ記録

添付１

１文的の複数同時使用のガイドライン（GTR 6.3.3.6）

１．使用可能な競技会のクラス

競技会の格付規程に定める「Ｇ４クラス」の競技会とする。

２．適用されるルール（GTR6.3.3.6）

① 試射的に対してのみ試射を撃てるものとする。

② 第 2 シリーズ以降、シリーズの本射に入る前、2 発以内の試射が許されるが、この場合選手はその意思を射場役員に伝えなければならない。試射弾の超過は 1 発につき 2 点のペナルティが課せられる。

③ 第 1 シリーズの前の試射の第 1 弾を本射的に撃ち込んだ場合、その弾痕を試射のものとし、ペナルティ 2 点を減点されて試射を継続することができる。当弾痕を本射弾として本射を継続する場合、ペナルティは課さない。

④ 圏的問誤射で、シリーズにわたるものも、規則を適用する。

⑤ １文的の複数同時使用の試射的の範囲は、当該標的の範囲内に限るものとする。

⑥ 本射開始後試射的に誤射をした場合、その発射は有効とされ 0 点が記録される。

３．使用方法

① １文的（ファイナル標的ほか）を複数枚並べて貼付し、射撃をする方法とする。

② ベニヤ板（規格品：180cm×90cm）を半分に切断したもの（90cm×90cm）に、標的を貼付して使用する。

③ 貼付の方法は次の通りとする。

競技距離５０ｍの場合（12 枚貼付の例）

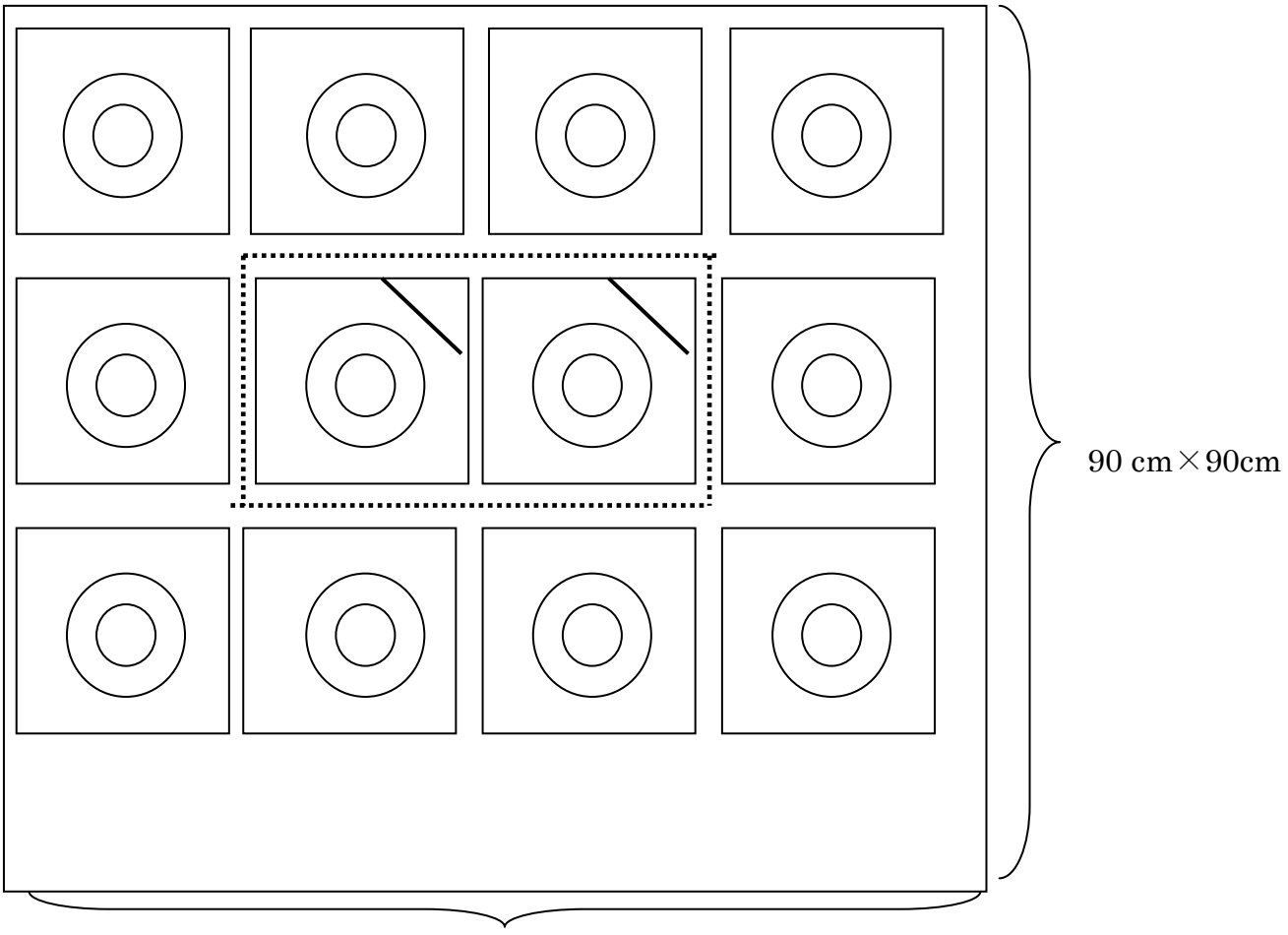

競技距離５０ｍの場合（７枚貼付の例）

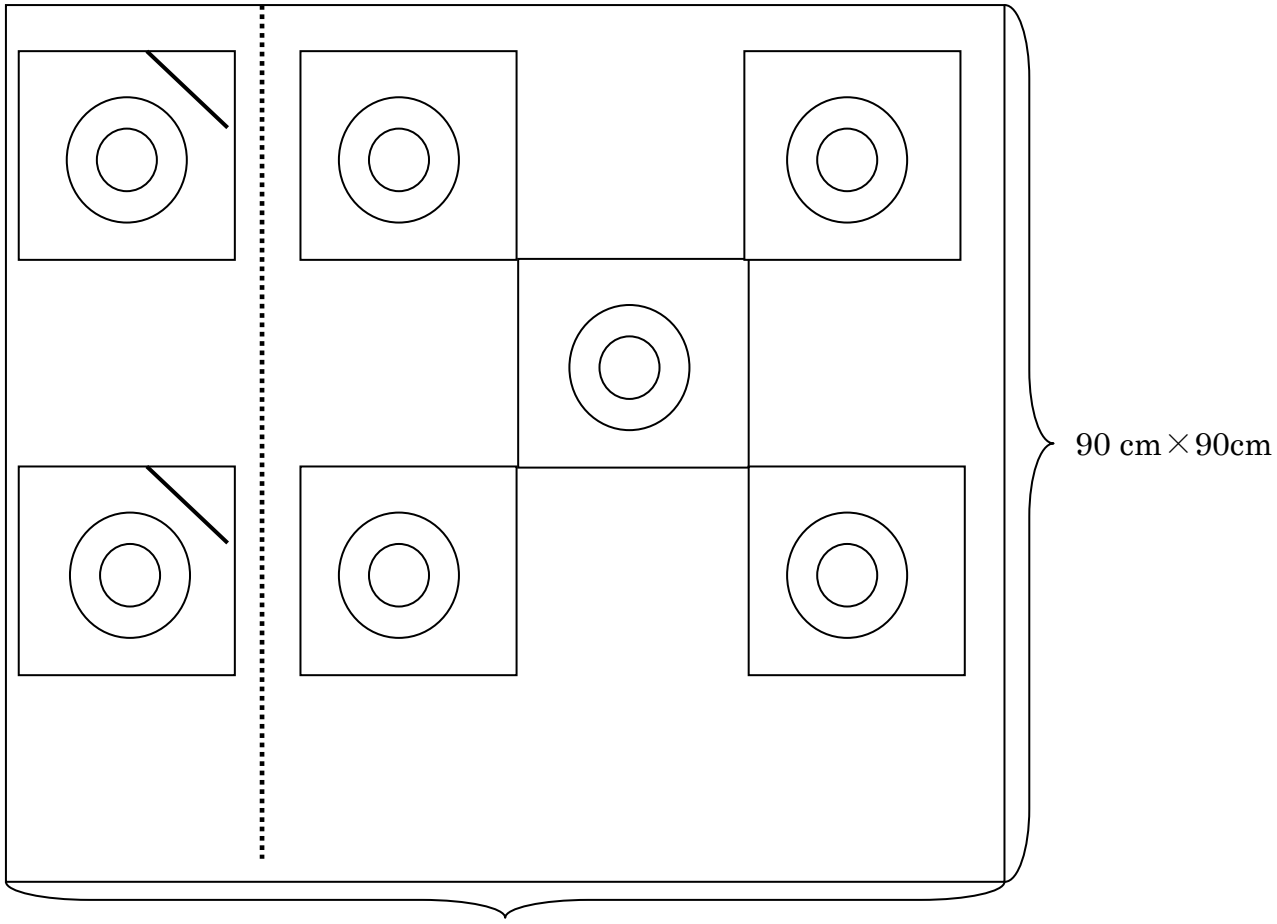

「以上」

別添（6.5 関係）　用具検査を実施する上で必要な用具検査器具のリスト

区分	ライフル	ピストル	備考
秤　　１０ｋｇ（１ｇ単位）	○	○	ライフル　RR　7.9.0 ピストル　PR　8.12
引き金重さゲージ 1,500g（ロングシャフト型） 500g 1,000g	○	 ○ ○	 300m スタンダードライフル 10m エアピストル ビームピストル 25m ピストル
銃の規格の型板	○		300m スタンダードライフル 10m エアライフル
物差し(テープ状のメジャー)	○	○	
服装厚さ、堅さゲージ	○		GTR　6.5.1 GTR　6.5.2
70ｍｍオーバーラップゲージ	○		GTR　7.5.4.2
靴厚さゲージ	○		５mm と比率 服装ゲージで代用可
靴底柔軟性測定装置	○	○	GTR　6.5.3
ニーリングロール測定ゲージ	○		筒製：直径 18cm×25cm 又は 板製：直径 18cm の穴が空いた 25cm×25cm の板
手袋厚さゲージ	○		服装ゲージで代用可
ピストル基準箱		○	GTR　8.12
巻き尺	○	○	必要に応じて準備 射距離の測定

添付２　**ファイナルー２５ｍセンターファイアピストル 2011 のファイナルの方法**

1.1　フルプログラムは、ファイナリストを決める本選として実施されなければならない。本選における上位８名の選手がファイナルに進める。射座は、本選における選手の順位によって左から割り当てられる。

1.2　ファイナルの採点は、小数点表示（各得点圏を１０分割する 1.0、1.1、1.2、1.3 など、最高得点は 10.9）が推奨される。なお、設備等により小数点表示を行うことができない場合は、整数表示（3、4、最高得点は 10）により採点を実施することが出来るものとする。

1.3　全ての号令は英語で行われなければならない。

1.4　**ファイナル射場への出頭**

1.4.1　チームリーダーは、ファイナルの予定開始時刻の少なくとも３０分前までに選手をファイナルに必要な用具を全て携えて待機場所に出頭させ、ジュリーに報告する責任を負う。ファイナリストは用具､競技用の服装および表彰式で着用するチームユニフォームを報告しなければならない。選手は射撃のできる服装で、ファイナルに必要な用具のみを携帯していなければならない。ジュリーと射場役員は、この待機場所にて、競技前チェックおよび引金の重さのチェックをこのときに優先して完了しなければならない｡銃ケースおよび用具箱は射撃線の後の競技場内に残しておいてはならない。

1.4.2　**出頭報告締切時刻**は公式プログラムに記載されていなければならない。プログラムの遅れはファイナル射場に放送、掲示されなければならない。

1.4.3　選手が待機場所に遅れて出頭してきた場合、ファイナルの本射１発目の得点から２点のペナルティが減点される。

1.5　**ファイナリストの紹介**

ファイナリストの紹介の始まった時に指定された射座にいないファイナリストは本選の成績により自動的にファイナルの最下位が与えられ、ファイナルへの参加は許されない。アナウンサーはファイナリストの名前、本選成績、それぞれのファイナリストの最重要な実績の短い情報によりファイナリストを紹介してゆく｡アナウンサーは担当の射場長およびジュリーも紹介する。準備と試射時間のあと、ファイナリスト全員は観客と向きあうように後ろを向き、全員の紹介が終わるまで、観客の方を向いて立っていなければならない。その後、ファイナリストは射座へ戻ることが許され､最終準備時間前から準備時間中､銃器の取り扱い、空撃ち、据銃、照準練習を行うことができる。

1.6　**２５ｍセンターファイアピストルのファイナル手順**

ファイナル	２５ｍセンターファイアピストルのファイナル競技は速射（標的３秒出現）で５発のシリーズ４回で構成される。
本選	６０発のフルプログラムがファイナルのための本選として実施される。本選における上位８名の選手がファイナルに進める。射座は、本選における選手の順位によって左から（１位の選手が１的、２位の選手が２的のように）割り当てられる。本選の成績はファイナルに持ち越され、最終成績に含まれる。

<table>
<tr><td>標的</td><td colspan="2">５的グループを２つ使用する。ファイナリストは図に従って射座を割り当てられる。コントロールシートまたはコントロールカードとバッキングターゲットはシリーズ間で交換したり治痕したりしない。
<table>
<tr><td>グループ</td><td colspan="5">A</td><td colspan="5">B</td></tr>
<tr><td>標的</td><td>１</td><td>２</td><td>⑶</td><td>４</td><td>５</td><td>１</td><td>２</td><td>⑶</td><td>４</td><td>５</td></tr>
<tr><td>射座</td><td>1st</td><td>2nd</td><td>―</td><td>3rd</td><td>4th</td><td>5th</td><td>6th</td><td>―</td><td>7th</td><td>8th</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>出頭と開始時刻
３０分前</td><td colspan="2">ファイナルの開始時刻には本射第１シリーズの“ＬＯＡＤ（ロード)”の号令がかかる。6.16.2 に従い選手は少なくとも開始時刻の３０分前に待機場所に出頭しなければならない。</td></tr>
<tr><td>用具の準備
１５分前</td><td colspan="2">“Ｉ　ＣＡＬＬ　ＴＨＥ　ＳＨＯＯＴＥＲＳ　ＴＯ　ＴＨＥ　ＬＩＮＥ.（アイ　コール　ザ　シューターズ　トゥー　ザ　ライン)”の号令により、ファイナル開始時刻の１５分前に、射場長はファイナリストが指定された射座に入り、用具を運びいれ、銃を取扱うことを許可しなければならない。銃ケースと用具箱は射撃線の後のファイナル射場の競技場（ＦＯＰ）内に残しておいてはならない。照準練習は用具準備時間内にすることができる。準備時間の開始前には空撃ちおよび弾の装填は許されない。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">準備時間と試射
１０分前</td><td colspan="2">ファイナリストが射撃線に呼び出されてから５分後、射場長は“ＰＲＥＰＡＲＡＴＩＯＮ　ＴＩＭＥ　ＢＥＧＩＮＳ　ＮＯＷ.（プレパレーション　タイム　ビギンズ　ナウ)”の号令により２分間の準備時間を開始する。
２分後、射場長は“ＥＮＤ　ＯＦ　ＰＲＥＰＡＲＡＴＩＯＮ.（エンド　オブ　プレパレーション)”の号令をかける。
試射シリーズは準備時間の後直ちに開始されなければならない。試射シリーズは速射による１回のシリーズから構成される。すべてのファイナリストは、試射シリーズおよび本射シリーズを、同じ時間で同じ号令によって射撃を行う。</td></tr>
<tr><td>“ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＳＩＧＨＴＩＮＧ　ＳＥＲＩＥＳ..... ＬＯＡＤ（フォーザ　サイティング　シリーズ　　ロード)”</td><td>全選手は１分間以内に弾を込める。</td></tr>
<tr><td>“ＡＴＴＥＮＴＩＯＮ(アテンション)”</td><td>赤色ランプが点灯しなければならない。紙標的の場合、標的は隠れた状態にならなければならない。７秒（＋/－１．０秒）後に緑色ラ</td></tr>
</table>

		ンプが点くか、標的が選手と正対する。
	試射シリーズでは採点の発表は行われない。試射シリーズの後、ファイナリストは抜弾したピストルをベンチに置き、選手紹介のために観客と向かい合わせになるように振り向かなければならない。射場役員は薬室が開放され、銃身や弾倉に弾が残ってないことを確認しなければならない。	
ファイナリストの紹介 **６分前**	試射シリーズの後、アナウンサーはファイナリストの名前、本選成績、それぞれのファイナリストの最重要な実績の短い情報によりファイナリストを紹介してゆく。アナウンサーは担当の射場長およびジュリーも紹介する。ファイナリストの紹介の始まった時に指定された射座にいないファイナリストは本選の成績により自動的にファイナルの最下位が与えられ、ファイナルへの参加は許されない。紹介のあと、射場長は“ＴＡＫＥ　ＹＯＵＲ　ＰＯＳＩＴＩＯＮＳ..... ＴＷＯ　ＭＩＮＵＴＥＳ　ＦＩＮＡＬ　ＰＲＥＰＡＲＡＴＩＯＮ　ＴＩＭＥ　ＢＥＧＩＮＳ　ＮＯＷ.（テイク　ユア　ポジション　ツー　ミニッツ　ファイナル　プレパレーション　タイム　ビギンズ　ナウ)”の号令をかける。	
ファイナルの開始	次の号令と時間が使われる。	
	“ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＦＩＲＳＴ／ＮＥＸＴ　ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ　ＳＥＲＩＥＳ..... ＬＯＡＤ（フォーザ　ファースト／ネクスト　コンペティション　シリーズ　　ロード)”	全選手は１分間以内に弾を込める。
	“ＡＴＴＥＮＴＩＯＮ（アテンション)”	赤色ランプが点灯しなければならない。紙標的の場合、標的は隠れた状態にならなければならない。７秒（＋/－１．０秒）後に緑色ランプが点くか、標的が選手と正対する。
成績発表 **５発シリーズごとに**	それぞれの本射シリーズの５秒後、アナウンサーはそれぞれのファイナリストの名前（苗字）と得点を発表し、その後１５から２０秒間、現在のトップ、ベストショット、順位変動などのコメントを行う。順位についてのコメントの１０秒後、次のシリーズが開始される。	

この手順が４回の５発シリーズが完了するまで繰り返される。	
ファイナルの完了	全ファイナリストが４回の本射シリーズを撃ち終わった後、もし同点や抗議がなければ、射場長は“ＲＥＳＵＬＴＳ　ＡＲＥ　ＦＩＮＡＬ.（リザルツ　アー　ファイナル）”とアナウンスする。ファイナリストは本選とファイナルの得点の合計によって順位決定される。
メダリストの発表	“ＲＥＳＵＬＴＳ　ＡＲＥ　ＦＩＮＡＬ”の後、アナウンサーは直ちに次のアナウンスを行う。 「優勝は（名前）選手、（所属）、得点（総得点）点。」 「２位は（名前）選手、（所属）、得点（総得点）点。」 ［３位は（名前）選手、（所属）、得点（総得点）点。」
故障	故障が発生した場合、射場役員はその故障が許容できるものか許容できないものかを確かめなければならない。許容できる故障ならば、8.9.4 に従い、選手はシリーズを完了させなければならない。ファイナルを通して１回の許容できる故障のみ完射することができる。
同点の順位決定	ファイナルの後、１位、２位、３位において同点の場合はシュートオフによって順位を決定する。４位以下の同点はファイナルの成績によって決定される。ファイナルの成績で決定できない場合は本選の成績によって決定される。 同点の選手は、ファイナルと同様に、５発のシリーズを同じ時間、同じ条件で均衡が破られるまで射撃を行う。 その他の選手は、同点の選手がわかったら、直ちに射座から離れなければならない。 同点のシュートオフは遅延なく始められる。 １位と３位で同点であった場合、３位決定から先に行われる。

6.7 **標的の故障**

6.7.1 すべてのファイナル標的で故障が起きた場合、次の手順が用いられなければならない。

6.7.2 全選手の完了した発射弾／シリーズは小計として採点される。

6.7.3 故障が１時間以内に直らずファイナルを続けることができない場合、記録された小計が競技のファイナル得点として採点され、それを基に表彰が行われる。

6.7.4 １時間以内に故障が修理され、ファイナルの継続が可能ならば、次の手順が採用される。

6.7.5 残りの弾数／シリーズを完射する。１回の試射シリーズが許される。

6.7.6 １つの標的装置が故障した場合、選手が移動するかまたは標的を交換する。選手の要望により、採点されなかった発射弾の再射の前に、追加の試射シリーズが許される。

6.8 **最終公式成績**

6.8.1 ファイナルの結果は本選の個人の記録に加えられる。

6.8.2　本選とファイナルの合計の結果はメインスコアボードに掲示され、公式成績表として印刷されなければならない。

6.9　**ファイナルでの抗議**

6.9.1　抗議は、選手またはコーチが手をあげることにより、即座に行われなければならない。

6.9.2　いかなる抗議も直ちに射場ジュリーによって裁定される。
そのジュリーの裁定は最終のものであり、抗議が却下された場合、抗議料の支払いが生じる。

添付３

ビームライフル種目のガイドライン

１．ビームライフル射場

１）　射場寸法図（単位ｍｍ）（例）

① 射座は、原則として、選手１名に対し、幅１．００ｍ以上（１．６ｍ以上が望ましい）、長さ２．５ｍ以上とする。また、射台後方に記点係席を設ける場合は、長さ４．０ｍ以上が望ましい。床面は水平であること。

②表示装置は射台の前に位置し、選手および記点係が明瞭に目視できる位置に設置する。また、点数記録装置は、射台の近くで選手が操作しやすい位置に設置する。

③原則として１座につき２名分の記点係席を射台後方に設ける。

④標的面は４００～１，０００ルックスの光量をもって照射し、多数的の場合は光量をできるだけ均一にする。

⑤電源はすべての装置共ＡＣ100Ｖ50／60Ｈｚを使用し、１的当り 150ＶＡ以上１カ所、照明用電源、および運用のしやすい位置に射座数に応じた数の充電器用コンセントを必要とする。

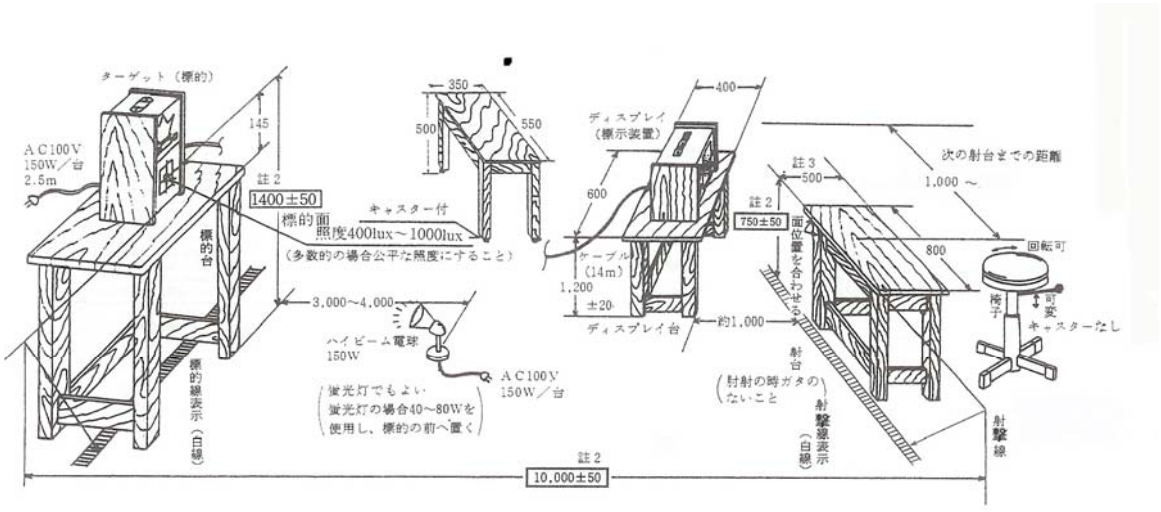

註　1．適当な所に左から１・２……と射座番号を入れる。
2．□内の数字は規則による。
3．500以上の場合は、500の位置に白線を入れること。
4．白線は射手の手前より 300 の位置に入れること。
5．射撃姿勢によって射撃線が変更される。
6．立射の場合は、パイプ椅子でも良い。

その他
1．クッション……大きさ約800×400厚さ約20のもので射射の時の肘当てにするもの各１枚。
2．枕……約300×150×200のもので委託台になるもの各１個。
3．充電器コンセント…射座に近く50Ｗ／台のもの。
4．銃　架……据付け銃用のもので１・２……の番号を入れておくこと。
5．検査用具……ハカリ（10kg）、引金ゲージ、光量測定器、光径測定器、パターン・チェッカ他。
500～1000luxが測れるルックスメーター

２）ビームライフルの射台位置の注意事項

立射の場合

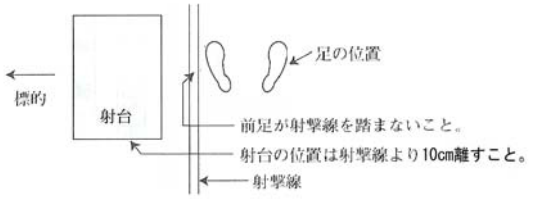

肘射の場合

①肘射に使用する射台は、高さ７５ｃｍ（±５ｃｍ)、幅約８０ｃｍ、奥行約５０ｃｍを原則とする。射台は射撃線より前方に位置してはならない。

また、奥行が５０ｃｍ以上の場合は、手前より５０ｃｍの位置に白線を引き、これを射撃線に合わせて使用する。射台は標的に対して角度をつけて使用してもよい。この場合、手前より５０ｃｍの線（５０ｃｍ以下の場合は前面の一端）が射撃線に接した位置を最前とする。

②肘射に使用する椅子は、油圧等のリフトによる上下可変のものが望ましい。（キャスター付は不可）

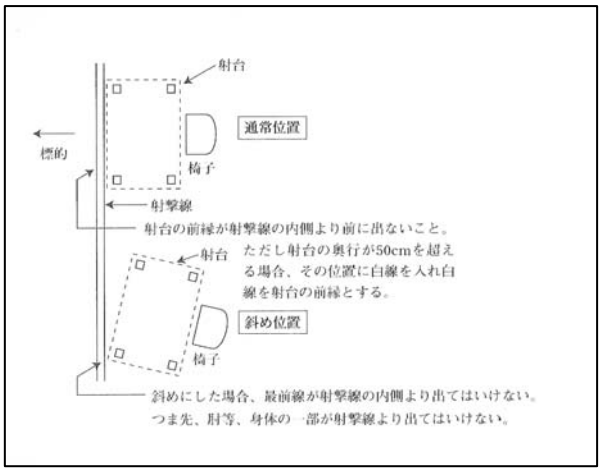

３）その他、一般的事項は、以下の点に充分注意して設置を行うこと。

①標的装置、表示装置は、充分に安定した状態で設置し、容易に倒れることがないよう注意する。

②点数記録装置までのケーブルは､選手が点数記録装置を射座内で自由に移動できるように表示装置の位置を設定する。

③射台は、４つの足が安定した状態を保てるようにする。

④標的面の照明は、全面が不自然な照明にならないように考慮する。

照明は１５０Ｗハイビーム・集光型の電球を使用し、斜下より照明するとよい。

また蛍光灯を使用してもよい。その場含４０～８０Ｗを使用し、下より照明する。

⑤天井照明は、水銀灯等が使用されているが、この光量は３００ルックスを限度とする。

⑥後方からの光は、サイトが光らない程度に設営し、もし、サイトが光るようであれば、カーテンなどで遮光すること。

⑦遮光のためのカーテンは、クリーム色が望ましい。

⑧銃器、服装検査の場所は、射場の邪魔にならない場所で原則として、光径測定のための発光が標的面に向くような位置であるように配慮すること。

⑨次回選手控席を設置し、運営がスムーズに行えるよう配慮する。

⑩記点係の席は、射撃線より約２ｍ以上後方に位置し、明瞭に表示装置が見えるように配慮すること。

⑪後方、観客席は、椅子等を配置し、観客が観戦しやすくするが、記点係席より最前列までの距

離は、約３m位離すと良い。

⑫射場長は、大会前目にはすべての装置のチェックを完了すること。

⑬場内の看板には、必ず「ストロボ使用厳禁」と書いたものを見易い場所に設置すること。

⑭場内の気温が３０℃を超える恐れがある場合は、装置の過熱を防ぐために、裏蓋を外す等の措置をしておくこと。

２．射場役員の射群間の役割

１）記点係関係　　記録用紙の配布、筆記用具の確認

２）バッテリー関係（射場役員）　　配布、回収、交換、数量の確認

３）プリンター関係（射場役員）

“ＳＴＡＲＴ”ボタンを押す。Ｒ－Ｓボタンを“Ｓ”にする。

４）射座関係（射場長）　　忘れ物のチェック、椅子、机等の整理

５）射撃中のチェック事項（射場長、射場役員）

ａ．記点は早く正確に行われているか

ｂ．“本射”コールで“Ｒ”ランプになっているか

ｃ．“終了”コールで“ＲＥＳＥＴ”したか

ｄ．選手確認のサインをしたか

ｅ．バッテリーを机の上に戻してあるか

ｆ．移動時銃口カバーをしてあるか

ｇ．忘れものがないか

ｈ．競技中コーチングをしていないか

ｉ．射撃線から前に出ていないか

ｊ．射撃中、身体が机等にさわっていないか（立射時）

ｋ．観衆の中にフラッシュ付のカメラを持っている者には注意を行う。

３．ビームライフルの整備要領

ビームライフル銃は、銃刀法で規制を受けることはないが、規制を受けないがゆえに安易な整備で試合に臨みがちになることが多い。銃の整備は、云うまでもなくすべてが選手の責任になるので正しい整備法で良く整備された銃で試合に臨むことができるように以下に整備要領を述べる。

１）ベッデイング

通常、ストックと機関部は、二本のネジによってしっかりしめられている。しかし輸送などで緩む場合もあるので、時々、大型のプラスドライバーでしめておくこと。また、バッテリーの穴から挨がはいるので、電気部品が正常に動作するように時々ベッデイングをはずし、歯ブラシなどで挨を掃除しておくこと。

２）光学部

銃口のレンズは、柔らかい布や、ティッシュペーパー等で時々掃除しておくこと。その場合、右回転で拭き、決して左回転をしないこと。レンズがゆるむことがある。

３）引き金部

引き金は、前後左右に調整でき、さらに、引き味がドライ、ウェットと、変えることができるが、調整後は、ネジを良くしめておくこと。

4）サイトの取付け

フロント、リアのサイト共に手で締めただけでなく、必ず工具でしめておくこと。

5）その他

バランス・ウェイト、バットプレートなども締め付けは、しっかり行い分解、組立ての際の手順、部品取付の忘れ物によく注意すること。サビは、選手として恥ずかしいことである。選手は充分油布等で清掃すること。

発光管は、消耗品であるが、長い寿命であるので、交換時期は、２～３年に一度、シーズン・オフに工場で整備するのが望ましい。

（ＢＲのチェック・リスト）

１．電気的および光学的条件

１．電源電圧はテスターによる計測（ＡＣ100Ｖ±5Ｖ以内）

＿＿＿＿＿＿＿＿Ｖ

２．光量はルックス・メーターによる計測（400～1,000ｌｕｘ）

左側＿＿＿＿＿ｌｕｘ

中央＿＿＿＿＿ｌｕｘ

右側＿＿＿＿＿ｌｕｘ

３．ブラウン管オシロスコープによる波形観測（照明による中央センサの電力電圧は、置換法による観測においてデータの１／２以下のノイズ・レベルである）

２．による出力電圧左側＿＿＿＿Ｖ、ノイズ・レベル＿＿＿＿Ｖ

中央＿＿＿＿Ｖ、（ピーク電圧）＿＿＿＿Ｖ

右側＿＿＿＿Ｖ、＿＿＿＿Ｖ

４．標的面の光量は全的共平均であるか。　良・否

５．使用している照明　ハイビーム＿＿＿＿Ｗ電球

蛍光灯＿＿＿＿Ｗ

２．寸法の条件

１．射距離（１０ｍ±５ｍｍ）　左側＿＿＿＿ｍ

中央＿＿＿＿ｍ

右側＿＿＿＿ｍ

２．射座の間隔（１００ｃｍ以上）　左側＿＿＿＿ｍ

中央＿＿＿＿ｍ

右側＿＿＿＿ｍ

３．標的の高さ（１４０ｃｍ±５ｃｍを目安とする）　＿＿＿＿ｃｍ

４．射台の高さ（７５ｃｍ±５ｃｍ）　＿＿＿＿ｃｍ

５．射台上の大きさ（巾８０ｃｍ，奥行５０ｃｍ）　＿＿＿＿ｃｍ×＿＿＿＿ｃｍ

６．射台上の処理または材料　＿＿＿＿ｃｍ

７．射座の広さ（間口１００ｃｍ、奥行４００ｃｍ）　＿＿＿＿ｃｍ×＿＿＿＿ｃｍ

射場名　＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　年　月　日　射場責任者＿＿＿＿＿＿＿＿印

第７章

ライフル　ルール
（ＲＲ）

３００ｍライフル

３００ｍスタンダードライフル

５０ｍライフル

１０ｍエアライフル

７章

7.1　通則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・183

7.2　安全規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・183

7.3　射場および標的基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・183

7.4　ライフルと弾薬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・183

7.5　服装規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・189

7.6　競技手順および競技ルール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・196

7.7　ライフル種目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・198

7.8　３００ｍ種目の採点および示点ルール・・・・・・・・・・・・・・・198

7.9　ライフル種目一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・199

7.10　ライフル規格一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・200

7.11　索引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・201

注意:図表内に示される数値等は通番の規則に等しい効力を持つものとする。

※については国内適用規定も参照のこと。

追は、国内適用のために追加した項目であり、国内適用規定を参照のこと。

7.1.0　**通則**

※7.1.1　このルールはＩＳＳＦのテクニカルルールの一部であり、すべてのライフル種目に適用される。

7.1.2　すべての選手、チームリーダーおよび役員はＩＳＳＦルールを熟知し、ルールの効力を保証しなければならない。ルールに従うのは選手の責任である。

7.1.3　右選手に適用されるルールは、左選手の場合、その逆が適用される。

7.1.4　特に男子種目または女子種目限って適用されるルールの他は双方に同様に適用されなければならない。

※7.2　**安全**

安全は最重要事項である。

ＩＳＳＦ安全ルールはＧＴＲ6.2 を参照。

7.3　**射場および標的基準**

標的および標的基準はＧＴＲ6.3 を参照。射場の規格およびその他設備はＧＴＲ6.4 を参照。

※7.4　**ライフルと弾薬**

7.4.1　**ライフルの共通規格**

7.4.1.1　**１種目１ライフル**　１種目の予選、本選、ファイナルラウンドでは１丁のライフルしか使用が許されない。機関部、銃身およびストックの交換は、着脱式のバットストックの交換を除いては、許されない。機関部、銃身およびストックに取り付けられたアクセサリーの交換はできる。機能しなくなったライフルは、ジュリーの承認があれば、6.13.3 に従い、交換することができる。

7.4.1.2　**動きまたは振動の減衰システム**　弾が発射される前のライフルの振動や動きを能動的に減衰、減速または最小化させるような装置、機構またはシステムは禁止される。

7.4.1.3　**ピストルグリップ**　右手のグリップの部分はスリングや左腕にたくす様な構造であってはならない。

7.4.1.4　**銃身**と延長チューブにはいかなる方法によっても穴を開けてはならない。コンペンセーターおよびマズルブレーキは、ライフルにおいては、禁止される。銃身、延長チューブの内面はライフリングまたは薬室の加工を除き、いかなる加工や部品の取り付けも禁止される。

※7.4.1.5　**サイト**

・矯正用レンズまたはスコープはライフルに取り付けてはならない。
・矯正用レンズ、めがね、フィルターまたは色つきレンズを選手がかけることはできる。フィルターまたは色つきレンズは矯正用レンズまたはめがねに取り付けてもよい。
・レンズまたはレンズ作用または視力を強化するようなその他の方法が組み込まれてないものであれば、どのようなサイトも使用できる。フィルターや偏光フィルターをフロントサイト、リアサイトまたは両方に取り付けることはできる。
・撃発機構を作動するようにプログラムされた照準装置はどのような物も禁止される。
・目かくし板をライフルまたはリアサイトに取り付けることはできる。目かくし板は高さ３０mm以内（Ａ）で、リアサイトの穴の中心から照準に用いない眼の方向に１００mm以内（Ｂ）のものでなければならない。照準に用いる眼の側に目かくし板を使用すること

はできない。

リアサイトの目かくし板

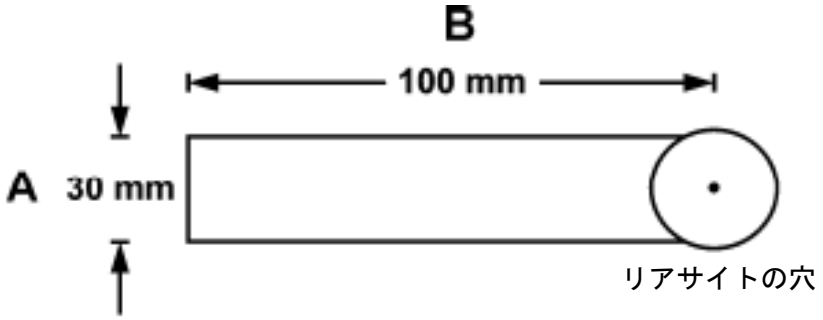

・右でかまえて左眼で照準する場合、拡大レンズ等の機能のない、プリズムや鏡を利用した装置を使用してもよい。この様な装置は右利きで右眼を使用する場合には使用してはならない。

7.4.1.6 **電気式トリガー**は次の条件で使用を許される。

・全ての構成部品はライフルの機関部または銃床の中にしっかりと内装されていること。従って電池やコードが外側から見えてはならない。

・引金は右利きの選手は右手で、左利きの選手は左手で操作されること。

・全ての構成部品は用具検査の際にはライフルに装着されていること。

・全ての構成部品が装着されたライフルは寸法および重量がルールに適合するものであること。

7.4.2 **３００ｍスタンダードライフルと１０ｍエアライフルの規格**

7.4.2.1 バットプレートは上下に調整可能なものでよい。バットプレートを最も下げた状態で、ストックまたはバットプレートの最下端は銃身軸線から２２０ｍｍを超えてはならない。バットプレートはストック端の通常の位置にある場合の中心線から左右平行に最大１５ｍｍオフセットするか、その代わりに垂直軸に対してバットプレート全体（一部のみは不可）を回転させることができる。水平軸に対してバットプレートを回転させることは許されない。

7.4.2.1.1

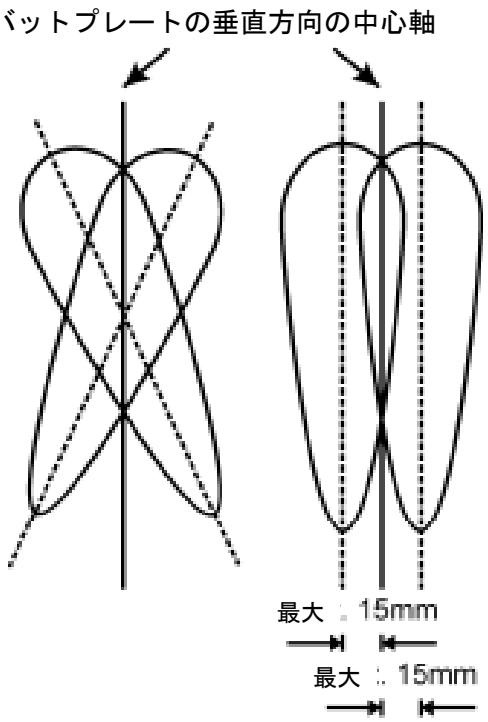

許可されない　　許可される

7.4.2.2　サムホール、サムレスト、パームレスト、ヒールレストおよび水準器は禁止される。ヒールレストとは手の滑りを防ぐためにピストルグリップ下部の前方や側方に作られた突出部または拡張部のことである。

7.4.2.3　いずれの方向においてもストックの許容される最大寸法に満たない場合、**ライフル規格表**にある数値まで拡張することはできる。どのような拡張も許された寸法以内でなければならないし、ピストルグリップ、チークピースやストックの下側に解剖学的な形状（手形など）を作ることはできない。

7.4.2.4　ピストルグリップは銃軸線を含む垂直面から６０ｍｍを越えて張り出してはならない。

7.4.2.5　グリップ力を増す物質をフォアエンド、グリップまたはストック下側につけることはできない。

7.4.2.6　**ウエイト**

・銃身ウエイトは銃身軸を中心とした半径３０ｍｍの円内に収まるもののみ許される。銃身ウエイトを銃身に沿って動かすことはできる。

・その他のウエイトもストックの許容寸法内に入っていなければならない。

7.4.3　**３００ｍスタンダードライフルのみの規格**

すべての３００ｍスタンダードライフルはライフル規格表の寸法および以下の制限に合っていなければならない。

・引金の重さは１５００ｇ以上。引金の重さは銃身を垂直にした状態で測定されなければならない。引金の重さの検査は最終シリーズ終了直後に行われなければならない。最大３回の錘持ち上げ検査が許される。検査に合格しなかった選手は失格となる。

・射場役員の許可を得た場合を除き、競技中にライフルを射線から移動させてはならない。

※ ・すべての姿勢で同一のライフルを改変なしで使用しなければならない。バットプレート、ハンドストップの調節、フロントインサートの変更、リアサイトおよびアイピースの調節は許される。可動式チークピースにおいては、競技中に銃身クリーニングおよびボルト交換のために、ジュリーの監督下、取り外すことは許されるが、再装着する際にその位置を変えることはできない。

・延長チューブをも含めた銃身の全長は、遊底面から外見上の銃口までで、７６２mmを超えてはならない。

追 7.4.3-2 **ハンティングライフルのみの規格**

7.4.4 **１０mエアライフルのみの規格**

すべての圧縮空気またはガスライフルはライフル規格表の寸法および以下の制限に合っていなければならない。

・エアライフルシステムの全長は、機関部の後端から外見上の銃口までで、８５０mmを超えてはならない。

・フロントサイトは外見上の銃口から前方に出てはならない。

7.4.4.1 **ライフル規格表**

フロントサイトは外見上の銃口より前方に出てはならない

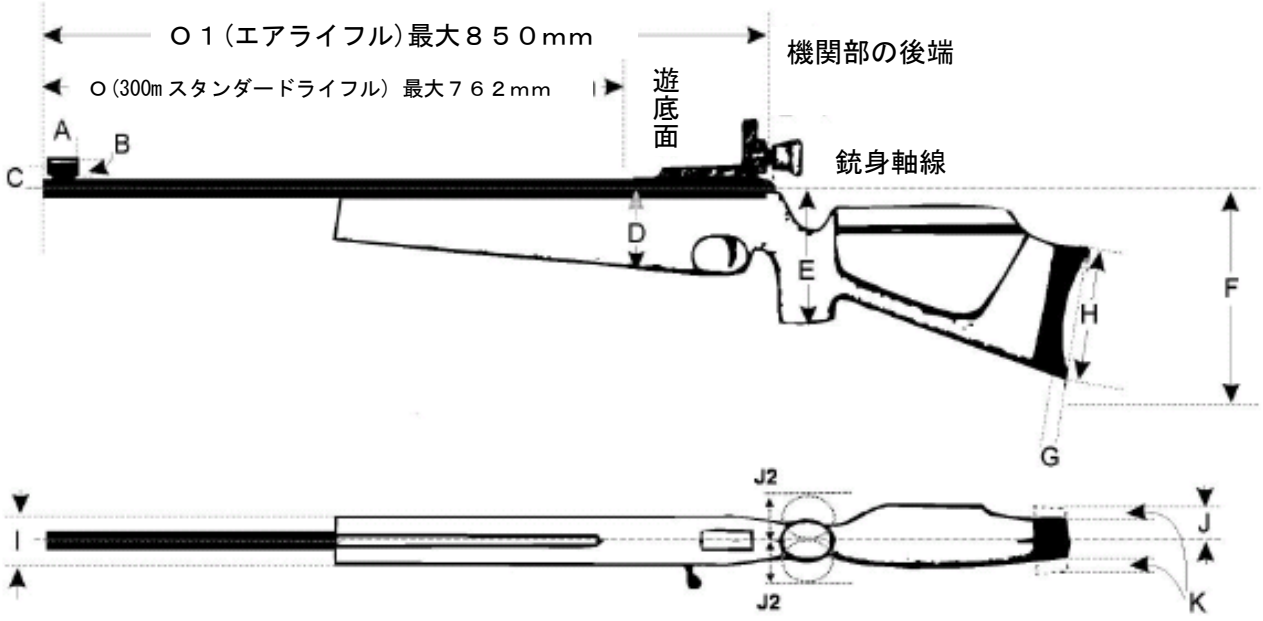

Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｊの長さは銃身軸線より測定する。

記号	測　定　部　位	３００m スタンダードライフル	エアライフル
A	フロントサイトのチューブの長さ	５０mm	５０mm
B	フロントサイトのチューブの外径	２５mm	２５mm

C	銃身の真上またはオフセットされたフロントサイトリングの中心またはポストサイトの先端から銃身軸線までの距離（右利き選手が左眼で照準する場合を除く）	６０mm	６０mm
D	フォアエンドの高さ	９０mm	９０mm
E	ピストルグリップの下端まで	１６０mm	１６０mm
F	バットプレートを最も下げた状態でのストックまたはバットプレートの下端まで	２２０mm	２２０mm
G	バットプレートの深さ	２０mm	２０mm
H	バットプレートの長さ	１５３mm	１５３mm
I	フォアエンドの幅	６０mm	６０mm
Ｊ１	銃身軸線を含む垂直面からのチークピースの最大幅	４０mm	４０mm
Ｊ２	銃身軸線を含む垂直面からのピストルグリップの最大幅	６０mm	６０mm
K	バットプレートをオフセットする場合の銃床後部の中心線から左右への制限値	１５mm	１５mm
L	引き金の重さ	１５００ｇ	制限なし
M	サイトを含む最大重量（使用する場合ハンドストップも含む）	５．５ｋｇ	５．５ｋｇ
N	フロントサイトは外見上の銃口から前方に出てはならない	出ては ならない	出ては ならない
O	スタンダードライフルの延長チューブを含めた銃身の長さ	７６２mm	－
Ｏ１	エアライフルの装置の全長	－	８５０mm

7.4.5 **５０mライフルの規格**

口径５．６mm（２２口径）のリムファイアロングライフル弾仕様の薬室を持つライフルが認められる。

・男子用のライフルの重量は、パームレストやハンドストップを含むすべての使用するアクセサリー類を装着した状態で８ｋｇを超えてはならない。
・女子用のライフルの重量は、パームレストやハンドストップを含むすべての使用するアクセサリー類を装着した状態で６．５ｋｇを超えてはならない。
・ストックやバットストックの下面に装着するウエイトはチークピースの幅を超えて水平方向に張り出してはならない。ウエイトはバットプレートの最深部を通る垂直線よりも後方へ張り出してはならない。
・ライフルのフォアエンドに装着するウエイトは銃身軸線から下方向に９０mm以内、前方には機関部の後端から７００mm以内まで張り出すことができる。

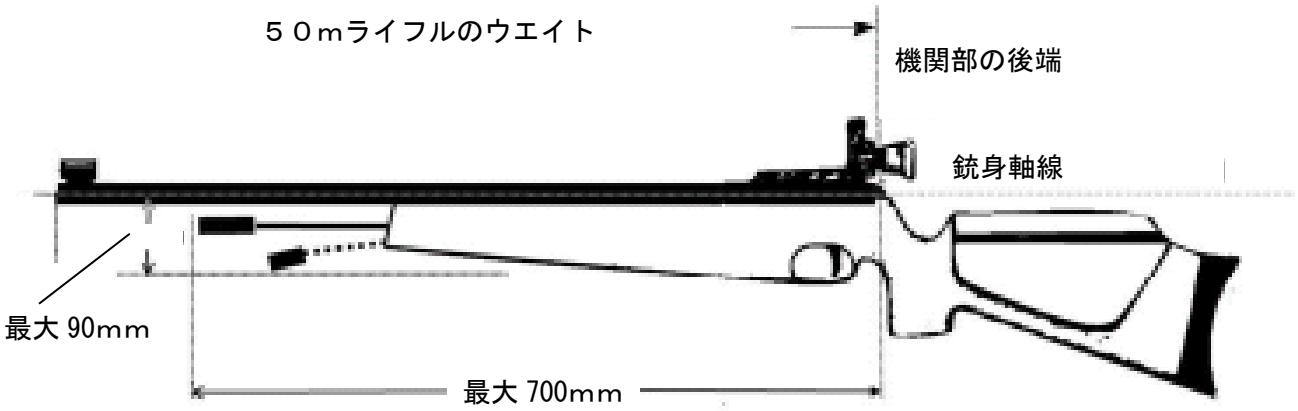

ライフルのフォアエンドに装着するウエイトは銃身軸線から下方向に９０mm以内、前方には機関部の後端から７００mm以内まで張り出すことができる。

7.4.5.1　**バットプレートとバットフック**

次に示す制限に合うバットフックが使用できる。

・バットフックは、銃身軸線に対して直角をなし通常肩にあたるバットプレートの凹みの最深部に接する線を基準として、後方１５３mm（A）を超えてはならない。

・そのフックのカーブの外側の全長は１７８mm（B）を超えてはならない。

・バットプレートの上端の部分の突出は、銃身軸線に対して直角をなし通常肩にあたるバットプレートの凹みの最深部に接する線を基準として､後方２５mmを越えてはならない。

・バットプレートの下部から前方に向かって突出するような装置やウエイトは禁止される。

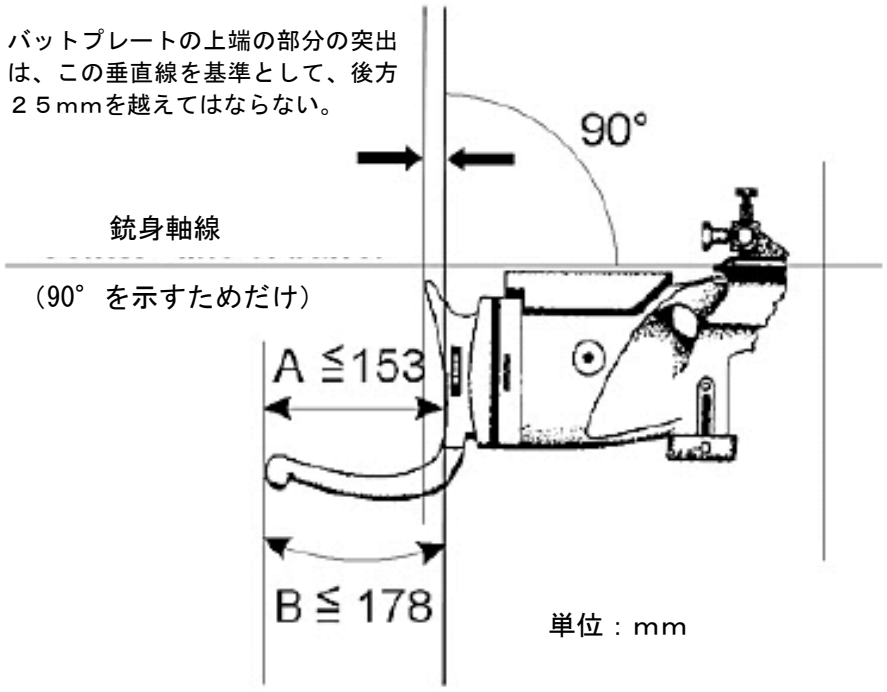

7.4.5.2　**パームレスト**

パームレストとは、立射姿勢において、フォアエンドの下部に装着し前方の腕でライフルを保持することを補助するための用具を指す。このような延長は銃身軸線下２００ｍｍを超えてはならない。

7.4.5.3　**３００ｍライフルの規格**

３００ｍライフルの規格は５０ｍライフル（男女）のものと同様。詳細については 7.4.5 およびライフル規格一覧表参照。

追 7.4.5-2　**ビームライフル**

7.4.6　**弾薬**

ライフル	口径	備考
５０ｍ	５．６ｍｍ （．２２口径）	リムファイアロングライフル。鉛または類似の軟らかい材料で作られた弾頭のみが使用できる。
１０ｍ	４．５ｍｍ （．１７７口径）	形状は問わないが鉛または類似の軟らかい材料で作られた発射体が使用できる。
３００ｍ	最大８ｍｍ	選手や射場勤務員に危害を及ぼすことなく発射できるものであればどのような弾薬も使用できる。トレーサー、徹甲弾、発火弾は禁止される。

7.5　**服装規定**

ＧＴＲの服装および服装検査の全般規格（6.7）を参照。

7.5.1　**ライフル競技用服装の全般規格**

※7.5.1.2　すべてのライフル競技用の服装はＩＳＳＦ選手権大会において１回のみ検査される。用具検査証明書は検査済み用具と一緒に保管されていなければならない。どのような検査済み用具や服装も改変を加えたならば、再検査を受けなければならない。

7.5.1.3　すべての射撃ジャケト、射撃ズボンおよび射撃グローブは、自由に曲がる材質で通常の射撃条件下で固さや厚さが増加するなどの物理的性質が変化しない物で作られていなければならない。すべての裏地、芯材、充て物も同じ仕様を満たさなければならない。裏地や芯材は通常の仕立て縫い以外の、キルティング、クロスステッチ、のり付け等の方法で表地に付けられてはならない。すべての裏地や芯材は衣服の一部として測定されなければならない。

7.5.1.4　どのＩＳＳＦ選手権大会でもすべての種目を通じて選手１人に対し、射撃ジャケット、射撃ズボン、射撃シューズの各々１組だけが用具検査により承認される。もしも選手が用具検査で承認されたライフル用服装（ジャケット、ズボン、シューズ）を２組以上もっているならば、その選手はこの大会で使用するものを申告しなければならない。この項は選手が通常のズボンや運動靴を使用することをどの種目、どの姿勢でも妨げるものではない。射撃ジャケットが競技会での使用が承認されるためには、全ての姿勢（伏射、立射、膝射）で使用可能

で､その他の全ての規格に合致していなければならない｡用具検査で不合格となった服装は､改変を施してから、再検査を受けることができる。

※7.5.1.5　用具検査の前および検査中に､服装に加熱または他の方法によって一時的な細工を加えることはできない｡服装に恒久的な改変を施すことはできる｡この目的のために服装を用具検査室から持ち出すことはできるし､その服装を用具検査に再提出することもできる｡各選手権大会の期間中に２回目またはそれ以上の服装検査を受ける際には再検査料として２０.００ユーロが課される。

7.5.1.6　用具検査後、服装に細工(スプレーなど)を施した場合、ルールに従い罰則が科せられる。

7.5.1.7　半ズボンツで競技を行う場合､その半ズボンツの裾は膝の中心から上方１５ｃｍより長くなければならない。

7.5.2　**服装測定基準**

7.5.2.1　**厚さ基準**

ライフル競技用服装は次の厚さ測定基準を守らなければならない。

測定場所	厚さ	ジャケット	ズボン	靴	グローブ	下着
普通	一重	２.５mm	２.５mm	４.０mm	－	２.５mm
普通	二重	５.０mm	５.０mm	－	－	５.０mm
普通	合計	－	－	－	１２.０mm	－
あて物	一重	１０.０mm	１０.０mm	－	－	－
あて物	二重	２０.０mm	２０.０mm	－	－	－

表に示された厚さの測定基準（許容範囲は０）を上回る測定値は承認されない。

7.5.2.2　**固さ基準**

ライフル競技用服装は次の固さ測定基準を守らなければならない。

・測定シリンダーが少なくとも３.０mm沈み込めば、その素材は合格である。

・３.０mmより小さい数字が表示されたならば、その素材は固すぎることになる。３.０mmを下回る測定値は承認されない。

・ジャケットまたはズボンのどの場所も６０mmの測定シリンダーで測定できなければならない。通常の測定には小さすぎる（６０mm以上の平面がない）場合、縫い目の上から測定が行われる。

7.5.2.3　**靴底の柔軟性基準**

選手の使う靴の底は、測定装置に靴をはさんで踵の部分に１５Ｎmの力を加えたときに、２２.５°以上曲がらなければならない。

7.5.3　**射撃靴**

日常生活で用いるような靴またはライトスポーツシューズを使うことは､どの姿勢においても､許される。１０m種目および５０m三姿勢種目において、次の制限を超えない射撃シューズをはくことは許される。射撃シューズはライフルの伏射種目でははくことはできない。

7.5.3.1　靴底より上の部分の材質は柔らかく、しなやかで、曲がりやすいもので、その厚みは、靴の図のＤの様に平らな部分のどこを測定しても、裏地を含めて４mmを超えてはならない。

7.5.3.2　靴底は全体がつま先の部分で曲げることができる同一の素材で作られていなければならない。選手は取り外し可能な中敷きを使うことができるが、その中敷きもつま先の部分で曲げることができなければならない。

7.5.3.3　靴底が柔軟であることを示すため、選手は、ＦＯＰにいるときはいつでも普通の歩き方（踵からつま先）をしなければならない。最初の違反には警告が、違反を繰り返せば２点の減点や失格を科されることになる。

7.5.3.4　床面から靴の上端までの高さ(靴の図のＣ)は靴の長さの２/３を超えてはならない。

7.5.3.5　選手がはく靴は外見上一致した左右のペアでなければならない。

7.5.3.6　**靴の測定**

選手の靴は次の図や表に示された最大値を上回ってはならない。

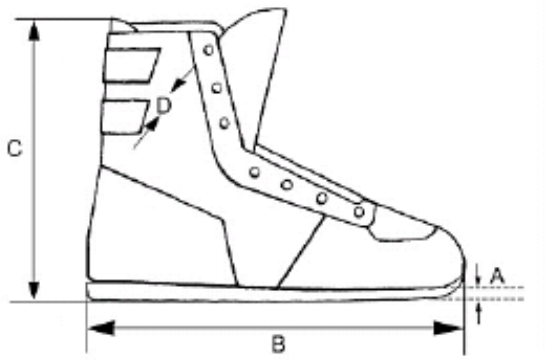

A	つま先における靴底の厚さの最大値　　１０mm
B	靴の全長：はいている者の足の大きさにあったもの
C	靴の高さの最大値：Bの長さの２/３を超えない
D	靴の上部の素材の厚さの最大値　　４mm
靴底は靴の外形に沿ってカーブしていなければならない。また、どの部分においても靴の外形から５．０mmを超えて張り出すことはできない。つま先や踵は方形または平らに切りそろえることはできない。	

7.5.4　**射撃ジャケット**

7.5.4.1　ジャケットの胴部とそでの厚さは、平らな部分のどこを測定しても、裏地を含めて、一重で２．５mm、二重で５．０mmを超えてはならない。ジャケットの丈は手のこぶしの下部を超えて長くしてはならない(ジャケットの図参照)。

7.5.4.2　ジャケットの前合わせは､ボタンかジッパーのような調節のきかない留め具で留めなければならない。合わせの重ねしろはボタン等を留めた状態で１００mm以上あってはならない。（ジャケットの図参照)。ジャケットは着る者の体にゆったりと吊られる状態でなければならない。これを判定するために、ジャケットは、ボタン等を留めた状態よりも、少なくとも７０mm以上重ね合わせることができなければならないが､この測定はボタンの中心からボタンホールの外側までの長さを測らなければならない｡この測定は選手が両腕を体側に下ろした状態で行われる。測定はオーバーラップゲージで、６．０～８．０ｋｇの力をかけて行わ

れなければならない。ボタンホールの周辺部とはボタンホールから１２ｍｍ以内の範囲のことであり、この範囲は厚さが、許可された２．５ｍｍを超えてもよい。

7.5.4.3　人工的な支持を与えるためのストラップ、ひも、連結、縫い目、ステッチ、器具等は禁止される。しかしながら、ジャケットの肩あて付近の生地のたるみを取るために、ジッパー1本または２本以内のストラップをジャケットにつけることは許される(ジャケットの図参照)。これらの規則と図に示されたもの以外のジッパー、留め具、締め具は許可されない。

7.5.4.4　ジャケットの背の部分（バックパネル）は、ジャケットを固くしたり、その柔軟性を損なわない限り、複数の素材を使用した構造のものでもよい。バックパネルのすべての部分は、平らな面で測定して、厚さ２．５ｍｍ以内、固さは３．０ｍｍ以上の制限が守られていなければならない。

7.5.4.5　ジャケットの横の部分（サイドパネル）には、立射姿勢でライフルを支える腕の肘の下に水平方向の縫い目を配置してはならない。

7.5.4.6　選手はジャケットを着てボタンを留めた状態で両腕を完全に伸ばせ（袖を真っ直ぐにする）なければならない。伏射および膝射の際、スリングを付けた腕のジャケットの袖は手首より先に出てはならない。また、姿勢をとった時、手あるいはグローブと銃のストックのフォアエンドとの間に袖をはさんではならない。

7.5.4.7　ベルクロ（マジックテープ)、粘着性のある物質、液体またはスプレー等をジャケット、当て物、靴、床、用具の外側や内側に付けることはできない。ジャケットの生地の表面をざらざらにすることは許される。違反にはルールに従ってペナルティが科せられる。

7.5.4.8　射撃ジャケットには以下の制限を超えない補強パッチを外側の面にのみ付けてもよい。

- ジャケットの生地とすべてのあて物を含む厚さの最大値：一重で１０ｍｍ、二重で２０ｍｍ。
- 肘の部分は両側とも補強パッチを付けることができるが、袖の円周の１/２の範囲を超えてはならない。スリングを付ける腕には上腕部から袖口の手前１００ｍｍのところまで補強パッチを付けることができる。その反対側の腕には最長３００ｍｍの範囲で補強パッチを付けることができる。
- スリングのずれを防ぐために、スリングをつける腕の外側またはジャケットの肩の縫い目に、フック、ループ、ボタンまたは類似の器具を１つだけ取り付けることができる。
- バットプレートの当たる肩の部分の補強パッチは最も長い個所を測定して３００ｍｍを超えてはならない(ジャケットの図参照)。
- 内ポケットはすべて禁止される。
- 外部ポケットは１つだけ、ジャケットの右前部（左選手の場合は左前部）に位置するものは許される。ポケットの最大サイズは、高さはジャケットの下端から２５０ｍｍまで、幅は２００ｍｍまでとする。

7.5.4.9　**射撃ジャケットの測定**

射撃ジャケットは図に示された制限を守らなければならない。

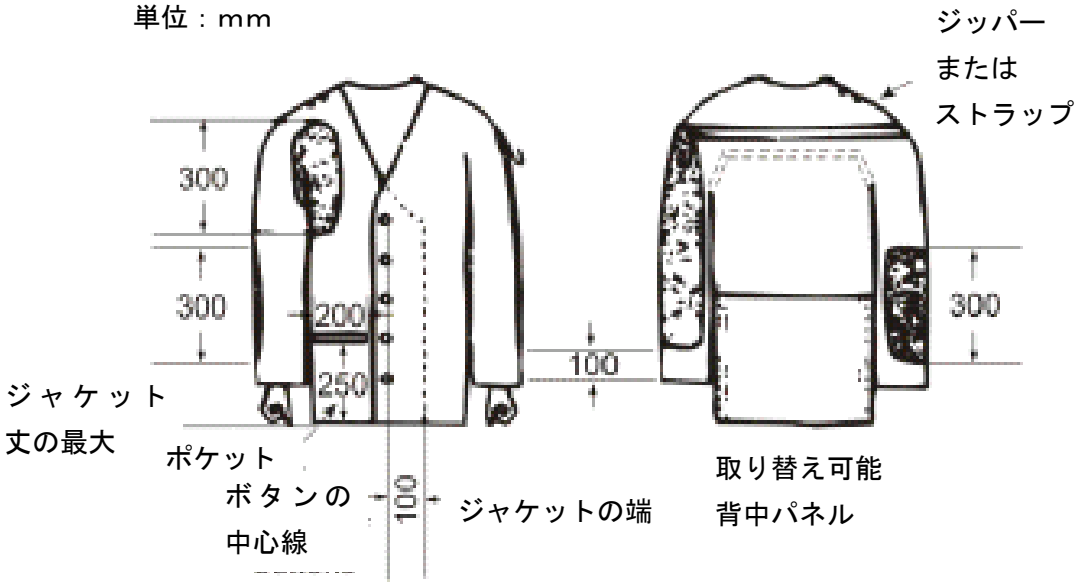

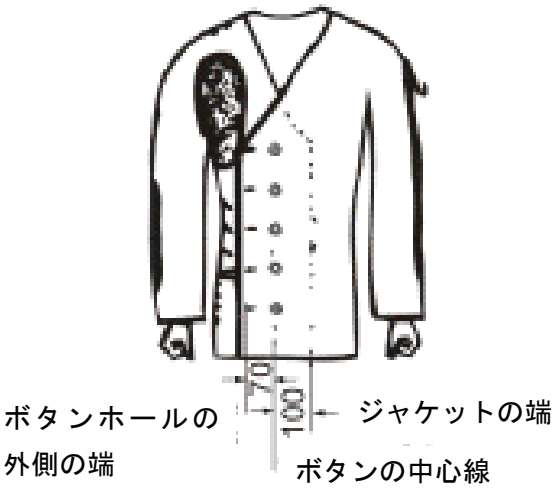

7.5.5　**射撃ズボン**

7.5.5.1　射撃ズボンの厚さは、どの平らな面で測定しても、裏地を含めて、一重で２．５mm、二重で５mmを超えてはならない。射撃ズボン着用の際、上端が骨盤の頂点より５０mmを超えて高くなってはならない。ポケットはすべて禁止される。ズボンの脚部またはお尻の周囲を締め付けるようなひも、ジッパー等はすべて禁止される。ズボンを支えるために幅４０mm以下、厚さ３mm以内の通常のベルトまたは伸縮するサスペンダーを使用してよい。立射姿勢でベルトを着用する場合はバックルや締め具を左腕や左肘の支えとして使用してはならない。ベルトは左腕や左肘の下にあたる部分で二重、三重等にしてはならない。ズボンにウエストバンドがある場合、その幅は７０mmを超えてはいけない。ウエストバンドの厚さが

２．５mmを超える場合はベルトの使用は許されない。ズボン着用の際にベルトを使用しない場合、ウエストバンドの最大の厚さは３．５mmとする。ベルトループ（ベルトを通す輪）は最大７本までで、それぞれの幅が２０mmを超えてはならず、ベルトループ間は８０mm以上あること。ズボンは、１つのホックで５個以下の留め具または受け金具が５個以下のスナップボタンまたは類似の留め具またはベルクロ（マジックテープ）を使用して閉じてもよい。ズボンを閉じる方法は１つの方法のみが許可される。ベルクロ（マジックテープ）と他の方法との併用は禁止する。ズボンは両脚の部分で余裕がなければならない。射撃ズボンを着用しない場合、体のどの部分にも人工的な支えを与えることのない通常のズボンを着用してよい。

7.5.5.2　ジッパー、ボタン、ベルクロ（マジックテープ）、類似の調整できないファスナー類はズボンの次の場所にのみに使用できる。

・ズボンの前開きの開閉のためのファスナーまたは閉め具は１種類のみ。前開きは股より下にのびてはならない。
・閉じることのできない開口部は複数許される。
・ズボンの各々の脚部にファスナーが１本だけ許される。ファスナーの上端はズボンの上端から７０mm以上離れていなければならない。しかし、ファスナーがズボンの脚部の最下部に達してもよい（ジャケットとズボンの図参照）。１ 本のファスナーをズボンの脚の上部前方または脚の後部に取り付けることは許されるが、１本の脚の前後両方に取り付けることは許されない。
・補強はズボンの両膝の部分に付けることができる。膝の補強の最大長は３００mm、幅はズボンの脚部の円周の半分を超えてはならない。ズボンの補強部分の厚さはズボンの生地や裏地を含めて、一重で１０mm、二重で２０mmを超えてはならない。

7.5.5.4　射撃ズボンはライフルの伏射種目では着用してはならないが、ライフルの三姿勢種目の伏射ステージでの着用は許される。

7.5.5.5　**射撃ズボンの測定**

射撃ズボンは次の図に示された制限を守らなければならない。

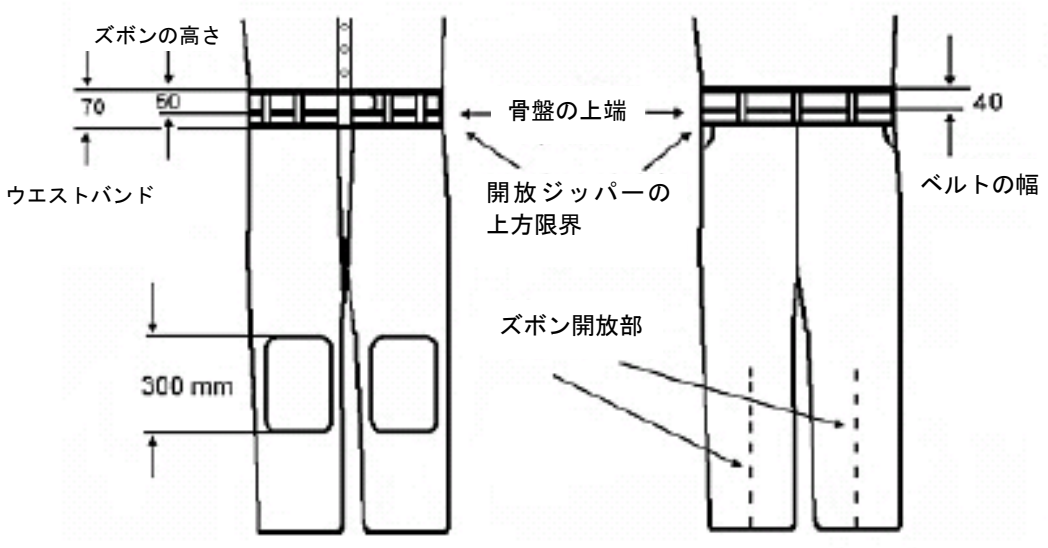

7.5.6　**射撃グローブ**

7.5.6.1　グローブの厚さは、縫い目と継ぎ目を除いた、どこの部分でも、手の甲から手のひらまで重ねて測定して、１２ｍｍを超えてはならない。

7.5.6.2　グローブは着用した際に、リストナックルの中心から測定して、５０ｍｍを超えて長くなってはならない（図参照）。手首の部分のひもや締め具はどのようなものも禁止される。グローブが着用しやすいように手首の部分に伸縮性を持たせてもよいが、着用した際に手首の部分はゆったりとしていなければならない。

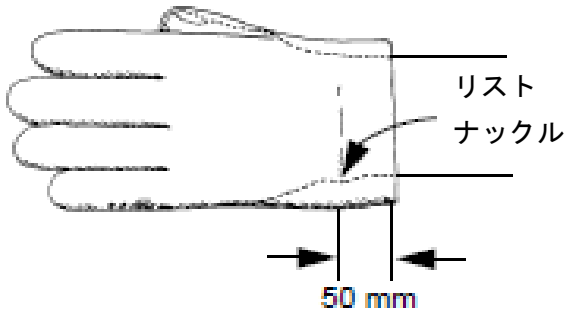

7.5.7　**下着**

7.5.7.1　射撃ジャケットの下に着ける着衣はすべてを合わせて、その厚さは一重で２．５ｍｍ、二重で５ｍｍを超えてはならない。ズボンの下の着衣についても同様の規定が適用される。

7.5.7.2　射撃ジャケット、射撃ズボンの下には、選手の脚、体、腕の動きを固定したり、過度に制限したりしない一般の下着やトレーニングウェアのみが着用できる。これら以外の下着は禁止される。

7.5.8　**用具とアクセサリー**

※7.5.8.1　**監的スコープ**

スコープをライフルに装着することなく、弾着の確認及び風の判定に使用することは、５０ｍおよび３００ｍ種目に限り許される。

7.5.8.2　**スリング**

スリングの幅は最大４０ｍｍ。左上腕部のみに装着し、そこからライフルのフォアエンドに接続させて使用しなければならない。スリングはライフルのフォアエンドとは１点のみで取り付けられる。スリングは手または手首の一方の側のみに沿って通っていなければならない。スリング止め金具またはハンドストップを除いて、ライフルのどの部分もスリングおよびスリングの付属品に触れることはできない。

7.5.8.3　**ライフルレスト**

撃発と撃発の間でライフルを置くためにライフルレストを使用する場合、ライフルレストのどの部分も、その選手の立射姿勢の肩の高さよりも、高くならないようにして使用できる。立射ではライフルレストスタンドを射撃テーブルの前方へ置いてはならない。ニーリングロールをライフルレストとして使用することはできる。ライフルレストにライフルを置いている間、それが隣接の選手に邪魔になっていないか注意を払わなければならない。また、安全

性の確保のため、ライフルレストにライフルを置いている間、選手はライフルを保持していなければならない。

7.5.8.4 **射撃用具箱またはバッグ**

射撃用具箱またはバッグは、射撃線についた選手の前方の肩より前に置いてはならない。ただし立射の際は射撃用具箱またはバッグ、テーブル、スタンドをライフルレストとして使うことはできる。これらの射撃用具箱またはバッグ、テーブル、スタンドは隣接の選手の妨げとなったり、風よけの役目をする様な大きさ、構造であってはならない。

7.5.8.5 **ニーリングロール**

膝射の際は円筒形のニーリングロールを１個だけ使用できる。最大寸法は、長さ２５ｃｍ、直径１８ｃｍである。ニーリングロールは柔らかく曲げることができる材質で作られていなければならない。ロールに形を作るために、しばったり、器具を用いたりすることは許されない。

7.5.8.6 **ニーリングヒールパッド**

最大寸法２０ｃｍ×２０ｃｍの柔軟で圧縮性のある素材でできた物を、膝射姿勢をとったときに、踵の上に置いてもよい。ニーリングヒールパッドは、ライフル用の服装の厚さ測定器で測定して、１０ｍｍより厚くなってはならない。

7.5.8.7 **バイザーと帽子**

帽子やバイザーを着用することはできるが、選手の射撃中は、それらがリアサイトに触れたり置かれたりしてはならない。帽子やバイザーは選手のひたいから８０ｍｍを超えて張り出すことはできず、それらをサイドブラインダーとして使用するように着用することはできない。

7.6 **競技種目運営手順および競技ルール**

7.6.1 **射撃姿勢**

7.6.1.1 **伏射（プローン）**

・選手は射座の床面に直接伏せるか射撃マットの上に伏せることができる。
・選手は肘置き場としてマットを使用することができる。
・体は頭を標的方向に向け射座上で伸ばさなければならない。
・ライフルは両手と一方の肩によってのみ支えることができる。
・ほほは銃床に置くことができる。
・ライフルはスリングによって支えることができるが、左手より後方のフォアエンドに射撃ジャケットが触れてはならない。
・ライフルのいかなる部分もスリングやその部品に触れてはならない。
・ライフルはその他の体の部位または物体に触れたり、託したりてはならない。
・肘より前の前腕と射撃ジャケットの袖は射座の床面から明確に離れていなければならない。
・スリングを巻く(左)前腕は、水平面とその前腕の中心軸のなす角度が３０度以上になるようにしなければならない。
・右手や右腕は左腕、射撃ジャケット、スリングに触れることはできない。

・ライフルの伏射種目では射撃ズボンを着用してはならない。

7.6.1.2 **立射（スタンディング）**

・選手は射座の床面または敷物の上に両足をつけ、人工的または他の支えなしに立たなければならない。
・ライフルは両手、肩または肩の近くの上腕部および右肩に隣接する胸の部分で保持されなければならない。
・ほほは銃床に置くことができる。
・右肩の範囲を超える部分の射撃ジャケットや胸にライフルが触れてはならない。
・左上腕と肘は胸部または腰部に託すことはできる。ベルトを着用する場合、バックルや留め具を左腕や左肘を支えるために使用してはならない。
・ライフルはその他の体の部位または物体に触れたり、託したりてはならない。
・３００ｍスタンダードライフルと１０ｍエアライフルの種目を除き、パームレストは使用することができる。
・３００ｍスタンダードライフルと１０ｍエアライフルのこの姿勢ではハンドストップやスリング留め金具の装着は許されない。
・この姿勢では、スリングの使用は禁止される。
・右手は左手、左腕や左そでと触れてはならない。

7.6.1.3 **膝射（ニーリング）**

・選手は右足のつま先、右膝および左足を射座の床面に接触させて姿勢をとることができる。
・ライフルは両手と右肩で保持できる。
・ほほは銃床に置くことができる。
・左肘は左膝の上で支えられなければならない。
・左肘の先端は膝頭より１００ｍｍを超えて前方に、また１５０ｍｍを超えて後方に位置させてはならない。
・ライフルはスリングによって支えることができるが、左手より後方のフォアエンドに射撃ジャケットが触れてはならない。
・ライフルのいかなる部分もスリングやその部品に触れることはできない。
・ライフルはその他の体の部位または物体に触れたり、託したりしてはならない。
・ニーリングロールを右足の甲の下に置く場合は、右足を４５度以上回転させてはならない。
・ニーリングロールを使用しない場合は、右足はどのような角度ででも置くことができる。このことは右足の側面と下腿が射座の床面と接触することを含むものである。
・上腿および臀部はいかなる部分も射座の床面または射撃マットのどの部分にも接触することはできない。
・射撃マットを使用する場合、選手は射撃マットの上で姿勢をとることもできるが、姿勢の３ヶ所の床面との接点（つま先、右膝、左足）のうちの１ヶ所または２ヶ所だけをマットの上に置くこともできる。他の物体やあて物を右膝の下に敷くことはできない。

・選手のかかとと臀部との間には、ニーリングヒールパッドを使用する場合を除いて、ズボンと下着類だけを着用することができる。射撃ジャケットやその他の物をかかとと臀部の間に置いてはならない。

・右手は左腕、射撃ジャケットの左袖、スリングに触れることはできない。

追 7.6.1.4 **肘射**

追 7.6.1.5 **自由姿勢**

7.7 **ライフル種目**

ライフル種目表 7.9 参照のこと

7.7.1 **５０ｍと３００ｍの三姿勢種目**は**膝射－伏射－立射**の順序で射撃されなければならない。

7.7.2 １５分間の準備および試射時間は本射開始前に行われなければならない（6.11.1.1)。

7.7.3 三姿勢種目では、膝射および伏射の終了後、選手が標的の試射的への切り替えを行うことが許される。選手は、伏射および立射姿勢で、本射に入る前に弾数無制限の試射を行うことができる。これらの試射を行うための追加の時間は許されない。

※7.8 **３００ｍ種目の採点および示点手順－紙標的**

7.8.1 示点係は標的に向けて射撃されたという合図を受けたら、すぐに示点をしなければならない。**示点**は次の方法に従って行われなければならない。示点係は合図を受けたら速やかに以下のことを行われなければならない。

・標的を下げる。

・弾痕を透明ステッカーで覆い、その上に対照色のステッカーを重ねて貼り弾痕の位置を示す。

・標的を上げる。

・示点円板を使用して得点を示す。

7.8.2 示点円板を用いて点数表示を行う場合、直径２００～２５０ｍｍの薄い円板で、一面が黒色もう一面が白色に塗られ、通常その白色面の中心から３０～５０ｍｍ右側に細い棒が取り付けられた物を用いなければならない。

7.8.3 弾痕の得点の表示は次のように行われる（図参照)。

・まず、当該弾痕の位置が示されなければならない。

・１～８点の得点は、円板の黒色面を射撃線側に向け、後の図に示す位置に適切に円板をあてることにより示されなければならない。

・９点の場合は、円板の白色面を射撃線側に向け、標的の黒点圏の中央部の前を２回上下させなければならない。

・１０点の場合は、円板の白色面を射撃線側に向け、後の図に示されるように、標的の黒点圏に沿って右回りに２回転させなければならない。

・標的に当たらなかった弾については、円板の黒色面を選手側に向け、標的の前面で３～４回左右に動かすことで示される。

・標的上の弾痕が０点の場合は、まず前項の０点の表示を行い、その後弾痕の位置を示す。

示点表示図

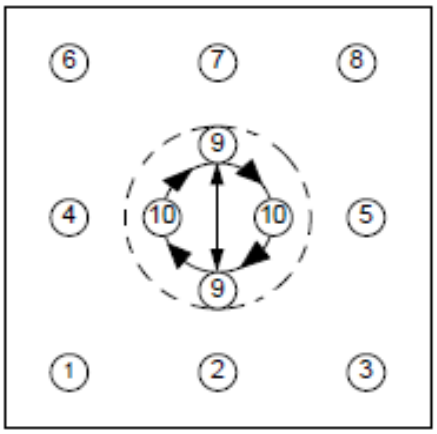

7.8.4　　試射的には、標的の右上隅に黒い射線を入れ、明確な印が付けられなければならない。その線は通常の光条件下で適切な距離から裸眼ではっきりと見えなければならない。監的壕で標的交換をする場合、本射中は試射的を上げてはならない。

※7.9.0　　**ライフル種目一覧表（ＩＳＳＦ）**

種　　目	男／女	弾数	本射撃ち込み数（紙標的）		試射的数（紙標的）	競技時間：監的または標的キャリア（紙標的）	競技時間：電子標的、ゲーマン交換機
			G1, G2, G3+	G3, G4			
１０ｍエアライフル	男 女	６０ ４０	１	国内適用規定参照	４	１時間１５分 ５０分	１時間１５分 ５０分
５０ｍライフル３姿勢	男	１２０	１		各姿勢 ４	３時間１５分	２時間４５分
５０ｍライフル３姿勢	女	６０	１		各姿勢 ４	２時間	１時間４５分
５０ｍライフル伏射	男 女	６０ ６０	１		４	１時間	５０分
３００ｍライフル３姿勢	男	１２０	１０		各姿勢 １	３時間３０分	３時間
３００ｍライフル３姿勢	女	６０	１０		各姿勢 １	２時間１５分	２時間
３００ｍライフル伏射	男 女	６０ ６０	１０		１	１時間１５分	１時間
３００ｍスタンダードライフル３姿勢	男	６０	１０		各姿勢 １	２時間１５分	２時間

注１：１５分間の準備および試射時間は印刷された競技開始時刻の前に始まる。
注２：表中のＧ１～Ｇ４の表記は、公認競技会の格付規程による。
注３：ゲーマン標的交換機を使用する場合の競技時間は、EST と同じである。

※7.10　　**ライフル規格一覧表（国内適用を含む）**

種類	最大重量	引き金	最大銃身／システム長	弾薬	サムホール サムレスト パームレスト ヒールレスト 水準器	その他
１０ｍ エアライフル	５．５ｋｇ （男/女）	セット トリガー は禁止	８５０mm （システム）	４．５mm (.177 口径)	使用できない	二脚は禁止
５０ｍ ライフル	８．０ｋｇ （男） ６．５ｋｇ （女）	制限なし	制限なし	５．６mm (.22 口径) ロングライフル	使用可 パームレスト は立射のみ	
３００ｍ ライフル	８．０ｋｇ （男） ６．５ｋｇ （女）	制限なし	制限なし	最大８mm	使用可 パームレスト は立射のみ	陽炎ベルトの 最大幅は ６０mm
３００ｍ スタンダード ライフル	５．５ｋｇ （男）	セット トリガー は禁止 １．５kg 以上	７６２mm （銃身長）	最大８mm	使用できない	陽炎ベルトの 最大幅は ６０mm 二脚は禁止
※ビーム ライフル	５．５ｋｇ （男/女）	連発式 不可	８５０mm （システム）	－	使用できない	バッテリー 事前検査 二脚は禁止
※ハンティン グライフル	５．５ｋｇ 照準器を 含む	１．０kg 以上	制限無し	AHR:5.5mm 以下 SHR: リ ム フ ァ イア 5.6mm BHR:10.5m 以下	使用できない	競技用銃の変形銃床、可動ﾁｰｸﾋﾟｰｽ、装着ｳｴｲﾄ、装着銃架等は禁止
注：ライフルは全ての付属品をつけて量られなければならない（使用する場合にはパームレスト、ハンドストップも含む）。						

7.11　索引

10ｍエアライフル　7.4.4
１回の検査　7.5.1.2
1 丁のライフル　7.4.1.1
300ｍスタンダードライフル　7.4.3
300ｍスタンダードライフル／10ｍエアライフルの規格　7.4.2
300ｍスタンダードライフルとエアライフルの銃床の拡張　7.4.2.1
300ｍライフル　7.4.5
300ｍ種目での示点－紙標的　7.8
3 姿勢－１姿勢後の標的交換　7.7.3
3 姿勢-射撃順序　7.7.1
3 姿勢－準備時間　7.7.3
50ｍライフル　7.4.5
アクセサリー　7.5.8
厚さ基準　7.5.2.1
厚さ基準-表　7.5.2.1
あて物－ズボン　7.5.5.3
あて物-表　7.5.2.1
動きまたは振動の減衰システム　7.4.1.2
拡張－300ｍスタンダードライフル／10ｍエアライフル　7.4.2.3
競技後の用具への細工　7.5.1.6
競技順序　7.7.2
靴-左右ペア　7.5.3.5
靴-柔軟性　7.5.3.3
靴-中敷き　7.5.3.2
靴-歩行テスト　7.5.3.3
グリップを増やす物質　7.4.2.5
グローブ－厚み　7.5.6.1
グローブ－手首　7.5.6.2
故障によるライフルの交換　7.4.1.1
コンペンセーター　7.4.1.4
サイト　7.4.1.5
サイト－レンズ・レンズシステム・フィルター　7.4.1.5
サムホール－300ｍスタンダードライフル／10ｍエアライフル　7.4.2.2

サムレスト－300mスタンダードライフル／10mエアライフル 7.4.2.2
ざらざらの表面－ジャケット 7.5.4.7
下着 7.5.7
ジャケット－あて物：肩 7.5.4.8
ジャケット－あて物：厚さ 7.5.4.8
ジャケット－あて物：肘 7.5.4.8
ジャケット－サイドパネルの水平縫製 7.5.4.5
ジャケット－スリング留め 7.5.4.8
ジャケットとズボンの下の衣類 7.5.7
ジャケット－伸ばされた袖 7.5.4.6
ジャケット－バックパネルの構造 7.5.4.4
ジャケット－べとつきのある物質、液体 7.5.4.7
ジャケット－補強 7.5.4.8
ジャケット－ポケット 7.5.4.8
ジャケット－ポケットのサイズ 7.5.4.8
ジャケット－両袖を伸ばす 7.5.4.6
ジャケット－肩のたるみベルト 7.5.4.3
ジャケット－重なり／ゆったり 7.5.4.2
ジャケット－人工的支持；ストラップ、ひも、ステッチなど 7.5.4.3
ジャケット－図 7.5.4.9
ジャケット－前留め：ノンアジャスタブル 7.5.4.2
ジャケット－袖の位置 7.5.4.1
ジャケット－胴、袖の長さ 7.5.4.1
銃身長－300mスタンダードライフル 7.4.3
重量－300mスタンダードライフル／10mエアライフル 7.4.2.6
すべてのライフル種目に適用されるルール 7.1.1
ズボン 7.5.5.1
ズボン－あて物 7.5.5.3
ズボン－ウエストバンド：幅、締め具 7.5.5.1
ズボン－サスペンダー 7.5.5.1
ズボン－ジッパー、ファスナー類 7.5.5.2
ズボン－バックル等によるサポート 7.5.5.1
ズボン－ファスナー類 7.5.5.2
ズボン－ファスナー類－脚 7.5.5.2
ズボン－ベルト 7.5.5.1
ズボン－厚さ 7.5.5.1

ズボン－最上部 7.5.5.1
ズボン－図 7.5.5.5
ズボン－余裕 7.5.5.1
スリング 7.5.8.2
電気式トリガー 7.4.1.6
ニーリングヒールパット 7.5.8.6
ニーリングロール 7.5.8.5
パームレスト－300mスタンダードライフル／10mエアライフル 7.4.2.2
パームレスト－50mライフル／300mライフル 7.4.5.2
バットプレート－50mライフル／300mライフル 7.4.5.1
ヒールレスト－300mスタンダードライフル／10mエアライフル 7.4.2.2
ピストルグリップ 7.4.1.3
ピストルグリップ 7.4.2.4
フィルター 7.4.1.5
フォローアップ検査（ルール 6.7.9.1） 7.5
フォローアップ検査前や検査中の用具への細工 7.5.1.6
服装への一時的な細工 7.5.1.5
フック－50mライフル／300mライフル 7.4.5.1
帽子とバイザー 7.5.8.7
補強-ジャケット 7.5.4.8
マズルブレーキ 7.4.1.4
めがね 7.4.1.5
ライフル 3 姿勢－各姿勢後の標的交換 7.7.3
ライフル 3 姿勢－準備と試射 7.7.3
ライフル種目-表（7.9.0） 7.7
ライフルと弾薬 7.4
ライフルレスト 7.5.8.3
ライフル規格表－300mスタンダードライフル／10mエアライフル 7.4.4.1
ライフル共通規格 7.4.1
ライフル寸法表－300mスタンダードライフル／10mエアライフル 7.4.4
ルールの理解 7.1.2
レンズ 7.4.1.5
安全 7.2
引き金の重さ－300mスタンダードライフル 7.4.3
右利き選手－左利き選手 7.1.3

監的スコープ 7.5.8.1
監的スコープ 7.5.8.1
競技後検査 （ルール 6.7.9.2） 7.5
競技者の服装 7.5.1.7
靴－靴底の材質 7.5.3.6
靴－高さ 7.5.3.6
靴－上部の材質 7.5.3.6
靴－図表 7.5.3.6
固さ 7.5.2.2
左眼照準－右利き／右目照準－左利き 7.4.1.5
左利き選手が右目で照準／右利き選手が左眼で照準 7.4.1.5
左利き選手－右利き選手 7.1.3
姿勢 7.6.1
視力矯正レンズ 7.4.1.5
示点－300m種目 7.8
射撃グローブ 7.5.6
射撃ジャケット 7.5.4
射撃ジャケット、射撃ズボン、射撃靴の数 7.5.1.4
射撃ジャケット、射撃ズボン、射撃グローブの素材 7.5.1.3
射撃シューズ 7.5.3
射撃ズボン 7.5.5
射撃用具箱またはバッグ 7.5.8.4
射撃用服装の検査回数 7.5.1.6
射撃用服装の特徴 7.5.1.3
射座からの持ち出し－300mスタンダードライフル 7.4.3
射場および標的規格 7.3
種目別運営手順および競技ルール 7.6
銃身 7.4.1.4
銃身／延長チューブの穴 7.4.1.4
銃身／延長チューブ内の装置 7.4.1.4
銃身長－300mスタンダードライフル 7.4.2.3
女子種目 7.1.4
水準器－300mスタンダードライフル／10mエアライフル 7.4.2.2
装置の長さ－10mエアライフル 7.4.2.3
弾薬 7.4.6
男子種目 7.1.4

通則	7.6
動きの制限、軽減	7.5.5.1
膝射（ニーリング）	7.6.1.3
伏射（プローン）	7.6.1.1
服装の一時的改変	7.5.1.6
服装規定	7.5
目かくし板－リアサイト	7.4.1.5
立射（スタンディング）	7.6.1.2

ライフル　ルール
（ＲＲ）
国内適用規定

ハンティングライフル

ビームライフル

注：当規定の条項番号は競技ルール（ＲＲ）の条項番号に対応している。従って当規定の適用に関しては規則の目的を十分把握の上実行されたい。

7.1.1　本規定は国際競技規則（以下規則）の我が国への円滑なる適用、実行をその目的として制定される。競技会の実施にあたって問題等生じた場合、ジュリーは規則の目的に沿った解決、対処にあたらなければならない。規則に明記されない事態が生じた場合、選手に不利とならない公平な解決策をジュリーの責任のもとで採用するものとする。

7.2　我が国には独自の銃砲刀剣類所持等取締法があり、ゆえに他人の銃器の対する不用意な扱いは厳にこれを慎まなければならない。用具検査、安全に関わる事態に限り、規則を尊重する。

7.4　ライフルと弾薬

ライフル競技用具と弾薬の規格については、GTR6.7.7 並びに GTR 国内規定 6.7.7 も参照のこと。

7.4.1.1　１０ｍエアライフル３姿勢種目にも適用する。

7.4.1.5　満５０歳以上の選手による競技会に限り、スコープレンズ､レンズ作用や視力を強化するその他方法が組み込まれているサイトも使用できる。

スコープ等の倍率は制限しないが、スコープ等を含めたライフルの重量はルールの範囲内でなければならない。

7.4.3-2　**ハンティングライフルのみの規格**

ハンティングライフルとは、本規則にとらわれない狩猟用ライフル銃に代表される一般的な形態の銃をいう。

7.4.3-2.1　呼称と呼び方は、ＡＨＲ（エア・ハンティングライフル）、ＳＨＲ（スモールボア・ハンティングライフル）、ＢＨＲ（ビッグボア・ハンティングライフル）とする。

7.4.3-2.2　競技に使用できる銃の規格は以下の通りとする。

口径・弾薬	AHR	５．５mm以下の鉛弾
	SHR	ＤＲ
	BHR	１０．５mm以下のセンターファイア実包
重量	照準器を含み５．５Kg 以下	
引き金	１．０Kg 以上	
照準器	制限なし、ライフルスコープ（倍率自由）も使用できる。但し競技銃用マイクロサイトは使用できない。	
銃床	7.4.3 を基本とし、サムホールストック、競技用銃の変形銃床、可動式チークピース、パームレスト、装着ウエイト、装着銃架等は使用できない。	
ハンドストップ	スリングレール、ハンドストップは使用できない。	
バットプレート	調整機能を有するものは使用できない。	

スリング	幅３０mm 以下の物は伏射・膝射に使用できるが左手（グローブ）はフォアエンドの負皮止め金具に触れてはならない。スリングの中間に輪を作って腕を通しても良い。（ミリタリースリングは使用できる）スリングの両端をフォアエンドと銃床下部に固定して良い。スリングをコートのスリングキーパーで腕に固定しても良い。

7.4.3-2.3　競技種目の詳細については各競技要項にて定められる。

7.4.3-2.4　採点は GTR6.3.5.2 に規定される採点ゲージを使用することを原則とするが、GTR6.3.5.2 に規定されない口径の弾痕については目視で実施する。

7.4.5-2　**ビームライフル**

ビームライフルは別に定める「検定基準」に合格したものであり、外観上ビームライフル射撃競技に使用されることが明らかであるものでなければならない。

7.4.5-2.1　銃は１発ごとにボルトまたはレバー操作を行った時に光線を発射しうる機構を内蔵しているもので次の条件を含む。

①単発機能であること。

②光径８０±５mm

③光量１０mの距離において３０００ルックス以上

④銃身軸線からフロントサイトの中心までは６０mm以内とする。

7.4.5-2.2　競技は、屋内で実施されるものとする。

7.4.5-2.3　ビームライフル射撃競技の公認競技会における射撃距離（標的設置距離）は 10mとし、光学的反射を利用した射撃距離を採用してはならない。

7.4.5-2.4　バッテリーは競技開始前の用具検査において、検査に合格したものの使用が認められる。

7.5.1.2　ライフル競技用服装の規格については､GTR6.7.7 並びに GTR 国内規定 6.7.7 も参照のこと。

7.5.1.5　ライフル用の服装についての２度目もしくは再検査のための費用については徴収しない。

7.5.8.1　国内では全ての種目で監的スコープが使用できる。

7.6.1.4　**肘射**

7.6.1.4.1　選手は椅子に座し、上体は両肘を射台について支えることができる。

7.6.1.4.2　選手は両肘の下にマット（厚さ５cm 以内、約５０cm×約７５cm）を敷いてもよい。
ただし、マットは原則として主催者の用意したものでなければならない。

7.6.1.4.3　ライフルは両手と一方の肩によってのみ支えることができる。
スリング、ハンドストップの使用は認めない。

7.6.1.4.4　ほほは銃床に置くことができる。

7.6.1.4.5　左手より後方のフォアエンドに射撃ジャケットが触れてはならない。

7.6.1.4.6　ライフルはその他の体の部位または物体に触れたり、託したりしてはならない。

7.6.1.4.7　肘より前の前腕と射撃ジャケットの袖、ならびに肘より後方の上腕は、卓上面またはマッ

トから明瞭に離れていなければならない。

7.6.1.4.8　左前腕は、水平面とその前腕の中心軸のなす角度が３０度以上になるようにしなければならない。

7.6.1.4.9　右手や右腕は左腕、射撃ジャケットに触れてはならない。

7.6.1.4.10　足を射台の脚にからめてはいけない。

7.6.1.5　**自由姿勢**

7.6.1.5.1　特に射撃姿勢を指定せず、着席することを含め制限されない。

7.6.1.5.2　据銃姿勢をとるにあたっては、依託台を使用してもよいが、銃器を依託台等に固定する装置の使用は認められない。

7.8　競技会運営のガイドラインとする。

7.9.0　**ライフル種目一覧表（国内適用）**

<table>
<tr><th rowspan="2">種　目</th><th rowspan="2">男／女</th><th rowspan="2">弾数</th><th colspan="2">本射撃ち込み数（紙標的）</th><th rowspan="2">紙標的の試射的数</th><th rowspan="2">競技時間：監的または標的キャリア（紙標的）</th><th rowspan="2">競技時間：（電子標的）（ゲーマン交換機）</th></tr>
<tr><th>G1,G2,G3+</th><th>G3,G4</th></tr>
<tr><td rowspan="3">１０mエアライフル</td><td>男</td><td>６０</td><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">4</td><td>１時間１５分</td><td>１時間１５分</td></tr>
<tr><td>女</td><td>４０</td><td>５０分</td><td>５０分</td></tr>
<tr><td>男女</td><td>２０</td><td>３５分</td><td>３５分</td></tr>
<tr><td>１０mエアライフル３姿勢</td><td>男女</td><td>６０</td><td>1</td><td>1</td><td>各姿勢４</td><td>２時間１５分</td><td>２時間１５分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１０mエアライフル伏射</td><td>男女</td><td>６０</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">4</td><td>１時間</td><td>１時間</td></tr>
<tr><td>女</td><td>４０</td><td>５０分</td><td>５０分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５０mライフル３姿勢</td><td>男</td><td>１２０</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="6">段級受験の場合は２発以内、伴わない場合は５発以内</td><td rowspan="2">各姿勢４</td><td>３時間１５分</td><td>２時間４５分</td></tr>
<tr><td>男女</td><td>６０</td><td>２時間</td><td>１時間４５分</td></tr>
<tr><td>５０mライフル膝射</td><td>男</td><td>２０</td><td>1</td><td>4</td><td>３０分</td><td>３０分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">５０mライフル伏射</td><td rowspan="3">男女</td><td>６０</td><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">4</td><td>１時間</td><td>５０分</td></tr>
<tr><td>４０</td><td>４５分</td><td>４５分</td></tr>
<tr><td>２０</td><td>３０分</td><td>３０分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５０mライフル自由姿勢</td><td>男</td><td>４０</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">4</td><td>４５分</td><td>４５分</td></tr>
<tr><td>女</td><td>２０</td><td>３０分</td><td>３０分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ビックボアライフル３姿勢</td><td>男</td><td>120</td><td>300m は 10 発以内、150m、100m</td><td>300m、200m は 10 発以内、150m、100m</td><td>各姿勢１但し 50m は各姿勢</td><td>３時間３０分</td><td>３時間</td></tr>
<tr><td>男女</td><td>６０</td><td>２時間１５分</td><td>２時間</td></tr>
</table>

ビックボアライフルスタンダードライフル３姿勢	男	６０	は、5 発以内	は、5 発以内、50m は 2 発以内	２	２時間１５分	２時間
ビックボアライフル伏射	男	６０			各姿勢１但し 50m は２	１時間１５分	１時間
	女	４０				４５分	４５分
		２０				３０分	３０分
ビックボアライフル自由姿勢	男	４０				４５分	４５分
	女	２０				３５分	３５分
ビームライフル立射	男	６０	1		ー	ー	４５分
		３０					２５分
	女	４０					３０分
		２０					２０分
ビームライフル肘射	女	６０					５０分
ビームライフル自由姿勢	男女	２０					２０分

注１：準備と試射時間は印刷された開始時刻の前に始まる。

開始以降は、３姿勢種目を除き、本射のみ撃つことが出来る。

注２：表中のＧ１～Ｇ４の表記は、公認競技会の格付規程による。

注３：ゲーマン標的交換機を使用する場合の競技時間は、EST と同じである。

注４：標的交換設備のない場合の競技時間は、別途競技運営委員会が定める。

注５：多文的を使用する場合、ジュリーが許可した場合を除き、試射的のみに試射を行わなければならない。

第８章

ピストル　ルール
（ＰＲ）

５０ｍピストル

２５ｍラピッドファイアピストル

２５ｍセンターファイアピストル

２５ｍスタンダードピストル

２５ｍピストル

１０ｍエアピストル

８章

8.1　通則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・168

8.2　安全　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・168

8.3　射場および標的基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・168

8.4　用具と弾薬　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・168

8.5　服装規定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・171

8.6　射撃用アクセサリー　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・172

8.7　競技運営手順および競技ルール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・172

8.8　中断とイレギュラーショット　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・177

8.9　２５ｍ種目での故障　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180

8.10　ＥＳＴおよび紙標的システムの故障　・・・・・・・・・・・・・・・・・183

8.11　ピストル種目一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・184

8.12　ピストル規格一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・185

8.13　ピストル外形図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・186

8.14　索引　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・187

注意：図表内に示される数値等は通番の規則に等しい効力を持つものとする。

※については国内適用規定も参照のこと。

追は、国内適用のために追加した項目であり、国内適用規定を参照のこと。

8.1 **通則**

※8.1.1 このルールはＩＳＳＦのテクニカルルールの一部であり、すべてのピストル種目に適用される。

8.1.2 すべての選手、チームリーダーおよび役員はＩＳＳＦルールを熟知し、ルールの効力を保証しなければならない。ルールに従うのは選手の責任である。

8.1.3 右選手に適用されるルールは、左選手の場合、その逆が適用される。

8.1.4 特に男子種目または女子種目限って適用されるルールの他は双方に同様に適用されなければならない。

※8.2 **安全**

安全は最重要事項である。

ＩＳＳＦ安全ルールはＧＴＲ6.2 を参照。

8.3 **射場および標的基準**

標的および標的基準はＧＴＲ6.3 を参照。射場の規格およびその他設備はＧＴＲ6.4 を参照。

※8.4 **用具と弾薬**

8.4.1 **ピストルの共通規格**

8.4.1.1 **グリップ**：グリップの寸法や詳細についてはピストル規格一覧表とピストル外形図を参照。

・グリップのみならずピストルのいかなる部分であっても手以外の部分に触れるように拡張、構築することはできない。通常の射撃姿勢をとったとき、手首は明瞭に自由でなければならない。ブレスレット、腕時計、リストバンド、または類似の物をピストルを持つ手や腕に付けることは禁止される。

・可変式グリップは、選手の手に合わせたときにそれらのルールに適合していれば使用を許される。用具検査後にこれらのルールに反するように調整を変えてはならない。

8.4.1.2 **銃身**：ピストル規格一覧表を参照。

8.4.1.3 **サイト**:ピストル規格一覧表を参照。

・オープンサイトのみが許される。光学レンズ、鏡、スコープ、レーザービーム、プロジェクタードットサイトなどの電子的狙点装置などは禁止される。

・撃発機構を作動するようにプログラムされた照準装置はどのような物も禁止される。

・照星、照門の保護カバーは許可されない。

・矯正用レンズまたはフィルターはピストルに取り付けてはならない。

・矯正用レンズ、めがね、フィルターまたは色つきレンズを選手がかけることはできる。フィルターまたは色つきレンズは矯正用レンズまたはめがねに取り付けてもよい。

8.4.1.4 **電気式トリガー**は次の条件で使用を許される。

・すべての構成部品はピストルのフレームまたはグリップの中にしっかりと内装されていること。

・引金はピストルを保持している手によって操作されること。

・すべての構成部品は用具検査の際にはピストルに装着されていること。

・ピストルは、すべての構成部品が装着された状態で、寸法および重量がルールに適合するものであること。

8.4.1.5　**ケースキャッチャー**は、装着した状態でルール内(寸法と重量)であれば使用を許される。この場合、用具検査係は用具検査票に記載しなければならない。

8.4.1.6　**動きまたは振動の減衰システム**　弾が発射される前のピストルの振動や動きを能動的に減衰、減速または最小化させるような装置、機構またはシステムは禁止される。

8.4.2　**引金の重さの測定**

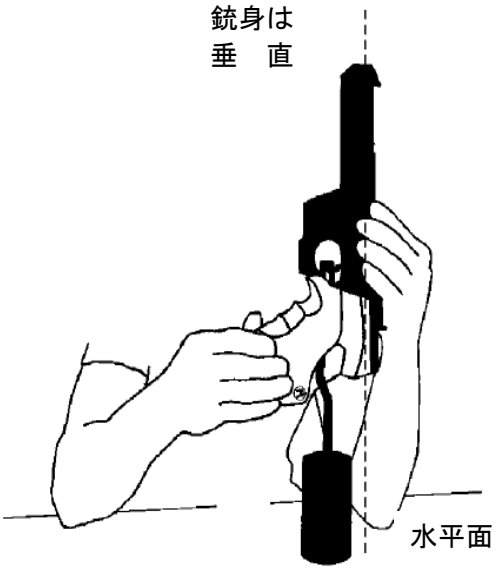

引金は、引金の中央付近に規定重量の検査用錘を吊して、銃身を垂直にして、計らなければならない(図参照)。錘は水平面におかれ、その面から明瞭に持ち上げられなければならない。検査は用具検査係によって運営されなければならない。引金の重さの最小限度は競技中も、その重さを維持されていなければならない。錘の持ち上げは最大３回まで許される。もし合格しなければ、調整の後に再検査される。エアピストルの場合、空気またはガスを発射できる状態で実施しなければならない。

8.4.2.1　引金の重さの測定は次の図に示されたようにして行われなければならない。引金に当てる部分が金属製またはゴム製でナイフの刃先形状となっている錘を使用しなければならない。その部分が円筒状の錘を使用することは許されない。バネや他の装置につながっていない単体の錘を使用しなければならない。

金属製:ナイフの刃先形状

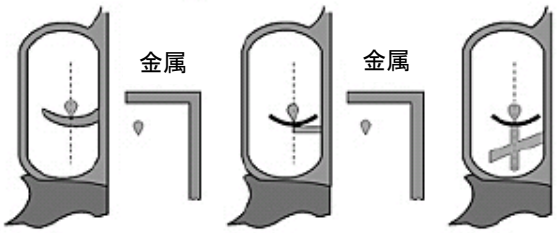

ゴム製:ナイフの刃先形状

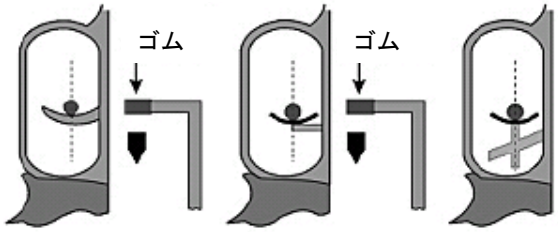

8.4.2.2　検査用錘は、引金の重さの再検査ができるように、競技前、競技中そしてファイナル前に射場内で選手が使えるようにもしておかなければならない。

8.4.2.3　引金のランダム検査は、すべての１０m種目の本選ラウンドおよび２５m種目の本選ラウンドの各ステージの最終シリーズの直後に、行わなければならない。スタンダードピストル種目では６０発終了後に検査が行われるが、２ステージ制（３０発＋３０発）がとられている場合は、各ステージ終了ごとに検査が行われる。各レンジセクションから少なくとも１名（エアピストルでは８射座に１名の割合）が、ピストルジュリーの抽選によって、対象選手として選ばれるべきである。用具検査役員はピストルがケースに格納される前に検査を実施しなければならない。錘持ち上げ検査の試行は最大３回まで許される。検査に合格しなかった選手または選ばれていながら検査にピストルを提出できなかった選手は失格とされなければならない。

8.4.3　**２５mピストルの規格**

・選手は、故障が起きた場合を除いて、その種目のすべてのステージやシリーズで同じ銃を使わなければならない。
・銃身軸線は、普通の射撃姿勢をとったときにピストルをにぎった手の（親指と人差指の間）の上を通らなければならない。
・銃身の長さとは次の部分を測定したもの（ピストル規格一覧表参照）。

半自動式	銃口から遊底前面まで（銃身と薬室の合計）
リボルバー式	銃身のみ（弾倉を除く）

8.4.3.1　**２５mリムファイアピストル**

ピストル規格一覧表に従う、単発式を除く、口径５．６mm（．２２口径）のロングライフル弾用の薬室を備えたリムファイアピストルが使用できる。

8.4.3.2　**２５mセンターファイアピストル**

ピストル規格一覧表に従う、単発式を除く、口径７．６２mm から９．６５mm （．３０口径から．３８口径迄）のセンターファイアピストルが使用できる。

8.4.3.3　**５０mピストル**

・口径５．６mm（．２２口径）のロングライフル弾用の薬室を備えたリムファイアピストルが使用できる。
・５０mピストルにおいては、ハンドカバーが許されるが、それで手首を覆ってはならない。

追 8.4.3-2　**ビームピストル**

※8.4.4　**弾薬**

使用する弾頭は鉛またはこれに似た軟らかい材料のみでつくられねばならない。被甲弾は許されない。ジュリーは検査のため選手の弾薬からサンプルを取ることができる。

種目	口径	その他
１０mエアピストル	４．５mm（．１７７口径）	

２５ｍセンターファイア ピストル	７．６２mm ～ ９．６５mm （．３０口径～ ．３８口径）	ハイパワータイプおよび マグナム弾の使用不可
５０ｍピストル	５．６mm（．２２口径）	リムファイア ロングライフル弾
２５ｍリムファイア ピストル	５．６mm（．２２口径）	リムファイア ロングライフル弾 ラピッドファイアピストル競技では、 最小弾頭重量：２．５３ｇ （３９gr） 最低速度 ： ２５０m/秒 銃口から３．０ｍの距離で測定

8.4.4.1 速度検査はクロノグラフ（速度測定器具）で行われる。テクニカルデレゲートは、ＩＳＳＦテクニカル委員会によって作成された検査手順に従って、クロノグラフの正確性を確認しなければならない。クロノグラフは選手が使用できるように射場内になければならない。

8.4.4.2 各射群あたり１名以上の選手の弾薬が検査されなければならない。用具検査ジュリーは、３０発の本選ステージ開始前ごとに、検査を受ける選手の選出を監督し、検査される弾薬を収集する（選手は競技の各ステージごとに、すくなくとも５０発の弾を用意すべきである）。ジュリーは、その選手が使う弾薬から１０発を抜き取り、ラベルのついた封筒に入れ、封をし、検査役員にそれを手渡さなければならない。ステージ終了後、選ばれていた選手は検査場に行かなければならない。検査役員は３発を弾倉に装填しその選手のピストルに入れて発射し、各弾の発射速度を計測する。平均速度が２５０．０m/ｓを下回った場合、再検査されなければならない。６発の平均速度が２５０．０m/ｓを下回った場合、選手は失格とされなければならない。

※8.5 **服装規定**

8.5.1 すべての練習中ならびに競技中は、女性はドレス、スカート、キュロット、半ズボンまたはズボン、ならびにブラウスまたは上半身の前後と両肩を覆う上着の着用を求められる。男性は長ズボンまたは半ズボンならびに長袖または半袖のシャツの着用を求められる。選手はどのようなタイプの競技力向上衣服も着用することは許されない。すべての選手の服装はＩＳＳＦドレスコード（6.7.6）が守られていなければならない。

8.5.2 半ズボンで競技を行う場合、その半ズボンの裾は膝の中心から上方１５ｃｍより長くなければならない。スカートやドレスにおいてもこの基準は守られなければならない。

8.5.3 セーターまたはカーディガンを着用することはできる。

8.5.4 公式ユニフォームとしてチームに支給されたアスレチックウォームアップスーツまたはトラックスーツの着用は許される。

8.5.5 同じチームに属するメンバーは男女を問わず全員類似のチーム上着を着用しなければなら

ない。

※8.5.6　**選手の靴**

・くるぶしを覆わないようなサイドの低い靴のみが許可される。靴底は足の前方部全体が柔軟でなければならない。

・選手は取り外し可能な中敷きを使うことができるが、その中敷きもつま先の部分で曲げることができなければならない。

・靴底の柔軟性の検査には、ＩＳＳＦの認定した検査器具が使用される。

・靴底が柔軟であることを示すため、選手は、ＦＯＰにいるときはいつでも普通の歩き方（踵からつま先）をしなければならない。最初の違反には警告が、違反を繰り返せば２点の減点や失格を科されることになる。

・**靴底の柔軟性測定装置**　靴底の柔軟性測定に用いる装置は、靴底に上方への規定の圧力を加えた場合の柔軟性を、靴底のなす角度として正確な測定が可能でなければならない。

・**靴底の柔軟性基準**　選手の使う靴の底は、測定装置に靴をはさんで踵の部分に１５Ｎｍの力を加えたときに、２２．５°以上曲がらなければならない。

8.6　**射撃用アクセサリー**

※8.6.1　**監的スコープ**

スコープをピストルに装着することなく弾着の確認および風の判定に使用することは、２５ｍおよび５０ｍ種目に限り許される。

8.6.2　**ピストル運搬用ボックス**

選手は射場にピストルや用具を運び込むために、ピストル運搬用ボックスを用いることができるが、ピストル運搬用ボックスは台やテーブルが 6.4.11.10（高さ０．７０ｍ～１．００ｍ）を遵守している場合、その上に置くことはできない。ファイナルにおいては、競技中はＦＯＰにピストル運搬用ボックスや用具箱を残しておくことはできない。

8.6.3　**ピストルサポートスタンド**

選手は、撃発と撃発との間にピストルを置くために、ピストルサポートスタンドやサポート箱を台やテーブルの上に置くことができる。サポートスタンドやサポート箱を含めた台はテーブル全体の高さの１．００ｍを超えることはできない（6.4.11.10 参照：台の高さの最大値は１．００ｍ）。予選または本選ラウンドではピストル運搬用ボックス（8.6.2）をピストルサポートスタンドとして使用することはできるが、ボックスを載せた台やテーブル全体の高さは１．００ｍを超えてはならない。ファイナルではピストル運搬用ボックスをピストルサポートスタンドとして使用することはできない。

8.7　**競技運営手順および競技ルール**

※8.7.1　**射撃姿勢**

選手は射座内に両足で、人工的または他の支えなしに立たなければならない。ピストルは片手で持たれ、その手で撃発されなければならない。手首は支えの無い状態が明白でなければならない。

8.7.2　**レディーポジション**

２５ｍラピッドファイアピストル種目、２５ｍピストルと２５ｍセンターファイアピストル

の速射ステージおよび２５ｍスタンダードピストルの２０秒、１０秒シリーズの射撃は**レディーポジション**（図参照）の位置からスタートしなければならない。**レディーポジション**では選手の腕は垂直線から前方４５度を超えない角度でなければならない。ピストルを持っている腕は射座の前端より内側の床面を狙わない角度でなければならない。選手は、標的が現れるか、電子標的の場合グリーンライトが点くまで、その姿勢のままで腕を動かしてはならない。

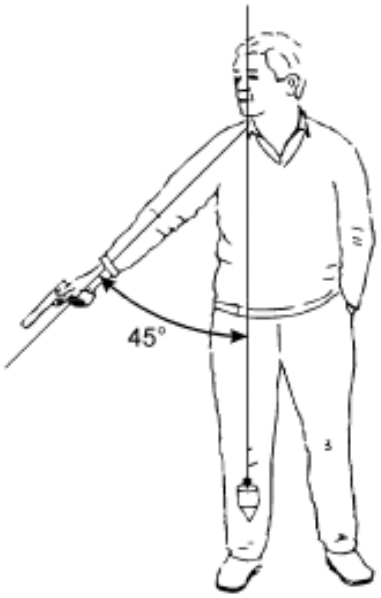

8.7.3 **レディーポジション違反**

２５ｍラピッドファイアピストル、２５ｍピストルおよび２５ｍセンターファイアピストルの速射ステージ、ならびに２５ｍスタンダードピストルの２０秒、１０秒のシリーズにおいて起こるレディーポジション違反。

・選手が腕をあげるのが早すぎ、また、その動作が腕の振り上げ動作の一部（連続した動き）であった。
・腕を充分におろさなかった。
・ライトが変わる前または標的が回り始める前に腕を４５°より高い位置にあげた。

8.7.4 **レディーポジション違反に対する手順**

レディーポジション違反が起きた時

・選手にはジュリーにより警告が発せられ、そのシリーズは記録され、再射されなければならない。
・２５ｍラピッドファイアピストル種目でシリーズが再射された場合、選手には各標的に残った弾痕の最も低い得点が成績として与えられる。その他の２５ｍ種目では、再射を含めた２シリーズ（同時に故障が生じた場合は３シリーズ）の弾痕のうち得点の最も低いほうから５発がその選手の成績となる。
・この違反が、２５ｍラピッドファイアピストル種目の３０発の同じステージで、または２５ｍピストルおよび２５ｍセンターファイアピストルの速射ステージで、または２５ｍスタンダードピストルの２０秒射と１０秒射をあわせたステージで繰り返された場合、同

じ手順が繰り返され、選手には２点のペナルティが科せられる。

・当項で定める違反を３回犯した場合、選手は失格に処せられなければならない。

追 8.7-2　**ビームピストル自由姿勢**

8.7.5　**ピストル種目**

ピストル種目表を参照

8.7.6　**競技規則**

8.7.6.1　**２５m種目の準備時間（プレパレーションタイム）**

・選手は割り当てられた射座に出頭するが、射座に入るのは指示されるまで待たなければならない。

・前の射群の終了後、準備時間の開始前に、射場長は選手を射座に呼ぶ。この号令によってのみ、選手には射座でピストルをボックスから取り出し、ピストルを取り扱うことができるようになる。

・ジュリーと射場役員による競技前チェックは準備時間が始まる前に完了しなければならない。

・準備時間は“ＰＲＥＰＡＲＡＴＩＯＮ　ＴＩＭＥ　ＢＥＧＩＮＳ　ＮＯＷ（プレパレーション　タイム　ビギンズ　ナウ)”の号令により開始される。準備時間中は標的は見えるように、選手に正対していなければならない。準備時間中、選手は射撃線において、銃を取り扱い、据銃、照準、空撃ち練習ができる。

・競技開始前にのみに許される**準備時間**は次の通りである。

２５mスタンダードピストル	５分間
２５m　精密射撃ステージ	５分間
２５m　速射ステージおよび速射種目	３分間

8.7.6.2　**２５m種目の特別ルール**

・すべての２５m種目において、時間は緑ランプの点灯の（または標的が選手に正対する）瞬間に始まり、赤ランプの点灯した(または標的が回転を始めた)ときに終わる。

・標的の回転またはランプの点灯は、射撃線の後方に位置している標的操作係によって操作させることができる。標的操作係は選手の邪魔にならない位置で、しかも射場役員が見え、指示が聞こえる場所にいなければならない。また、標的は射場役員のリモートコントロールシステムによる操作でもよい。

・**ＬＯＡＤ（弾の装填）**　すべての２５m種目の練習および本選においては、“ＬＯＡＤ（ロード)”の号令により、１個の弾倉または銃に５発以内の弾を込めることができる。弾以外のものを弾倉またはシリンダーに装填してはならない。

・選手が“ＬＯＡＤ（ロード)”の号令で、ピストルに**合計５発を超える弾を込めた、**または**２個以上の弾倉に弾を込めた**場合、そのシリーズの得点に、超過した弾１発につき、または超過した弾倉１個につき２点の減点が科せられなければならない。

・“ＬＯＡＤ（ロード)”の号令前の撃発については、失格としなければならない。

・**ＵＮＬＯＡＤ（抜弾）**　すべての種目において、シリーズまたはステージが終わった後、“ＵＮＬＯＡＤ（アンロード)”の号令がかけられなければならない。シリーズが終了し

たとき(銃器故障を除く)、または号令があった場合、どんな状況でも、ただちに選手はピストルから弾を抜かなければならない。

8.7.6.3 **２５ｍラピッドファイアピストル種目本選ラウンドの特別ルール**

・この種目は本射６０発で、３０発ずつ２つのステージに分けて撃つ。
・各ステージは各シリーズ５発の８秒射２シリーズ、６秒射２シリーズ、４秒射２シリーズの６つのシリーズを含む。各シリーズでは規定時間内に５つの標的に各１発ずつ撃つものとする。
・各ステージの開始前に、選手は８秒射５発の試射シリーズができる。
・すべての射撃(試射および本射シリーズ)は号令による。１つのセクションに入る２人の選手は同時に撃たなければならないが、組織委員会は集中管制により２つ以上のセクションに同時に号令できるようにしてもよい。
・一緒に射撃している選手のピストルに故障が起きた場合、その再射のシリーズは他の選手の次のシリーズと一緒に撃たなければならない。一緒に射撃をしていた他の選手がそのステージのシリーズをすべて撃ち終わった後、直ちに最終シリーズが撃たれる。各セクションは個別に作動させることもできる。
・射場役員は“ＬＯＡＤ”の号令の前に、シリーズ時間(**８秒射シリーズ、６秒射シリーズ**など)を告げるか、または、シリーズ時間を選手に見える大きさの数字で表示しなければならない。射場役員が“ＬＯＡＤ”の号令をかけた後、選手は１分以内に準備をしなければならない。
・射場役員は１分間経過した時に次の号令を発する。

“ＡＴＴＥＮＴＩＯＮ（アテンション)”	赤ランプが点灯されなければならない。 紙標的の場合、標的は隠れた状態でなければならない。 選手はピストルをレディーポジションの位置にもっていかなければならない。
	７秒後（±０．１秒）緑ランプが点灯、または、標的が選手と正対しなければならない。

・各シリーズの前には選手は腕を下げ**レディーポジション**を取らなければならない。
・標的は、“ＡＴＴＥＮＴＩＯＮ（アテンション)”の号令の７秒後（±０．１秒)、選手と正対、または、緑ランプが点灯しなければならない。、
・選手は、緑ランプが点灯、または、標的が正対し始めた瞬間からピストルを上げることができる。
・選手は各シリーズ５発を射撃すべきである。
・“ＡＴＴＥＮＴＩＯＮ（アテンション)”の号令後、シリーズは開始されたものとみなされる。この後の発射弾はすべて本射弾として扱われなければならない。
・各シリーズの射撃終了後、次の“ＬＯＡＤ（ロード)”の号令の前に少なくとも１分間の中断時間を設けるべきである。
・連続する射群の発表された開始時刻は、各時刻に各射群が開始できるように適切なものであるべきである。射群と射群の間隔は最低３０分間、もし時間が許せばもっと長くすべ

きである。

8.7.6.4 **２５ｍピストルおよび２５ｍセンターファイアピストルの特別ルール**

各種目は６０発の本射で各３０発の２つのステージに分かれている。

ステージ	シリーズ数および発射弾数	試射および本射の制限時間
１．精密射撃ステージ	５発の６シリーズ	５分
２．速射ステージ	５発の６シリーズ	下記参照

・各ステージの開始前、選手は５発の試射シリーズを１回撃つことができる。

・射場役員は各シリーズの前に“**ＬＯＡＤ**（ロード)”の号令をかけなければならない。“**ＬＯＡＤ**（ロード)”の号令の後、選手は１分間でピストルに正しい数の弾を込め、射撃準備をしなければならない。

・試射および本射シリーズの終了時、“**ＵＮＬＯＡＤ**（アンロード)”の号令がかけられた後には、射場役員が次のシリーズを開始するために“**ＬＯＡＤ**（ロード)”の号令をかける前に、１分間の休止をとらなければならない。

・射撃は適切な号令または信号によって開始される。

・選手全員が精密射撃ステージを完了した後、速射ステージを始めることができる。

・速射ステージの各シリーズでは、標的は５回現れるか、または、電子標的を使用する場合、１発ごとに３秒間(＋０．２秒～０．０秒)緑ランプが点灯する。標的の隠れている時間、または、電子標的使用の場合、赤ランプの点灯している時間は７秒（±０．１秒）でなければならない。標的が現れている間に１発ずつ撃ち込む。

・選手は本射シリーズと同じ時間、同じ号令で試射シリーズを行う。

“**ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＳＩＧＨＴＩＮＧ　ＳＥＲＩＥＳ　－　ＬＯＡＤ**（フォー　ザ　サイティング　シリーズ　－　ロード)”	選手は１分間以内に弾の装填をする。
“**ＦＯＲ　ＴＨＥ　ＦＩＲＳＴ／ＮＥＸＴ　ＣＯＭＰＥＴＩＴＩＯＮ　ＳＥＲＩＥＳ　－　ＬＯＡＤ**（フォー　ザ　ファースト／ネクスト　コンペティション　シリーズ　－　ロード)”	選手は１分間以内に弾の装填をする。
“**ＡＴＴＥＮＴＩＯＮ**（アテンション)”	赤ランプが点灯、または紙標的を使用している場合、標的は隠れなければならない。７秒（±１．０秒）後、緑ランプが点灯、または標的が選手と正対する。

・各撃発前には、選手は腕を下げ、**レディー**ポジションをとらなければならない。

・シリーズ中はピストルを台やテーブルに置いてはならない。

・シリーズは、“**ＡＴＴＥＮＴＩＯＮ**（アテンション)”の号令の後、赤ランプの点灯、ま

たは、標的が側面を向き始めた瞬間から開始されたものとみなされる。この後の発射弾はすべて本射弾として扱われなければならない。

8.7.6.5 **２５ｍスタンダードピストルの特別ルール**

この種目は本射６０発、各２０発ずつの３ステージに分けられる。各ステージは５発の４シリーズで構成される。

ステージ	シリーズ数および発射弾数	各シリーズの制限時間
1	５発の４シリーズ	１５０秒
2	５発の４シリーズ	２０秒
3	５発の４シリーズ	１０秒

・選手は本射の前に１５０秒以内で５発の試射シリーズを撃つことができる。

・射場役員は“**ＬＯＡＤ**（ロード)”の号令の前に、シリーズ時間(１５０秒射シリーズ、２０秒射シリーズなど)を告げるか、またはシリーズ時間を選手に見える大きさの数字で表示しなければならない。

・射場役員が“**ＬＯＡＤ**（ロード)”の号令をかけた後、選手は１分以内に準備をしなければならない。

・射場役員は１分間経過した時に次の号令を発する。

“**ＡＴＴＥＮＴＩＯＮ**（アテンション)”	赤ランプが点灯、または標的が隠れる。７秒（±１．０秒）後、緑ランプが点灯、または標的が選手と正対する。

・１５０秒射シリーズを除いて、各撃発前には、選手は腕を下げ、**レディー**ポジションをとらなければならない。

・シリーズは、射場役員の“**ＡＴＴＥＮＴＩＯＮ**（アテンション)”の号令の後、赤ランプの点灯、または標的が側面を向き始めた瞬間から開始されたものとみなされる。この後の発射弾はすべて本射弾として扱われなければならない。

・種目を２つのパートに分けて行う必要があるときは、各パートは次のように構成しなければならない。

ステージ	シリーズ数および発射弾数	各シリーズの制限時間
1	５発の２シリーズ	１５０秒
2	５発の２シリーズ	２０秒
3	５発の２シリーズ	１０秒

・選手は各パートの開始前に１５０秒以内で５発の試射シリーズを行うことができる。

8.8 **中断とイレギュラーショット**

8.8.1 **２５ｍ種目およびステージでの中断**

安全または技術的理由（選手の責任によらない）により、射撃が中断された場合。

・中断時間が１５分を超えた場合、ジュリーは５発の試射シリーズを１回追加することを許可しなければならない。

・２５ｍラピッドファイヤピストルと２５ｍスタンダードピストルでは、中断されたシリーズは無効とし、再射をしなければならない。再射されたシリーズはその選手の得点として

記録されなければならない。

・２５ｍピストルおよび２５ｍセンターファイアピストルでは、中断されたシリーズは完射されなければならない。完射されたシリーズはその選手の得点として記録されなければならない。

・精密射撃ステージにおいては、制限時間を１発につき１分間とし、そのシリーズを完射させる。

8.8.2 **２５ｍ種目およびステージでのイレギュラーショット（不規則弾痕）**

8.8.2.1 **超過弾（２５ｍ）**

選手が標的上にピストル種目一覧表（8.11）の規程弾数以上を撃った場合、または、速射ステージで１回の標的の出現に２発以上射撃した場合、その標的上の最高得点から順に無効として、採点されなければならない。

・また、超過弾１発につき２点ずつそのシリーズの得点から減点されなければならない。

・このペナルティは選手が５発を超える弾数を装填したことによる２点の減点に追加して科せられる。

・２５ｍピストル、２５ｍセンターファイアピストル種目の速射ステージでの１回の標的の出現に２発射撃した場合は、その事例が発生するごとに２点ずつ減点されなければならない。

8.8.2.2 **試射における超過弾（２５ｍ）**

選手がピストル種目一覧表（8.11）で規定された以上の試射弾を撃った場合、または、射場役員あるいはジュリーによって承認されている以上の試射弾を発射した場合、超過弾１発につき２点の減点が本射の第１シリーズの得点にペナルティとして科せられなければならない。このペナルティは選手が５発を超える弾数を装填したことによる２点の減点に追加して科せられる。

8.8.2.3 **時間外の発射弾（２５ｍ）**

・“ＬＯＡＤ（ロード）”の号令の後、本射シリーズ開始前に暴発した場合、採点はされないが、続くシリーズから２点が減点されなければならない。このペナルティは試射シリーズには適用されない。この暴発を起こした選手は続けてすぐに射撃する事は許されず、他の選手がそのシリーズを完了するまで待たなければならない。その後、故障の場合と同様に、当該選手は射場役員に申告をしなければならない。射場役員は、当該選手に次の通常シリーズの時間帯で暴発の発生したシリーズを撃たせることを許可する。最終シリーズは、すべての選手がそのステージを完了した後、直ちに行われる。この手順をふまずに選手が射撃を続けた場合、暴発は０点と採点される。

・精密射撃ステージでは“ＳＴＯＰ（ストップ）”の号令または信号の後に発射された弾は０点と採点されなければならない。その弾痕が特定できない場合、その標的の最も高い得点の弾痕から順に取り消され、０点として採点されなければならない。

8.8.2.4 **試射的への誤射（クロスファイア）（２５ｍ）**

選手が試射を別の選手の試射的に撃ち込んだ場合、撃ち込んだ選手は再射は許されないが、ペナルティは科されない。撃ち込まれた弾痕が誰のものか明確に迅速に判明しない場合、撃

ち込まれた選手は試射の再射をする権利を持つ。

8.8.3 **不適正な号令（２５ｍ）**

・射場役員の不適正な号令または動作のために射撃開始の合図が与えられ、その時に選手が射撃の準備ができていない場合、選手はピストルの銃口を下げ、空いている手をあげ、そのシリーズの後、すぐ射場役員またはジュリーに申告しなければならない。

・申告が正当であると判断された場合、その選手にシリーズの射撃が許されなければならない。

・申告が正当であると判断されなかった場合、選手はそのシリーズの射撃はできるが、そのシリーズの得点から２点の減点がペナルティとして科せられなければならない。

・選手が不適正な号令または動作に従ってシリーズの初弾を撃った場合、抗議は受け付けられない。

8.8.4 **妨害**

射撃中に妨害を受けたと判断した選手は、ピストルの銃口を下げ、空いている手を上げて、ただちに射場役員またはジュリーに申告しなければならない。その際、他の選手を妨害することがないようにしなければならない。

申告が正当であると判断された場合

・そのシリーズ（２５ｍラピッドファイアピストルと２５ｍスタンダードピストル）は取り消され、選手はそのシリーズの再射ができる。

・その弾痕（２５ｍピストルと２５ｍセンターファイアピストル）は取り消され、選手は再射し、シリーズを完了することができる。

申告が正当であると判断されなかった場合

・そのシリーズが完了していた場合、その弾痕やシリーズは選手の得点として記録されなければならない。

・選手が妨害の申し立てをしたためにシリーズが完了していない場合、選手はそのシリーズの再射または完射ができる。この場合の得点およびペナルティは次のとおりとする。

・**２５ｍラピッドファイアピストル種目**においては、そのシリーズは再射ができ、そして各標的上の低い点数の合計点が得点として記録されなければならない。

・**２５ｍスタンダードピストル種目**においては、そのシリーズは再射ができ、標的上の低い方から５発の合計点が得点として記録されなければならない。

・**２５ｍピストルと２５ｍセンターファイアピストル種目**においては、そのシリーズは完射され、その得点が記録されなければならない。

・再射または完射されたシリーズの得点からさらに２点が減点されなければならない。

・どの再射シリーズにおいても、標的上に５発発射しなければならない。発射されなかったり、標的に当たらなかった発射弾は０点として記録されなければならない。

8.8.5 **不規則な時間に対する申告**

8.8.5.1 選手は号令の間隔や緑ランプの点灯または標的が現れ出す間隔の時間経過が、早すぎるかまたは遅すぎるためにルールに定められた時間に従っていないと判断した場合、ピストルの銃口を下げ、空いている手を挙げてただちに射場役員またはジュリーに申告しなければならな

い。その際、他の選手を妨害することがないようにしなければならない。

・選手の**申告が正当であると判断された**場合、選手はそのシリーズの始めからやり直すことができる。

・選手の**申告が正当であると判断されなかった**場合、そのシリーズの射撃はできるが、そのシリーズの得点から２点の減点がペナルティとして科せられなければならない。

・選手がシリーズの**初弾を撃った**場合、このような申告は受け入れられない。

8.8.5.2 選手がその**シリーズの時間が規程より短すぎる**と感じた場合、そのシリーズが終った後、ただちに射場役員に申告することができる。

・射場役員およびジュリーは機械のタイミングが正しいものであるかを確認しなければならない。

・もし不良が確認されれば、当該選手のそのシリーズは無効とし、再射されなければならない。

・選手の申告が正当であると判断されなかった場合、そのシリーズの結果は採点され記録されなければならない。

8.9 **２５ｍ種目における故障**

種目での規定のない限り、２５ｍピストル種目の本選ラウンドを通して、１回の故障（許容できるものであれ、許容できないものであれ）のみが認められる。

8.9.1 **すべての２５ｍピストル種目**

許容できる故障が認められる回数は次の通りである。

・２５ｍラピッドファイアピストル、２５ｍピストルおよび２５ｍセンターファイアピストルでは、３０発ステージごとに１回。

・２５ｍスタンダードピストルでは、１５０秒射ステージで１回、２０秒射、１０秒射の両ステージを合わせた中で１回。

・２５ｍピストル種目において、**許容できる故障によって中断されたシリーズ**は、次の通常シリーズの時に一緒に再射または完射される。そのステージの最終シリーズは、他の選手がそのステージを終了した直後に行われる。

・故障後の再射シリーズの採点には、適正な様式（ＲＦＰＭまたはＳＴＤＰ）を使用しなければならない。様式はＧＴＲ6.8 にある。

8.9.2 **故障の修理**

ピストルが故障した場合、選手にはそのピストルの修理が許される。いずれの場合でも、射場役員やジュリーはとるべき措置を決定できるように報告を受けていなければならない。

・選手は競技を再開するために最大１５分間のピストルの修理または交換の時間が許される。

・修理に１５分間以上かかると思われるときは、選手の要請により、さらなる追加時間をジュリーにより与えることができる。

・追加時間が許された場合、選手はジュリーによって決められた射座で、時間内に競技を完了するか、または、同じ機構（セミオートマチックまたはリボルバー）で、同じ口径の別のピストルで射撃を継続することができる。

・別のピストルを使用する場合、そのピストルも用具検査係による承認をうけていなければならない。
・２５ｍ種目では、ジュリーは５発の追加試射１回を許可しなければならない。

8.9.3 **２５ｍピストル種目での故障**

・故障のため弾を撃つことができず、選手が故障を申し出る場合、選手はピストルを保持したまま、銃口を下に向け、空いている手をあげて、すぐに射場役員に知らせなければならない。この際、他の選手を妨害することがないようにしなければならない。
・選手は故障を直し、シリーズを継続しようとしたあとでは、**許容できる故障**の申し出はできない。ただし、撃針が折れたり、ピストルが機能できないほどひどく部品が破損したような場合は、この限りではない。
・試射シリーズで生じた故障(許容できるものであれ、許容できないものであれ)は、故障としては記録されることはない。許容できる故障の場合、選手は直ちに、その種目の試射シリーズとして明記されている時間内で、撃つことのできなかった試射を撃ち、試射シリーズを完射することができる。精密射撃ステージでは、最長２分間で撃てなかった試射弾を直ちに再射することができる。許容できない故障の場合、試射シリーズにおけるそれ以上の試射を撃つことはできない。

8.9.4 **故障の種類**

8.9.4.1 **許容できる故障（ＡＭ：ＡＬＬＯＷＡＢＬＥ ＭＡＬＦＵＮＣＴＩＯＮ）**

・銃身内の停弾。
・引金機構の作動不良。
・引金機構は作動したが、薬室内に未発射の弾が残った場合。
・薬莢が排出されない場合（ケースキャッチャーが使用されていても当項は適用される)。
・弾、弾倉、シリンダーまたは他の部品の作動不良。
・撃針が折れるなどピストルが機能できなくなるほど部品がひどく損傷した場合。
・引金を引くことなく自動的に弾が発射された場合。選手は直ちに射撃を中止しなければならず、射場役員やジュリーの許可がない限り、そのピストルを継続して使用することはできない。電子標的の場合、初弾は記録され、その点数は選手の得点となる。紙標的の場合、自動連射で発射された弾の弾痕については、再射シリーズの前に、標的上の上方位置の弾痕を無効とすべきである。再射シリーズの後、当該の標的上で無効とされた弾痕を除いた全ての弾痕が、そのシリーズの得点を算出するための対象とされなければならない。
・弾の装填不良や空薬莢の排出不良の場合。ケースキャッチャーが使用されていても、当項は適用される。

8.9.4.2 **許容できない故障（ＮＡＭ：ＮＯＮ－ＡＬＬＯＷＡＢＬＥ ＭＡＬＦＵＮＣＴＩＯＮ）**

・選手がブリーチ、内部機構や安全装置に触れたり、射場役員が点検する前にピストルが他の人に触れられた場合。
・安全装置が解除されていなかった場合。
・選手がピストルに弾を装填していなかった場合。
・選手が規定の弾数より少なく装填した場合。

・選手が前弾の発射後、引金を十分にゆるめなかった場合。
・不適合な弾薬が装填されていた場合。
・弾倉が正しく装着されていなかったか、または射撃中に脱落した場合。ただし、機構の損傷のために弾倉が脱落した場合を除く。
・その故障の原因が選手により排除できたと合理的に判断できる場合。

※8.9.4.3　**故障の原因の決定**

ピストルの外観からでは故障の明白な理由を決定できず、また銃身内での停弾の兆候や選手の主張もない場合、射場役員はピストルの発射機構に触れないようにして取り上げ、安全な方向に向けて、１回だけ引金を引き、引金機構が作動していたかを確かめなければならない。
・ピストルがリボルバーで、撃鉄がコッキングされていない場合、射場役員は引金を引いてはならない。
・ピストルが発射しなかった場合、射場役員は故障の原因を決定し、その故障が許容できるかどうか決めるために、ピストルの検査を完遂しなければならない。
・射場役員はピストルの検査の後に“**許容できる故障**”か“**許容できない故障**”かを決定する。

8.9.4.4　**許容できない故障**の場合、発射されなかった弾は０点として採点される。再射や完射は許されない。発射された弾の点数のみがその選手の得点となる。選手はその種目の残りの射撃を継続することはできる。

8.9.4.5　**許容できる故障に対する手順－２５ｍラピッドファイアピストルと２５ｍスタンダードピストル**

・すでに発射された弾の数は記録されなければならず、シリーズは再射することができる。
・選手はいずれの再射シリーズでも標的に向け５発発射しなければならない。再射シリーズで発射されなかったり、標的に当たらなかった弾は０点として採点されなければならない。
・２度目の故障が生じた場合、選手は再び再射をすることはできない（しかし発射されなかった弾が０点と採点されることは**ない**）。選手はその種目の残りの射撃を継続することはできる。
・**得点－２５ｍラピッドファイアピストル**：２回のシリーズで各標的に発射された弾痕のうち最も低い点数の合計が得点として記録されなければならない。
・**得点－２５ｍスタンダードピストル**:標的上の最も低い点数から５発の合計点が記録されなければならない。
・選手が許された１回の再射でシリーズを完射することができなかった場合、故障の起こったシリーズまたは再射シリーズで発射できた弾数のうち多い弾数分、最も低い点数から合計し、得点としなければならない。

8.9.4.6　**許容できる故障に対する手順－２５ｍピストルと２５ｍセンターファイアピストル**
精密射撃ステージおよび速射ステージ

・発射された弾の数は記録され、シリーズは完射できる。
・完射シリーズの弾は次のシリーズの開始後ただちに（精密射撃ステージでは１発につき

１分間の射撃時間が与えられる)、 または、標的が最初に正対したとき（速射ステージ）に撃たれなければならない。

・発射されなかったり、標的に当たらなかった弾は０点として採点されなければならない。

・５発のシリーズは通常の方法で採点されなければならない。

8.10 **電子標的または紙標的装置の故障**

8.10.1 **射場またはセクションのすべての標的装置が故障した場合**

・経過した射撃時間は射場長とジュリーによって記録されなければならない。

・各選手の撃ち終わった本射弾は数えられ、記録されなければならない。射場が停電になった場合、標的装置が発射弾痕を記録できるようになるまで電力供給が回復するのを待てばよい。この場合、射座のモニターの正常作動は要求されない。

・標的が修理され、全射場またはそのセクションが機能するようになった後、以下のルールに従って､本射シリーズが開始される前に追加の試射シリーズと１分間の中断時間が与えられる。

・**２５ｍピストルと２５ｍセンターファイアピストル**　選手は**許容できる故障**の場合と同じ方法で５発のシリーズを**完射**する｡選手は標的が故障したために記録されなかった弾数を撃つべきである。

・**２５ｍスタンダードピストルと２５ｍラピッドファイアピストル**　シリーズが**完射、記録されなかった**場合、そのシリーズは**取り消され、再射**される。５発のシリーズが記録されている選手は、その採点を得点とし、その選手には再射は許可されない。

8.10.2 **１個または１グループの電子標的が故障した場合**

１個の標的または５個の標的からなる１グループの標的（２５ｍラピッドファイアピストル種目）が故障し、すぐに修理することができない場合、選手を同じ射群または後の射群の射座に移動させることができる。問題が解決した後、上記のルールに従って次のシリーズが開始される前には、試射シリーズと１分間の中断時間が与えられる（8.10.1)。

8.10.3 **弾痕の記録や表示に関する故障**

２５ｍ電子標的のモニターの弾痕の位置表示や得点記録や予期せぬ０点の表示に対する不満がある場合、

・２５ｍピストルや２５ｍセンターファイアピストルの精密射撃ステージや２５ｍスタンダードピストルの１５０秒射のシリーズの場合、選手は直ち（次弾を発射する前）に最も近くの射場役員に知らせなければならない。

・２５ｍピストルや２５ｍセンターファイアピストルの速射ステージや２５ｍスタンダードピストルの速射ステージの場合、選手はその５発シリーズを継続し、そのシリーズが終了したら直ちに最も近くの射場役員に知らせなければならない。

・選手はジュリーの決めた時間内にシリーズを完射するように指示される。

・再射シリーズは行われない。得点は審査ジュリーによって決定される。そのシリーズが完了した後、電子標的の検査手順が行われる。

追 8.10.4 **標的装置の故障（ビームピストル）**

※8.11　　ピストル種目一覧表（ＩＳＳＦ）

<table>
<tr><th rowspan="2">種目</th><th rowspan="2">男
／
女</th><th rowspan="2">発
射
弾
数</th><th colspan="2">１枚の標的への
撃ち込み数
（紙標的のみ）</th><th rowspan="2">紙標
的の
試射
的数</th><th rowspan="2">試射弾数</th><th rowspan="2">採点
および
紙標的の
治痕</th><th rowspan="2">時間制限
（ＥＳＴ以外）</th><th rowspan="2">準備
および
試射
時間</th></tr>
<tr><th>G1, G2, G3+</th><th>G3, G4</th></tr>
<tr><td>１０ｍ
エア
ピストル</td><td>男
女</td><td>60
40</td><td>１</td><td rowspan="6">国内
適用
規定
参照</td><td>４</td><td>無制限
「準備および試
射時間」内</td><td>審査室
にて</td><td>１時間１５分
（１時間３０分）
５０分
（６０分）</td><td>１５分間</td></tr>
<tr><td>５０ｍ
ピストル</td><td>男</td><td>60</td><td>５</td><td>２</td><td>無制限
「準備および試
射時間」内</td><td>審査室
にて</td><td>１時間３０分
（１時間４５分）</td><td>１５分間</td></tr>
<tr><td>２５ｍ
ラピッドフ
ァイア
ピストル</td><td>男</td><td>60</td><td>１
各選手
各ステージ毎に
新標的
（１＋６発毎）</td><td>５</td><td>各ステージ
において
８秒射
５発
１シリーズ</td><td>各シリー
ズ
の後</td><td>８秒射、６秒射、４
秒射各２回の５発シ
リーズの合計３０発
の
ステージを２回</td><td>３分間</td></tr>
<tr><td>２５ｍ
ピストル</td><td>女</td><td>60</td><td>１５</td><td rowspan="3">１</td><td rowspan="2">各ステージに
おいて
５発
１シリーズ</td><td rowspan="3">各シリー
ズ
の後</td><td rowspan="2">精密ステージ
５分間で５発シリー
ズを６回の合計３０
発
速射ステージ
速射で５発シリーズ
を６回の合計３０発</td><td rowspan="3">精密
ステージ
５分間

速射
ステージ
３分間</td></tr>
<tr><td>２５ｍ
センターフ
ァイア
ピストル</td><td>男</td><td>60</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>２５ｍ
スタン
ダード
ピストル</td><td>男</td><td>60</td><td>１５</td><td>１５０秒射の
５発１シリーズ</td><td>１５０秒射
２０秒射
１０秒射
各４回の
５発シリーズ</td></tr>
<tr><td colspan="10">注１：表中のＧ１～Ｇ４の表記は、公認競技会の格付規程による。</td></tr>
</table>

※8.12　　ピストル規格一覧表（国内規程を含む）

型式	1)ピストル重量 2)引金の重さ	基準箱の大きさ（mm）	1)銃身長 2)照星-照門間の距離 3)銃全長	グリップ	その他
１０ｍ エアピストル	1）最大 1500ｇ 2）最小　500ｇ	４２０× ２００× ５０	基準箱内	下記（ａ）参照	単発 穴あき銃身、穴あきの銃身装着品は許される
５０ｍ ピストル	1）制限なし 2）制限なし	制限なし	制限なし 制限なし	特別な グリップは 許される	単発 ハンドカバーは手首を覆わないものは許される
２５ｍ リムファイア ピストル	1）最大 1400ｇ 2）最小 1000ｇ	３００× １５０× ５０	1）最長 153mm 2）最長 220mm	下記（ｂ）参照	コンペンセーターマズルブレーキ 穴あき銃身 または同様の効果のある装置等は 禁止される
２５ｍ センター ファイア ピストル	1）最大 1400ｇ 2）最小 1000ｇ				
※ビーム ピストル	1）最大 1500ｇ 2）最小 500ｇ	４２０× ２００× ５０	基準箱内	下記（ａ）参照	
※エアハンドライフル	1）最大 1300ｇ 2）最小 500ｇ	－	1)380mm以上 3)800mm以上	下記（ｃ）参照	単発 穴あき銃身、穴あきの銃身装着品は許される

（ａ）**１０ｍエアピストルグリップ**：グリップ、フレームや装着品に手首のどの部分も触れてはならない。ヒールレストはグリップに対し９０°以上でなければならない。このことはグリップの横方面だけでなく、前方、後方にも同様に適用される。ヒールレストやサムレストの上方へのわん曲および親指の外側の下方へのわん曲は禁止される。サムレストは親指が上方に向け自由に動かせなければならない。グリップは手を取り囲んではならない。ヒールレストやサムレストを含みグリップおよびフレームのわん曲はピストルの軸方向に沿ったものは許される。

（ｂ）**２５ｍピストルグリップ**：上記の（ａ）に加え、親指と人差し指の間の手の上方を覆う、フレームまたはグリップの後方部の長さはグリップの最深部から３０mm以内でなければならない。グリップの尾部は上方に向かう角度が４５°以上でなければならない。

（ｃ）**１０ｍエアハンドライフルグリップおよび銃床**：銃床は床尾を肩つけし側面に頬つけして照準ができ、かつグリップの形状と合わせて、一般的なエアライフルの形態を極端に逸脱するものであってはならない。銃身は概ね銃床の中心線上になければならない。床尾板の縦の長さは１０ｃｍ以上、厚さは２ｃｍ以上なければならない。銃床の側面は凹面状等の特殊な形状加工は許されない。

（ｄ）**ピストルの重量**はバランスウエイトおよび空の弾倉を含む全ての装着品を取り付けて量るものとする。

（ｅ）**基準箱**：ピストルは全ての装着品を取り付けた状態で箱に入れて計測される（弾倉付きのエアピストルについては弾倉を外した状態で計測される）。基準箱の許容誤差：０．０mm～１．０mm（全方向）

8.13 **ピストル外形図**

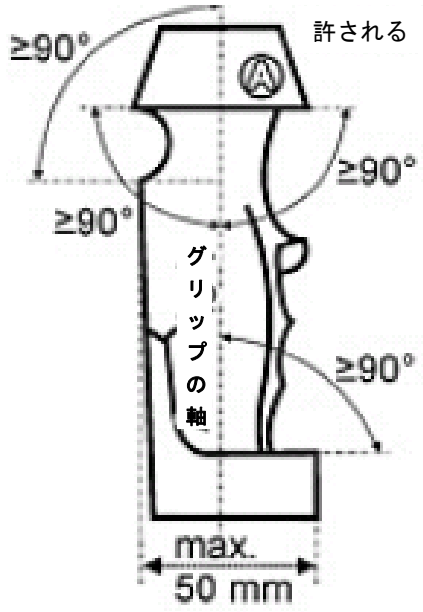

許される

許されない

許されない

２５ｍピストルのみ

グリップの尾部は上方に
４５°以上

手のあたるグリップの上面は
グリップの最深部から後方
３０mm以内

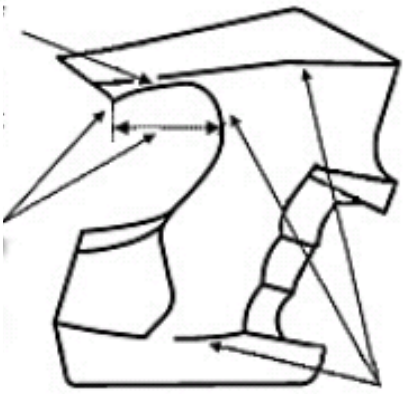

銃軸線に沿った方向の
上下方向のわん曲は
許される

２５ｍリムファイアピストル
２５ｍセンターファイアピストル

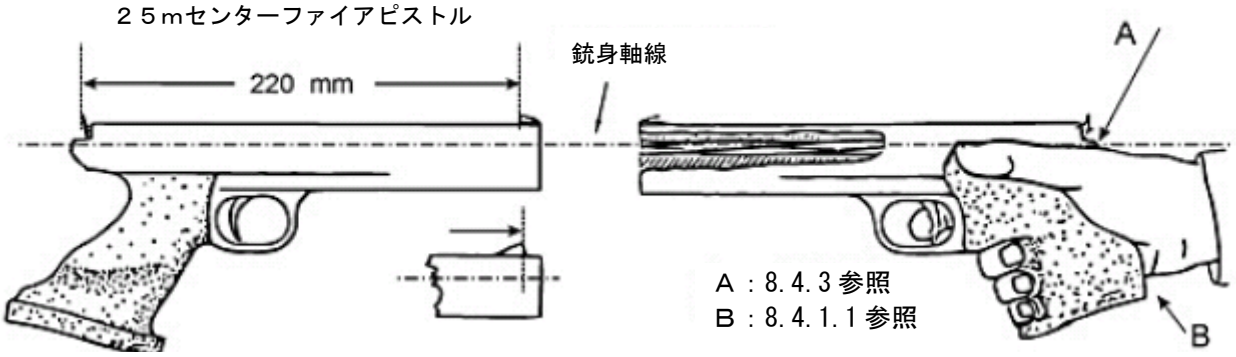

Ａ：8.4.3 参照
Ｂ：8.4.1.1 参照

8.14 **索引** 注：索引は日本語において編集されている

1回の標的出現時に2発撃ち込む－25mピストル／25mセンターファイアピストル 8.8.2.1
1個の標的の故障－25mピストル種目 8.10.2
25mスタンダードピストル－READYポジション 8.7.6.5
25mスタンダードピストル－シリーズのアナウンス 8.7.6.5
25mスタンダードピストル－シリーズの開始－アテンション 8.7.6.5
25mスタンダードピストル－許容できる故障後の採点 8.9.4.5
25mスタンダードピストル－許容できる故障後の手順 8.9.4.5
25mスタンダードピストル－競技を3つに分ける 8.7.6.5
25mスタンダードピストル－号令 8.7.6.5
25mスタンダードピストル－試射シリーズ 8.7.6.5
25mスタンダードピストル－中断したシリーズ 8.8.1
25mスタンダードピストル－特別ルール 8.7.6.5
25mピストル／25mセンターファイアピストル－1回の出現で2発撃つ 8.8.2.1
25mピストル／25mセンターファイアピストル－シリーズの開始－アテンション 8.7.6.4
25mピストル／25mセンターファイアピストル－許容できる故障後の採点 8.9.4.6
25mピストル／25mセンターファイアピストル－許容できる故障後の手順 8.9.4.6
25mピストル／25mセンターファイアピストル－競技を2つに分ける 8.7.6.4
25mピストル／25mセンターファイアピストル－号令 8.7.6.4
25mピストル／25mセンターファイアピストル－試射シリーズ 8.7.6.4
25mピストル／25mセンターファイアピストル－精密ステージ 8.7.6.4
25mピストル／25mセンターファイアピストル－精密ステージでの時間外の発射 8.8.2.3
25mピストル／25mセンターファイアピストル－精密ステージ－完射 8.9.4.6
25mピストル／25mセンターファイアピストル－速射ステージ 8.7.6.4
25mピストル／25mセンターファイアピストル－中断したシリーズ 8.8.1
25mピストル／25mセンターファイアピストル－特別ルール 8.7.6.4
25mピストルの特別規格 8.4.3
25mラピッドファイアピストル－1分間の中断 8.7.6.3
25mラピッドファイアピストル－7秒後に標的が向く 8.7.6.3
25mラピッドファイアピストル－READYポジション 8.7.6.3
25mラピッドファイアピストル－シリーズのアナウンス 8.7.6.3
25mラピッドファイアピストル－シリーズの開始－アテンション 8.7.6.3
25mラピッドファイアピストル－許容できる故障後の採点 8.9.4.5
25mラピッドファイアピストル－許容できる故障後の手順 8.9.4.5
25mラピッドファイアピストル－号令 8.7.6.3
25mラピッドファイアピストル－号令による射撃 8.7.6.3
25mラピッドファイアピストル－試射シリーズ 8.7.6.3

25mラピッドファイアピストル－弾頭速度検査 8.4.4.1
25mラピッドファイアピストル－弾頭速度検査への提出 8.4.4.2
25mラピッドファイアピストル－弾頭速度検査手順 8.4.4.2
25mラピッドファイアピストル－中断したシリーズ 8.8.1
25mラピッドファイアピストル－同一時間シリーズでの再射 8.7.6.3
25mラピッドファイアピストル－特別ルール 8.7.6.3
25mリムファイアピストル 8.4.3.1
25m種目 8.7.6.2
25m種目－15分間以上の中断 8.8.1
25m種目－1個の標的の故障 8.10.2
25m種目－6発以上の装填 8.7.6.2
25m種目－イレギュラーショット（不規則弾痕） 8.8.2
25m種目とステージ－誤射（クロスファイア） 8.8.2.4
25m種目－許容できない故障 8.9.4.2
25m種目－許容できる故障 8.9.4.1
25m種目－許容できる故障か許容できない故障かの決定 8.9.4.3
25m種目－故障（マルファンクション） 8.9.3
25m種目－故障（マルファンクション）-対応 8.9.3
25m種目－故障：中断したシリーズ 8.9.1
25m種目－故障の回数、完射シリーズ 8.9.1
25m種目－故障の原因の決定 8.9.4.3
25m種目－故障の申告 8.9.3
25m種目－試射シリーズでの故障 8.9.3
25m種目－試射シリーズ－故障 8.9.3
25m種目－試射における超過弾 8.8.2.2
25m種目－時間（タイミング） 8.7.6.2
25m種目－時間外の発射弾 8.8.2.3
25m種目－時間外の発射弾－減点 8.8.2.3
25m種目－射撃時間の開始 8.7.6.2
25m種目－装填（ロード） 8.7.6.2
25m種目－弾痕のモニター不表示の申告 8.10.3
25m種目－超過弾 8.8.2.1
25m種目－電子標的の故障 8.1
25m種目－抜弾（アンロード） 8.7.6.2
25m種目－不規則な時間（タイミング）に対する申告 8.8.5
25m種目－不適正な号令 8.8.3
25m種目－不適正な号令－減点 8.8.3
25m種目－不適正な号令後の発射 8.8.3

50mピストル－ハンドカバー 8.4.3.3
50mピストル－口径 8.4.3.3
READYポジション 8.7.2
READYポジション－25m種目 8.7.2
READYポジション－ピストルを保持した腕をあげるのが早すぎた場合 8.7.3
READYポジション－ピストルを保持した腕を十分に下げなかった場合 8.7.3
READYポジション－早すぎる銃の持ち上げ 8.7.3
アクセサリー 8.6
イレギュラーショット（不規則弾痕）－25m種目 8.8.2
グリップ－ピストル規格一覧表および図表参照 8.4.1.1
ケースキャッチャー 8.4.1.5
コンペンセーター 8.12
サイト－ピストル規格一覧表参照 8.4.1.3
スコープ 8.6.1
すべての標的の故障 8.10.1
センターファイアピストル－口径 8.4.4
ピストルサポートスタンド 8.6.3
ピストルの共通規格 8.4.1
ピストルの故障－ジュリー／射場役員への報告 8.9.3
ピストルの故障－ピストルの修理の許容 8.9.2
ピストルの保持 8.7.1
ピストル運搬箱 8.6.2
ピストル規格一覧表参照 8.13
ピストル種目:ピストル種目一覧表参照 8.11
マグナム弾 8.4.4
マズルブレーキ 8.12
ルールの適用範囲（すべてのピストル種目） 8.1.1
ルールの理解 8.1.2
安全 8.2
引金の重さ－射場内の検査用錘－選手の使用 8.4.2.2
引金の重さ－測定 8.4.2
引金の重さ－測定－ランダムチェック 8.4.2.3
引金の重さ－測定－最大3回の試行 8.4.2
右利きの選手－左利きの選手 8.1.3
監的スコープ 8.6.1
基準箱 8.12
許容できない故障－25m種目 8.9.4.2

許容できる故障－25m種目 8.9.4.1
競技の完了－ジュリーによる決定－25m種目 8.9.2
競技ルール 8.7
靴 8.5.6
靴底の柔軟性基準 8.5.6
靴底の柔軟性測定装置 8.5.6
減点－25m種目－超過弾 8.8.2.1
減点－6発以上の装填 8.7.6.2
減点－ピストルを持った腕を十分に低い位置までおろさなかった場合 8.7.4
減点－号令－25m種目 8.8.3
減点－時間（タイミング）－25m種目－申告が正当と認められない場合 8.8.5.1
減点－妨害－正当と認められない場合 8.8.4
故障 8.9.2
故障－25mピストルの修理、交換のための最長時間 8.9.2
故障－25mピストル種目 8.9
故障－ジュリーの認めた25mピストル修理のための延長時間 8.9.2
故障の回数－シリーズの完射－故障－25m種目 8.9.1
故障の種類－25m種目 8.9.4
故障時に使用する書類の様式－TRの索引前参照 6.18
故障－代わりの25mピストル－用具検査 8.9.2
故障－別の25mピストルでの継続 8.9.2
誤射－25m種目の試射 8.8.2.4
左利きの選手－右利きの選手 8.1.3
姿勢 8.7.1
視力矯正レンズ 8.4.1.3
視力矯正眼鏡 8.4.1.3
試射シリーズ－25m種目－故障 8.9.3
試射弾の超過－25m種目 8.8.2.2
時間（タイミング）－25m種目 8.8.5.1
時間（タイミング）－25m種目－申告が正当でない場合 8.8.5.1
時間（タイミング）－25m種目－申告が正当な場合 8.8.5.1
時間延長－25mピストルの修理、ジュリーによる認定－故障 8.9.2
時間外発射－25m種目 8.8.2.3
失格－“LOAD”の号令前の発射 8.7.6.2
失格－“LOAD”の号令前の発射 8.7.6.2
失格－早すぎる銃の持ち上げ（READYポジションから） 8.7.4
射場基準と標的基準 8.3
種目別運営手順および競技ルール 8.7

修理、交換のための最長時間－25mピストル－故障 8.9.2
銃身－ピストル規格一覧表参照 8.4.1.2
銃身軸線－25mピストル 8.4.3
銃身長の測定－25mピストル 8.4.1.2
銃身長の測定－25mピストル規格一覧表参照 8.13
準備と試射時間　10mと50m種目 8.11
準備時間－25m種目 8.7.6.1
準備時間－ピストルの取り扱い、空撃ち、照準練習、試射的 8.7.6.1
準備時間－競技前チェック 8.7.6.1
精密ステージでの時間外の発射－25m ﾋﾟｽﾄﾙ／25m ｾﾝﾀｰﾌｧｲｱﾋﾟｽﾄﾙ 8.8.2.3
選手の集合－準備時間 8.7.6.1
弾痕のモニター不表示の申告－25m種目 8.10.3
弾薬 8.4.4
男子種目 8.1.4
中断－25m種目 8.8.1
中断シリーズ－25mピストル／25mセンターファイアピストル 8.8.1
中断シリーズ－25mラピッドファイアピストル／25mスタンダードピストル 8.8.1
中断シリーズ－25m種目での故障 8.9.1
超過弾－25m種目 8.8.2.1
通則－ピストル 8.1.1
通則－ピストルの故障－交換、修理／報告 8.9.2
電気式引金 8.4.1.4
電子標的／紙標的交換装置の故障 8.1
電子標的の故障－25mピストル種目 8.10.1
動きまたは振動の減衰システム 8.4.1.6
発射－不適切な号令後－25m種目 8.8.3
表－ピストル：図と測定法 8.13
表－ピストル規格 8.12
不適切な号令－25m種目 8.8.3
服装規定 8.5
服装－短すぎる服装 8.5.2
別の25mピストルでの継続－故障 8.9.2
妨害－25m種目 8.8.4
妨害－申告が正当と認められた場合 8.8.4
妨害－申告が正当と認められない場合 8.8.4
妨害－申告が正当と認められない場合－減点 8.8.4
用具と弾薬 8.4

ピストル　ルール
（ＰＲ）
国内適用規定

ビームピストル

注：当規定の条項番号は競技ルール（ＰＲ）の条項番号に対応している。従って当規定の適用に関しては規則の目的を十分把握の上実行されたい。

8.1.1　本規定は国際競技規則（以下規則）の我が国への円滑なる適用、実行をその目的として制定される。競技会の実施にあたって問題等生じた場合、ジュリーは規則の目的に沿った解決、対処にあたらなければならない。規則に明記されない事態が生じた場合、選手に不利とならない公平な解決策をジュリーの責任のもとで採用するものとする。

8.2　我が国には独自の銃砲刀剣類所持等取締法があり、ゆえに他人の銃器の対する不用意な扱いは厳にこれを慎まなければならない。用具検査、安全に関わる事態に限り、規則を尊重する。

8.4　**用具と弾薬**

ピストル競技用具と弾薬の規格については、GTR6.7.7 並びに GTR 国内規定 6.7.7 も参照のこと。

8.4.3-2　ビームピストルの特別規格

8.4.3-2.1　ビームピストルは別に定める「検定基準」に合格したものであり、外観上ビームピストル射撃競技に使用されることが明らかであるものでなければならない。

8.4.3-2.2　競技は、屋内で実施されるものとする。

8.4.3-2.3　ビームピストル射撃競技の公認競技会における射撃距離（標的設置距離）は 10ｍとし、光学的反射を利用した射撃距離を採用してはならない。

8.4.4　**弾薬**

国内では弾薬に関する検査は、実施しない。

8.5　**服装規定**

GTR6.7.6（ISSF ドレスコード）並びに GTR 国内 6.7.6（ISSF ドレスコード国内規定ガイドライン）も参照のこと。

8.5.6　選手の靴の検査については、GTR6.7.7 並びに GTR 国内規定 6.7.7 も参照のこと。

8.6.1　国内では全ての種目で監的スコープが使用できる。

※8.7.1　障害者が競技へ参加する場合について、日常生活において使用する義足については、人工的な支えとはみなさない。

8.7-2　**ビームピストル自由姿勢**

・射撃姿勢は、両手を使用すること及び着席することを含め制限されない。
・据銃姿勢をとるにあたっては、銃を保持するための支持具の使用が認められる。
・銃器を支持具に固定する装置等を有しない限り支持具の形状、設置方法は制限されない。
・支持具を車椅子に取り付けることは認められる。

※8.9.4.3　**故障の原因の決定**

射場役員はその監視のもとに、選手に対して１回だけ引金を引くように指示を行い、引金機構が作動していたかを確かめなければならない。

8.11　　国内実施種目とその競技時間

ピストル種目一覧表（国内適用）

<table>
<tr><th rowspan="2">種目</th><th rowspan="2">男／女</th><th rowspan="2">発射弾数</th><th colspan="2">１枚の標的への撃ち込み数（紙標的のみ）</th><th rowspan="2">紙標的の試射的数</th><th rowspan="2">試射弾数</th><th rowspan="2">採点および紙標的の治痕</th><th rowspan="2">時間制限（ＥＳＴ以外）</th><th rowspan="2">準備および試射時間</th></tr>
<tr><th>G1, G2, G3+</th><th>G3, G4</th></tr>
<tr><td>１０ｍ
エア
ピストル</td><td>男
女</td><td>60
40</td><td>1</td><td rowspan="6">国内適用規定参照</td><td>4</td><td>無制限
「準備および試射時間」内</td><td>審査室にて</td><td>１時間１５分
（１時間３０分）
５０分
（６０分）</td><td>１５分間</td></tr>
<tr><td>５０ｍ
ピストル</td><td>男</td><td>60</td><td>5</td><td>2</td><td>無制限
「準備および試射時間」内</td><td>審査室にて</td><td>１時間３０分
（１時間４５分）</td><td>１５分間</td></tr>
<tr><td>２５ｍ
ラピッドファイア
ピストル</td><td>男</td><td>60</td><td>1
各選手
各ステージ毎に
新標的
（１＋６発毎）</td><td>5</td><td>各ステージにおいて
８秒射５発
１シリーズ</td><td>各シリーズの後</td><td>８秒射、６秒射、４秒射
各２回の５発シリーズ
の合計３０発の
ステージを２回</td><td>３分間</td></tr>
<tr><td>２５ｍ
ピストル</td><td>女</td><td>60</td><td>１５</td><td rowspan="3">1</td><td rowspan="2">各ステージにおいて
５発１シリーズ</td><td rowspan="3">各シリーズの後</td><td rowspan="2">精密ステージ
５分間で５発シリーズ
を６回の合計３０発
速射ステージ
速射で５発シリーズを
６回の合計３０発</td><td rowspan="3">精密
ステージ
５分間

速射
ステージ
３分間</td></tr>
<tr><td>２５ｍ
センターファイア
ピストル</td><td>男</td><td>60</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>２５ｍ
スタンダード
ピストル</td><td>男</td><td>60</td><td>１５</td><td>１５０秒射の
５発１シリーズ</td><td>１５０秒射
２０秒射
１０秒射
各４回の
５発シリーズ</td></tr>
<tr><td>ビームピストル</td><td>男
女</td><td>４０</td><td>1</td><td>－</td><td>－</td><td>無制限
「準備および試射時間」内</td><td>自動採点</td><td>４５分</td><td>１５分間</td></tr>
<tr><td>ビームピストル自由姿勢</td><td>男
女</td><td>２０</td><td>1</td><td>－</td><td>－</td><td>無制限
「準備および試射時間」内</td><td>自動採点</td><td>２５分</td><td>１５分間</td></tr>
<tr><td>ハンドライフル</td><td>男
女</td><td>４０</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>無制限
「準備および試射時間」内</td><td>審査室にて</td><td>６０分</td><td>１５分間</td></tr>
<tr><td colspan="10">注１：準備と試射時間は印刷された開始時刻の前に始まる。
開始以降は、３姿勢種目を除き、本射のみ撃つことが出来る。
注２：表中のＧ１～Ｇ４の表記は、公認競技会の格付規程による。
注３：標的交換設備のない場合の競技時間は、別途競技運営委員会が定める。
注４：多文的を使用する場合、ジュリーが許可した場合を除き、試射的のみに試射を行わなければならない。</td></tr>
</table>

第９章

前装銃規則

９章

1.0	通則	243
2.0	安全規程	243
3.0	射場および標的基準	244
4.0	銃器、用具、弾薬	244
5.0	競技役員	245
6.0	競技種目別運営手順および規則	246
7.0	競技大会開催準備	248
8.0	故障	248
9.0	選手およびチーム役員の行動規定	249
10.0	用具検査	249
11.0	採点準備	249
12.0	同点の順位決定	249
13.0	抗議（プロテスト）と上訴（アピール）	250
14.0	プロトコル：表彰、記録公認	250
15.0	報道との関係	250

1.0　　通則

1.1　本競技規則は、日本における前装銃射撃競技に適用する。

1.2　日本において開催されるすべての競技会（練習を含む）は、日本前装銃射撃連盟（略称ＭＬＳＡ・Ｊ）が承認したものでなければならない。

1.3　本規則に定める事項以外は、「ＧＴＲ、ＲＲ」を準用する。

1.4　競技記録の公認は、日本ライフル射撃協会「競技運営規定の記録公認規程」による。

1.5　本競技は、本来の射撃競技の目的にくわえて、古式砲術の研究と保存、古式銃の学術研究と保存、さらに日本古来の武道精神の修練を目標とする。くわえて、使用する火薬および弾丸の相対的関連性の研究等を併せて行うものである。

2.0　　安全規定

2.1　選手は､つねに危害予防に対し細心の注意を払い､厳重に安全対策を守らなければならない。種手島種目である火縄式前装銃の取扱いに関しては､他の銃に比べて特に操作上の注意が必要と思われるので、各選手はさらに気を配らなければならない。この危害防止のためには、射場内はもちろん、いかなる場合でも、
なんびとも、いつなりとも、直接にその状況を指摘し、ただちに矯正するようにしなければならない。これはすべての前装銃使用者の基本ルールである。

2.2　銃および火薬の安全取扱い規則 10 カ条

2.2.1　銃口は絶対に人のいる方向には向けない。（短筒は特に注意）

2.2.2　弾薬の装てんは、射座のみで行い、しかも、発射直前に行うこと。

2.2.3　不発等の場合は、銃口は標的の方向に向けたまま、射場長に報告し、その処置をすること。

2.2.4　発射後は、必ず抜薬、抜弾を確認すること。

2.2.5　他人の銃は許可なく絶対にふれてばならない。

2.2.6　火縄は適当に長目にし、使用直前に点火し、たえず火薬との接触に注意し、使用後にはただちに消し安全を確かめる。

2.2.7　火薬類は、不時の事故を防ぐため、必ず蓋付きの容器に納め、誘発しないようにすること。

2.2.8　黒色火薬を使用するため、火気には万全の注意をすること。

2.2.9　発射直前まで引き金には指をかけない。

2.2.10　酒気をおびて射場内に立ち入ってばならない。

2.3　危害防止上、火縄式銃砲の射撃操作法を次のようにする。
まず射台の上に丸玉 13 発、装薬容器 14 本、火縄 1 本（先に火をつけ、その先を安全な別の金属容器に入れておく)、口薬入れ容器 1 個、さく杖、せせり、眼鏡ほか最小限度の認められた必要用品を準備する。

2.3.1　火蓋を閉じ銃口を上にして銃を立てる。

2.3.2　火薬を銃口より注ぎ込む。

2.3.3　玉を銃口より入れ、さく杖で一定の圧力を加える。

2.3.4　銃を射台の上におき、火挟みを上げ、火蓋を開き、火皿のくぼみに口薬をみたし、火蓋を閉じ、火蓋の回りのはみでた粉火薬を吹いて散らす。

2.3.5　火縄を容器より取り出し、火先を吹き、火挟みにはさむ。切り火縄、または飛散するような短い火縄を使用してはならない。

2.3.6　銃を持ち上げ、火蓋を切り（開く）、狙い、引き金を弓き、発射する。

2.3.7　発射後、火縄を火挟みより外し、または拾い火先を再度容器に入れる。

2.3.8　銃口より息を吹き込み、残煙が火穴より出るのを確かめる。

2.3.9　弾痕を眼鏡で確認する。

2.3.10　次に 2．3．1～2．3．9 までを繰り返す。

2.3.11　不発時の処理：2：3．6 の段階で不発が発生したら、ただちに射場長に報告し、銃口は標的の方向に向けたままで静かに射台の上におき、火挟みを上にあげ、火蓋を閉めないで、静かに火縄を外し、約 1 分間放置しておき、その後発射の可能性がなくなったことを確認する。

3.0　射場および標的基準

3.1　射場は、次のとおりとする。

3.1.1　50m射場　ＧＴＲ6.4　50m射場に準じる。
ただし標的の高さは、射座の床面の水平面より約１．０ｍ－１．５ｍとし、各姿勢毎には変えない。

3.1.2　25m射場　ＧＴＲ6.4　25m射場に準じる。
ただし標的の高さは、射座の床面の水平面より約 1．4m（±20ｃｍ）とする。

3.2　本競技に使用する標的は、次のとおりとする。

3.2.1　標的の点圏の範囲は、いずれも区画線（黒色で示されているものは黒点）の外縁とする。

3.2.2　種子島標的　（黒点圏 10 点～6 点）

10 点	80mm	5 点	480mm
9 点	160mm	4 点	560mm
8 点	240mm	3 点	640mm
7 点	320mm	2 点	720mm
6 点	400mm	1 点	800mm

3.2.3　２５m精密／５０mピストル標的（ＧＴＲ６．３．４．５）

3.2.4　古式標的は別に定める。

3.2.5　その他、理事会で認めた標的

4.0　銃器、用具、弾薬

4.1　本競技に使用する銃は、原則として口径 20mm以下の火縄式、歯輪式、燧石式、管打式単身発の健全なる機能を有する前装銃とする。

4.2　銃の形状、発射機構等は、銃が製造された当時の固有の原形を保っていること。なお、銃種によってはレプリカ（複製品）を使用できる。

4.3　弾丸は鉛製の円珠とする。特別な銃の場合には別に指定する。

4.4　使用火薬は市販の黒色火楽に限る。

4.5　服装については次に定める。

4.5.1　前装銃競技の射撃操作、姿勢等からして服装規定は特に定めない。

4.5.2　特に射撃姿勢を有利にするような服装、生地の加工、支持装置の取付け等は固く禁じる。

その他の条件はＧＴＲ６．７、ＲＲ７．５に準ずる。

4.5.3　記録射撃には不必要な古道具等の着用はしないこと。

4.5.4　不体裁と思われる服装は慎むこと。

4.5.5　古式砲術競技においてはこのかぎりではない。

5.0　競技役員

5.1　競技会には、通常、競技運営規定の競技役員構成表のとおり役員が構成される。
なお、この役員構成が不充分と思われる場合は、競技委員長、射場長がこれを別に任命することができる。

5.2　競技役員の任務は、当連盟の場合次のとおりとする。

5.2.1　競技委員長（副競技委員長）

5.2.1.1　競技会を掌握し、監督する。

5.2.1.2　競技会が規則に従って開催され、実施されたことを確認する。

5.2.1.3　競技会の中止、停止、または延期の決定、および抗議に関する裁定を行う。

5.2.1.4　競技中に規定のない事項が発生したときに裁定を行う。
この場合その報告を文書で、当連盟理事会に提出すること。

5.2.1.5　副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

5.2.2　総務

5.2.2.1　競技委員長を補佐し、当競技大会の一般事務を処理する。

5.2.2.2　参加者の掌握、会費の収支、必要用具備品の調達等も任務範囲とする。

5.2.2.3　火薬計量および管理（火薬の取扱いには特に留意すること）を行う。

5.2.2.4　記録、整理、順位の決定、成績発表を行う。

5.2.3　射場長（副射場長）

5.2.3.1　競技委員長の指示にもとづき、競技を実施し統轄する。

5.2.3.2　射撃線での勤務員を指揮する。

5.2.3.3　射撃線内の違反事項等を処理する。

5.2.3.4　危害予防については万全の注意をはらい、必要な矯正を行う。

5.2.3.5　副射場長は、射場長を補佐する。

5.2.4　審査委員および審査員

5.2.4.1　標的の配布、管理および審査の実務を行う。

5.2.4.2　審査関係全般を管理し、審査が敏速にまた正確に実施されるように努める。

5.2.5　用具検査長（用具検査員）

5.2.5.1　競技開始前に全銃について安全性の面からの点検を行う。特に引き金装置の安全度、火皿薬室まわりおよび尾栓を含めての安全性等に重点を置き検査する。なお、各銃が固有の原形を保っているか否かについても点検する。

5.2.5.2　銃腔経、使用弾丸に対する使用火薬量の是非等も、確認条件とする。

5.2.5.3　もし銃の故障が発見された場合には、その銃の使用は認めない。
ただし，競技の運営にさまたげにならない時間内に修理ができる場合には、ただちに修理を行わせ、再検査を受けさせ、競技を継続させて良い。

6.0　競技種目別運営手順および規則

6.1　姿勢

6.1.1　立射姿勢

6.1.1.1　選手は両脚でたち、銃は両手と頬づけで支える。

6.1.1.2　あるいは前方の腕の上腕または肘を、胸および腰の上においた姿勢で銃を支えてもよい。この場合，腰は前の方に突き出す姿勢になる。

6.1.2　立射姿勢（短筒）

6.1.2.1　選手は両脚で立ち、銃は片手で持ち、その手で発射しなければならない。特殊な形状の握部や、特別な方法により銃が支持されるようなものの使用は許されない。腕輪、時計、包帯やそれに似たもので銃の支持になりそうなものは、銃を持つ手や腕につけてはならない。

6.1.3　膝射姿勢

6.1.3.1　選手は折り曲げた後方の足の上にすわり､尻を地面または敷物およびニーリング･ロール（ＲＲ７．５．８．５参照）につけてばならない。地面に接触する部分は、右利き選手の場合、右足の先と、右膝と、左足だけである。銃は両手と頬づけで支える。

左の肘は、左膝の上に乗せる。そのとき肘の先端部は膝蓋骨（膝皿）より先に１０ｃｍ以上出してはいけない。

ニーリング・ロールは右足首の下にだけ使用できる，しかし、この場合、腫からつま先までの線が、床の平面に対し 45° 以上傾いてはならない。選手の尻と、尻をおく足の腫との間に、ズホン生地以外のものがはさまっていてはならない。

6.1.4　伏射姿勢

6.1.4.1　前装銃競技の一部の種目で行われるが、詳細はＲＲ７．６．１．１を準用する。

6.1.5　古式砲術姿勢（別に定める）

6.2　これらいずれの射撃姿勢においても、選手は障壁、机等から明らかにはなれてその姿勢をとらなければならない。

なお、近代銃等に使用されるスリング、パーム・レスト等の補助支持器具は、古式の保存を趣旨とするこれら前装銃競技にはその使用をかたく禁じる。

6.3　競技種目、方法、時間

6.3.1　競技の種類は、個人競技と団体競技の 2 種類とする。

団体競技における 1 団体の選手数は 3 名または 2 名とする。

6.3.2　競技の種目は次のとおりとする。

6.3.2.1　50m競技

イ、種子島（立射）10 発競技

ロ、種子島（膝射）10 発競技

八、種子島中筒（10 匁級、自由姿勢）10 発競技

二、燧石（立射）10 発競技 10 発競技

ホ、管打（立膝、伏射））10 発競技

ヘ、ペッテルリー（自由銃）（立射）10 発競技

6.3.2.2　25m競技

イ、短筒（火縄、燧石）（立射））10 発競技

ロ、短筒（管打式）（立射）10 発競技

6.3.2.3　その他古式砲術を含め理事会で認めた種目

6.3.3　使用標的

イ、種子島標的

ロ、２５m精密／５０mピストル標的：ＧＴＲ６．３．４．５

6.3.4　上記の種目については、13 発を 30 分で競技しその上位点 10 発で順位をきめる。

その他古式砲術を含め理事会で認めた時間

6.4　運営手順

6.4.1　射場長は、原則として射撃開始前にクリーニング・ショットを行わせる。

6.4.2　選手は、射撃開始 10 分前までに射畢親に集合するものとする。標的はこの時点にはすでに張ってあること。

6.4.3　射場長は「射撃開始」の号令をかける。この瞬間より計時が始まる。

6.4.4　「射撃中止」、または「射撃終了」の号令があった場合、ただちに火縄を火挟より外し、火先を安全な容器に入れ、火蓋を閉し、銃を安全な状態にして台上に置かなければならない。「一時中上」の場合は次の「開始」の合図を待ち、「終了」の場合は標的交換の動作に入る。

6.4.5　選手が射撃時間中に射座をはなれるとき、必ず銃は前条の安全処置をとった上で射場長に申し出て、許可を得てからはなれなければならない。

6.4.6　標的の交換は、必ず射場長の指令により行うものとする。

6.4.7　規定の玉数は、明瞭にわかるように容器に入れ、机上に必ずおいておかなければならない。余分の玉は後方に収納しておくこと。

もし机上の玉が紛失等して、補給の必要のある場合等は、必ず射場長の許可を得ておこなうこと。

この規定は使用装薬についても同様に取り扱う。

6.5　規則違反と懲戒規定

6.5.1　選手は本規則に精通し、競技に参加したことによって、規則違反した場合に加えられる罰則に服従することを、承諾したものとみなす。

6.5.2　次の行為をした個人および団体は、失格または退場処分を受ける。

6.5.2.1　所定の申込手説きを行わないで競技に参加したとき。

6.5.2.2　故意に競技規則に違反したと認められたとき。

6.5.2.3　競技会の秩序を乱し、役員の制止に応じないとき。

6.5.3　選手は本規則に定めてない事項でも、本規則の精神に反すると認められる場合は、ペナルティあるいは失格を命じられることがある。

6.5.4　本規則に違反した場合、その程度により下記のとおりとする。

6.5.4.1　初めは注意を受ける。

6.5.4.2　なおかつ反省されない場合は、ペナルティ 2 点をとられる。

6.5.4.3　まだ反省されない場合は、失格となる。

6.6　黒色火薬の装薬量は、各銃腔径に対し、おおむね次のとおりとする。

銃腔径	（銃の玉目表示）	装薬量
ｍｍ	匁、分玉（mm）	ｍｇ
6.0	2分玉（5.1）	0.8
7.0	5〃（6.9）	1.1
8.0	8〃（8.1）	1.4
9.0	1匁玉（8.7）	1.7
10.0	1.5〃（10.0）	2.0
11.0	2〃（10.9）	2.3
12.0	2.5〃（11.8）	2.6
13.0	3〃（12.5）	2.9
14.0	4〃（13.8）	3.2
15.0	5〃（14.9）	3.5
16.0	6〃（15.8）	3.8
17.0	7〃（16.6）	4.1
18.0	9〃（18.1）	4.4
19.0	10〃（18.7）	4.7
20.0	12〃（19.9）	5.0

7.0　競技大会開催準備

7.1　競技参加の申込みは、所定の手続きにより期日までに行わなければならない。

7.2　競技会へ参加できる資格は、銃刀法ならびに火取法上の適性資格者で、本連盟の定める講習会受講者で、最低基準に達している者でなければならない。短筒競技参加者は、種子島銃の段級審査規定の初段以上の有段者で、本連盟の理事会で審査の上、認めた者に限る（競技運営規定の段級審査規程による）。なお、当理事会で特別に認められた者は、この限りではない。

7.3　参加者が多く、競技時間内に終了しない場合は、予選を行うことがある。また別に定める段級規程により制限することがある。

7.4　射座の配分は、原則として抽選により決定する。ただし大口径銃を併せて競技するような場合、または異なった姿勢等を同時に行う場合等は、競技委員長が特に射座割当てを指定することもある。

7.5　銃ならびに服装検査は、原則として競技開始前に行う。必要のある場合は、競技中にも実施する。

8.0　故障

8.1　射撃中、銃、弾薬に故障があった時は、規定の連射時間中に故障を排除し、射撃を継続してもよい。ただし試射は許されない。

8.2　射撃中に銃を変えて射撃を行うことはできない。

8.3　射撃中、火薬、玉等の装てん間違いの場合、射場長の許可を得てすみやかに銃腔内をクリヤーにする。この場合の玉の処理は規定弾数には数えない。

8.4　選手の責任によらない事故により、射撃が 3 分以上中断された場合、射場長はたたちに競技委員長ほか関係部門に連絡し、中断相当の時間を延長する。

9.0　選手およびチーム役員の行動規定

9.1　通則（ＧＴＲ６．１２参照）

9.2　その他ＧＴＲ６．１２．１～６．１２．４に準じる。

9.3　コーチング

9.3.1　選手が射座にいる場合には、コーチングは受けられない。コーチングを行い、または受けた者は、ペナルティもしくは退場させられることがある。コーチは射座にいる選手に、射撃競技以外の日常の要件等を射場役員を通じて伝えることができる。選手は射場役員に断り、自ら射座を離れ、後方にいるコーチ等と話をすることができる。

10.0　用具検査

10.1　ＧＴＲ６．７に準じる。

10.2　競技開始前に用具検査係は銃その他の用具を検査し、安全基準に合致していることを確認しなければならない。選手は、疑問の生じるような用具や付属品も含めて、銃および用具類の公式な検査を受けて承認を得る責任を負う。

10.3　許可を受けた銃用具類には検定シールを貼付しなければならない。

10.4　認可を受けた銃用具類には、競技開始前また競技中には、4.0 に反するようないかなる改変をも加えてはならない。

10.5　もし改変に疑問が生じた場合は、用具検査係の再検査と認可を受けなおさなければならない。

10.6　用具類の認定はその検査が行われた競技のみに有効である。

11.0　採点手順

11.1　標的の審査は、原則として、誰の的かわからないように、所属、氏名等を覆った状態で行う。

11.2　弾痕の中心が、圏線の外返上にあった場合、または中心に近い場合には上位点を与える。この判定には透明ゲージまたはプラグ・ケージ等を用いて行う。採点は 13 発を発射し、その内上位 10 発を採点する。

11.3　選手がとなりの標的を撃った場合は、ただちに射場長に報告しなければならない。そしてその得点よりペナルティとして 2 点減点となる。もし報告のなかった場合には、0 点とする。

11.4　射撃時間内に射撃し終わらなかった弾数は無効とする。挑弾であることが明瞭な弾痕は無効とする。

12.0　同点の順位決定

12.1　成績が同点の場合の順位は、次のとおり決める。

12.1.1　個人の場合　　1 位～4 位

イ、10, 9, 8 点・・・・の順で数の多い方を上位とする。

ロ、それでも決まらない場合は、最低点（採点上の 10 発目）の弾痕が標的の中心点に近いものの方を上位とする。

八、次は、10 発グルーピングの小さい方を上位とする。

12.1.2　団体の場合　　1 位～4 位

チームのメンバーの得点で最高と最低の差の少ないほうを上位とする。

12.1.3　個人１位～4 位、団体 1 位～4 位以下の同点は同順位とし、その数だけ次の順位を空位とする。

13.0　抗議（プロテスト）と上訴（アピール）

13.1　抗議は射撃終了後 60 分以内に書面をもって競技委員長に提出する。
提出者は、抗議の要点、その理由、および所属、氏名、役職を記入すること。競技委員長はただちに、射場長ほかジュリーを招集し、審議の上裁決するものとする。
弾痕の判定については抗議することができない。

14.0　プロトコール：表彰、記録公認

14.1　日本ライフル射撃協会、競技運営規定の記録公認規程による。

15.0　報道との関係

15.1　ＧＴＲ６．４．２参照

第 10 章

ＩＳＳＦドレスコード

選手、コーチ、役員の服装に関する
ＩＳＳＦレギュレーション

ＩＳＳＦルール　ＧＴR6.7.6

公式スポーツ行事に適したマナーに則った服装で射場に現れることは選手、コーチおよび役員の責任である。選手と役員の服装はＩＳＳＦドレスコード（ＩＳＳＦ本部に用意してある）を遵守しなければならない。

このＩＳＳＦルールは、この文書で規定されるＩＳＳＦドレスコードを根拠としている。

1　**通則**

全てのスポーツは自身が大衆やメディアに提供するイメージに影響を受ける。特にオリンピックスポーツでは、選手や役員がプロフェショナルなイメージを提供し、そのスポーツの誉れとなっているかによって判断をされる。射撃のスポーツとしての成長および新たな参加者やファンを引きつけることの可能性は、オリンピックムーブメントにおけるその将来の地位と同様、選手や役員が大衆やメディアにどのように映るかによって大いに影響を受ける。ＩＳＳＦは、6.7.6 の実行のための特別の規定およびガイドラインを提供するためにＩＳＳＦドレスコードを発行した。

2　**選手の服装規定**

2.1　練習、予選、本選、ファイナルで選手が着用する全ての服装は、国際的なスポーツの競技大会に参加する選手として適切なものが着用されなければならない。この服装はオリンピックスポーツのアスリートとしての射撃選手の良いイメージを伝えなければならない。

2.2　表彰式やその他のセレモニーでは、選手は公式ユニフォームまたは公式トレーニングウエア（上下は練習やウォームアップ用のユニフォームでスポーツ靴を履く）の着用を要求される。団体戦では全チームメンバーは適切なナショナルユニフォームを着用しなければならない（6.7.6.2)。

2.3　ライフル選手は、7.5 に記載されたライフル服装規定を遵守しなければならない。射撃ズボンおよび射撃シューズを着用しない場合、競技会での服装はこのＩＳＳＦドレスコードを遵守しなければならない。

2.4　ピストル選手は 8.5 に記載されたピストル服装規定を遵守しなければならない。

2.5　ショットガン選手は 9.12.1 に記載されたショットガン服装規定を遵守しなければならない。

2.6　ＩＳＳＦライフル、ピストル、ショットガン服装規定が意図するところは、競技会では選手は各国、各国オリンピック委員会、各国競技団体の色やエンブレムを含んでいたり付いているスポーツタイプの服を着なければならないということである。競技中に着用する適切な服装には、各国競技団体や各国オリンピック委員会が支給したトレーニングスーツ、トラックスーツ、ウォームアップユニフォームなどが含

まれる。

2.7　競技中や表彰式で着用が禁止される衣服はブルージーンズ、ジーンズまたはスポーツに適さない色の似たようなズボン、迷彩柄の衣服、ノースリーブのシャツ、短すぎる半ズボン（膝上１５ｃｍ以内：6.7.6.1 参照）、ほつれた切り口の半ズボン、全てのタイプのサンダル、つぎあてや穴のあいているズボン、スポーツに適さないまたは不適切なメッセージ（宣伝の禁止：6.12.1 参照）の書かれたシャツやズボンが含まれる。スポーツに適した色とは各国のユニフォームの色のことである。ナショナルカラーを身につけない場合、避けるべきスポーツに適さない色とは、迷彩柄、格子柄、カーキ色、オリーブ色、褐色である。

2.8　衣服の着替えは指定された場所で行わなければならず、競技場内（射座や射場内）では禁止される。

2.9　全ての服装は、メーカーおよびスポンサーマークの表示に関するＩＳＳＦ商業上権利、スポンサーシップ、広告ルールを遵守しなければならない。

3　役員の服装規定

3.1　ＩＳＳＦドレスコードはＩＳＳＦジュリーや射場役員やショットガンレフリーを含む各国の技術役員にも適用される。

3.2　競技役員はその責務に対するプロフェショナルとしての本質を反映するような服装を着用しなければならない。職務中のジュリーは赤のジュリーベスト（ＩＳＳＦ本部で購入できる）を着用しなければならない。職務中のショットガンレフリーは青のレフリーベスト（ＩＳＳＦ本部で購入できる）を着用しなければならない。

3.3　競技役員は、2.7 に記述されている禁止された服装を着用することはできない。

4　カメラマンやＴＶカメラマンの服装規定

4.1　派遣されるカメラマンやＴＶカメラマンが競技場に立ち入る際には、公衆の面前で働いているとの観点から、ＩＳＳＦドレスコードを尊重しなければならない。

4.2　カメラマンやＴＶカメラマンは、ノースリーブのシャツ、ほつれた切り口の体操またはランニング半ズボンを着るべきではない。半ズボンをはく際には靴下と靴をはかなければならない。

4.3　競技場内で仕事をするカメラマンは、ＩＳＳＦの発行する、カメラマン用の公式ビブベストを着用しなければならい。カメラマンベストにはＩＳＳＦロゴマークが付けられ、ＩＳＳＦロゴマークよりも大きくないスポンサーマークを１つ入れることができる。カメラマンベストには番号が入れられており、それによってフォトコーディネーターやテクニカルデレゲートがカメラマンの個別認識ができるようになっている。

4.4　競技場内で仕事をするＴＶカメラマンは、ＴＶカメラマン用の公式ビブベストを着用しなければならい。ＴＶカメラマンベストにはＩＳＳＦロゴマークが付けられ、

その前後には容易に見分けのつく番号が入れられており、それによってＴＶカメラマンの個別認識ができるようになっている。

4.5　カメラマンとＴＶカメラマンは、競技場内で仕事をするときは、広告表示の入った他のベストやジャケットを着ることはできない。

5　施行手順

5.1　ＩＳＳＦ用具検査、ライフル、ピストル、ショットガンジュリーはＩＳＳＦ服装規定およびＩＳＳＦドレスコードを守らせる責任がある（6.7.6.3)。

5.2　ＩＳＳＦ選手権大会の期間中、ＩＳＳＦジュリーは１回目の違反から違反を正す事を求める文書警告を与える。文書警告を受けた選手が服装違反を正す（服装を換える）ことがない場合、失格となる。ジュリーは、通常、用具検査や練習中に警告を与える。ジュリーは、着替えのための十分な時間がない場合、着替え前に選手に事前練習シリーズやステージ（ショットガンと２５ｍピストル）をする許可を与えることができる。いかなる選手も本選またはファイナルの競技または表彰式に不適切なまたは禁止された衣服を着たままで参加することは許されない。

5.3　競技前および競技中に、ジュリーはドレスコードまたは広告表示違反の通知および違反の矯正要請のために、ＩＳＳＦドレスコード／広告表示違反警告書（ＧＴＲの章末の様式の中にある）を使用することになる。

第 11 章

ガイドライン

ＩＳＳＦドレスコード　国内規定（ガイドライン）
選手の服装に関するルールＩＳＳＦ６．７．６

【経緯】

ＩＳＳＦにおいては、２００９年１月よりドレスコードを改正し、適用しているところであり、当協会においてはＩＳＳＦドレスコードの主旨と、日本国内の競技環境等を勘案して、次の運用を行うこととした。

１．対象となる競技会は、公認競技会の格付規程に定めるグレード１、グレード２，格上グレード３の競技会とする。

２．適用範囲は、射座、役員通路、表彰会場とする。

３．競技中や表彰式で着用が禁止される衣服はブルージーンズ、またはスポーツに適さない色の似たようなズボン、カモフラージュ柄の衣服、ノースリーブのシャツ、短すぎる短パン、ほつれた切り口の短パン、全てのタイプのサンダル、つぎあてや穴のあいているズボン、スポーツに適さないまたは不適切なメッセージの書かれた短パンやズボンが含まれる。なお、チノパンツ、ブルー以外の色のジーンズについては当面の間は可とする。

４．当協会の公認する競技会のジュリーや射場役員を含む技術役員に対しては、総務委員会が平成 23 年 12 月 1 日付けで定めた「役員の公式ユニフォームについて」が適用される。

総務委員会　　平成 23 年 12 月 1 日

役員の公式ユニフォームについて

本年４月１日より適用をしている「服装に関するルール ISSF6.4.2.1 国内規定」の４項において、競技会ジュリーや役員の服装は「公式ユニフォームまたは適切な服装を着用しなければならない」と定めているが、公式ユニフォームの具体的内容を以下のとおりとする。協会主催の競技会にジュリーや役員として出役する際のドレスコードとして適用する。

上着　　紺または黒のブレザー
スラックス　グレーのスラックス
ネクタイ　　協会指定のネクタイ
エンブレム　協会指定のエンブレム
バッジ　　協会バッジ

ただし、夏季並びに業務の都合上、上記服装では支障がある場合は、主催者作成のポロシャツや T シャツを着用しても差し支えないものとするが、開閉会式や代表者会議ならびに表彰式に参列する際は公式ユニフォームとする。

以上

総務委員会からのお知らせ　　平成24年5月26日

役員のドレスコードについて追加事項

標記ドレスコードについて、以下の内容を追加いたします。

記

1, ドレスコードの対象試合を、G2以上とする。
2, 夏季のクールビスを可とする。（上着、ネクタイ無し、シャツは襟付きのもの）
ただし大会表彰式等の式典では、大会委員長・TD・ジュリー団は、協会指定の服装で臨むこと。
3, 女性のスカートは可とする。（色はグレーまたは紺色とする）

以上

競技運営に関する国内規定ルール６．７．７（ガイドライン）

競技会での銃砲所持許可証他の取扱についての国内規定の説明

国内規定　6.7.7　:**「競技会に参加する選手は、用具検査において、会員証、銃砲所持許可証、火薬類譲受許可証、選手手帳を持参しなければならない。以下省略。」**に関するガイドラインを以下に定める。

１．競技会開催時に実施される検査において必要とされる物は次のとおりとする。

①　銃砲所持許可証

銃砲所持許可証、年少射撃資格者の場合は年少射撃資格認定証と年少射撃監督者の銃砲所持許可証の両方、省庁銃については所属長の発行する携帯証明書

年少射撃監督者が自身の指導用空気銃、指導用空気けん銃を使用して競技会に参加することは認めない。

猟銃等製造事業の許可、猟銃等販売事業の許可による銃砲を使用しての競技会参加は認めない。

②　日ラ会員証

日ラ会員証を忘れた場合は、当該選手の所属する加盟団体の責任者による確認が取れた場合については、競技会参加を認める。

③　選手手帳・実包の帳簿

選手手帳を忘れた場合は、注意したうえで、競技会参加を認める。ライフル銃を使用する者で選手手帳を、銃刀法第 10 条の５の２に定める実包の帳簿としている者は、消費実績を射場管理人等から受けること。また、選手手帳以外に火薬の帳簿を持つ者は、消費実績を射場管理人等から受けること。

④　火薬類譲受許可証

火薬類譲受許可証を忘れた場合は、注意したうえで、競技会参加を認める。

●ライフル射撃競技規則集－（第２巻）

（２０１３年改訂）　　不許無断転載

昭和５７年　４月　１日　　第１刷発行
昭和５７年　９月　１日　　第２刷発行
昭和５９年　９月　１日　　第３刷発行
昭和６１年　８月　１日　　第４刷発行
平成　２年　３月　１日　　第５刷発行
平成　６年　２月　１日　　第６刷発行
平成　６年１２月　１日　　第７刷発行
平成　９年　１月　１日　　第８刷発行
平成　９年　６月　１日　　第９刷発行
平成１１年　１月　１日　　第１０刷発行
平成１２年　４月　１日　　第１１刷発行
平成１３年　１月　１日　　第１２刷発行
平成１４年　１月　１日　　第１３刷発行
平成１５年　４月　１日　　第１４刷発行
平成１７年　４月　１日　　第１５刷発行
平成２１年　４月　１日　　第１６刷発行
平成２３年　２月２６日　　第１７刷発行
平成２５年　　月　　日　　第１８刷発行

編　集　社団法人日本ライフル射撃協会
発行人　坂本　剛二
東京都渋谷区神南１丁目１番１号
岸記念体育会館内
電話・東京（３４８１）２３８９（直通）
Ｆａｘ（３４８１）２３９２
印　刷
定　価　　￥　　（消費税込，送料別）